

第3章

參考資料編

目次

I 補装具関係通知集

1	福島県補装具費支給に係る判定事務取扱要領	193
	(平成18年10月1日付け 福島県障がい者総合福祉センター所長通知)	
2	「福島県補装具費支給に係る判定事務取扱要領」別表1の読み替表について	253
	(令和6年6月13日付け 福島県障がい者総合福祉センター所長通知)	
3	補装具費支給事務取扱指針	257
	(平成30年3月23日付け 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	
4	補装具費支給事務取扱要領	281
	(平成30年3月23日付け 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知)	
5	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について	
	(平成19年3月28日付け 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長、障害福祉課長連名通知)	
		359
6	介護扶助と障害者自立支援法に基づく自立支援給付との適用関係等について	
	(平成19年3月29日付け 厚生労働省社会・援護局保護課長通知)	
		365

II Q & A / 事務連絡

(厚生労働省)

1	H20. 05. 14	補装具関連Q & A	369
2	H22. 10. 29	補装具支給に係るQ & Aの送付について	371
3	H25. 03. 15	難病患者等における地域生活支援事業等の取扱いに関するQ & A	383
4	H26. 03. 31	補装具費支給に係るQ & Aの送付について	401
5	H27. 03. 31	補装具費支給に係るQ & Aについて	405
6	H30. 01. 16	補装具費支給制度における借受けの導入に係る留意事項について	413
7	H30. 05. 11	補装具費支給に係るQ & Aの送付について	419
8	R2. 03. 31	「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準の改正」に係るQ & A	425
9	R2. 03. 31	「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品」に係るQ & A	431
10	R3. 03. 31	「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準の改正」に係るQ & A	439
11	R3. 03. 31	「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品」に係るQ & A	441
12	R4. 03. 31	補装具費支給に係るQ & Aの送付について	447
13	R5. 01. 06	補装具費支給に係るQ & Aの送付について	449
14	R6. 06. 21	補装具費支給に係るQ & Aの送付について	453

福島県補装具費支給に係る判定事務取扱要領

福島県障がい者総合福祉センター

1 目的

身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条に規定する特殊な疾病に該当する難病患者等に対する補装具費の支給に係る判定事務については、補装具費支給事務取扱指針（平成30年3月23日付け障発0323第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「指針」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによることとし、補装具費判定事務の適正化及び迅速化に資することを目的とする。

2 要否判定の区分

(1) 福島県障がい者総合福祉センター（以下「センター」という。）の判定を必要とする補装具

ア 新規支給

義肢、装具、姿勢保持装置、補聴器、車椅子（モジュラー式及びオーダーメイド式）、電動車椅子（標準形）、電動車椅子（簡易形）及び重度障害者用意思伝達装置に係る新規支給

イ 再支給

(i) 骨格構造義肢、電動車椅子（標準形）及び電動車椅子（簡易形）に係るすべての再支給

(ii) 構造義肢、装具、姿勢保持装置、補聴器、車椅子（モジュラー式及びオーダーメイド式）及び重度障害者意思伝達装置に係る医学的所見を必要とする再支給（ただし、車椅子（モジュラー式及びオーダーメイド式）については、別表1「車椅子の再支給又は修理に係る判定・判断区分表」（以下「別表1」という。）において、「区分1」に掲げるものに限る。）

なお、医学的所見を必要とする再支給とは、再支給にあたって障がい状況の変化等に伴い医師の診察を必要とする場合又は処方内容の変更を希望する場合をいう。

ウ 修理

上記アに掲げる補装具に係る医学的所見を必要とする修理（ただし、車椅子（モジュラー式及びオーダーメイド式）及び電動車椅子（簡易形）の車椅子本体部分に係る修理については、別表1において、「区分1」に掲げるものに限る。）

なお、医学的所見を必要とする修理とは、修理にあたって障がい状況の変化等に伴い医師の診察を必要とする場合又は修理により補装具の名称が支給時と異なるものになる場合等をいう。

(2) センターの判定を必要としない補装具

ア 市町村が、身体障害者福祉法第15条第1項に基づく指定医その他の医師（指針第2の2の2-1の(4)のイに定める医師並びに保健所の医師又は難病法第6条第1項に基づく指定医。以下「指定医等」という。）が作成した補装具費支給要否意見書（以下「意見書」という。）で判断できる補装具

(イ) 義眼、眼鏡及び歩行器に係る新規支給、再支給又は修理（いずれも医学的所見を必要とするものに限る。）

ただし、同一種目につき、2個分を同時に支給する場合又は2個目の支給をする場合は、センターの判定を必要とする。

(ロ) 車椅子（モジュラー式及びオーダーメイド式）に係る医学的所見を必要とする再支給又は修理（ただし、別表1において「区分2」に掲げるものに限る。）

(ハ) 電動車椅子（簡易形）の車椅子本体部分に係る医学的所見を必要とする修理（ただし、別表1において「区分2」に掲げるものに限る。）

(リ) 車椅子（レディメイド式自走用及びレディメイド式介助用かつ機構加算のあるもの）に係る新規支給及び医学的所見を必要とする再支給又は修理（別表1において「区分1」及び「区分2」に掲げるものとする。）

イ 市町村が申請書等で要否判断できる補装具

(ア) 視覚障害者安全つえ、歩行補助つえ、車椅子（レディメイド式介助用のうち機構加算のないもの）の新規支給、再支給又は修理

(ロ) 殻構造義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子（上記(ア)以外の車椅子）、歩行器、義眼、眼鏡、補聴器及び重度障害者用意思伝達装置に係る医学的所見を必要としない再支給（車椅子については、別表1において、「区分3」に掲げるものとする。）

(ハ) すべての補装具に係る医学的所見を必要としない修理（人工内耳に係る人工内耳用音声信号処理装置修理を含む）

3 要否判定・判断の方法

(1) センターが行う要否判定

センターの判定を必要とする補装具については、来所若しくは巡回相談会における判定（以下「相談会判定」という。）又は意見書による判定（以下「書類判定」という。）を行うが、その実施区分は次のとおりとする。

ア 相談会判定のみ行う補装具

骨格構造義肢、電動車椅子（標準形）及び電動車椅子（簡易形）

イ 原則として相談会判定を行うが、相談会に出席できないやむを得ない事由がある場合に書類判定を行う補装具

殻構造義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子（モジュラー式及びオーダーメイド式）及び重度障害者用意思伝達装置（必要に応じて実態調査を行う。）

ウ 原則として書類判定を行うが、申請者が希望する場合に相談会判定を行う補装具
補聴器

(2) 市町村が行う要否判断

ア 上記2の(2)のアに規定する補装具については、意見書により要否を判断すること。（（ア）のただし書きの場合を除く。）

なお、市町村において判断が困難な場合又は申請者が相談会判定を希望する場合は、センターに相談すること。

イ 上記2の(2)のイに規定する補装具については、申請者の障がい程度や生活状況を確認のうえ要否の判断を行うこと。

4 判定依頼

(1) 手続

市町村は、センターの判定を必要とする補装具費支給の申請があったときは、判定依頼書（様式第1号）に見積書（写）を添付し、かつ、次の書類を必要に応じ添付してセンター所長に提出すること。

なお、相談会判定の依頼は、相談会開催日の10日前までに行うこと。

また、難病患者等に対する迅速判定（指針第2の2の2-3の(1)に規定する判定）の依頼を行うときは、判定依頼書等の必要書類に加え、迅速な支給が必要であると認められる医師の診断書を添付し、あらかじめセンターに連絡の上、速やかに判定依頼を行うこと。

ア 意見書

イ 補装具費支給に係る借受けに関する調査書（様式第2号の1）

- ウ 車椅子等調査書（様式第2号の2）
- エ 車椅子の寸法表（相談会判定の場合に限り、電動車椅子（簡易形）の本体車椅子を含む。
様式は任意。）
- オ 車椅子等支給に係る介護保険調査書（様式第2号の3）
- カ 重度障害者用意思伝達装置調査書（様式第2号の4）
- キ 特例補装具費支給申請理由書（様式第6号）
- ク 診断書（様式第8号）

(2) 意見書の様式

意見書は次の補装具ごとに作成するものとし、その様式は別紙のとおりとする。

- ア 裝置構造義手 (様式第3号の1)
- イ 装置構造義足 (様式第3号の2)
- ウ 下肢装具・靴型装具・歩行器 (様式第3号の3)
- エ 上肢装具 (様式第3号の4)
- オ 体幹装具 (様式第3号の5)
- カ 姿勢保持装置 (様式第3号の6)
- キ 車椅子 (様式第3号の7-1)
- ク 車椅子（心臓機能障がい者用） (様式第3号の7-2)
- ケ 車椅子（呼吸器機能障がい者用） (様式第3号の7-3)
- コ 車椅子（平衡機能障がい者用） (様式第3号の7-4)
- サ 電動車椅子（標準形） (様式第3号の8-1)
- シ 電動車椅子（簡易形） (様式第3号の8-2)
- ス 補聴器 (様式第3号の9)
- セ 義眼・眼鏡 (様式第3号の10)
- ソ 重度障害者用意思伝達装置 (様式第3号の11)

5 判定・判断基準

要否の判定又は判断を適正かつ公平に行うため、補装具の判定・判断基準を別表2のとおり定める。

6 判定書の交付

市町村より判定依頼を受けた場合センターは、要否判定の結果を判定書（様式第4号）により市町村に通知する。

7 検収

センターの判定に基づき製作し、又は修理した補装具の検収は、補装具製作業者（以下「業者」という。）が申請者に補装具を引渡す前に、当該補装具が判定のとおり製作されているか、次により確認する。

(1) 検収を行う補装具

センターが判定した義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子（レディメイド式を含む）

(2) 検収の方法

原則としてセンター内で行うが、業者が相談会での検収を希望する場合は、相談会場での検収を認める。ただし、検収を希望する補装具が相談会判定を受けたものの場合、適合判定と同一日の検収は認めない。

8 適合判定・確認

製作し、又は修理した補装具の適合判定・確認は、次により行う。

(1) センターの判定に基づき製作し、又は修理した補装具の適合判定

ア 適合判定を行う補装具

義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子（レディメイド式を含む）及び重度障害者用意思伝達装置

イ 適合判定の方法

(ア) 相談会判定で製作し、又は修理した補装具は、センターの検収後に、来所又は巡回相談会において医師が判定を行う。

(イ) 書類判定で製作し、又は修理した補装具は、センターの検収後に、意見書を作成した指定医等が判定を行う。

なお、判定を行った指定医等は、判定結果を補装具適合判定意見書（様式第5号）（以下「適合意見書」という。）に記載し、センター所長に送付すること。

(2) 市町村の要否判断に基づいて製作し、又は修理した補装具の適合の確認

ア 意見書を作成した指定医等が作成する適合意見書により確認する補装具

- (7) 意見書により要否判断を行って修理した電動車椅子（簡易形）
- (8) 意見書により要否判断を行って製作し、又は修理した車椅子の再支給又は修理
イ 市町村担当者が現物を確認する補装具
 - (7) 意見書により要否判断を行って製作し、又は修理した車椅子（レディメイド式自走用及びレディメイド式介助用かつ機構加算のあるもの）、義眼、眼鏡及び歩行器
 - (8) 申請書等により判断して製作し、又は修理した補装具

9 特例補装具（指針第2の1の（4）に規定する補装具）

(1) 判定依頼の手続

市町村は、特例補装具費支給の申請があったときは、判定依頼書に次の書類を添付してセンター所長に提出すること。

- ア 特例補装具費支給申請理由書（様式第6号）
- イ 補装具費支給要否意見書（相談会判定の場合は不要）
- ウ 特例補装具の名称・形式等を判別できるカタログ・仕様書等
- エ 特例補装具の価格を証する書類（見積書等）

(2) 要否判定の方法

ア すべての特例補装具の新規支給、再支給又は医学的所見が必要な修理について、センターの判定を必要とする。

イ 判定方法は、3に準じる。

ウ センターは、申請者の障がいの状況その他真にやむを得ない事情の確認を行うため、必要に応じて、市町村担当者とともに実態調査を行う。

(3) 檢収及び適合判定

検収は7に、適合判定は8に準じて行う。

10 判定依頼の取下げ

市町村は、判定依頼した補装具について、申請者が申請を取り下げるなどの理由により判定を依頼する必要がなくなった場合、判定依頼取下げ書（補装具費）（様式7号）により、判定依頼の取下げを行うこと。

11 借受け費の判定等

借受け費の判定等については、指針に定めるもののほか、要領4、5、6及び10を準用し、以下により行う。

(1) 借受けの対象品目

- ア 姿勢保持装置の完成用部品
- イ 歩行器
- ウ 重度障害者用意思伝達装置（本体）
- エ 義肢の完成用部品
- オ 装具の完成用部品

(2) 要否判定等

- ア 歩行器については、意見書により市町村が要否の判断を行う。
- イ その他については、意見書又は相談会によりセンターが要否の判定を行う。
- ウ 借受けの期間は、原則1年以内とするが、やむを得ない事情がある場合は1年毎に再度判定を受け（歩行器にあっては市町村による判断）、最長3年程度まで更新することが出来る。

(3) 判定依頼等

市町村は、判定依頼書に、補装具費支給に係る借受けに関する調査書（様式第2号の1）を添付し、要領4に準じて判定依頼を行う。

附則

この要領は、平成18年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年7月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年6月1日から施行する。

附則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年6月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年1月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年6月1日から施行する。

(参考) 判定・判断区分

判定区分 種 目	区 分	判定・判断機関及び方法			備 考
		センター	市町村 (意見書等)	市町村 (申請書等)	
義肢(骨格)	要否判定 (判断)	新規	◎		
		再支給	◎		
		医学的所見を必要とする修理	◎		
		医学的所見を必要としない修理		●	
	適合判定(確認)	◎		●	
義肢(殻) 装具	要否判定 (判断)	新規	◎ ○		原則…相談会 相談会に出席出来ない場合…意見書
		医学的所見を必要とする再支給・修理	◎ ○		原則…相談会 相談会に出席出来ない場合…意見書
		医学的所見を必要としない再支給・修理		●	
	適合判定(確認)	◎ ○		●	要否判定(判断)の方法に準ずる
車椅子	モジュラー式、 オーダーメイド式	新規	◎ ○		原則…相談会 相談会に出席出来ない場合…意見書
		医学的所見を必要とする再支給・修理	◎ ○	○	別表1の「区分1」…センター判定 「区分2」…市町村判断
		医学的所見を必要としない再支給・修理		●	
	適合判定(確認)	◎ ○	○	●	要否判定(判断)の方法に準ずる
	①自走用レディメイト式 ②介助用レディメイト式で機構加算のあるもの	新規		○	市町村において判断が困難な場合又は申請者が相談会判定を希望する場合は、センターに相談すること
		医学的所見を必要とする再支給・修理		○	
		医学的所見を必要としない再支給・修理		●	
	適合判定(確認)		●	●	
	介助用レディメイト式で機構加算のないもの	要否判定 (判断)	新規・再支給・修理		●
		適合判定(確認)		●	
電動車椅子 (標準形) (簡易形)	要否判定 (判断)	新規	◎		
		再支給	◎		
		医学的所見を必要とする修理	◎	○	別表1の「区分1」…センター判定 「区分2」…市町村判断
		医学的所見を必要としない修理		●	
	適合判定(確認)	◎		●	
義眼 眼鏡 歩行器	要否判定 (判断)	新規		○	市町村において判断が困難な場合又は申請者が相談会判定を希望する場合は、センターに相談すること
		医学的所見を必要とする再支給・修理		○	
		医学的所見を必要としない再支給・修理		●	
	適合判定(確認)		●	●	
歩行補助つえ 視覚障害者安全 つえ	要否判定 (判断)	新規・再支給・修理		●	
	適合判定(確認)			●	
補聴器	要否判定 (判断)	新規	○ ○		原則…意見書 申請者が希望する場合…相談会
		医学的所見を必要とする再支給・修理	○ ○		原則…意見書 申請者が希望する場合…相談会
		医学的所見を必要としない再支給・修理		●	補装具費支給後に生じた理由により追加する必要が生じた場合のイヤモールドの追加もこれに該当する
	適合判定(確認)			●	センター判定の場合、センターは適合判定を行わないが、市町村による確認は必要
人工内耳 (人工内耳用音声信号処理装置修理)	要否判定 (判断)	修理		●	「補装具費支給事務取扱要領」様式2「人工内耳用音声信号処理装置 確認票」等により判断
	適合判定(確認)			●	
重度障害者用 意思伝達装置	要否判定 (判断)	新規	◎ ○		原則…相談会(出席出来ない場合は訪問判定)
		医学的所見を必要とする再支給・修理	◎ ○		相談会に出席出来ない場合…意見書
		医学的所見を必要としない再支給・修理		●	
	適合判定(確認)	◎ ○		●	要否判定・判断の方法に準ずる

凡例

- ◎ … 相談会判定(センターが来所又は巡回相談により要否判定又は適合判定を行う)
- … 書類判定(センター又は市町村が意見書により要否判定(判断)又は適合判定(確認)を行う)
- … 市町村が申請書等により要否判断又は出来上がり現物の確認を行う

判定依頼書（補装具費）

第 号
年 月 日

福島県障がい者総合福祉センター所長 様

長 印

下記の者に対する判定を依頼します。

記

(フリカナ)			男女	生年月日	年月日生	歳
氏名						
居住地						
身体障害者手帳	交付年月日	年月日	番号	都道府県市	第号	
	障がい名又は疾病名					障がい等級
生活状況	現在の生活場所	1 在宅 → <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 親戚宅 <input type="checkbox"/> その他 2 施設(名称: 3 医療機関(名称:) 退院予定: <input type="checkbox"/> 有 → 月日頃 <input type="checkbox"/> 無)				
	職業	1 有 → [職種・勤務先等:] 2 無				
家族構成	続柄					
	年齢					
	職業					
補装具の支給歴 (他制度の場合 は()書き)	種目・ 名称					
	引渡日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
判定依頼事項	補装具名: [] [借受けの有無] <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 [支給区分] 1 新規 2 再支給 3 修理 <input type="checkbox"/> 2具目					
判定方法	1 書類判定 2 相談会判定 - <input type="checkbox"/> 来所相談会 <input type="checkbox"/> 巡回相談会 [判定日: 月日]					
希望業者						
添付書類	1 補装具費支給要否意見書 2 補装具費支給に係る借受けに関する調査書 3 車椅子等調査書 4 重度障害者用意思伝達装置調査書 5 車椅子等支給に係る介護保険調査書 6 特例補装具費支給申請理由書 7 診断書(様式第8号) 8 見積書(写) 9 その他()					
補装具費支給に対する意見	【補装具費の支給を必要とする理由及び判定上参考となる事項を記入すること】 (①他制度適用の可否、②耳あな型の補聴器、③2個支給(又は2個目の支給)の必要な理由については、必ず記入すること)					

注 障がい名又は疾病名の欄には、身体障害者手帳を持たず障害者総合支援法に指定された難病等により補装具を申請する場合は、その疾病名を記載すること。

様式第2号の1

補装具費支給に係る借受けに関する調査書

調査年月日	年 月 日
市町村名	
調査担当者	

氏 名			男・女	年 月 日 生	歳
種 目	1 姿勢保持装置の完成用部品 2 歩行器 3 重度障害者用意思伝達装置(本体) 4 義肢の完成用部品 5 装具の完成用部品				
名 称 使用部品名					
借り入れが必要な 理 由	区分	1 成長への対応 3 購入に先立つ比較検討	2 障がいの進行への対応 4 その他	〔理由〕	
貸出し業者	住 所 名 称 担 当 者 電話番号				
相談会月日	年 月 日		医師名		

注1) 相談会月日の欄は、相談会判定による判定依頼の場合のみ記入すること。

注2) 医師名欄は記入不要。

車椅子等調査書

調査年月日	年月日
市町村名	
調査担当者	

氏名				男・女	年月日生	歳			
車椅子の操作経験	手動車椅子	1 有 → [型式:] [年数: 年くらい] 2 無							
	電動車椅子	1 有 → [型式:] [年数: 年くらい] 2 無							
使用目的及び頻度	1 仕事・通勤	週	回	2 日常生活	週	回			
	3 散歩・近所廻り	週	回	4 買い物	週	回			
	5 通院	月・週	回	6 デイサービス	月・週	回			
	7 社会参加(内容:)					月・週	回		
使用形態	1 車椅子等のみで移動	2 自分が運転する自家用車と併用							
	3 介護者が運転する車と併用	4 他の補装具を併用 ()							
	5 その他 ()								
使用場所	1 屋内のみ	2 屋外のみ	3 屋内・屋外とも						
使用環境	屋内	住宅の形態	1 自家	2 貸貸(①一軒屋 ②アパート等) → □一般用 □障がい者用	4 施設				
		住宅の改造	1 車椅子用に改造済み	2 改造予定(年 月)	3 改造していない				
		使用可能場所	1 居間	2 寝室	3 廊下	4 洗面所	5 トイレ	6 浴室	
	屋外	日常生活圏	1 行動半径 → 約 m・km						
		居住環境	1 住宅地	2 商店街	3 農村地帯	4 山間地帯			
		地形	1 平坦地	2 緩やかな起伏あり	3 起伏が激しい				
		道路の状況	交通量	1 多い	2 普通	3 少ない			
			路面	1 舗装(全域)	2 一部舗装	3 未舗装	4 悪路		
			歩・車道の区分	1 あり(全域)	2 一部あり	3 なし(全域)			
			交通信号	1 あり	2 なし				
危険箇所	1 踏切	2 用水路・川	3 池	4 側溝(蓋なし)					
入院	病院名								
中	入院の目的								
の	入院の時期及び退院見込み	入院: 年 月 日	・	退院: 年 月 日					
場	入院中に必要な理由	1 在宅に向けての使用訓練 2 退院する見込みがなく、病院が生活の場となっている 3 病院の備品の車椅子では、障がい上又は体型上等著しく不適合である 4 その他 ()							
合	区分	1 現有の車椅子等に今回新たに申請して2個使用とする 2 従来から2個使用しており、今後も継続使用する							
二	名稱	1台目:[(年 月 支給・今回申請)] 2台目:[(年 月 支給・今回申請)]							
個	理	1 使用環境上(物理的) 2 使用環境上(衛生上) 3 車での持ち運びの関係 4 学校・施設・職場からの要請 5 介護上の必要性 6 その他()							
申	由								
請	(欄が足りない場合は別紙とすること)								
保	管場所	1 玄関	2 室内	3 物置	4 その他()				
守	点検者	1 本人	2 家族()	3 その他()					

注1 車椅子、電動車椅子、姿勢保持装置(車椅子構造フレーム)及び姿勢保持装置(電動車椅子構造フレーム)の判定を依頼する場合に、本調査書を添付すること

注2 電動車椅子の場合、①家屋の見取図 ②主な走行経路を記載した地図を添付すること

注3 介護保険の貸与制度が使用可能な者については、様式第2号の3を添付すること

注4 難病患者等は、症状が日内変動する者もいるため、症状がより重度の状態をもって判断すること

注5 相談会判定でモジュラー式及びオーダーメイド式(電動車椅子(簡易形)の本体を含む)を判定依頼する場合は、業者からの寸法表(任意様式)を添付すること

車椅子等支給に係る介護保険調査書

調査年月日	年 月 日
-------	-------

氏名		男・女	年 月 日 生	歳
要介護状態	<input type="checkbox"/> 第1号被保険者 <input type="checkbox"/> 第2号被保険者 (疾病名) <input type="checkbox"/> 非該当			
	要介護 (支援)区分		認定 年月日	年 月 日
車椅子の名称(型式)				
生活状況	居住区分	1 在宅 2 施設 (施設名) 3 その他 ()		
	同居者 (主たる介護者に◎)			
	要介助 の状態	1 全介助 2 一部介助 [] (自立可能な日常生活動作:)		
〔その他参考事項〕				
介護保険での車椅子の貸与が出来ない理由又は施設の備品の車椅子では対応出来ない理由	〔介護保険の既製品の貸与又は施設の備品の利用の検討をした結果に基づき、貸与出来ない理由を記入〕			

所属		氏名	
----	--	----	--

注1 本調査書は、介護支援専門員が記入すること。

注2 介護保険の認定を受けた在宅者又は介護保険施設入所者等で、障害者総合支援法により車椅子又は電動車椅子を申請する場合に提出すること。

(R元. 6)

重 度 障 害 者 用 意 思 伝 達 装 置 調 査 書

調査年月日	年月日
市町村名	
調査担当者	

氏 名		男 女	年 月 日 生	歳
福祉サービスの利用状況	認定の有無	1 有 → [認定: 年 月 日] [要介護状態区分:] 2 無		
	利用しているサービスの内容			
障害者福祉	支援区分認定	1 有 → [認定: 年 月 日] [支援区分:] 2 無		
	利用しているサービスの内容			
パソコン等の使用経験		1 有 → [パソコン・ワープロ・携帯用会話補助装置・その他()] 2 無		
意 思 伝 達 装 置 の 操 作 絏 験		1 有 → 支給・借用・自費購入 〔商品名: 〕〔年数: 年くらい〕 〔入力装置の種類: 〕		
試用(デモ)実績		1 有 → [商品名:] 〔H 年 月 日～H 年 月 日〕		取扱業者名
		2 無 → 予定 [H 年 月 日～H 年 月 日]		
使 用 場 所		1 自宅 2 病院・施設等(名称:) 3 その他()		
使 用 形 態 (該当するものすべてに○)		1 コミュニケーション(会話・文書作成) 2 電子メール 3 インターネット 4 他の環境設備のコントロール		
一 日 の 使 用 時 間		約 時間		
意 思 伝 達 の 主 な 相 手				
主 た る 介 護 者				
保 守 点 檢 者				
必 要 と す る 付 属 装 置	□ 固定台	必 要 と す る 理 由		
	□ 入力装置固定具			
	□ 呼び鈴			
	□ 呼び鈴分岐装置			
必 要 と す る 入 力 装 置 (スイッチ)	□ 接点式	必 要 と す る 理 由		
	□ 帯電式			
	付属品	□ タッチ式入力装置		
		□ ピンタッチ式先端部		
	□ 筋電式			
	□ 光電式			
	□ 呼気式(吸気式)			
	□ 圧電素子式			
	□ 空気圧式			
	□ 視線検出式			

注:選択肢がある場合は、該当する項目に○またはレ印を付すこと。

※難病患者等は、症状が日内変動する者もいるため、症状がより重度の状態をもって判断すること。

(H30.6)

補装具費支給要否意見書(殻構造義手)

氏 名			男 女	生年月日	年 月 日生	歳		
住 所								
障 が い 名								
原 因 と な っ た 疾 病・外 傷 名					交通・労災・その他の事故・戦傷・戦災			
		疾病・外傷発生年月日 年 月 日			疾病・先天性・その他()			
切断の部位・レベル		右 左 両側	極短 短 標準 長 極長	肩 上腕 肘 前腕 手 手根骨部				
障 が い の 状 況	断 端 の 状 態	断 端 長	cm					
		形 状	骨端部の突出	1 あり 2 なし				
			浮 腫	1 あり 2 なし				
			断端の形	1 円錐形 2 円筒形 3 しもぶくれ 4 その他()				
		皮 膚	術創の状態	1 治癒 2 未治癒 3 治癒しているが問題あり → □癒着 □ドッグイヤー				
			瘢痕の有無	1 術創以外なし 2 あり 3 骨性癒着 → □あり □なし				
			一般状態	1 正常 2 異常に乾燥 3 異常に湿潤 4 知覚 → □正常 □異常 5 毛孔炎 → □あり □なし 6 その他の異常()				
		皮下組織	量	1 厚い 2 中等度 3 薄い 4 骨の異常()				
			硬 さ	1 普通 2 硬い 3 柔らかい				
			そ の 他	筋収縮で断端の形が → 1 変わる 2 変わらない				
		血流(循環)	皮膚の色	1 正常 2 白っぽい 3 赤い 4 チアノーゼ				
			皮膚温	1 正常 2 高い 3 低い				
		痛 み	1 自発痛 2 圧痛点 3 運動痛 4 神経腫 5 幻肢痛					
		幻 肢	1 なし 2 あり → (部位: 程度: 可動性:)					
上肢関節機能		【上位関節の可動性、筋力の状態を記入すること】						
その他の所見								
必 要 と す る 義 手	□ 肩 義 手	1 能動式 2 電動式 3 その他(□ 装飾用・□ 作業用) □ 肩甲胸郭間切断用						
	□ 上 腕 義 手	1 能動式 2 電動式 3 その他(□ 装飾用・□ 作業用) □ 吸着式					チェック ソケット □	
	□ 肘 義 手	1 能動式 2 電動式 3 その他(□ 装飾用・□ 作業用) □ 吸着式						
	□ 前 腕 義 手	1 能動式 2 電動式 3 その他(□ 装飾用・□ 作業用) □ 頸上懸垂式 □ スプリット						
	□ 手 義 手	1 能動式 2 電動式 3 その他(□ 装飾用・□ 作業用)						
	□ 手 部 義 手	1 能動式 2 電動式 3 その他(□ 装飾用・□ 作業用)						
	□ 手 指 義 手	1 能動式 2 その他(装飾用)						
使用効果見込								

裏面へ続く

処 方 方		使 用 材 料 • 型 式 等			
処 方 部 位		A 右 B 左 C 両側			
ソ ケ ツ ト		A 皮革 B 熱硬化性樹脂 C 熱可塑性樹脂 <input type="checkbox"/> 電動式			
ソ フ ト イ ン サ ー ト		A 皮革 B 軟性発泡樹脂 C 皮革・軟性発泡樹脂 D 完成用部品(ライナー)			
支 持 部	肩 部	A 能動式 B 電動式 C その他 <input type="checkbox"/> 修正有り			
	上 腕 部	A 能動式 → <input type="checkbox"/> 熱硬化性樹脂 <input type="checkbox"/> 熱可塑性樹脂 B 電動式 C その他 → <input type="checkbox"/> 熱硬化性樹脂 <input type="checkbox"/> 熱可塑性樹脂			
	前 腕 部	A 能動式 B 電動式 C その他 → <input type="checkbox"/> 熱硬化性樹脂 <input type="checkbox"/> 熱可塑性樹脂			
	手 部	A 電動式			
義 手 用 ハ ー ネ ス	肩 義 手 用	A 胸郭バンド式肩ハーネス一式 B 肩たすき一式			
	上 腕 義 手 用 肘 義 手 用	A 胸郭バンド式上腕ハーネス一式 B 肩たすき一式 C 8字ハーネス一式			
	前 腕 義 手 用 手 義 手 用	A 胸郭バンド式前腕ハーネス一式 B 8字ハーネス一式 C 9字ハーネス一式			
	手 部 義 手 用	D たわみ式肘継手(一組) E Yストラップ F 上腕カフ(三頭筋パッド)			
断 端 袋		A 上腕用 B 前腕用			
外 装		A 皮革 B プラスチック C 塗装			
完 成 用 部 品	肩 継 手	A 隔板式 B 屈曲・外転式 C ユニバーサル式			
	肘 継 手	A 硬性たわみ式 B 単軸ヒンジ C 多軸ヒンジ式 D 倍動ヒンジ E 能動単軸ブロック式 F 手動単軸ブロック式			
	手 継 手	A 面摩擦式 B 軸摩擦式 C 迅速交換式 D 屈曲式 E 手部コネクタ			
	手 先 具	A 能動ハンド B 能動フック C 装飾ハンド D 装飾手袋			
	そ の 他	A ケーブルセット B ハーネス部品 C フック用先ゴム D ライナーロックアダプタ E ライナー			
	□ 借受け	部品名			期間
理由					

上記のとおり意見します。

年 月 日

医療機関名

所 在 地

診療科名

作成医師氏名

印

(R6. 6)

【記入上の留意事項】

- 身体障害者福祉法第15条の規定に基づき指定された医師が記入すること。
- 該当する項目は全て記入すること。なお、選択肢がある場合は、該当する項目に○またはレ印を付すこと。
- 処方内容の決定に際しては、必ず補装具製作業者立ち合いのもとで行うこと。
- 難病患者等は、症状が日内変動する者もいるため、症状がより重度の状態をもって下記内容を記入すること。
 - 難病等により、補装具が必要と認められる症状
 - 症状の日内変動等の内容や時間、期間、頻度等
 - その他参考となる事項
- 「借受け」を処方した場合は部品名、期間及び補装具の購入に先立ち、比較検討が必要である理由を記入すること。

補装具費支給要否意見書(殻構造義足)

氏 名			男 女	生年月日	年 月 日生	歳	
住 所							
障 が い 名							
原 因 と な つ た 疾 病・外 傷 名					交通・労災・その他の事故・戦傷・戦災 疾病・先天性・その他()		
		疾病・外傷発生年月日 年 月 日					
切断の部位・レベル		右 左 両側	極短 短 標準 長 極長	股 大腿 膝 下腿 サイム 足			
障 が い の 状 況	断 端 長	cm (健常肢側の %)					
	形 状	骨端部の突出	1 あり 2 なし				
		浮 腫	1 あり 2 なし				
		断 端 の 形	1 円錐形 2 円筒形 3 しもぶくれ 4 その他()				
	皮 膚	術創の状態	1 治癒 2 未治癒 3 治癒しているが問題あり→□癒着 □ドッグイヤー				
		瘢痕の有無	1 術創以外なし 2 あり 3 骨性癒着→ □あり □なし				
		一 般 状 態	1 正常 2 異常に乾燥 3 異常に湿潤 4 知覚 → □正常 □異常 5 毛孔炎 → □あり □なし 6 その他の異常()				
	皮下組織	量	1 厚い 2 中等度 3 薄い 4 骨の異常()				
		硬 さ	1 普通 2 硬い 3 柔らかい				
		そ の 他	筋収縮で断端の形が → 1 変わる 2 変わらない				
	血流(循環)	皮 肤 の 色	1 正常 2 白っぽい 3 赤い 4 チアノーゼ				
		皮 肤 温	1 正常 2 高い 3 低い				
		脈 動	1 あり 2 なし → □腸骨動脈 □大腿動脈 □膝窩動脈 □足背動脈				
	痛 み	1 自発痛 2 圧痛点 3 運動痛 4 神経腫 5 幻肢痛					
	幻 肢	1 なし 2 あり (部位: 程度: 可動性:)					
下肢関節機能	【上位関節の可動性、筋力の状態を記入すること。】						
その他の所見							
必 要 と す る 義 足	□ 股 義 足	□ 片側骨盤切断用					
	□ 大 腿 義 足	1 差込式 2 ライナー式 3 吸着式 □ 短断端切断用キップシャフト □ IRCソケット					チェック ソケット □
	□ 膝 義 足	1 差込式 2 ライナー式 3 吸着式 □ 大腿支柱付き					
	□ 下 腿 義 足	1 差込式 2 PTB式 3 PTS式 4 KBM式 5 TSB式 □ 大腿支柱付き					
	□ サイム 義 足	1 差込式 2 有窓式					
	□ 足根中足義足	1 足袋式 2 下腿部支持式					
	□ 足 趾 義 足						
使 用 効 果 見 込							

裏面へ続く

処 方		使 用 材 料 • 型 式 等			
処 方 部 位		A 右	B 左	C 両側	<input type="checkbox"/> 作業用
ソ ケ ツ ト		A 木製	B 皮革	C 熱硬化性樹脂	D 熱可塑性樹脂 <input type="checkbox"/> エアクッションソケット <input type="checkbox"/> 二重ソケット <input type="checkbox"/> カーボンストッキネット積層
ソ フ ト イ ン サ ー ト		A 皮革	B 軟性発泡樹脂	C 皮革・軟性発泡樹脂	D 皮革・フェルト
		Eシリコーン F 完成用部品(ライナー)			
支 持 部	股 部	<input type="checkbox"/> 修正有り			
	大 腿 部	A 木製	B 熱硬化性樹脂	<input type="checkbox"/> 鉄脚使用	
	下 腿 部	A 木製	B 熱硬化性樹脂	<input type="checkbox"/> 鉄脚使用	
	足 部	A 軟性発泡樹脂			
懸 垂 用 部 品	股 義 足 用	A 懸垂帶一式			
	大腿義足・膝義足用	A シレジアバンド一式			
	下腿義足・サイム義足用	B 肩吊り帶 C 腰バンド D 横吊帶 E 義足用股吊帶一式			
断 端 袋		A 腰バンド B 横吊帶 C 大腿コレセット一式 D PTBカフベルト一式			
外 装	股部・大腿部・下腿部	A 皮革	B プラスチック	C 塗装	
	足 部	A 表革	B 裏革	C 塗装	D リアルソックス(完成用部品を含む)
完 成 用 部 品	股 繼 手	A ヒンジ継手			
	膝 繼 手	A ヒンジ継手 → <input type="checkbox"/> 大腿遊動式 <input type="checkbox"/> 下腿遊動式			
	足 部	A 多軸足部	B SACH足部	C 裝飾足袋	
	そ の 他	A 吸着バルブ			
		B 懸垂ベルト			
		C KBMウェッジ			
	D ライナーロックアダプタ				
	E ライナー				
	F ベルト付先ゴム				
	G SACH用アンクルロック				
	H リアルソックス				
	I 先ゴム J 跟ゴム K スプリングゴム L サイム用ボルト M バンパー				
<input type="checkbox"/> 借受け	部品名				期間
	理由				か月
上記のとおり意見します。 年 月 日 医療機関名 所在地 診療科名 作成医師氏名					
印					

(R6. 6)

【記入上の留意事項】

- 身体障害者福祉法第15条の規定に基づき指定された医師が記入すること。
- 該当する項目は全て記入すること。なお、選択肢がある場合は、該当する項目に○またはレ印を付すこと。
- 処方内容の決定に際しては、必ず補装具製作業者立ち合いのもとで行うこと。
- 難病患者等は、症状が日内変動する者もいるため、症状がより重度の状態をもって下記内容を記入すること。
 - 難病等により、補装具が必要と認められる症状
 - 症状の日内変動等の内容や時間、期間、頻度等
 - その他参考となる事項
- 「借受け」を処方した場合は、部品名、期間及び補装具の購入に先立ち、比較検討が必要である理由を記入すること。

補装具費支給要否意見書(下肢装具・靴型装具・歩行器)

氏 名			男 女	生年月日	年 月 日生	歳	
住 所							
障 が い 名							
原 因 と な つ た 疾 病 ・ 外 傷 名					交通・労災・その他の事故・戦傷・戦災		
		疾病・外傷発生年月日 年 月 日			疾病・先天性・その他()		
障 が い の 状 況 情	運動障がい		1 なし 2 弛緩性麻痺 3 瘢性麻痺 4 固縮 5 不随意運動 6 しんせん 7 運動失調 8 その他()				
	知覚障がい		1 知覚脱失あり 2 知覚鈍麻あり 3 知覚過敏あり 4 なし				
	【関節の可動性、筋力、変形等の状況を記載すること】						
	下 肢 機 能	股関節					
		膝関節					
		足関節 足 部					
		歩行の 状 態					
	上 肢 機能 体 幹 機能		【上肢及び体幹の全般的な機能状態を記入すること】				
	脚 長 差		1 なし 2 あり → cm				
	装 具 種 別		1 オーダーメイド 2 レディメイド → 製品名()				
必 要 と す る 装 具	<input type="checkbox"/> 短下肢装具		A 硬性 B 両側支柱付 C 片側支柱付 D 後方支柱付 E 軟性				
	<input type="checkbox"/> 長下肢装具		A 硬性 B 両側支柱付 C 片側支柱付				
	<input type="checkbox"/> 膝 装 具		A 硬性 B 両側支柱付 C 片側支柱付 D 軟性				
	<input type="checkbox"/> 股 装 具		A 硬性 B フレーム C 軟性 D ツイスター				
	<input type="checkbox"/> 足 装 具		A 足底装具 B Denis-Browne型				
	<input type="checkbox"/> 靴 型 装 具		A 長靴 B 半長靴 C チャッカ靴 D 短靴 <input type="checkbox"/> 整形靴 <input type="checkbox"/> 特殊靴				
	<input type="checkbox"/> 歩 行 器		A 六輪型 B 四輪型(腰掛付 腰掛けなし) C 三輪型 D 二輪型 E 固定型 F 交互型				
	<input type="checkbox"/> 借 受 け		期間: か月 所見〔 〕				
	使 用 効 果 見 込						

裏面へ続く

処 方			使 用 材 料 • 型 式 等							
処 方 部 位			A 右 B 左 C 両側							
採 型 • 採 寸			A 採型 B 採寸							
繼 手	股 繼 手		A 固定 B 遊動							
	膝 繼 手		A 固定 B 遊動 C プラスチック継手							
	足 繼 手		A 固定 B 遊動 C プラスチック継手							
※ 固定継手は、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができる。										
※ 完成用部品に指定されているプラスチック製の継手は、遊動式継手として取り扱うこと。										
支 持 部	仙 腸 支 持 部		A 硬性 → 1 支柱付き 2 支柱なし B フレーム C 軟性 D 骨盤帯 → 1 芯のあるもの 2 芯のないもの <input type="checkbox"/> サンドイッチ構造							
	大 腿 支 持 部		A 半月 B 皮革等 → 1 カフベルト 2 大腿コレセット C 硬性 → 1 熱硬化性樹脂 2 熱可塑性樹脂 <input type="checkbox"/> 坐骨支持式 <input type="checkbox"/> カーボン							
	下 腿 支 持 部		A 半月 B 皮革等 → 1 カフベルト 2 下腿コレセット C 硬性 → 1 熱硬化性樹脂 2 熱可塑性樹脂 <input type="checkbox"/> PTB(PTS、KBM)支持式 <input type="checkbox"/> カーボン							
	足 部		A あぶみ B 足部 → 1 足部覆い 2 標準靴 3 硬性(熱硬化性樹脂) B → 4 硬性(熱可塑性樹脂) <input type="checkbox"/> 足板の補強 <input type="checkbox"/> カーボン C 足底装具 → 1 MP関節遠位 2 MP関節近位							
その他の加算要素			A 膝サポーター(支柱付き・支柱なし) B キャリパー C ツイスター D Denis-Browne型 E 膝当 F Tストラップ G Yストラップ H スタビライザー I ターンバックル J ダイヤルロック K アウトリガー L 伸展・屈曲補助装置 M 補高足部 N 足底裏革(すべり止め用) O 高さ調整 P 内張り(大腿部・下腿部・足部・足底装具) Q 足底装具屋内用ベルト R 市販靴の加工※市販靴の購入は自費							
完 成 用 部 品	股 繼 手		A ロック式 → 1 輪止式 2 スッパー付輪止式 3 ダイヤルロック式 B 遊動式							
	膝 繼 手		A 遊動式 → 1 普通型 2 オフセット B ロック式 C スイスロック式 D トライラテラル E ダイヤルロック F 多軸膝 → 1 遊動式 2 固定式 G コンピュータ制御							
	足 繼 手		A 制御式(制限付) B 制御式(補助付) → 1 一方向 2 二方向 C 遊動式							
	あ ぶ み		A 制御式(制限付) → 1 足板なし 2 足板付 B 制御式(補助付) → 1 一方向 B → 2 足板付一方向 3 二方向 4 足板付二方向 C 歩行あぶみ							
	そ の 他		A あぶみゴム B ターンバックル C 装具用制御装置 D デニスブラウン E 足板							
	□ 借受け	部品名			期間 か月					
		理由								
靴 型 製 具	製 作 方 法		A 圧着式 B グッドイヤー式 C マッケイ式							
	補 高	高 さ cm	A 敷き革式 B 靴の補高							
	ヒ ー ル の 補 正		A トルクヒール B ヒールウェッジ C カットオフヒール D キールヒール E サッヒール F トーマスヒール G 逆トーマスヒール H フレアヒール I 階段状ヒール							
	足 底 の 補 正		A 内側ソール・ウェッジ B 外側ソール・ウェッジ C テンバーバー D トーマスバー E メイヨー半月バー F メターターサルバー G ハウザーバー H ロッカーバー I 蝶型踏み返し							
	付 属 品 等		A 月型の延長 B スチールバネ入り C トウボックス補強 D 鉛板の挿入 E 足背ベルト F ベルト(裏付き)の追加							
上記のとおり意見します。										
年 月 日										
医 療 機 関 名										
所 在 地										
診 療 科 名										
作 成 医 师 氏 名										
印										

【記入上の留意事項】

(R6.6)

- 身体障害者福祉法第15条の規定に基づき指定された医師が記入すること。
- 該当する項目は全て記入すること。なお、選択肢がある場合は、該当する項目に○またはレ印を付すこと。
- 処方内容の決定に際しては、必ず補装具製作業者立ち合いのもとで行うこと。
- 難病患者等は、症状が日内変動する者もいるため、症状がより重度の状態をもって下記内容を記入すること。
 - 難病等により、補装具が必要と認められる症状
 - 症状の日内変動等の内容や時間、期間、頻度等
 - その他参考となる事項
- 「借受け」を処方した場合は、部品名、期間及び補装具の購入に先立ち、比較検討が必要である理由(装具)又は身体の成長に伴い、補装具の短期間の利用が適当である理由(歩行器)を記入すること。

補装具費支給要否意見書(上肢装具)

氏 名		男 女	生年月日	年 月 日生	歳	
住 所						
障 が い 名						
原 因 と な つ た 疾 病 ・ 外 傷 名				交通・労災・その他の事故・戦傷・戦災		
	疾病・外傷発生年月日 年 月 日			疾病・先天性・その他()		
障 が い の 状 況	【上肢の全般的な機能状態、装着部位の可動性、筋力、変形等の状態を記入すること】					
装 具 種 別	1 オーダーメイド 2 レディメイド → 製品名()					
必 要 と す る 装 具	<input type="checkbox"/> 肩 装 具	A 硬性	B フレーム	C 軟性		
	<input type="checkbox"/> 肘 装 具	A 硬性	B 両側支柱付	C 軟性		
	<input type="checkbox"/> 手 関 節 装 具	A 硬性	B 両側支柱付	C 片側支柱付	D 掌側(背側)支柱付	E 軟性
	<input type="checkbox"/> 把持装具					
	<input type="checkbox"/> 手 装 具	A 硬性	B フレーム	C 軟性		
	<input type="checkbox"/> 指 装 具	A 硬性	B フレーム	C 軟性		
<input type="checkbox"/> B F O						
使用効果見込						

裏面へ続く

処 方 方		使 用 材 料 ・ 型 式 等					
処 方 部 位		A 右 B 左 C 両側 ()指					
採 型 ・ 採 寸		A 採型 B 採寸					
繼 手	肩 繰 手	A 固定式 B 遊動式 C 肩回旋装置					
	肘 繰 手	A 固定式 B 遊動式 C プラスチック継手					
	手 繰 手	A 固定式 B 遊動式 C プラスチック継手					
	M P 繰 手	A 固定式 B 遊動式					
	I P 繰 手	A 固定式 → 1 硬性 2 フレーム B 遊動式 C 鋼線支柱					
	※ 固定継手は、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができる。 ※ 遊動継手は、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式を含む。						
支 持 部	胸 郭 支 持 部	A 硬性 B フレーム					
	骨 盤 支 持 部	A 硬性 B フレーム					
	上 腕 支 持 部	A 半月 B 皮革等 → 1 カーベルト 2 上腕コルセット C 硬性 □ サンドイッチ構造					
	前 腕 支 持 部	A 半月 B 皮革等 → 1 カーベルト 2 前腕コルセット C 硬性 □ サンドイッチ構造					
	手 部 背 側 パ ッ ド	A 硬性 B フレーム					
	手 掌 パ ッ ド	A 硬性 B フレーム					
付 属 品		A 肘サポーター(支柱付き・支柱なし) B 基節骨パッド(硬性・フレーム) C 中・末節骨パッド(硬性・フレーム) D 対立バー E Cバー F アウトリガー G 伸展・屈曲補助バネ □ 輪ゴム H 肘当て I ターンバックル J ダイヤルロック K 内張り → 1 上腕部 2 前腕部 3 手部 L 懸垂帶					
完 成 用 部 品	肩 繰 手						
	肘 繰 手						
	手 繰 手						
	把 持 装 具 用 部 品						
	指 装 具 用 部 品						
	□ 借受け	部品名					期間
理由							
上記のとおり意見します。							
年 月 日							
医療機関名							
所 在 地							
診療科名							
作成医師氏名 印							

【記入上の留意事項】

(R6.6)

- 身体障害者福祉法第15条の規定に基づき指定された医師が記入すること。
- 該当する項目は全て記入すること。なお、選択肢がある場合は、該当する項目に○またはレ印を付すこと。
- 処方内容の決定に際しては、必ず補装具製作業者立ち合いの上で行うこと。
- 難病患者等は、症状が日内変動する者もいるため、症状がより重度の状態をもって下記内容を記入すること。
 - 難病等により、補装具が必要と認められる症状
 - 症状の日内変動等の内容や時間、期間、頻度等
 - その他参考となる事項
- 「借受け」を処方した場合は、部品名、期間及び補装具の購入に先立ち、比較検討が必要である理由を記入すること。

補装具費支給要否意見書(体幹装具)

氏 名		男 女	生年月日	年 月 日生	歳
住 所					
障 が い 名					
原 因 と な つ た 疾 病 ・ 外 傷 名				交通・労災・その他の事故・戦傷・戦災	
	疾病・外傷発生年月日 年 月 日			疾病・先天性・その他()	
障 が い の 状 況	【歩行の状態、体幹の可動性、筋力、変形、痛み等の状態を記入すること】				
装 具 種 別	1 オーダーメイド 2 レディメイド → 製品名()				
必 要 と す る 装 具	<input type="checkbox"/> 頸 椎 装 具	A 硬性	B フレーム	C カラー	D 斜頸矯正用枕
	<input type="checkbox"/> 胸 腰 仙 椎 装 具	A 硬性	B フレーム	C 軟性	
	<input type="checkbox"/> 腰 仙 椎 装 具	A 硬性	B フレーム	C 軟性	
	<input type="checkbox"/> 仙 腸 装 具	A 硬性	B フレーム	C 軟性	D 骨盤帶
	<input type="checkbox"/> 側 弯 症 装 具	A 硬性	B フレーム	C 軟性	
使 用 効 果 見 込					

裏面へ続く

処 方		使 用 材 料 • 型 式 等			
採 型 • 採 寸		A 採型 B 採寸			
支 持 部	頸 椎 支 持 部	A 硬性 → 1 支柱付き 2 支柱なし B フレーム C カラー → 1 あご受けあり 2 あご受けなし <input type="checkbox"/> サンドイッチ構造			
	胸 腰 仙 椎 支 持 部	A 硬性 → 1 支柱付き 2 支柱なし B フレーム C 軟性 <input type="checkbox"/> サンドイッチ構造			
	腰 仙 椎 支 持 部	A 硬性 → 1 支柱付き 2 支柱なし B フレーム C 軟性 <input type="checkbox"/> サンドイッチ構造			
	仙 腸 支 持 部	A 硬性 → 1 支柱付き 2 支柱なし B フレーム C 軟性 D 骨盤帯 → 1 芯のあるもの 2 芯のないもの <input type="checkbox"/> サンドイッチ構造			
	骨 盤 支 持 部	A 皮革(補強材を含む) B 硬性 ペルビックガードル <input type="checkbox"/> サンドイッチ構造			
付 属 品	体 幹 装 具 付 属 品	A 高さ調整 B ターンバッкл C 腰部継手 D バタフライ E 肩ベルト F 会陰ひも G 腹部エプロン H 斜頸枕			
	側 弯 症 装 具 付 属 品	A ミルウォーキー型付属品一式 B 胸椎パッド C 腰椎パッド D ショルダーリング E 腋窩パッド F ネックリング G 胸郭バンド H アウトリガー I 前方支柱 J 後方支柱 K 側方支柱			
	内 張 り	A 頸椎支持部 B 胸腰仙椎支持部 C 腰仙椎支持部 D 仙腸支持部			
	※ 高さ調整は、頸椎椎装具についてのみ加算することができる。				
	※ バタフライについては、硬性又はフレームの場合にのみ加えることができる。				
完 成 用 部 品	部 品 名				
	<input type="checkbox"/> 借受け	部品名		期間	か月
		理由			
上記のとおり意見します。 年 月 日 医療機関名 所在地 診療科名 作成医師氏名 印					

(R6.6)

【記入上の留意事項】

- 身体障害者福祉法第15条の規定に基づき指定された医師が記入すること。
- 該当する項目は全て記入すること。なお、選択肢がある場合は、該当する項目に○またはレ印を付すこと。
- 処方内容の決定に際しては、必ず補装具製作業者立ち合いのもとで行うこと。
- 難病患者等は、症状が日内変動する者もいるため、症状がより重度の状態をもって下記内容を記入すること。
 - 難病等により、補装具が必要と認められる症状
 - 症状の日内変動等の内容や時間、期間、頻度等
 - その他参考となる事項
- 「借受け」を処方した場合は、部品名、期間及び補装具の購入に先立ち、比較検討が必要である理由を記入すること。

補装具費支給要否意見書(姿勢保持装置)

氏名		男女	生年月日	年月日生	歳		
住所							
障がい名							
原因となつた 疾・外傷名				交通・労災・その他の事故・戦傷・戦災			
	疾病・外傷発生年月日 年 月 日			疾病・先天性・その他()			
障がいの状況	運動障がい	1なし 2弛緩性麻痺 3痙攣性麻痺 4固縮 5不随意運動 6しじんせん 7運動失調 8その他()					
	知覚障がい	1知覚脱失あり 2知覚鈍麻あり 3知覚過敏あり 4なし					
	体幹機能	【体幹の可動性、筋力、変形、支持性等、座位の機能状態等を記入すること】					
		座位保持	1不可 2背部支持があると可(時間・分) 3自力にて可(時間・分)				
		立位保持	1不可 2支持があると可(時間・分) 3自力にて可(時間・分)				
		立ち上がる	1不可 2介助があると可 3自力にて可				
	下肢機能	【関節の可動性、筋力、変形等の状態を記入すること】					
		歩行の状態					
	上肢機能	【関節の可動性、筋力、変形等の状態を記入すること】					
車椅子の操作		1自力にて可 2辛うじて自力にて可 3不可					
		※自走可の場合→操作方法(両手 右手 左手 右足 左足 両足)(室内のみ 室外も可)					
	褥瘡の有無	車椅子への移乗 1自力にて可 2一部介助にて可 3全介助					
1あり 2現在はないが過去にできたことあり 3過去・現在ともなし							
臀部の状態	1異常なし 2皮膚の発赤、変色あり 3痩せており、骨の突出あり						
使用効果見込							

裏面へ続く

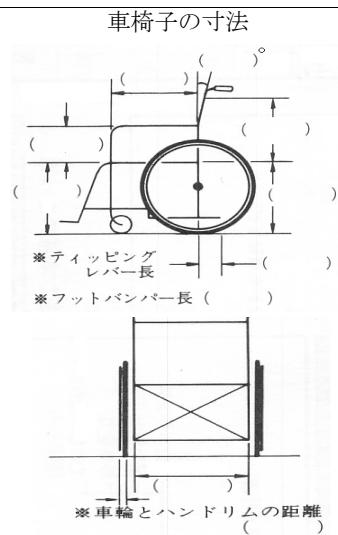
処 方 内 容							
採型採寸区分 及び処方部位		採型	1 頭・頸部	2 上肢	3 体幹部	4 骨盤・大腿部	
		採寸	1 頭・頸部	2 上肢	3 体幹部	4 骨盤・大腿部	5 下腿・足部
支 持 部	頭 部	1 頭部支え					
	上 肢	1 上肢支え 2 前腕・手部支え					
	体 幹 部	1 平面形状型 2 モールド型 3 張り調整型					
	骨 盤 ・ 大 腿 部	1 平面形状型 2 モールド型 3 張り調整型					
	下 腿 部	1 下腿支え					
	足 部	1 足台					
の 支 連 持 結 部	固 定	1 頸部 2 腰部 3 膝部 4 足部					
	遊 動	1 腰部 2 膝部 3 足部					
	角度調整用部品	1 機械式 2 ガス圧式 3 電動式					
構 造 フ レ ー ム	使 用 材 料	1 木材	2 金属	3 車椅子→(型式:)			
		4 完成用	部品名:				
		部品	<input type="checkbox"/> 借受け	期間	か月	理 由	
	※ 構造フレームに車椅子又は電動車椅子を使用する場合は、別途様式第3号の6の別紙「補装具費支給要否意見書(姿勢保持装置(車椅子フレーム処方用))」又は「補装具費支給要否意見書(姿勢保持装置(電動車椅子フレーム処方用))」を添付すること。						
付 加 機能	1 ティルト機構 2 昇降機構						
付 属 品	カットアウトテーブル	1 テーブル → <input type="checkbox"/> 表面クッション張り 2 テーブル取付部品					
	上肢保持部品	1 アームサポート 2 肘パッド 3 縦型グリップ 4 横型グリップ					
	体幹保持部品	1 頭頸部パッド 2 肩パッド 3 胸パッド 4 胸受けロール 5 体幹パッド 6 腰部パッド					
	骨盤保持部品	1 骨盤パッド 2 殿部パッド					
	下肢保持部品	1 内転防止パッド 2 外転防止パッド 3 膝パッド 4 下腿保持パッド 5 足部保持パッド					
	ベルト部品	1 肩ベルト 2 腕ベルト 3 手首ベルト 4 胸ベルト 5 骨盤ベルト 6 股ベルト 7 大腿ベルト 8 膝ベルト 9 下腿ベルト 10 足首ベルト					
	支持部カバー	1 頭部 2 上肢 3 体幹部 4 骨盤・大腿部 5 下腿部 6 足部 <input type="checkbox"/> 脱着式() <input type="checkbox"/> 防水加工					
	内 張 り	1 アームサポート 2 テーブル					
	体圧分散補助素材	1 頭部 2 上肢 3 体幹部 4 骨盤・大腿部 5 下腿部 6 足部					
	キ ャ ス タ	1 標準 2 多機能キャスター					
	そ の 他	1 介助用グリップ 2 ストップバー 3 高さ調整用台座					
	調 整 機 構	1 頭部支持部 2 体幹支持部 3 骨盤・大腿支持部 4 足部支持部 5 アームサポート					
前 後 調 節	1 頭部支持部 2 骨盤・大腿支持部 3 足部支持部						
角 度 調 節	1 頭部支持部 2 テーブル						
脱 着 機 構	1 体幹パッド 2 骨盤パッド 3 膝パッド 4 アームサポート 5 内転防止パッド						
開 閉 機 構	1 アームサポート 2 足部支持部						
完 成 用 部 品	部 品 名						
	<input type="checkbox"/> 借受け	部品名				期間	か月
上記のとおり意見します。 年 月 日 医療機関名 所 在 地 診療科名 作成医師氏名 印							

【記入上の留意事項】

(R6.6)

- 身体障害者福祉法第15条の規定に基づき指定された医師が記入すること。
- 該当する項目は全て記入すること。なお、選択肢がある場合は、該当する項目に○またはレ印を付すこと。
- 処方内容の決定に際しては、必ず補装具製作業者立ち合いのもので行うこと。
- 難病患者等は、症状が日内変動する者もいるため、症状がより重度の状態をもって下記内容を記入すること。
 - 難病等により、補装具が必要と認められる症状
 - 症状の日内変動等の内容や時間、期間、頻度等
 - その他参考となる事項
- 「借受け」を処方した場合は、部品名、期間及び補装具の購入に先立ち、比較検討が必要である理由(全ての完成用部品)又は身体の成長に伴い、補装具の短期間の利用が適当である理由(完成用部品:構造フレームのみ)を記入すること。

処 方 内 容		氏 名	
必要とする車椅子	型 式	<input type="checkbox"/> 自 走 用 <input type="checkbox"/> 介 助 用	
	種 別	<input type="checkbox"/> モジュラー式	※ 標準
		<input type="checkbox"/> オーダーメイト式	<input type="checkbox"/> 体格・体型等から、モジュラー式では適合するものがないため <input type="checkbox"/> 障がいの状況から、本人の身体に個別に対応することが必要なため
		<input type="checkbox"/> レディメイト式	※ 障害の程度が軽度の場合及びバギー形を支給する場合等、 レディメイト式の機能により身体機能の補完が可能な場合
	機 構	<input type="checkbox"/> リクライニング機構	<input type="checkbox"/> 隨時、仰臥姿勢をとる必要のある者 <input type="checkbox"/> 運動制限が著明で座位を長時間保持できない者
		<input type="checkbox"/> ティルト機構	※ 長時間の座位保持が困難な者であって、自立姿勢変換が困難な者
		<input type="checkbox"/> リフト機構	<input type="checkbox"/> 障害の現症、生活環境その他の事情により、リフト機構を用いることについて、 真にやむを得ない事情が認められる者 <input type="checkbox"/> 就労又は就学のために真に必要と認められる者
	基 本 構 造		1 後方大車輪(標準) 2 前方大車輪 3 6輪構造 <input type="checkbox"/> 幅止め(本)
	シ 一 ト		1 スリング式(標準) 2 張り調整式 3 板張り式 <input type="checkbox"/> 奥行調整
	バ ッ ク サ ポ ー ト		1 スリング式(標準) 2 張り調整式 <input type="checkbox"/> ワイドフレーム <input type="checkbox"/> 延長(頭頸部まで) <input type="checkbox"/> 高さ調整 <input type="checkbox"/> 背座角度調整 <input type="checkbox"/> 背折れ機構
フット・レッグ・サポー ト		1 固定式(標準) 2 挙上式 3 着脱式 4 開閉着脱式 5 挙上・開閉着脱式 <input type="checkbox"/> レッグベルト全面張り	
フットサ ポ ー ト		1 セパレート式(標準) 2 セパレート式(二重折込式) 3 中折式 <input type="checkbox"/> 前後調整(右・左・両) <input type="checkbox"/> 角度調整(右・左・両) <input type="checkbox"/> 左右調整(右・左・両)	
アームサ ポ ー ト		1 フレーム一体型 → ① 固定式(標準) ② 跳ね上げ式 ③ 着脱式 2 独立型 → ① 固定式 ② 跳ね上げ式 ③ 着脱式 <input type="checkbox"/> 高さ調整 <input type="checkbox"/> 角度調整 <input type="checkbox"/> 拡幅(右・左・両) <input type="checkbox"/> 延長(右・左・両)	
ブ レ ー キ		1 駐車ブレーキ(標準) 追加 → <input type="checkbox"/> 介助用ブレーキ <input type="checkbox"/> フットブレーキ	
駆 動 輪・主 輪		1 固定式(標準) 2 着脱式 <input type="checkbox"/> 車軸位置調整 <input type="checkbox"/> キャンバー角度変更 <input type="checkbox"/> 片手駆動 <input type="checkbox"/> レバー駆動	
タ イ ャ		1 エア(標準) 2 ノーパンク	
キ ャ ス タ		1 ソリッド(標準) 2 衝撃吸収タイプ	
ハ ン ド リ ム		1 プラスチック(標準) 2 ステンレス 3 アルミ <input type="checkbox"/> ピッチ30mmを超えるもの <input type="checkbox"/> 片手駆動	
付 属 品	<input type="checkbox"/> ヒールループ(右・左・両)		<input type="checkbox"/> 呼吸器搭載台
	<input type="checkbox"/> アンクルストラップ(右・左・両)		<input type="checkbox"/> 痰吸引機搭載台
	<input type="checkbox"/> ステップカバー(右・左・両)		<input type="checkbox"/> 携帯用会話補助装置搭載台
	<input type="checkbox"/> 車載固定部品		<input type="checkbox"/> 酸素ボンベ固定装置
	<input type="checkbox"/> 杖たて(一本杖・多脚つえ)		<input type="checkbox"/> 栄養パック取付用ガードル架
	<input type="checkbox"/> スポークカバー		<input type="checkbox"/> 点滴ポール
	<input type="checkbox"/> 日よけ・雨よけ		<input type="checkbox"/> 泥よけ
	<input type="checkbox"/> 高さ調整式手押しハンドル		<input type="checkbox"/> ブレーキ延長レバー(右・左・両)
	<input type="checkbox"/> 滑り止めハンドル(右・左・両)		<input type="checkbox"/> 座板
	<input type="checkbox"/> 転倒防止装置 → ①パイプ ②キャスター付き ③キャスター付き折りたたみ構造		
<input type="checkbox"/> その他 []			



【記入上の留意事項】

- 1 身体障害者福祉法第15条の規定に基づき指定された医師が記入すること。
- 2 該当する項目は全て記入すること。なお、選択肢がある場合は、該当する項目に○またはレ印を付すこと。
- 3 処方内容の決定に際しては、必ず補装具製作業者立ち合いのもので行うこと。
- 4 難病患者等は、症状が日内変動する者もいるため、症状がより重度の状態をもって下記内容を記入すること。

(R6.6)

補装具費支給要否意見書(姿勢保持装置(電動車椅子フレーム処方用))

氏名

		処 方 内 容	
必要とする電動車椅子	型 式	<input type="checkbox"/> 標 準 形	<input type="checkbox"/> 低速用 <input type="checkbox"/> 中速用
		<input type="checkbox"/> 簡 易 形	<input type="checkbox"/> 切替式 <input type="checkbox"/> アシスト式
	種 別	<input type="checkbox"/> モジュラー式	※ 標準
		<input type="checkbox"/> オーダーメイド式	<input type="checkbox"/> 体格・体型等から、モジュラー式では適合するものが少ないため <input type="checkbox"/> 障がいの状況から、本人の身体に個別に対応することが必要なため
		<input type="checkbox"/> レディメイド式	※ レディメイド式の機能により身体機能の補完が可能な場合
	機 構	<input type="checkbox"/> リクライニング機構	<input type="checkbox"/> 随時、仰臥姿勢をとる必要のある者 <input type="checkbox"/> 運動制限が著明で座位を長時間保持できない者
		<input type="checkbox"/> 電動リクライニング機構	※ 上記、リクライニング機構の要件を満たし、この電動車椅子を使うことにより、自力でのリクライニング操作が可能となる者
		<input type="checkbox"/> ティルト機構	※ 長時間の座位保持が困難な者であって、自立姿勢変換が困難な者
		<input type="checkbox"/> 電動ティルト機構	※ 上記ティルト機構の要件を満たし、この電動車椅子を使うことにより、自力でのティルト操作が可能となる者
		<input type="checkbox"/> リフト機構	<input type="checkbox"/> 障害の現症、生活環境その他真にやむを得ない事情が認められる者 <input type="checkbox"/> 就労若しくは就学のために真に必要と認められる者
<input type="checkbox"/> 電動リフト機構			
※ 以下、簡易形の場合は、「車椅子フレーム処方用」を用いて記入すること。			
基 本 構 造	1 後方大車輪(標準) 2 その他())※特例補装具		
シ 一 ト	1 板張り式(標準) 2 スリング式 3 張り調整式 <input type="checkbox"/> 奥行調整		
バ ッ ク サ ポ ー ト	1 スリング式(標準) 2 張り調整式 <input type="checkbox"/> ワイドフレーム <input type="checkbox"/> 延長(頭頸部まで) <input type="checkbox"/> 高さ調整 <input type="checkbox"/> 背座角度調整 <input type="checkbox"/> 背折れ機構		
フ ッ ト・レック・サホー ト	1 固定式(標準) 2 拳上式 3 着脱式 4 開閉着脱式 5 拳上・開閉着脱式 <input type="checkbox"/> レッグベルト全面張り		
フ ッ ト サ ポ ー ト	1 セパレート式(標準) 2 セパレート式(二重折込式) <input type="checkbox"/> 前後調整(右・左・両) <input type="checkbox"/> 角度調整(右・左・両) <input type="checkbox"/> 左右調整(右・左・両)		
ア ー ム サ ポ ー ト	1 フレーム一体型 → ① 固定式(標準) ② 跳ね上げ式 ③ 着脱式 2 独立型 → ① 固定式 ② 跳ね上げ式 ③ 着脱式 <input type="checkbox"/> 高さ調整 <input type="checkbox"/> 角度調整 <input type="checkbox"/> 拡幅(右・左・両) <input type="checkbox"/> 延長(右・左・両)		
ブ レ ー キ	1 電動又は電磁ブレーキ(標準)		
タ イ や	1 エア(標準) 2 ノーパンク		
キ ャ ス タ	1 エア(標準) 2 ノーパンク		
付 属 品	<input type="checkbox"/> ヒールループ(右・左・両)		<input type="checkbox"/> アンクルストラップ(右・左・両)
	<input type="checkbox"/> パワーステアリング		<input type="checkbox"/> クライマー・セット
	<input type="checkbox"/> 携帯用会話補助装置搭載台		<input type="checkbox"/> 痰吸引機搭載台
	<input type="checkbox"/> 酸素ボンベ固定装置		<input type="checkbox"/> 栄養パック取付用ガードル架
	<input type="checkbox"/> 泥よけ		<input type="checkbox"/> スポークカバー
	<input type="checkbox"/> 車載固定部品		<input type="checkbox"/> 杖たて(一本杖・多脚つえ)
	<input type="checkbox"/> その他 ()		

【記入上の留意事項】

(R6.6)

- 1 身体障害者福祉法第15条の規定に基づき指定された医師が記入すること。
- 2 該当する項目は全て記入すること。なお、選択肢がある場合は、該当する項目に○またはレ印を付すこと。
- 3 処方内容の決定に際しては、必ず補装具製作業者立ち合いのもとで行うこと。
- 4 難病患者等は、症状が日内変動する者もいるため、症状がより重度の状態をもって下記内容を記入すること。

補装具費支給要否意見書(車椅子)

氏 名			男 女	生年月日	年 月 日 生	歳	
住 所							
障 が い 名							
原 因 と な つ た 疾 病 ・ 外 傷 名					交通・労災・その他の事故・戦傷・戦災		
		疾病・外傷発生年月日 年 月 日			疾病・先天性・その他()		
障 が い の 状 況	運動 障 が い	1 なし 2 弛緩性麻痺 3 痙性麻痺 4 固縮 5 不随意運動 6 しんせん 7 運動失調 8 その他()					
	知覚 障 が い	1 知覚脱失あり 2 知覚鈍麻あり 3 知覚過敏あり 4 なし					
	下 肢 機 能	【関節の可動性、筋力、変形等の状態を記入すること】					
	歩 行 の 状 態						
	座 位	1 自力にて可(時間・分) 2 背部支持があると可(時間・分) 3 不可					
	立 位 保 持	1 自力にて可(時間・分) 2 支持があると可(時間・分) 3 不可					
	立 ち 上 が る	1 自力にて可 2 介助があると可 3 不可					
	上 肢 機 能	【関節の可動性、筋力、変形等の状態を記入すること】					
	脛 瘡 の 有 無	1 あり 2 現在はないが過去にできたことあり 3 過去・現在ともなし					
	臀 部 の 状 態	1 異常なし 2 皮膚の発赤、変色あり 3 瘦せており、骨の突出あり					
操作 能 力 等	車 椅 子 の 操 作	1 自力にて可 2 辛うじて自力にて可 3 不可 ※自走可の場合→操作方法(両手 右手 左手 右足 左足 両足)(室内のみ 室外も可)					
	車 椅 子 へ の 移 乗	1 自力にて可 2 一部介助にて可 3 全介助					
	知 的 能 力 等	1 正常 2 知能低下等あり() → 安全走行に(支障なし 支障あり)					
	必 要 と す る 車 椅 子	部 位	<input type="checkbox"/> 標 準				
		<input type="checkbox"/> 頭 頸 部	※ ヘッドサポートが必要な場合のみ加えることができる				
		型 式	<input type="checkbox"/> 自 走 用				
		<input type="checkbox"/> 介 助 用					
		種 别	<input type="checkbox"/> モジュラー式 ※ 標準				
			<input type="checkbox"/> オーダーメイト式 □ 体格・体型等から、モジュラー式では適合するものがないため □ 障がいの状況から、本人の身体に個別に対応することが必要なため				
			<input type="checkbox"/> レディメイド式 ※ 障害の程度が軽度の場合及びバギー形を支給する場合等、 レディメイド式の機能により身体機能の補完が可能な場合				
機 構		<input type="checkbox"/> リクライニング機構 □ 随時、仰臥姿勢をとる必要のある者 <input type="checkbox"/> 運動制限が著明で座位を長時間保持できない者					
		<input type="checkbox"/> ティルト機構 ※ 長時間の座位保持が困難な者であって、自立姿勢変換が困難な者					
		<input type="checkbox"/> リフト機構 □ 障害の現症、生活環境その他の事情により、リフト機構を用いることについて、 真にやむを得ない事情が認められる者 <input type="checkbox"/> 就労又は就学のために真に必要と認められる者					
使 用 効 果 見 込							

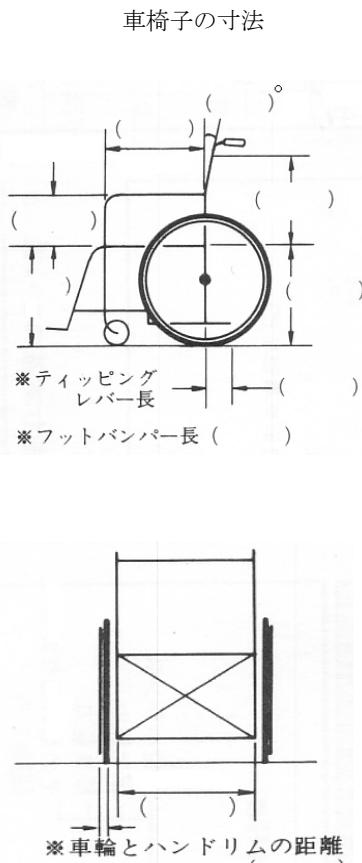
裏面へ続く

処 方 内 容											
基 本 構 造	1 後方大車輪(標準)	2 前方大車輪	3 6輪構造	<input type="checkbox"/> 幅止め()	本						
シ 一 ト	1 スリング式(標準)	2 張り調整式	3 板張り式	<input type="checkbox"/> 奥行調整							
バ ッ ク サ ポ ー ト	1 スリング式(標準)	2 張り調整式	<input type="checkbox"/> ワイドフレーム	<input type="checkbox"/> 延長(頭頸部まで)	<input type="checkbox"/> 高さ調整	<input type="checkbox"/> 背座角度調整					
フ ッ ト・レ グ サ ポ ー ト	1 固定式(標準)	2 挙上式	3 着脱式	4 開閉着脱式	5 挙上・開閉着脱式						
フ ッ ト サ ポ ー ト	1 セパレート式(標準)	2 セパレート式(二重折込式)	3 中折式	<input type="checkbox"/> 前後調整(右・左・両)	<input type="checkbox"/> 角度調整(右・左・両)	<input type="checkbox"/> 左右調整(右・左・両)					
アームサポート	1 フレーム一体型 → ① 固定式(標準) ② 跳ね上げ式 ③ 着脱式	2 独立型 → ① 固定式 ② 跳ね上げ式 ③ 着脱式	<input type="checkbox"/> 高さ調整	<input type="checkbox"/> 角度調整	<input type="checkbox"/> 拡幅(右・左・両)	<input type="checkbox"/> 延長(右・左・両)					
ブ レ ー キ	1 駐車ブレーキ(標準)	追加 →	<input type="checkbox"/> 介助用ブレーキ	<input type="checkbox"/> フットブレーキ							
駆 動 輪・主 輪	1 固定式(標準)	2 着脱式	<input type="checkbox"/> 車軸位置調整	<input type="checkbox"/> キヤンバー角度変更	<input type="checkbox"/> 片手駆動	<input type="checkbox"/> レバー駆動					
タ イ や	1 エア(標準)	2 ノーパンク									
キ ャ ス タ	1 ソリッド(標準)	2 衝撃吸収タイプ									
ハ ン ド リ ム	1 プラスチック(標準)	2 ステンレス	3 アルミ	<input type="checkbox"/> ピッチ30mmを超えるもの	<input type="checkbox"/> 片手駆動						
付	<input type="checkbox"/> クッション(カバー付き) → ① 平面形状型 ② モールド型 ↳ <input type="checkbox"/> ゲル素材 <input type="checkbox"/> 多層構造 <input type="checkbox"/> 立体編物 <input type="checkbox"/> 滑り止め加工 <input type="checkbox"/> 防水加工	<input type="checkbox"/> 完成用部品(姿勢保持装置 支持部 骨盤・大腿部) 部品名()									
	<input type="checkbox"/> ヘッドサポート → ① 着脱式(枕含む) ② マルチタイプ(枕含む) ③ 枕(オーダー) ④ 枕(レディ) ↳ 上記①・②のみ加算可 → <input type="checkbox"/> オーダー枕変更										
属 品	<input type="checkbox"/> 座板 → <input type="checkbox"/> クッション一体型	車椅子の寸法									
	<input type="checkbox"/> 背クッション → <input type="checkbox"/> 滑り止め加工										
	<input type="checkbox"/> 転倒防止装置 → ①パイプ ②キャスター付き ③キャスター付き折りたたみ構造										
	<input type="checkbox"/> ヒールループ(右・左・両)										
	<input type="checkbox"/> アンクルストラップ(右・左・両)										
	<input type="checkbox"/> ステップカバー(右・左・両)										
	<input type="checkbox"/> テーブル										
	<input type="checkbox"/> テーブル取付部品										
	<input type="checkbox"/> 車載固定部品										
	<input type="checkbox"/> 杖たて(一本杖・多脚つえ)										
品	<input type="checkbox"/> スポークカバー										
	<input type="checkbox"/> 滑り止めハンドリム(右・左・両)										
<input type="checkbox"/> その他()											
【姿勢保持装置_製作要素】											
<input type="checkbox"/> カットアウトテーブル		<input type="checkbox"/> 姿勢保持部品()									
<input type="checkbox"/> ベルト→①骨盤 ②胸 ③股 ④その他()											
上記のとおり意見します。											
年 月 日											
医療機関名											
所 在 地											
診療科名											
作成医師氏名											
印											

【記入上の留意事項】

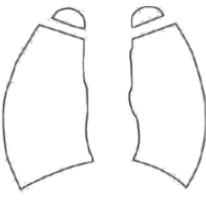
(R6.6)

- 身体障害者福祉法第15条の規定に基づき指定された医師が記入すること。
- 該当する項目は全て記入すること。なお、選択肢がある場合は、該当する項目に○またはレ印を付すこと。
- 処方内容の決定に際しては、必ず補装具製作業者立ち合いのもとで行うこと。
- 難病患者等は、症状が日内変動する者もいるため、症状がより重度の状態をもって下記内容を記入すること。
 - 難病等により、補装具が必要と認められる症状
 - 症状の日内変動等の内容や時間、期間、頻度等
 - その他参考となる事項



補装具費支給要否意見書(車椅子)

心臓機能障がい者用

氏 名		男 女	生年月日	年 月 日生	歳	
住 所						
障 が い 名						
原 因 と な つ た 疾 病 ・ 外 傷 名				交通・労災・その他の事故・戦傷・戦災		
	疾病・外傷発生年月日 年 月 日			疾病・先天性・その他()		
障 が い の 状 況 情 况	心臓機能についての所見	臨 床 所 見				
		胸部X線写真所見(年 月 日)		心電図所見(年 月 日)		
						
		心胸比:() %				
操作能力等	歩行についての所見					
	社会生活についての所見					
	その他の所見					
必要とする車椅子	車椅子の操作	1 自力にて可 2 辛うじて自力にて可 3 不可 ※自走可の場合 → 操作方法(両手 右手 左手 右足 左足 両足) (室内のみ 室外も可)				
	車椅子への移乗	1 自力にて可 2 一部介助にて可 3 全介助				
	知的能力等	1 正常 2 知能低下等あり() → 安全走行に { 支障なし 支障あり }				
機 構	部 位	<input type="checkbox"/> 標 準 <input type="checkbox"/> 頭 頸 部 ※ ヘッドサポートが必要な場合のみ加えることができる				
	型 式	<input type="checkbox"/> 自 走 用 <input type="checkbox"/> 介 助 用				
	種 別	<input type="checkbox"/> モジュラー式 ※ 標準 <input type="checkbox"/> オーダーメイド式 <input type="checkbox"/> 体格・体型等から、モジュラー式では適合するものがないため <input type="checkbox"/> 障がいの状況から、本人の身体に個別に対応することが必要なため <input type="checkbox"/> レディメイド式 ※ 障害の程度が軽度の場合及びバギー形を支給する場合等、レディメイド式の機能により身体機能の補完が可能な場合				
	機 構	<input type="checkbox"/> リクライニング機構 <input type="checkbox"/> 隨時、仰臥姿勢をとる必要のある者 <input type="checkbox"/> 運動制限が著明で座位を長時間保持できない者				
		<input type="checkbox"/> ティルト機構 ※ 長時間の座位保持が困難な者であって、自立姿勢変換が困難な者				
		<input type="checkbox"/> リフト機構 <input type="checkbox"/> 障害の現症、生活環境その他の事情により、リフト機構を用いることについて、 真にやむを得ない事情が認められる者 <input type="checkbox"/> 就労又は就学のために真に必要と認められる者				
	使 用 効 果 見 込					

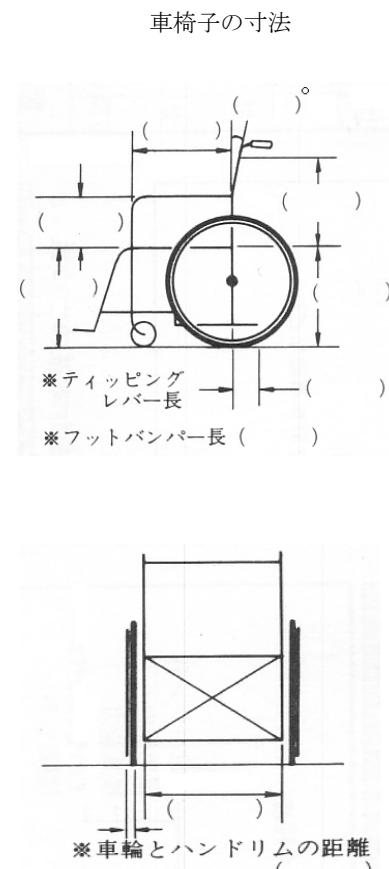
裏面へ続く

処 方 内 容	
基 本 構 造	1 後方大車輪(標準) 2 前方大車輪 3 6輪構造 <input type="checkbox"/> 幅止め(本)
シ 一 ト	1 スリング式(標準) 2 張り調整式 3 板張り式 <input type="checkbox"/> 奥行調整
バッブサポート	1 スリング式(標準) 2 張り調整式 <input type="checkbox"/> ワイドフレーム <input type="checkbox"/> 延長(頭頸部まで) <input type="checkbox"/> 高さ調整 <input type="checkbox"/> 背座角度調整 <input type="checkbox"/> 背折れ機構
フット・レッグサポート	1 固定式(標準) 2 挙上式 3 着脱式 4 開閉着脱式 5 挙上・開閉着脱式 <input type="checkbox"/> レッグベルト全面張り
フットサ ポート	1 セパレート式(標準) 2 セパレート式(二重折込式) 3 中折式 <input type="checkbox"/> 前後調整(右・左・両) <input type="checkbox"/> 角度調整(右・左・両) <input type="checkbox"/> 左右調整(右・左・両)
アームサ ポート	1 フレーム一体型 → ① 固定式(標準) ② 跳ね上げ式 ③ 着脱式 2 独立型 → ① 固定式 ② 跳ね上げ式 ③ 着脱式 <input type="checkbox"/> 高さ調整 <input type="checkbox"/> 角度調整 <input type="checkbox"/> 拡幅(右・左・両) <input type="checkbox"/> 延長(右・左・両)
ブ レ ー キ	1 駐車ブレーキ(標準) 追加 → <input type="checkbox"/> 介助用ブレーキ <input type="checkbox"/> フットブレーキ
駆 動 輪・主 輪	1 固定式(標準) 2 着脱式 <input type="checkbox"/> 車軸位置調整 <input type="checkbox"/> キャンバー角度変更 <input type="checkbox"/> 片手駆動 <input type="checkbox"/> レバー駆動
タ イ や	1 エア(標準) 2 ノーパンク
キ ャ ス タ	1 ソリッド(標準) 2 衝撃吸収タイプ
ハ ン ド リ ム	1 プラスチック(標準) 2 ステンレス 3 アルミ <input type="checkbox"/> ピッチ30mmを超えるもの <input type="checkbox"/> 片手駆動
付	<input type="checkbox"/> クッション(カバー付き) → ① 平面形状型 ② モールド型 ↳ <input type="checkbox"/> ゲル素材 <input type="checkbox"/> 多層構造 <input type="checkbox"/> 立体編物 <input type="checkbox"/> 滑り止め加工 <input type="checkbox"/> 防水加工 <input type="checkbox"/> 完成用部品(姿勢保持装置 支持部 骨盤・大腿部) 部品名()
属	<input type="checkbox"/> ヘッドサポート → ① 着脱式(枕含む) ② マルチタイプ(枕含む) ③ 枕(オーダー) ④ 枕(レディ) ↳ 上記①・②のみ加算可 → <input type="checkbox"/> オーダー枕変更
品	<input type="checkbox"/> 座板 → <input type="checkbox"/> クッション一体型 <input type="checkbox"/> 背クッション → <input type="checkbox"/> 滑り止め加工 <input type="checkbox"/> 転倒防止装置 → ①パイプ ②キャスター付き ③キャスター付き折りたたみ構造 <input type="checkbox"/> ヒールループ(右・左・両) <input type="checkbox"/> 呼吸器搭載台 <input type="checkbox"/> アンクルストップ(右・左・両) <input type="checkbox"/> 痰吸引機搭載台 <input type="checkbox"/> ステップカバー(右・左・両) <input type="checkbox"/> 携帯用会話補助装置搭載台 <input type="checkbox"/> テーブル <input type="checkbox"/> 酸素ボンベ固定装置 <input type="checkbox"/> テーブル取付部品 <input type="checkbox"/> 栄養パック取付用ガードル架 <input type="checkbox"/> 車載固定部品 <input type="checkbox"/> 点滴ポール <input type="checkbox"/> 杖たて(一本杖・多脚つえ) <input type="checkbox"/> 泥よけ <input type="checkbox"/> スポークカバー <input type="checkbox"/> 高さ調整式手押しハンドル <input type="checkbox"/> 滑り止めハンドリム(右・左・両) <input type="checkbox"/> ブレーキ延長レバー(右・左・両) <input type="checkbox"/> その他()
【姿勢保持装置_製作要素】	
<input type="checkbox"/> カットアウトテーブル <input type="checkbox"/> 姿勢保持部品()	
<input type="checkbox"/> ベルト→①骨盤 ②胸 ③股 ④その他()	
上記のとおり意見します。	
年 月 日	
医療機関名	
所 在 地	
診療科名	
作成医師氏名	印

【記入上の留意事項】

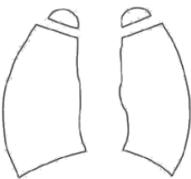
(R6.6)

- 身体障害者福祉法第15条の規定に基づき指定された医師が記入すること。
- 該当する項目は全て記入すること。なお、選択肢がある場合は、該当する項目に○またはレ印を付すこと。
- 処方内容の決定に際しては、必ず補装具製作業者立ち合いのもので行うこと。
- 難病患者等は、症状が日内変動する者もいるため、症状がより重度の状態をもって下記内容を記入すること。
 - 難病等により、補装具が必要と認められる症状
 - 症状の日内変動等の内容や時間、期間、頻度等
 - その他参考となる事項



補装具費支給要否意見書(車椅子)

呼吸器機能障がい者用

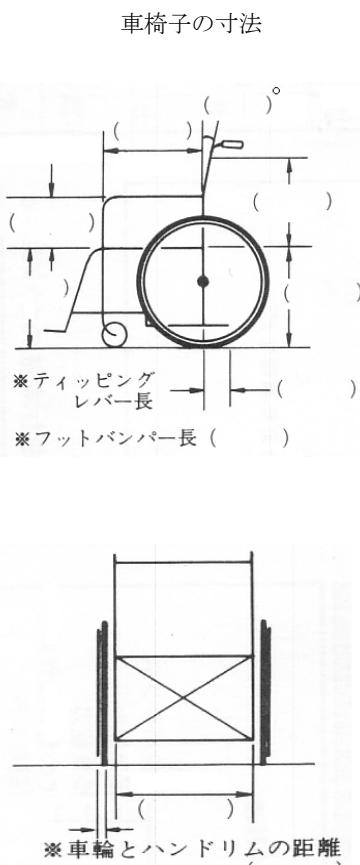
氏 名		男 女	生年月日	年 月 日生	歳																			
住 所																								
障 が い 名																								
原 因 と な つ た 疾 病 ・ 外 傷 名				交通・労災・その他の事故・戦傷・戦災																				
	疾病・外傷発生年月日 年 月 日			疾病・先天性・その他()																				
障 が い の 状 況 情 况	呼吸器機能についての所見	現在の活動能力の程度																						
		胸部X線写真所見 (年 月 日)																						
		 <table> <tr><td>ア</td><td>胸膜癒着</td><td>(無・軽度・中等度・高度)</td></tr> <tr><td>イ</td><td>気腫化</td><td>(無・軽度・中等度・高度)</td></tr> <tr><td>ウ</td><td>線維化</td><td>(無・軽度・中等度・高度)</td></tr> <tr><td>エ</td><td>不透明肺</td><td>(無・軽度・中等度・高度)</td></tr> <tr><td>オ</td><td>胸郭変形</td><td>(無・軽度・中等度・高度)</td></tr> <tr><td>カ</td><td>心・縦隔の変形</td><td>(無・軽度・中等度・高度)</td></tr> </table>					ア	胸膜癒着	(無・軽度・中等度・高度)	イ	気腫化	(無・軽度・中等度・高度)	ウ	線維化	(無・軽度・中等度・高度)	エ	不透明肺	(無・軽度・中等度・高度)	オ	胸郭変形	(無・軽度・中等度・高度)	カ	心・縦隔の変形	(無・軽度・中等度・高度)
		ア	胸膜癒着	(無・軽度・中等度・高度)																				
		イ	気腫化	(無・軽度・中等度・高度)																				
		ウ	線維化	(無・軽度・中等度・高度)																				
		エ	不透明肺	(無・軽度・中等度・高度)																				
		オ	胸郭変形	(無・軽度・中等度・高度)																				
		カ	心・縦隔の変形	(無・軽度・中等度・高度)																				
		心胸比:()%																						
換気の機能 (年 月 日)																								
<table> <tr><td>ア</td><td>予測肺活量</td><td>ml</td></tr> <tr><td>イ</td><td>1秒量</td><td>ml</td></tr> <tr><td>ウ</td><td>予測肺活量1秒率</td><td>% (=イ/ア × 100)</td></tr> </table>					ア	予測肺活量	ml	イ	1秒量	ml	ウ	予測肺活量1秒率	% (=イ/ア × 100)											
ア	予測肺活量	ml																						
イ	1秒量	ml																						
ウ	予測肺活量1秒率	% (=イ/ア × 100)																						
動脈血ガス (年 月 日)																								
<table> <tr><td>ア</td><td>O₂分圧 :</td><td>Torr</td></tr> <tr><td>イ</td><td>C O₂分圧 :</td><td>Torr</td></tr> <tr><td>ウ</td><td>pH :</td><td></td></tr> <tr><td>エ</td><td>採血より分析までに時間を要した場合</td><td>時間 分</td></tr> <tr><td>オ</td><td>耳介血を用いた場合 :</td><td>[]</td></tr> </table>					ア	O ₂ 分圧 :	Torr	イ	C O ₂ 分圧 :	Torr	ウ	pH :		エ	採血より分析までに時間を要した場合	時間 分	オ	耳介血を用いた場合 :	[]					
ア	O ₂ 分圧 :	Torr																						
イ	C O ₂ 分圧 :	Torr																						
ウ	pH :																							
エ	採血より分析までに時間を要した場合	時間 分																						
オ	耳介血を用いた場合 :	[]																						
歩行についての所見																								
社会生活についての所見																								
その他の所見																								
車椅子の操作		1 自力にて可 2 辛うじて自力にて可 3 不可			※ 自走可の場合 → 操作方法(両手 右手 左手 右足 左足 両足) (室内のみ 室外も可)																			
車椅子への移乗		1 自力にて可 2 一部介助にて可 3 全介助																						
知的能力等		1 正常 2 知能低下等あり()			→ 安全走行に { 支障なし 支障あり }																			
部 位	<input type="checkbox"/> 標 準																							
	<input type="checkbox"/> 頭 頸 部	※ ヘッドサポートが必要な場合のみ加えることができる																						
型 式	<input type="checkbox"/> 自 走 用																							
	<input type="checkbox"/> 介 助 用																							
種 別	<input type="checkbox"/> モジュラー式	※ 標準																						
	<input type="checkbox"/> オーダーメイト式	□ 体格・体型等から、モジュラー式では適合するものが無いため □ 障がいの状況から、本人の身体に個別に対応することが必要なため																						
	<input type="checkbox"/> レディメイト式	※ 障害の程度が軽度の場合及びバギー形を支給する場合等、 レディメイト式の機能により身体機能の補完が可能な場合																						
機 構	<input type="checkbox"/> リクライニング機構	□ 随時、仰臥姿勢をとる必要のある者 □ 運動制限が著明で座位を長時間保持できない者																						
	<input type="checkbox"/> ティルト機構	※ 長時間の座位保持が困難な者であって、自立姿勢変換が困難な者																						
	<input type="checkbox"/> リフト機構	□ 障害の現症、生活環境その他の事情により、リフト機構を用いることについて、 真にやむを得ない事情が認められる者 □ 就労又は就学のために真に必要と認められる者																						
使 用 効 果 見 込																								

処 方 内 容											
基 本 構 造	1 後方大車輪(標準)	2 前方大車輪	3 6輪構造	<input type="checkbox"/> 幅止め()	本						
シ 一 ト	1 スリング式(標準)	2 張り調整式	3 板張り式	<input type="checkbox"/> 奥行調整							
バ ッ ク サ ポ ー ト	1 スリング式(標準)	2 張り調整式	<input type="checkbox"/> ワイドフレーム	<input type="checkbox"/> 延長(頭頸部まで)	<input type="checkbox"/> 高さ調整	<input type="checkbox"/> 背座角度調整					
フ ッ ト・レ グ サ ポ ー ト	1 固定式(標準)	2 挙上式	3 着脱式	4 開閉着脱式	5 挙上・開閉着脱式						
フ ッ ト サ ポ ー ト	1 セパレート式(標準)	2 セパレート式(二重折込式)	3 中折式	<input type="checkbox"/> 前後調整(右・左・両)	<input type="checkbox"/> 角度調整(右・左・両)	<input type="checkbox"/> 左右調整(右・左・両)					
アームサポート	1 フレーム一体型 → ①固定式(標準) ②跳ね上げ式 ③着脱式	2 独立型 → ①固定式 ②跳ね上げ式 ③着脱式	<input type="checkbox"/> 高さ調整	<input type="checkbox"/> 角度調整	<input type="checkbox"/> 拡幅(右・左・両)	<input type="checkbox"/> 延長(右・左・両)					
ブ レ ー キ	1 駐車ブレーキ(標準)	追加 →	<input type="checkbox"/> 介助用ブレーキ	<input type="checkbox"/> フットブレーキ							
駆 動 輪・主 輪	1 固定式(標準)	2 着脱式	<input type="checkbox"/> 車軸位置調整	<input type="checkbox"/> キャンバー角度変更	<input type="checkbox"/> 片手駆動	<input type="checkbox"/> レバー駆動					
タ イ や	1 エア(標準)	2 ノーパンク									
キ ャ ス タ	1 ソリッド(標準)	2 衝撃吸収タイプ									
ハ ン ド リ ム	1 プラスチック(標準)	2 ステンレス	3 アルミ	<input type="checkbox"/> ピッチ30mmを超えるもの	<input type="checkbox"/> 片手駆動						
付	<input type="checkbox"/> クッション(カバー付き) → ①平面形状型 ②モールド型 ↳ <input type="checkbox"/> ゲル素材 <input type="checkbox"/> 多層構造 <input type="checkbox"/> 立体編物 <input type="checkbox"/> 滑り止め加工 <input type="checkbox"/> 防水加工	<input type="checkbox"/> 完成用部品(姿勢保持装置 支持部 骨盤・大腿部) 部品名()									
	<input type="checkbox"/> ヘッドサポート → ①着脱式(枕含む) ②マルチタイプ(枕含む) ③枕(オーダー) ④枕(レディ) ↳ 上記①・②のみ加算可 → <input type="checkbox"/> オーダー枕変更										
属	<input type="checkbox"/> 座板 → <input type="checkbox"/> クッション一体型	車椅子の寸法									
	<input type="checkbox"/> 背クッション → <input type="checkbox"/> 滑り止め加工										
	<input type="checkbox"/> 転倒防止装置 → ①パイプ ②キャスター付き ③キャスター付き折りたたみ構造										
	<input type="checkbox"/> ヒールループ(右・左・両)										
	<input type="checkbox"/> アンクルストラップ(右・左・両)										
	<input type="checkbox"/> ステップカバー(右・左・両)										
	<input type="checkbox"/> テーブル										
	<input type="checkbox"/> テーブル取付部品										
	<input type="checkbox"/> 車載固定部品										
	<input type="checkbox"/> 杖たて(一本杖・多脚つえ)										
品	<input type="checkbox"/> スポークカバー										
	<input type="checkbox"/> 滑り止めハンドリム(右・左・両)										
	<input type="checkbox"/> その他()										
	【姿勢保持装置_製作要素】										
<input type="checkbox"/> カットアウトテーブル		<input type="checkbox"/> 姿勢保持部品()									
<input type="checkbox"/> ベルト→①骨盤 ②胸 ③股 ④その他()											
上記のとおり意見します。											
年 月 日											
医療機関名											
所 在 地											
診療科名											
作成医師氏名											
印											

【記入上の留意事項】

(R6.6)

- 身体障害者福祉法第15条の規定に基づき指定された医師が記入すること。
- 該当する項目は全て記入すること。なお、選択肢がある場合は、該当する項目に○またはレ印を付すこと。
- 処方内容の決定に際しては、必ず補装具製作業者立ち合いのもとで行うこと。
- 難病患者等は、症状が日内変動する者もいるため、症状がより重度の状態をもって下記内容を記入すること。
 - 難病等により、補装具が必要と認められる症状
 - 症状の日内変動等の内容や時間、期間、頻度等
 - その他参考となる事項



補装具費支給要否意見書(車椅子)

平衡機能障がい者用

氏 名		男 女	生年月日	年 月 日生	歳	
住 所						
障 が い 名						
原 因 と な つ た 疾 病 ・ 外 傷 名				交通・労災・その他の事故・戦傷・戦災		
	疾病・外傷発生年月日 年 月 日			疾病・先天性・その他()		
障 が い の 状 況	平衡機能についての所見					
	歩行についての所見					
	社会生活についての所見					
	その他の所見					
	車椅子の操作	1 自力にて可 2 辛うじて自力にて可 3 不可 ※自走可の場合 → 操作方法(両手 右手 左手 右足 左足 両足) (室内のみ 室外も可)				
	車椅子への移乗	1 自力にて可 2 一部介助にて可 3 全介助				
	知的 能 力 等	1 正常 2 知能低下等あり() → 安全走行に { 支障なし 支障あり }				
	部 位	<input type="checkbox"/> 標 準				
		<input type="checkbox"/> 頭 頸 部	※ ヘッドサポートが必要な場合のみ加えることができる			
	型 式	<input type="checkbox"/> 自 走 用				
	<input type="checkbox"/> 介 助 用					
種 別	<input type="checkbox"/> モジュラー式	※ 標準				
	<input type="checkbox"/> オーダーメイト式	□ 体格・体型等から、モジュラー式では適合するものがないため □ 障がいの状況から、本人の身体に個別に対応することが必要なため				
	<input type="checkbox"/> レディメイト式	※ 障害の程度が軽度の場合及びバギー形を支給する場合等、 レディメイト式の機能により身体機能の補完が可能な場合				
機 構	<input type="checkbox"/> リクライニング機構	□ 隨時、仰臥姿勢をとる必要のある者 □ 運動制限が著明で座位を長時間保持できない者				
	<input type="checkbox"/> ティルト機構	※ 長時間の座位保持が困難な者であって、自立姿勢変換が困難な者				
	<input type="checkbox"/> リフト機構	□ 障害の現症、生活環境その他の事情により、リフト機構を用いることについて、 真にやむを得ない事情が認められる者 □ 就労又は就学のために真に必要と認められる者				
使 用 効 果 見 込						

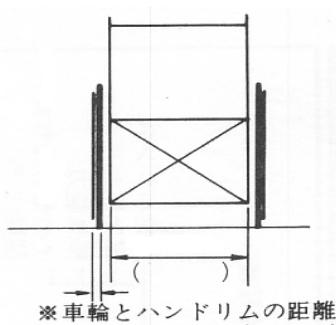
裏面へ続く

処 方 内 容											
基 本 構 造	1 後方大車輪(標準)	2 前方大車輪	3 6輪構造	<input type="checkbox"/> 幅止め()	本						
シ 一 ト	1 スリング式(標準)	2 張り調整式	3 板張り式	<input type="checkbox"/> 奥行調整							
バ ッ ク サ ポ ー ト	1 スリング式(標準)	2 張り調整式	<input type="checkbox"/> ワイドフレーム	<input type="checkbox"/> 延長(頭頸部まで)	<input type="checkbox"/> 高さ調整	<input type="checkbox"/> 背座角度調整					
フ ッ ト・レ グ サ ポ ー ト	1 固定式(標準)	2 挙上式	3 着脱式	4 開閉着脱式	5 挙上・開閉着脱式						
フ ッ ト サ ポ ー ト	1 セパレート式(標準)	2 セパレート式(二重折込式)	3 中折式	<input type="checkbox"/> 前後調整(右・左・両)	<input type="checkbox"/> 角度調整(右・左・両)	<input type="checkbox"/> 左右調整(右・左・両)					
アームサポート	1 フレーム一体型 → ① 固定式(標準) ② 跳ね上げ式 ③ 着脱式	2 独立型 → ① 固定式 ② 跳ね上げ式 ③ 着脱式	<input type="checkbox"/> 高さ調整	<input type="checkbox"/> 角度調整	<input type="checkbox"/> 拡幅(右・左・両)	<input type="checkbox"/> 延長(右・左・両)					
ブ レ ー キ	1 駐車ブレーキ(標準)	追加 →	<input type="checkbox"/> 介助用ブレーキ	<input type="checkbox"/> フットブレーキ							
駆 動 輪・主 輪	1 固定式(標準)	2 着脱式	<input type="checkbox"/> 車軸位置調整	<input type="checkbox"/> キャンバー角度変更	<input type="checkbox"/> 片手駆動	<input type="checkbox"/> レバー駆動					
タ イ や	1 エア(標準)	2 ノーパンク									
キ ャ ス タ	1 ソリッド(標準)	2 衝撃吸収タイプ									
ハ ン ド リ ム	1 プラスチック(標準)	2 ステンレス	3 アルミ	<input type="checkbox"/> ピッチ30mmを超えるもの	<input type="checkbox"/> 片手駆動						
付	<input type="checkbox"/> クッション(カバー付き) → ① 平面形状型 ② モールド型 ↳ <input type="checkbox"/> ゲル素材 <input type="checkbox"/> 多層構造 <input type="checkbox"/> 立体編物 <input type="checkbox"/> 滑り止め加工 <input type="checkbox"/> 防水加工	<input type="checkbox"/> 完成用部品(姿勢保持装置 支持部 骨盤・大腿部) 部品名()									
	<input type="checkbox"/> ヘッドサポート → ① 着脱式(枕含む) ② マルチタイプ(枕含む) ③ 枕(オーダー) ④ 枕(レディ) ↳ 上記①・②のみ加算可 → <input type="checkbox"/> オーダー枕変更										
属	<input type="checkbox"/> 座板 → <input type="checkbox"/> クッション一体型	車椅子の寸法									
	<input type="checkbox"/> 背クッション → <input type="checkbox"/> 滑り止め加工										
	<input type="checkbox"/> 転倒防止装置 → ①パイプ ②キャスター付き ③キャスター付き折りたたみ構造										
	<input type="checkbox"/> ヒールループ(右・左・両)										
	<input type="checkbox"/> アンクルストラップ(右・左・両)										
	<input type="checkbox"/> ステップカバー(右・左・両)										
	<input type="checkbox"/> テーブル										
	<input type="checkbox"/> テーブル取付部品										
	<input type="checkbox"/> 車載固定部品										
	<input type="checkbox"/> 杖たて(一本杖・多脚つえ)										
品	<input type="checkbox"/> スポークカバー										
	<input type="checkbox"/> 滑り止めハンドリム(右・左・両)										
【姿勢保持装置_製作要素】	<input type="checkbox"/> その他()	※ティッピング レバー長()									
	<input type="checkbox"/> カットアウトテーブル										
<input type="checkbox"/> ベルト→①骨盤 ②胸 ③股 ④その他()		<input type="checkbox"/> 姿勢保持部品()									
上記のとおり意見します。											
年 月 日											
医療機関名											
所 在 地											
診療科名											
作成医師氏名											
印											

【記入上の留意事項】

(R6.6)

- 身体障害者福祉法第15条の規定に基づき指定された医師が記入すること。
- 該当する項目は全て記入すること。なお、選択肢がある場合は、該当する項目に○またはレ印を付すこと。
- 処方内容の決定に際しては、必ず補装具製作業者立ち合いのもとで行うこと。
- 難病患者等は、症状が日内変動する者もいるため、症状がより重度の状態をもって下記内容を記入すること。
 - 難病等により、補装具が必要と認められる症状
 - 症状の日内変動等の内容や時間、期間、頻度等
 - その他参考となる事項



補装具費支給要否意見書(電動車椅子(標準形))

氏名			男女	生年月日	年月日生	歳
住所						
障がい名						
原因となった 疾病・外傷名				交通・労災・その他の事故・戦傷・戦災		
	疾病・外傷発生年月日			年	月	日
障がいの状況	運動障がい	1なし 2弛緩性麻痺 3痙攣性麻痺 4固縮 5不随意運動 6しじんせん 7運動失調 8その他()				
	知覚障がい	1知覚脱失あり 2知覚鈍麻あり 3知覚過敏あり 4なし				
	下肢機能	【関節の可動性、筋力、変形等の状態を記入すること】				
	歩行の状態					
	座位	1自力にて可(時間・分) 2背部支持があると可(時間・分) 3不可				
	立位保持	1自力にて可(時間・分) 2支持があると可(時間・分) 3不可				
	立ち上がる	1自力にて可 2介助があると可 3不可				
	上肢機能	握力	右	kg	左	kg
		【関節の可動性、筋力、変形等の状態を記入すること】				
手動式車椅子の操作	1自力にて可 2辛うじて自力にて可 3不可					
	※自走可の場合→操作方法(両手 右手 左手 右足 左足 両足)(室内のみ 室外も可)					
褥瘡の有無	1あり 2現在はないが過去にできたことあり 3過去・現在ともなし					
臀部の状態	1異常なし 2皮膚の発赤、変色あり 3瘦せており、骨の突出あり					
操作能力等	移乗	1自力で可 2一部介助必要 3全介助				
	視力	1正常 2障がいあり() → 安全走行に { 支障なし 支障あり }				
	視野	1正常 2障がいあり() → 安全走行に { 支障なし 支障あり }				
	聽力	1正常 2障がいあり() → 安全走行に { 支障なし 支障あり }				
	知的能力等	1正常 2知能低下等あり() → 安全走行に { 支障なし 支障あり }				
	操作方法	1上肢 → { 右手 左手 } 2頭部 → 3その他 →				
使用効果見込						

裏面へ続く

処 方 内 容			
必要とする電動車椅子	部位	<input type="checkbox"/> 標 準 <input type="checkbox"/> 頭 頸 部	※ ヘッドサポートが必要な場合のみ加えることができる
	標 準 形	<input type="checkbox"/> 低速用 <input type="checkbox"/> 中速用	
	種 別	<input type="checkbox"/> モジュラー式 <input type="checkbox"/> オーダーメイド式 <input type="checkbox"/> レディメイド式	※ 標準 □ 体格・体型等から、モジュラー式では適合するものができないため □ 障がいの状況から、本人の身体に個別に対応することが必要なため ※ レディメイド式の機能により身体機能の補完が可能な場合
	機 構	<input type="checkbox"/> 手動リクライニング機構 <input type="checkbox"/> 電動リクライニング機構 <input type="checkbox"/> 電動ティルト機構 <input type="checkbox"/> 電動リフト機構	□ 随時、仰臥姿勢をとる必要のある者 □ 座位を長時間保持できない者 ※ 上記、手動リクライニング機構の要件を満たし、この電動車椅子を使うことにより、自力でのリクライニング操作が可能となる者 ※ 長時間の座位保持が困難な者であって、自立姿勢変換が困難な者で、この電動車椅子を使うことにより、自力でのティルト操作が可能となる者 □ 障害の現症、生活環境その他真にやむを得ない事情が認められる者 □ 就労若しくは就学のために真に必要と認められる者
	基 本 構 造	1 後方大車輪(標準) 2 その他())※特例補装具
	シ 一 ト	1 板張り式(標準) 2 スリング式 3 張り調整式	<input type="checkbox"/> 奥行調整
	バ ッ ク サ ポ ー ト	1 スリング式(標準) 2 張り調整式 □ ワイドフレーム □ 延長(頭頸部まで) □ 高さ調整 □ 背座角度調整 □ 背折れ機構	
	フ ッ ト・レ ケ ク'サ ポ ー ト	1 固定式(標準) 2 挙上式 3 着脱式 4 開閉着脱式 5 挙上・開閉着脱式 □ レッグベルト全面張り	
	フ ッ ト サ ポ ー ト	1 セパレート式(標準) 2 セパレート式(二重折込式) □ 前後調整(右・左・両) □ 角度調整(右・左・両) □ 左右調整(右・左・両)	
	ア ーム サ ポ ー ト	1 フレーム一体型 → ① 固定式(標準) ② 跳ね上げ式 ③ 着脱式 2 独立型 → ① 固定式 ② 跳ね上げ式 ③ 着脱式 □ 高さ調整 □ 角度調整 □ 拡幅(右・左・両) □ 延長(右・左・両)	
付 属 品	ブ レ ー キ	1 電動又は電磁ブレーキ(標準)	
	タ イ や	1 エア(標準) 2 ノーパンク	
	キ ャ ス タ	1 エア(標準) 2 ノーパンク	
	ク ッ シ ョ ン	<input type="checkbox"/> クッション(カバー付き) → ① 平面形状型 ② モールド型 □ ゲル素材 □ 多層構造 □ 立体編物 □ 滑り止め加工 □ 防水加工	
	完 成 用 部 品	<input type="checkbox"/> 完成用部品(姿勢保持装置 支持部 骨盤・大腿部) 部品名()	
	ヒ ル ル ピ	<input type="checkbox"/> ヒルループ(右・左・両)	<input type="checkbox"/> アンクルストラップ(右・左・両)
	テ ー ブ ル	<input type="checkbox"/> テーブル	<input type="checkbox"/> テーブル取付部品
	携 帯 用 会 話 補 助 装 置	<input type="checkbox"/> 携帯用会話補助装置搭載台	<input type="checkbox"/> 痰吸引機搭載台
	酸 素 ボ ン ベ 固 定 装 置	<input type="checkbox"/> 酸素ボンベ固定装置	<input type="checkbox"/> 栄養パック取付用ガードル架
	泥 よ け	<input type="checkbox"/> 泥よけ	<input type="checkbox"/> スポークカバー
【姿勢保持装置_製作要素】	パ ワ ー ス テ ア リ ング	<input type="checkbox"/> パワーステアリング	<input type="checkbox"/> クライマーセット
	車 載 固 定 部 品	<input type="checkbox"/> 車載固定部品	
	其 他	()	
	カ ッ ツ ア ッ ツ	<input type="checkbox"/> カットアウトテーブル	<input type="checkbox"/> 姿勢保持部品()
<input type="checkbox"/> ベルト → ① 骨盤ベルト ② 胸ベルト ③ 股ベルト ④ その他()			

上記のとおり意見します。

年 月 日 医療機関名

所 在 地

診療科名

作成医師氏名

印

【記入上の留意事項】

(R6.6)

- 1 身体障害者福祉法第15条の規定に基づき指定された医師が記入すること。
- 2 該当する項目は全て記入すること。なお、選択肢がある場合は、該当する項目に○またはレ印を付すこと。
- 3 処方内容の決定に際しては、必ず補装具製作業者立ち合いの上で行うこと。
- 4 難病患者等は、症状が日内変動する者もいるため、症状がより重度の状態をもって下記内容を記入すること。
 - (1)難病等により、補装具が必要と認められる症状
 - (2)症状の日内変動等の内容や時間、期間、頻度等
 - (3)その他参考となる事項

補装具費支給要否意見書(電動車椅子(簡易形))

氏名		男女	生年月日	年月日生	歳	
住所						
障がい名						
原因となった 疾病・外傷名				交通・労災・その他の事故・戦傷・戦災		
	疾病・外傷発生年月日			年月日		疾病・先天性・その他()
障がい	運動障がい	1なし 2弛緩性麻痺 3痙攣性麻痺 4固縮 5不随意運動 6しじんせん 7運動失調 8その他()				
	知覚障がい	1知覚脱失あり 2知覚鈍麻あり 3知覚過敏あり 4なし				
	下肢機能	【関節の可動性、筋力、変形等の状態を記入すること】				
の状況	歩行の状態					
	座位	1自力にて可(時間・分) 2背部支持があると可(時間・分) 3不可				
	立位保持	1自力にて可(時間・分) 2支持があると可(時間・分) 3不可				
の状況	立ち上がる	1自力にて可 2介助があると可 3不可				
	操作能力等	握力	右 kg	左 kg		
		上肢機能	【関節の可動性、筋力、変形等の状態を記入すること】			
の状況		手動式車椅子の操作	1自力にて可 2辛うじて自力にて可 3不可 ※自走可の場合→操作方法(両手 右手 左手 右足 左足 両足)(室内のみ 室外も可)			
	褥瘡の有無	1あり 2現在はないが過去にできたことあり 3過去・現在ともなし				
	臀部の状態	1異常なし 2皮膚の発赤、変色あり 3痩せており、骨の突出あり				
操作能力等	移乗	1自力で可 2一部介助必要 3全介助				
	視力	1正常 2障がいあり()→安全走行に { 支障なし 支障あり }				
	視野	1正常 2障がいあり()→安全走行に { 支障なし 支障あり }				
操作能力等	聽力	1正常 2障がいあり()→安全走行に { 支障なし 支障あり }				
	知的能力等	1正常 2知能低下等あり()→安全走行に { 支障なし 支障あり }				
	操作方法	1上肢→{右手 左手} 2頭部→ 3その他→				
必要とする電動車椅子	<input type="checkbox"/> 標準					
	<input type="checkbox"/> 頭頸部	※ヘッドサポートが必要な場合のみ加えることができる				
	簡易形	<input type="checkbox"/> 切替式 <input type="checkbox"/> アシスト式				
機構	<input type="checkbox"/> モジュラー式	※標準				
	<input type="checkbox"/> オーダーメイド式	□体格・体型等から、モジュラー式では適合するものがいたため □障がいの状況から、本人の身体に個別に対応することが必要なため				
	<input type="checkbox"/> レディメイド式	※障害の程度が軽度の場合及びバギー形を支給する場合等、 レディメイド式の機能により身体機能の補完が可能な場合				
機構	<input type="checkbox"/> リクライニング機構	□随時、仰臥姿勢をとる必要のある者 □運動制限が著明で座位を長時間保持できない者				
	<input type="checkbox"/> ティルト機構	※長時間の座位保持が困難な者であって、自立姿勢変換が困難な者				
	<input type="checkbox"/> リフト機構	□障害の現症、生活環境その他の事情により、リフト機構を用いることについて、 真にやむを得ない事情が認められる者 □就労又は就学のために真に必要と認められる者				
使用効果見込						

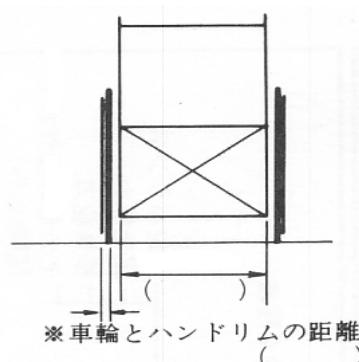
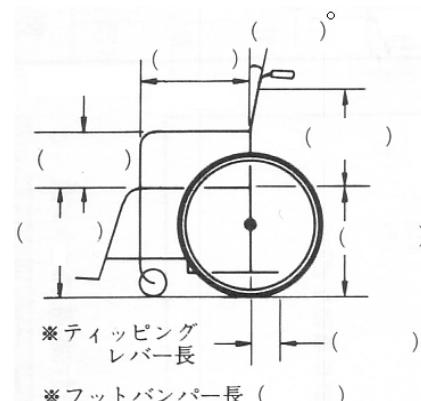
裏面へ続く

処 方 内 容									
基 本 構 造	1 後方大車輪(標準)	2 前方大車輪	3 6輪構造	<input type="checkbox"/> 幅止め()	本)				
シ 一 ト	1 スリング式(標準)	2 張り調整式	3 板張り式	<input type="checkbox"/> 奥行調整					
パックサポート	1 スリング式(標準)	2 張り調整式	<input type="checkbox"/> ワッドフレーム	<input type="checkbox"/> 延長(頭頸部まで)	<input type="checkbox"/> 高さ調整 <input type="checkbox"/> 背座角度調整 <input type="checkbox"/> 背折れ機構				
フット・レッグサポート	1 固定式(標準)	2 挙上式	3 着脱式	4 開閉着脱式	5 挙上・開閉着脱式				
フットサポート	1 セパレート式(標準)	2 セパレート式(二重折込式)	3 中折式	<input type="checkbox"/> 前後調整(右・左・両)	<input type="checkbox"/> 角度調整(右・左・両) <input type="checkbox"/> 左右調整(右・左・両)				
アームサポート	1 フレーム一体型 → ① 固定式(標準)	② 跳ね上げ式	③ 着脱式	2 独立型 → ① 固定式	② 跳ね上げ式				
	③ 着脱式	<input type="checkbox"/> 高さ調整 <input type="checkbox"/> 角度調整	<input type="checkbox"/> 拡幅(右・左・両)	<input type="checkbox"/> 延長(右・左・両)					
ブ レ ー キ	1 駐車ブレーキ(標準)	追加 →	<input type="checkbox"/> 介助用ブレーキ	<input type="checkbox"/> フットブレーキ					
駆動輪・主輪	1 固定式(標準)	2 着脱式	<input type="checkbox"/> 車軸位置調整	<input type="checkbox"/> キャンバー角度変更	<input type="checkbox"/> 片手駆動 <input type="checkbox"/> レバー駆動				
タ イ ヤ	1 エア(標準)	2 ノーパンク							
キ ャ ス タ	1 ソリッド(標準)	2 衝撃吸収タイプ							
ハ ン ド リ ム	1 プラスチック(標準)	2 ステンレス	3 アルミ	<input type="checkbox"/> ピッチ30mmを超えるもの	<input type="checkbox"/> 片手駆動				
付	<input type="checkbox"/> クッション(カバー付き) → ① 平面形状型 ② モールド型 ↳ <input type="checkbox"/> ゲル素材 <input type="checkbox"/> 多層構造 <input type="checkbox"/> 立体編物 <input type="checkbox"/> 滑り止め加工 <input type="checkbox"/> 防水加工								
	<input type="checkbox"/> 完成用部品(姿勢保持装置 支持部 骨盤・大腿部) 部品名()								
属 品	<input type="checkbox"/> ヘッドサポート → ① 着脱式(枕含む) ② マルチタイプ(枕含む) ③ 枕(オーダー) ④ 枕(レディ) ↳ 上記①・②のみ加算可 → <input type="checkbox"/> オーダー枕変更								
	<input type="checkbox"/> 座板 → <input type="checkbox"/> クッション一体型								
	<input type="checkbox"/> 背クッション → <input type="checkbox"/> 滑り止め加工								
	<input type="checkbox"/> ヒールループ(右・左・両)								
	<input type="checkbox"/> アンクルストラップ(右・左・両)								
	<input type="checkbox"/> ステップカバー(右・左・両)								
	<input type="checkbox"/> テーブル								
	<input type="checkbox"/> テーブル取付部品								
	<input type="checkbox"/> 車載固定部品								
	<input type="checkbox"/> 杖たて(一本杖・多脚つえ)								
	<input type="checkbox"/> スポークカバー								
	<input type="checkbox"/> 滑り止めハンドリム(右・左・両)								
	<input type="checkbox"/> その他()								
【姿勢保持装置_製作要素】									
<input type="checkbox"/> カットアウトテーブル		<input type="checkbox"/> 姿勢保持部品()							
<input type="checkbox"/> ベルト→①骨盤 ②胸 ③股 ④その他()									
上記のとおり意見します。									
年 月 日									
医療機関名									
所 在 地									
診療科名									
作成医師氏名 印									

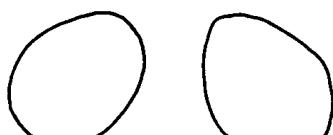
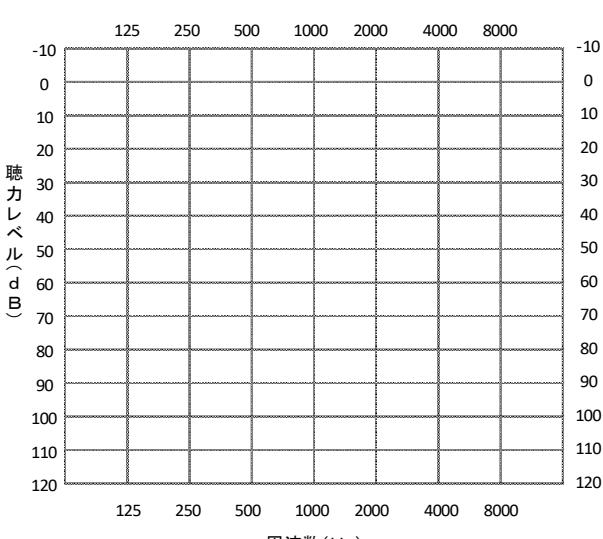
【記入上の留意事項】

(R6.6)

- 身体障害者福祉法第15条の規定に基づき指定された医師が記入すること。
- 該当する項目は全て記入すること。なお、選択肢がある場合は、該当する項目に○またはレ印を付すこと。
- 処方内容の決定に際しては、必ず補装具製作業者立ち合いのもとで行うこと。
- 難病患者等は、症状が日内変動する者もいるため、症状がより重度の状態をもって下記内容を記入すること。
 - 難病等により、補装具が必要と認められる症状
 - 症状の日内変動等の内容や時間、期間、頻度等
 - その他参考となる事項



補装具費支給要否意見書(補聴器)

氏 名		男 女	生年月日	年 月 日生	歳
住 所					
障 が い 名					
原 因 と な つ た 疾 病・外 傷 名				交通・労災・その他の事故・戦傷・戦災	
	疾病・外傷発生年月日 年 月 日			疾病・先天性・その他()	
聴 力	右 dB	左 dB	会話音域の平均聴力レベル:4分法		
障がいの種類	1 伝音性難聴 2 感音性難聴 3 混合性難聴				
聴覚障がいの状況	鼓膜の状況 				
聴力検査の結果	【オージオメーターの型式】 → 				
	記入の仕方 気導:右耳 ○ 左耳 × 骨導:右耳 □ 左耳 □				
語音明瞭度	右 %	左 %			
	補聴器の必要性が、主に語音明瞭度の低下による場合に記載すること。				
その他の所見	【耳あな型、骨導式を処方する場合はその理由を具体的に記入すること】				
音声・言語機能障がいの状況					

裏面へ続く

必 要 と す る 補 聴 器	装用耳	<input type="checkbox"/> 右耳 <input type="checkbox"/> 左耳 <input type="checkbox"/> 両耳		
		次の場合は、理由を記入すること。 ①両耳装用を処方する場合 ②聴力が比較的低い耳に装用を処方する場合		
	種類	<input type="checkbox"/> 高度難聴用	1 ポケット型	2 耳かけ型
			3 耳あな型(レディメイド)	4 耳あな型(オーダーメイド)
		※ 両耳とも聴力レベルが概ね90dB未満の者が対象		
		<input type="checkbox"/> 重度難聴用	1 ポケット型	2 耳かけ型
		※ 両耳とも聴力レベルが概ね90dB以上の者が対象		
<input type="checkbox"/> 骨導式	1 ポケット型	2 眼鏡型		
※ 伝音性難聴者で、耳漏が著しい者又は外耳閉鎖症等を有する者で、かつ、耳栓又はイヤモールドの使用が困難な者				
注:ポケット型と耳かけ型は必要に応じて選択可能				
耳あな型の対象者	<input type="radio"/> ポケット型及び耳かけ型の補聴器の使用が困難で真に必要な者が対象 【例示】①耳介の欠損や変形、皮膚炎症等が著しく耳かけ型の使用が難しい者 ②主に職業上の理由により耳かけ型が使用できない者 <input type="radio"/> オーダーメイドは、障がいの状況・耳の形状等レディメイドでは対応不可能の者			
付属品	<input type="checkbox"/> イヤモールド	処方理由	<input type="checkbox"/> 外耳道の変形などにより耳栓の使用が難しい <input type="checkbox"/> 既製の耳栓では音漏れなどにより共鳴音ができる <input type="checkbox"/> 頭部の不随意運動等により、耳栓では脱落の恐れがある <input type="checkbox"/> その他()	
使用効果見込				

上記のとおり意見します。

年 月 日

医療機関名

所在地

診療科名

作成医師氏名

印

(H28.06)

【記入上の留意事項】

- 1 身体障害者福祉法第15条の規定に基づき指定された医師が記入すること。
- 2 該当する項目は全て記入すること。なお、選択肢がある場合は、該当する項目に○またはレ印を付すこと。
- 3 難病患者等は、症状が日内変動する者もいるため、症状がより重度の状態をもって記入すること。

補装具費支給要否意見書(義眼・眼鏡)

氏 名				男 女	生年月日	年 月 日生		歳								
住 所																
障 が い 名																
原 因 と な つ た 疾 病 ・ 外 傷 名						交通・労災・その他の事故・戦傷・戦災										
		疾病・外傷発生年月日 年 月 日				疾病・先天性・その他()										
障 が い の 状 況	視 力	<table border="1"> <tr> <td>裸眼</td> <td>矯正</td> </tr> <tr> <td>右</td> <td>(× D Cyl D Ax)</td> </tr> <tr> <td>左</td> <td>(× D Cyl D Ax)</td> </tr> </table>		裸眼	矯正	右	(× D Cyl D Ax)	左	(× D Cyl D Ax)							
		裸眼	矯正													
	右	(× D Cyl D Ax)														
	左	(× D Cyl D Ax)														
現 症	<table border="1"> <tr> <td>外 眼</td> <td>右</td> <td>左</td> </tr> <tr> <td>中間透光体</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>眼 底</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		外 眼	右	左	中間透光体			眼 底							
	外 眼	右	左													
	中間透光体															
眼 底																
その他の所見																
	必要とする補装具	義 眼	1 レディメイド 2 オーダーメイド													
眼 鏡		1 矯正用 <input type="checkbox"/> 遮光の機能が必要 → <input type="checkbox"/> 屋外用 <input type="checkbox"/> 屋内用														
		2 遮光用 → <input type="checkbox"/> 前掛け式 <input type="checkbox"/> 掛けめがね式 → <input type="checkbox"/> 屋外用 <input type="checkbox"/> 屋内用														
		3 コンタクトレンズ 4 弱視用 → <input type="checkbox"/> 掛けめがね式 (倍率) <input type="checkbox"/> 焦点調節式														
処 方 内 容	<input type="checkbox"/> 遠 用	球面レンズ SPH	円柱レンズ CYL	円柱軸 Ax	プリズム PRISM	基 底 BASE	瞳孔距離 PD	指示事項等 ※遮光が必要な場合、レンズを指定して下さい								
	<input type="checkbox"/> 近 用															
	右	D	D	°				屋外用								
	左	D	D	°					屋内用							
使 用 効 果 見 込																
上記のとおり意見します。 年 月 日 医療機関名 所在地 診療科名 作成医師氏名 印																

【記入上の留意事項】

(R2. 6)

- 身体障害者福祉法第15条の規定に基づき指定された医師が記入すること。
- 該当する項目は全て記入すること。なお、選択肢がある場合は、該当する項目に○またはレ印を付すこと。
- 難病患者等は、症状が日内変動する者もいるため、症状がより重度の状態をもって記入すること。

補装具費支給要否意見書(重度障害者用意思伝達装置)

氏 名				男 女	生年月日	年 月 日生		歳	
住 所									
障 が い 名									
原因となつた 疾病・外傷名						交通・労災・その他の事故・戦傷・戦災			
		疾病・外傷発生年月日		年 月 日		疾病・先天性・その他()			
障 が い の 状 況	身体 の 状 況	上 肢 機 能							
		下 肢 機 能							
	人工呼吸器装着 1あり 2なし			経管栄養・胃ろう造設 1あり 2なし					
	意思 伝 達 の 状 況	音 声 機 能	1 可能 2 なんとか可能 3 不可能						
			※2, 3の場合は、 その状況、原因を 具体的に記入する こと。						
		言 語 機 能	1 可能 2 なんとか可能 3 不可能						
	※2, 3の場合は、 その状況、原因を 具体的に記入する こと。								
そ の 他									
意思伝達装置 の 操 作 性		操作 能 力 (知的能力等)	療育手帳の所持	1あり (A · B) 2なし					
		操作上利用可能 な 身 体 能 力							
		操 作 意 欲							
意 思 伝 達 装 置 の 必 要 性 (使用効果見込)		1 意思伝達装置でなくても良い(他で代用可能) 2 意思伝達装置が望ましい場合がある 3 意思伝達装置が望ましい 4 意思伝達装置でなければならない			(詳しい状況)				
		□ 借受け (本体)	部品名					期間	か月
必 要 と す る 装 置				入 力 装 置 (ス イ ッ チ) の 種 類					
<input type="checkbox"/> 本体 (ソフトウェア及びプリンタ込) <input type="checkbox"/> 固定台(自立スタンド式) <input type="checkbox"/> 入力装置固定具 <input type="checkbox"/> 固定台(アーム式又はテーブル置き式) <input type="checkbox"/> 呼び鈴 <input type="checkbox"/> 呼び鈴分岐装置				<input type="checkbox"/> 接点式 <input type="checkbox"/> 筋電式 <input type="checkbox"/> 光電式 <input type="checkbox"/> 呼気式(吸気式) <input type="checkbox"/> 空気圧式		<input type="checkbox"/> 帯電式 <input type="checkbox"/> タッチ式 <input type="checkbox"/> ピンタッチ式先端部 <input type="checkbox"/> 圧電素子式 <input type="checkbox"/> 視線検出式			
上記のとおり意見します。 年 月 日 医療機関名 所在地 診療科名 作成医師氏名									
印									

【記入上の留意事項】

(H30. 6)

- 身体障害者福祉法第15条の規定に基づき指定された医師(肢体不自由及び音声・言語機能障害)が記入すること。
- 該当する項目は全て記入すること。なお、選択肢がある場合は、該当する項目に○またはレ印を付すこと。
- 難病患者等は、症状が日内変動する者もいるため、症状がより重度の状態をもって下記内容を記入すること。
 - 難病等により、補装具が必要と認められる症状
 - 症状の日内変動等の内容や時間、期間、頻度等
 - その他参考となる事項
- 「借受け」を処方した場合は、部品名、期間及び障がいの進行により、補装具の短期間での交換が必要である理由を記入すること。

判 定 書(補装具費)

障 総 第 号
年 月 日

長 様

福島県障がい者総合福祉センター所長

年 月 日 付 け の 依 頼 に つ い て は 、 下 記 の と お り 判 定 し ま す 。

記

氏 名		生年月日		歳
居 住 地				
判 定 年 月 日	年 月 日	判 定 書 番 号	第 号	
障 が い 名 又 は 疾 病 名				障 が い 等 級
総 合 判 定				
医学的 判 定	障 が い 状 況			
	意 見			
	使 用 効 果 見 込			
名 称 又 は 修 理 項 目	コ ード		価 格	
処 方 内 容	名 称・基 本 構 造・付 属 品 等			
概 算 額	計			
	／100の額			
適 合 判 定・確 認 実 施 方 法	検 収		適 合 判 定 適 合 確 認	

(R2. 6)

補装具適合判定意見書

年 月 日

様

医療機関名

医師氏名

印

補装具費支給要否意見書を作成した下記の者にかかる補装具の適合判定を実施した結果は、以下のとおりです。

記

氏名			男・女
住所			
補装具の名称			
補装具製作業者			
適合判定実施日			
適合判定の結果	1 処方のとおり製作されており、適合状態は良好である。 2 下記の指摘事項あるも許容範囲であり、適合状態はほぼ良好である。 3 下記の適合不良個所があり、適合状態は不良である。		
	指 摘 事 項		
不良個所			

(H28.06)

特例補装具費支給申請理由書

氏名		男女	年月日生	歳
障がい名又は 疾病名				
補装具の名称				
特例補装具費 支給歴	支給年月	名 称		
1 職業(学年)				
2 ADL及び介護の状況				
生活の状況等				
3 生活の状況				
特例補装具を 必要とする理由				

担当者	職名		氏名	
-----	----	--	----	--

注1 製品の仕様や価格が分かるカタログ等を添付すること。

注2 支給歴の欄が足りない時は、適宜増やして記入すること。

(R元. 6)

判 定 依 頼 取 下 げ 書 (補 装 具 費)

第 号
年 月 日

福島県障がい者総合福祉センター所長 様

長 印

年 月 日付けの補装具費の判定依頼については、下記の理由により取り下げます。

記

1 氏 名

2 住 所

3 補装具の名称

4 取り下げ理由

診 断 書

氏名		男女	年月日生	歳
住所				
障がい名及び原因 となった疾病・外傷 名				
補装具の名称				
障がい・疾病等の状況				
難病患者等は、症状が日内変動する者もいるため、症状がより重度の状態をもって下記内容を記入すること。 1 難病等により、補装具が必要と認められる症状 2 症状の日内変動等の内容や時間、期間、頻度等 3 その他参考となる事項				
使用効果見込み				
上記のとおり診断します。 年月日 医療機関名 所在地 診療科名 作成医師氏名				
				印

(H28.06)

別表1 車椅子の再支給又は修理に係る判定・判断区分表

判定 ・判断 区分	◎ … 区分1	センターの判定を必要とするもの (レディメイド式のうち①自走用及び②介助用・機構加算のあるものについては、市町村が意見書で判断してよい)
	○ … 区分2	市町村が意見書により判断してよいもの
	● … 区分3	市町村が判断(意見書不要)

<重要>

- ・再支給、修理により車椅子の型式、製品区分、機構に変更が生じる場合は、◎(センターの判定を必要とする)

(例)「自走用」⇒「介助用」の変更、「モジュラー式」⇒「オーダーメイド式」の変更、機構の追加、「リクライニング機構」⇒「ティルト機構」への変更 等
- ・再支給にあたり、該当部位を追加する場合又は該当部位に交換する場合、下記の「判定・判断区分」を適用する
- ・修理にあたり、該当部位を追加する場合又は該当部位に交換する場合、下記の「判定・判断区分」を適用する
- ・修理部位が◎や○であっても、老朽化等により、全く同じ部品と交換する場合には●

部位、名称等		判定・判断 区分	備 考
基本構造	後方大車輪(標準)	●	
	前方大車輪	◎	
	6輪構造	◎	
	幅止め	●	
	修理のみ フレーム交換	●	
	修理のみ サイドガード(スカートガード)交換	●	
	修理のみ 溶接(修理箇所ごと)	●	
	スリング式(標準)	●	
	張り調整式	○	
シート	板張り式	○	付属品「座板」との併用加算不可
	奥行調整	○	
	スリング式(標準)	●	
	張り調整式	○	付属品「背クッション」との併用加算不可
バックサポート	ワイドフレーム	●	
	バックサポート延長(頭頸部まで)	○	
	高さ調整	○	
	背座角度調整	○	
	背折れ機構	●	サイズを小さくするという目的での「駆動輪・主輪の着脱式」との同時加算は、慎重に必要性を判断すること
	修理のみ バックサポートパイプ交換	●	
	修理のみ バックサポートパイプ取付部品交換	●	
	固定式(標準)	●	
	挙上式	○	
フット・レッグサポート	着脱式	○	
	開閉着脱式	○	
	挙上・開閉着脱式	○	
	レッグベルト全面張り	○	
	修理のみ フット・レッグサポートベルト交換	●	
	修理のみ フット・レッグサポートパッド交換	●	
	セパレート式(標準)	●	
	セパレート式(二重折込式)	●	
	中折式	●	
フットサポート	前後調整	○	
	角度調整	○	
	左右調整	○	

構造部品、付属品等		判定・判断区分	備考
アームサポート	フレーム一体型 固定式(標準)	●	
	フレーム一体型 跳ね上げ式	●	
	フレーム一体型 着脱式	●	
	独立型 固定式	●	
	独立型 跳ね上げ式	●	
	独立型 着脱式	●	
	高さ調整	○	
	角度調整	○	
	アームサポート拡幅	●	
	アームサポート延長	●	
	修理のみ 肘当て部分のみの交換	●	
	サボード ヘッドサポートパイプ交換	●	バックサポート一体型は含まない
	ヘッドサポートパイプ取付部品交換	●	
ブレーキ	駐車ブレーキ(標準)	●	
	介助用ブレーキ	●	
	フットブレーキ	●	
駆動輪・主輪	固定式(標準)	●	
	着脱式	●	サイズを小さくするという目的での「背折れ機構」との同時加算は、慎重に必要性を判断すること
	車軸位置調整	◎	
	キャンバー角度変更	○	
	片手駆動	◎	
	レバー駆動	◎	
	修理のみ 駆動輪・主軸一式交換	●	リム、スポーク、タイヤ、チューブ、タイヤバルブ、ハブ及びハブ軸を含むもの
	駆動輪・主軸ホイール交換	●	リム、スポーク、ハブ及びハブ軸を含むもの
	駆動輪・主軸ホイール交換(片手駆動式)	●	リム、スポーク、ハブ及びハブ軸を含むもの
タイヤ	エア(標準)	●	タイヤ交換は、チューブ交換を含まないもの
	ノーパンクタイヤ	●	
	修理 チューブ交換	●	
キャスター	ソリッド(標準)	●	
	衝撃吸収タイプ	●	
	修理 キャスター取付部品交換	●	
ハンドル	プラスチック(標準)	●	
	ステンレス	●	
	アルミ	●	
	ピッチ30mmを超えるもの	○	
	片手駆動	◎	
付属品	クッション(カバー付き) 平面形状型	○	
	クッション(カバー付き) モールド型	○	
	クッション(カバー付き) ゲル素材	○	
	クッション(カバー付き) 多層構造	○	立体編物との併用加算不可
	クッション(カバー付き) 立体編物	○	多層構造との併用加算不可
	クッション(カバー付き) 滑り止め加工	●	
	クッション(カバー付き) 防水加工	●	
	クッションとして姿勢保持装置の完成用部品を使用する場合	◎	再支給にあたり、使用する部品名が変更となる場合は「◎」、クッション(カバー付き)との併用加算不可

構造部品、付属品等		判定・判断区分	備考
付 属 品	座板	○	シート「板張り式」との併用加算不可
	座板 クッション一体型	○	クッション(カバー付き)との併用加算不可
	背クッション	○	バックサポート「張り調整式」との併用加算不可
	背クッション 滑り止め加工	●	
	ヘッドサポート 着脱式(枕含む)	○	
	ヘッドサポート マルチタイプ(枕含む)	○	
	ヘッドサポート 枕(オーダーメイド)	●	
	ヘッドサポート 枕(レディメイド)	●	
	フットサポート ヒールループ	●	
	フットサポート アンクルストラップ [°]	●	
	フットサポート ステップカバー	●	
	テーブル	●	
	テーブル取付部品	●	
	姿勢保持装置「カットアウトテーブル」が必要な場合	●	
	転倒防止装置 パイプ	●	
	転倒防止装置 キャスタ付き	●	
	転倒防止装置 キャスタ付き(折りたたみ構造)	●	
	搭載台	●	呼吸器搭載台、痰吸引機搭載台、携帯用会話補助装置搭載台を含む
	車載固定部品	●	4個まで
	杖たて 一本杖	●	
	杖たて 多脚つえ	●	
	酸素ボンベ固定装置	●	
	栄養パック取付用ガードル架	●	
	点滴ポール	●	
	日よけ	●	
	雨よけ	●	
	泥よけ	●	
	スパークカバー	●	
	リフレクタ	●	
	高さ調整式手押しハンドル	●	
	ブレーキ 延長レバー	●	
	ハンドリム 滑り止め	●	
	ハンドリム ノブ付き	●	
	ハンドリム ノブ付き垂直ノブ	●	
その 他	姿勢保持装置の「姿勢保持部品」が必要な場合	○	(例)姿勢保持部品:体幹保持部品 体幹パッド 等
	姿勢保持装置の「ベルト」が必要な場合	●	
	リヤ・シャフト交換	●	
	レバー交換	●	
	ワイヤ交換	●	
	メカロック交換	●	
	ガスタンパー交換	●	
成長に伴う調整	グリップ交換	●	
	成長に伴う調整	●	部品の交換を伴わないシート、バックサポート、レッグサポート、フットサポート及びアームサポート等について行うもの

別表2

補装具判定・判断基準

I	義 肢
---	--------

1 義 手

基本的要件		上肢切断又は先天性の欠損があり、義手の装着により日常生活能力や作業能力の改善が図られる者(難病患者等を含む)。 注意:難病患者等は、症状が日内変動する者もいるため、症状がより重度の状態をもって判断すること。(以下同様)
名 称	個 别 要 件 等	
肩 義 手	<input type="radio"/> 肩甲胸郭間切断者 <input type="radio"/> 肩関節離断者	
上 腕 義 手	<input type="radio"/> 上腕切断者	
肘 義 手	<input type="radio"/> 肘関節や肘関節の近位での切断者	
前 腕 義 手	<input type="radio"/> 前腕切断者	
手 義 手	<input type="radio"/> 手関節離断者	
手 部 義 手	<input type="radio"/> 手根中手切断者	
手 指 義 手	<input type="radio"/> 手指切断者	
型 式	能動式	<input type="radio"/> 職場及び家庭で作業を行う者で、医療機関等において装着訓練を受けているか、受ける予定の者
	その他	<input type="radio"/> 装飾用 … 基本的要件を満たす者 <input type="radio"/> 作業用 … 職場及び家庭で重作業を行う者
	電動式	<input type="radio"/> 事前に専門の施設において装着訓練を受け、使用可能と判断された者
備 考	1 短断端若しくは長断端等により、標準断端の義手に対応できない場合、近位若しくは遠位の義手が処方される。 2 必要に応じて装飾用と作業用、若しくは装飾用と能動式の併給が可能である。 3 能動式について、ハンド型とフック型の併給はできない。(完成用部品の交換で対応) 4 作業用の外装は、塗装等必要最小限とする。	

2 義 足

基本的要件		下肢切断又は先天性の欠損があり、義足の装着により歩行能力や作業能力の改善が図られる者(難病患者等を含む)。
名 称	個 别 要 件 等	
股 義 足	<input type="radio"/> 骨盤切断者 <input type="radio"/> 股関節離断者 <input type="radio"/> 大腿切断極短断端者	
大 腿 義 足	<input type="radio"/> 大腿切断者	
膝 義 足	<input type="radio"/> 膝関節離断者	
下 腿 義 足	<input type="radio"/> 下腿切断者	
サイム 義 足	<input type="radio"/> 足関節離断者	
足 根 中 足 義 足	<input type="radio"/> 足根中足切断者(ボイド切断及びピロゴフ切断を含む)	
足 趾 義 足	<input type="radio"/> 足指切断者	
型式	常用	<input type="radio"/> 基本的要件を満たす者
	作業用	<input type="radio"/> 特殊な作業をする者
備 考	1 短断端若しくは長断端等により、標準断端の義足に対応できない場合、近位若しくは遠位の義足が処方される。 2 必要に応じて常用と作業用の併給が可能である。 3 作業の内容により鉄脚及びドリンガー足部の必要がない場合も作業用とみなす。 4 作業用の外装は、塗装等必要最小限とする。	

II 装 具

1 下肢装具・靴型装具

基本的要件	下肢に障がいがあり、装具の装用により歩行能力の改善や変形の矯正が図られる者(体幹機能障がい3級以上で歩行が困難な者及び難病患者等を含む)。
名称	個別要件等
股装具	<input type="radio"/> 股関節に異常運動や筋力低下、変形、痛みなどがある者
長下肢装具	<input type="radio"/> 膝関節、足関節に異常運動や筋力低下、変形、痛みなどがある者 <input type="radio"/> 膝関節、足関節に加え、股関節にも異常運動や筋力低下、変形、痛みなどがある者 <input type="radio"/> 股関節、大腿骨、膝関節の何れかに異常があるため、下肢への体重負荷が難しい者
膝装具	<input type="radio"/> 膝関節に異常運動や筋力低下、変形、痛みなどがある者
短下肢装具	<input type="radio"/> 足関節、足部に異常運動や筋力低下、変形、痛みなどがある者 <input type="radio"/> 下腿骨に異常があり、下腿への体重負荷が難しい者
足装具	<input type="radio"/> 足部に変形、痛みなどがある者 <input type="radio"/> 足部に異常はないが、O脚・X脚などがあり下肢がアライメント不良の者 <input type="radio"/> 下肢に短縮がある者
靴型装具	<input type="radio"/> 足関節、足部に異常運動、筋力低下、変形、痛み等があり靴型装具によって改善される者 <input type="radio"/> 足関節、足部に異常はないが、O脚・X脚などがあり下肢がアライメント不良の者 <input type="radio"/> 下肢に短縮がある者
備考	<p>1 基本的には採寸で製作可能な装具は採寸で製作する。障がいの状態や製作材料により、採寸では難しい場合に採型とする。</p> <p>2 装具の上から装用する靴型装具は患足の靴型装具として処方される。</p> <p>3 患足の尖足補正等の結果、健足に大幅な仮性短縮が生じて2cmを超える補高が必要になった場合は、健足側も患足の靴型装具として処方される。</p> <p>4 長靴の靴型装具は、障がいの状況や職業上必要とされる場合などに処方され、単に装飾の目的などの場合は除かれる。</p>

2 体幹装具

基本的要件	体幹に障がいがあり、歩行能力の改善や坐位の安定性、耐久性の向上、変形の矯正が図られる者(難病患者等を含む)。
名称	個別要件等
頸椎装具	<input type="radio"/> 頸椎に異常運動、筋力低下、変形、痛みなどがある者
胸腰仙椎装具	<input type="radio"/> 上部腰椎又は胸椎に異常運動、筋力低下、変形、痛みなどがある者
腰仙椎装具	<input type="radio"/> 下部腰椎、腰仙関節に異常運動、筋力低下、変形、痛みなどがある者
仙腸装具	<input type="radio"/> 仙腸関節に異常運動、筋力低下、変形、痛みなどがある者
側弯症装具	<input type="radio"/> 脊椎に側弯がある者

3 上肢装具

基本的要件	上肢に障がいがあり、作業能力の改善や変形の矯正が図られる者(難病患者等を含む)。
名称	個別要件等
肩装具	<input type="radio"/> 肩関節に筋力低下、変形などがある者
肘装具	<input type="radio"/> 肘関節に筋力低下、変形などがある者
手関節装具	<input type="radio"/> 手関節手指に筋力低下、変形などがある者 <input type="radio"/> 全手指に高度な筋力低下がある者で、把持装具を使うことができる者
手装具	<input type="radio"/> 示指～小指のMP関節に過伸展、伸展拘縮、屈曲拘縮などがある者(CM関節を含む)
指装具	<input type="radio"/> 指のDIP、PIP関節に過伸展、伸展拘縮あるいは屈曲拘縮がある者
B . F . O .	<input type="radio"/> 上肢に高度な筋力低下がある者で、B. F. O. を使うことができる者

III 姿勢保持装置

基本的要件	体幹及び四肢機能に障がいがあるため、自力で座位等の姿勢を保持できない者又は長時間の座位等による姿勢保持が困難で姿勢の補正が自力で不可能な者で、姿勢保持装置を使用することにより、自力での姿勢保持が可能になり、姿勢の耐久性・安定性の向上が図られる者(難病患者等を含む)。
備考	立位訓練を目的とするものは、姿勢保持装置の購入に係る補装具費の支給目的に馴染まない。

IV 車椅子・電動車椅子

1 車椅子

名 称	個 别 要 件 等
自 走 用	<input type="radio"/> 自らが駆動及び操作できる者
介 助 用	<input type="radio"/> 障がい状況から車椅子操作が難しく、移動は介助者の操作による者 <input type="radio"/> 認知力その他の障がいにより、安全な車椅子操作が難しい者 <input type="radio"/> その他上記に準ずる障がい状況と診断される者
リクライニング機構	<input type="radio"/> 隨時、仰臥姿勢をとる必要のある者 <input type="radio"/> 運動制限が著明で座位を長時間保持できない者
ティルト機構	<input type="radio"/> 長時間の座位保持が困難な者であって、自立姿勢変換が困難な者
ティルト・リクライニング機構	<input type="radio"/> リクライニング機構及びティルト機構について、それぞれ単独では座位保持等の目的が果たせない者
リフト機構	<input type="radio"/> 障がいの現症、生活環境その他の事情により、リフト機構を用いることについて、真にやむを得ない事情が認められる者 <input type="radio"/> 就労又は就学のために真に必要と認められる者
モジュラー式	標準
オーダーメイド式	<input type="radio"/> 体格・体型等から、モジュラー式では適合するものがいない者 <input type="radio"/> 障がいの状況から、本人の身体に個別に対応することが必要な者
レディメイド式	<input type="radio"/> レディメイド式の機能により身体機能の補完が可能な者

※ 構造部品加算及び付属品の対象者は、補装具費支給事務取扱要領(平成30年3月23日付け障企自発0323第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知)に定めるとおり。

2 電動車椅子

基本的要件	<p>下記要件のすべて(①については、1のア・イ又は2のいずれかに該当すれば良い)を満たす重度の歩行困難者で、電動車椅子の使用により自立と社会参加の促進が図られる者</p> <p>①-1 重度の下肢機能障がい者(原則として下肢機能障がい2級以上又は体幹機能障がい3級以上)で ア 上肢機能障がいがあるため手動車椅子の使用が不可能な者又は操作が著しく困難な者 イ 上肢機能障がいはないが、使用目的及び日常生活圏の環境等の状況から、電動車椅子を使用しなければ日常生活の自立と社会参加の促進が図られない者</p> <p>-2 呼吸器機能障がい、心臓機能障がい、難病等によって歩行に著しい制限を受ける者 又は歩行により症状の悪化をきたす者であって、医学的所見から適応が可能な者</p> <p>② 視野、視力、聴力等に障がいを有しない者又は障がいを有するが電動車椅子の安全走行に支障がないと判断される者</p> <p>③ 歩行者として、必要最低限の交通規則を理解している者</p> <p>④ 電動車椅子の操作を円滑にできる者</p> <p>【参考】難病患者等に対する電動車椅子の支給について 症状の悪化を防止するという観点も踏まえ、車椅子ではなく、電動車椅子を認めるといった配慮が必要。(身体障がい者も同様。)</p>	
名 称		
標準形	低速用	<input type="radio"/> 基本的要件を満たす者
	中速用	<input type="radio"/> 周囲の環境に合わせ、速度調整ができる者
簡 易 形	<input type="radio"/> 平坦路は手動自走が可能であるが、日常生活圏の坂路や悪路においては手動操作が著しく困難な者	
アシスト式	<input type="radio"/> アシスト式を使用した場合に、手動による自走が可能となる者	
切替式	<input type="radio"/> アシスト式を使用しても、手動による自走ができない者	
<p>※ 平坦路の手動自走が不可能な者であっても、障がい状況や職業上、教育上、日常生活上の必要性を勘案し、真に必要とすると認められる場合は、切替式の交付対象とする</p>		
機 構	手動リクライニング機構	<input type="radio"/> 随時、仰臥姿勢をとる必要のある者 <input type="radio"/> 運動制限が著明で座位を長時間保持できない者
	電動リクライニング機構	<input type="radio"/> 上記、手動リクライニング機構の要件を満たし、この電動車椅子を使うことにより、自力でのリクライニングの操作が可能となる者
	電動ティルト機構	<input type="radio"/> 長時間の座位保持が困難な者であって、自立姿勢変換が困難な者で、この電動車椅子を使うことにより、自力でのティルト操作が可能となる者
	電動ティルト・リクライニング機構	<input type="radio"/> リクライニング機構及びティルト機構について、それぞれ単独では姿勢保持等の目的が果たせない者
	電動リフト機構	<input type="radio"/> 障害の現症、生活環境その他真にやむを得ない事情が認められる者 <input type="radio"/> 就労若しくは就学のために真に必要と認められる者
種 別	モジュラー式	標準
	オーダーメイド式	<input type="radio"/> 体格・体型等から、モジュラー式では適合するものが無い者 <input type="radio"/> 障がいの状況から、本人の身体に個別に対応することが必要な者
	レディメイド式	<input type="radio"/> レディメイド式の機能により身体機能の補完が可能な者

※ 構造部品加算及び付属品の対象者は、補装具費支給事務取扱要領(平成30年3月23日付け障企自発0323第1号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知)に定めるとおり。

V その他肢体不自由者用

1 歩行器

基本的要件	下肢や体幹、平衡機能障がいがあり杖などでは歩行能力の改善が見込まれない者で、歩行器の支持で自立移動ができる者(難病患者等を含む)。	
名称	個別要件等	
六輪型	<input type="radio"/> 四肢・体幹の筋力低下などにより立位保持が困難な者で、他の歩行器では安定走行に支障がある者又は室内の環境等により狭い場所での旋回が必要となる者	
四輪型	腰掛け	<input type="radio"/> 四肢、体幹の筋力低下などにより立位保持が困難な者で、肘掛けと腰掛けが必要な者
	腰掛けなし	<input type="radio"/> 四肢、体幹の筋力低下などにより立位保持が困難な者で、肘掛けを必要とする者
三輪型	<input type="radio"/> 下肢、体幹の筋力低下などがあるが、上肢機能は比較的保たれておりハンドルを握ることでバランスが保たれ、速度調整などを安全にできる者	
二輪型	<input type="radio"/> 四点の支持で安定が得られる者で、上肢の筋力低下等があり、軽い抵抗で操作できる者	
固定型	<input type="radio"/> 下肢への荷重は難しいが上肢機能が比較的良好く、四点支持により直立姿勢を保てる者	
交互型	<input type="radio"/> 体幹の障がいがある者で、体幹の回旋運動に乏しく歩行パターンの獲得を必要とする者	
	<input type="radio"/> 下肢への荷重は難しいが上肢機能が比較的良好く、四点支持にて直立姿勢を保てる者	

2 歩行補助つえ

基本的要件	下肢や体幹、平衡機能障がいがあり、歩行能力の改善が見込まれる者(難病患者等を含む)。
名称	個別要件等
ロフストランドクラッチ	<input type="radio"/> 歩行能力の改善のために軽い支持を必要とする者
松葉づえ	<input type="radio"/> 歩行能力の改善のために腋下支持を必要とする者
カナティアンクラッチ	<input type="radio"/> 歩行能力の改善のために支持を必要とするが、肘関節の伸展筋力の低下のため、ロフストランドクラッチや松葉づえの使用が困難な者
多脚つえ	<input type="radio"/> 中枢神経麻痺等で歩行が比較的高度に障がいされ、他の歩行補助つえでは歩行能力が改善されない者
プラットホーム杖	<input type="radio"/> リウマチ等で握力が極端に弱く、手首に負担をかけられないために前腕や肘での支持を必要とする者

1 視覚障害者安全つえ

基本的要件	視力の低下や視野狭窄により、視覚障害者安全つえがなければ歩行の安全を図れない者
名称	個別要件等
普通用	<input type="radio"/> 視力の低下、視野狭窄がある者
携帯用	<input type="radio"/> 持ち運びに使用する必要がある者
身体支持併用	<input type="radio"/> 視覚障がいに加え、下肢障がい等があり、主に身体を支えながら歩行する必要がある者

2 義眼

基本的要件	無眼球や眼球萎縮のため義眼を必要とする者で、義眼の装着により容姿の改善が図られる者(難病患者等を含む)。
名称	個別要件等
レディメイド	<input type="radio"/> 眼窩の状態が普通義眼(既製品)に適する者
オーダーメイド	<input type="radio"/> 眼窩の状態が普通義眼(既製品)に適合しない者

3 眼鏡

基本的要件	視覚障がいがあり眼鏡の装用により日常生活が改善される者(難病患者等を含む)。		
名称	個別要件等		
矯正用	<input type="radio"/> 屈折異常もしくは無水晶体眼などで視力低下があり、矯正用にて視力が矯正される者		
遮光用	<input type="radio"/> 視力の矯正に加え、遮光用としての機能を必要とする者		
遮光用	前掛式	<input type="radio"/> 以下の要件を満たす者。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 視覚障害により身体障害者手帳を取得していること(難病患者等に限り、身体障害者手帳を要件としない)。 2) 瞑明を来していること。 3) 瞑明の軽減に、遮光眼鏡の装用より優先される治療法がないこと。 4) 補装具費支給事務取扱指針に定める眼科医による選定、処方であること。 <p>※この際、下記事項を参照の上、遮光用の装用効果を確認すること。(意思表示できない場合、表情、行動の変化等から総合的に判断すること。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まぶしさや白んだ感じが軽減する ・文字や物などが見やすくなる ・瞑明によって生じる流涙等の不快感が軽減する ・暗転時に遮光眼鏡をはずすと暗順応が早くなる <p>※遮光用とは、瞑明の軽減を目的として、可視光のうちの一部の透過を抑制するものであって、分光透過率曲線が公表されているものであること。</p>	
	掛けめがね式		
弱視用	コンタクトレンズ	<input type="radio"/> 強度の屈折異常もしくは角膜白斑などで視力低下があり、コンタクトレンズにて良好な視力が得られる者	
弱視用	掛けめがね式	<input type="radio"/> 矯正用やコンタクトレンズで良好な視力を得られないが、弱視眼鏡により対象物を拡大して見ることで日常生活及び社会活動上その効果が見込まれる者	※ 高倍率(3倍率以上)の対象者は、職業上、教育上真に必要な者である。 【例示】 ① 現に就労中の者(求職中の者を含む) ② 地域社会活動(町内会の役員含む)参加者 ③ 就学中の者や各種教養講座の受講者
備考	二具支給は、医学的及び日常生活上真に必要な場合認められる。 例) ① 遠用と近用の矯正用 ② 屋内用・屋外用の遮光用(矯正用で遮光の機能が必要な場合を含む) ③ 円錐角膜や高度の白内障術後無水晶体眼など、障がいの状況上、矯正用とコンタクトレンズを同時に使用しないと矯正が困難な場合 ④ 矯正用で矯正視力が得られる弱視者で、弱視用と矯正用を使い分けする必要がある者		

1 補聴器

基本的要件		聴覚に障がいがあり、高度難聴用、重度難聴用の補聴器が真に必要な者で、補聴器の装用により聴能の改善が見込まれる者(難病患者等を含む)。 ※中軽度補聴器は補装具費の対象外である。	
名称		個別要件等	
高度難聴用	ポケット型	<input type="radio"/> 両耳とも聴力レベルが概ね90dB未満の者	<input type="radio"/> 必要に応じて選択可能
	耳かけ型	<input type="radio"/> ポケット型及び耳かけ型の補聴器の使用が困難で真に必要な者 【例示】 ①耳介の欠損や変形、皮膚炎症等が著しく耳かけ型使用が困難な者 ②主に職業上の理由により耳かけ型が使用できない者	
	耳あな型 レディメイト	<input type="radio"/> 障がいの状況、耳の形状等レディメイトでは対応不可能な者に限る	
重度難聴用	耳あな型 オーダーメイト		
	ポケット型	<input type="radio"/> 両耳とも聴力レベルが概ね90dB以上の者	<input type="radio"/> 必要に応じて選択可能
	耳かけ型 F M型		<input type="radio"/> 教育上、職業上、社会生活上特にFM型を必要とする者
骨導式	ポケット型	<input type="radio"/> 伝音性難聴者で、耳漏が著しい者又は外耳閉鎖症等を有する者で、かつ、耳栓又はイヤモールドの使用が困難な者	
	眼鏡型		<input type="radio"/> 職業上、教育上、社会活動上必要な者 <input type="radio"/> 眼鏡使用の者
付属品	イヤモールド	<input type="radio"/> 外耳道の変形などにより耳栓の使用が難しい者 <input type="radio"/> 頭部の不随意運動等により、耳栓では脱落の恐れがある者 <input type="radio"/> 既製の耳栓では音漏れなどにより共鳴音ができる場合 ※補装具費支給後に生じた理由により追加する必要がある場合は、センターの判定が必要である。	
備考		1 両耳による最高語音明瞭度が50%以下の者で、補聴器にて語音明瞭度の改善が図られる場合は、高度難聴用等の補聴器の対象となる。 2 職業上、教育上特に必要とする場合は、両耳装用が認められる。	

2 人工内耳(人工内耳用音声信号処理装置修理)

基本的要件		人工内耳装用者のうち、医師が当該人工内耳音声信号処理装置の修理が必要であると判断している者
備考		<input type="radio"/> 対象機器の範囲 人工内耳用音声信号処理装置(標準型・残存聴力活用型)のみ ※以下に掲げる機器は対象外である。 ア 人工内耳用インプラント イ 人工内耳用ヘッドセット(マイクロホン・送信コイル・送信ケーブル・マグネット・接続ケーブル等) ウ 人工内耳用音声信号処理装置の電池 ※新機種を使用したい等、本人の選好による機器の交換は対象外である。 ※人工内耳用材料が破損した場合等の交換は医療保険給付の対象である。

VIII 重度障害者用意思伝達装置

基本的要件	重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者であって、重度障害者用意思伝達装置によらなければ意思の伝達が困難な者。 難病患者等については、音声・言語機能障がい及び神経・筋疾患である者。 [参考] 難病患者等に対する重度障害者用意思伝達装置について 特に筋委縮性側索硬化症等の進行性疾患においては、判定時の身体状況が必ずしも支給要件に達していない場合であっても、急速な進行により支給要件を満たすことが確実と診断された場合には、早期支給を行うといった配慮が必要。(身体障がい者も同様。)
名 称	個 別 要 件 等
文字等走査入力方式(簡易なもの)	操作が簡易であるため、複雑な操作が苦手な者、もしくはモバイル使用を希望する者。
文字等走査入力方式(簡易な環境制御機能が付加されたもの)	独居等日中の常時対応者(家族や介護者等)が不在などで、家電等の機器操作を必要とする者。
文字等走査入力方式(高度な環境制御機能が付加されたもの)	通信機能を用いて遠隔地の家族等と連絡を取ることが想定される者。
生 体 現 象 方 式	筋活動(まばたきや呼気等)による機器操作が困難な者。

6障総第144号
令和6年6月13日

各市福祉事務所長
いわき市障がい福祉課長
いわき市各地区保健福祉センター所長
各町村長
様

福島県障がい者総合福祉センター所長
(公印省略)

「福島県補装具費支給に係る判定事務取扱要領」別表1の読み替表について（通知）
福島県補装具費支給に係る判定事務取扱要領の一部改正については、令和6年5月29日付け
6障総第97号をもってお知らせしておりますが、この度、別紙読み替表を作成しましたので、業
務の参考としてください。

（事務担当 身体障がい者福祉課 電話 024-521-2824）

判定・判断区分	◎ … 区分1	センターの判定を必要とするもの(レディメイド式のうち①自走用及び②介助用・機構加算のあるものについては、市町村が意見書で判断してよい)
	○ … 区分2	市町村が意見書により判断してよいもの
	● … 区分3	市町村が判断(意見書不要)

- ・従来の表現を新基準に置き換えたため、新たに追加になった項目は省略している
- ・再支給、修理により車椅子の型式、製品区分、機構に変更が生じる場合は、◎(センターの判定を必要とする)
 - (例)「自走用」⇒「介助用」の変更、「モジュラー式」⇒「オーダーメイド式」の変更、機構の追加、「リクライニング機構」⇒「ティルト機構」への変更 等
- ・再支給にあたり、該当部位を追加する場合又は該当部位に交換する場合、下記の「判定・判断区分」を適用する
- ・修理にあたり、該当部位を追加する場合又は該当部位に交換する場合、下記の「判定・判断区分」を適用する
- ・修理部位が◎や○であっても、老朽化等により、全く同じ部品と交換する場合には●と読み替える

従来の表現 3 修理基準(5)その他:車椅子	新基準	判定・判断区分
クッション交換	【クッション基本形】 クッション(カバー付き)平面形状型 または クッション(カバー付き)モールド型	○
クッション(ポリエステル繊維、ウレタンフォーム等の多層構造のもの及び立体編物構造のもの)交換	【クッション基本形】 +多層構造 または +立体編物 ※多層構造と立体編物は併用加算不可	○
クッション(ゲルとウレタンフォームの組合せのもの)交換	【クッション基本形】+ゲル素材	○
クッション(バルブを開閉するだけで空気量を調整するもの)交換	「姿勢保持装置の完成用部品」を使用 あるいは同等品(カタログ価格)	◎
クッション(特殊な空気室構造のもの)交換	「姿勢保持装置の完成用部品」を使用(骨盤・大腿部 ペルモビールQSXXXPC等)	◎
フローテーションパッド交換	—	—
特殊形状クッション(骨盤・大腿部サポート)交換	「クッション(カバー付き)モールド型」等が該当	○
背クッション交換	背クッション	○
クッションカバー(防水加工を施したもの)交換	【クッション基本形】+防水加工	●
クッション滑り止め部品交換	【クッション基本形】+滑り止め加工	●
枕(オーダーまたはレディ)交換	ヘッドサポート枕(オーダーメイド) または ヘッドサポート枕(レディメイド)	●
バックサポート交換	背布交換(スリング式) または 背布交換(張り調整式)	●
延長バックサポート交換	バックサポート延長(頭頸部まで)	○
バックサポートパイプ交換	バックサポートパイプ交換	●
バックサポートパイプ取付部品交換	バックサポートパイプ取付部品交換	●
張り調整式バックサポート交換	(バックサポート)張り調整式 ※付属品「背クッション」との併用加算不可	○
高さ調整式バックサポート交換	(バックサポート)高さ調整	○
背折れ機構部品交換	背折れの構造交換	●
背座間角度調整部品交換	背座角度調整	○
アームサポート(肘当て部分)交換	肘あて部分のみの交換	●
アームサポート(フレーム)交換	フレーム一体型(固定式・跳ね上げ式・着脱式)、独立型(固定式・跳ね上げ式・着脱式) の6パターンの中のいずれか1つ	●
高さ角度調整式アームサポート交換	(アームサポート)高さ調整+角度調整	○
高さ調整式アームサポート(段階調整式)交換	(アームサポート)高さ調整	○
角度調整式アームサポート交換	(アームサポート)角度調整	○
跳ね上げ式アームサポート交換	フレーム一体型 跳ね上げ式 または 独立型 跳ね上げ式 のいずれか	●
脱着式アームサポート交換	フレーム一体型 着脱式 または 独立型 着脱式 のいずれか	●
アームサポート拡幅部品交換	アームサポート幅広	●
アームサポート延長部品交換	アームサポート延長	●
レッグサポート交換	フット・レッグサポート 固定式	●
脱着式レッグサポート交換	フット・レッグサポート 着脱式	○
拳上式レッグサポート(パッド形状)交換	フット・レッグサポート 拳上式	○
開閉拳上式レッグサポート(パッド形状)交換	フット・レッグサポート 拳上・開閉着脱式	○
開閉・脱着式レッグサポート交換	フット・レッグサポート 開閉着脱式	○
フットサポート交換	フットサポートセバレート式(標準)、フットサポートセバレート式(二重折込式) またはフットサポート中折式 のいずれか	●
フットサポート交換(前後調整)	(フットサポート)前後調整	○
フットサポート交換(角度調整)	(フットサポート)角度調整	○
フットサポート(左右調整)	(フットサポート)左右調整	○
ヘッドサポートベース(マルチタイプ)交換	ヘッドサポートマルチタイプ(枕含む)	○
座布交換	シートスリング式(標準)	●
座張り調整部品交換	(シート)張り調整式	○
座奥行き調整(スライド式)部品交換	(シート)奥行調整	○
座板交換	座板 ※シート板張り式との併用加算不可	○
座席昇降ハンドルユニット交換	—	—
座席昇降チェーン交換	—	—
座席昇降メカユニット交換	—	—

従来の表現 3 修理基準(5)その他:車椅子	新基準	判定・判断区分
フレーム(サイドベース)交換		
フレーム(サイド拡張)交換	フレーム交換	●
フレーム(サイド拡張)取付部品交換		
フレーム(折りたたみ)交換		
ブレーキ交換	駐車ブレーキ(標準)	●
キャリパーブレーキ交換	介助用ブレーキ	●
フットブレーキ(介助者用)交換	フットブレーキ	●
延長用ブレーキアーム交換	ブレーキ延長レバー	●
リフレクタ(反射器-夜光材)交換	リフレクタ	●
リフレクタ(反射器-夜光反射板)交換		
ハンドリム交換	ハンドリムのプラスチック(標準)、ステンレス またはアルミ のいずれか	●
滑り止めハンドリム交換	ハンドリム滑り止め	●
ノブ付きハンドリム交換	ハンドリムノブ付き	●
キャスター(大)交換	キャスター ソリッド(標準)	●
キャスター(小)交換		
屋外用キャスター(エアー式等)交換	キャスター 衝撃吸収タイプ 等	●
リーム交換	駆動輪・主軸ホイール交換 ※リム、スポーク、ハブ及びハブ軸を含むもの	●
車軸位置調整部品交換	車軸位置調整部品交換	◎
大車輪脱着ハブ交換 (クイックリリース)	駆動輪・主輪 着脱式	●
サイドガード交換	サイドガード(スカートガード)	●
タイヤ交換	タイヤ エア(標準)	●
ノーパンクタイヤ交換	ノーパンクタイヤ交換	●
チューブ交換	チューブ交換	●
シートベルト交換	「姿勢保持装置の製作要素のベルト部品」から選択 ※ベルト部位の聴き取りが必要 (肩ベルト、腕ベルト、手首ベルト、胸ベルト、骨盤ベルト、股ベルト、大腿ベルト、膝ベルト、下腿ベルト、足首ベルトのいずれか) ※従来の「腰ベルト」は「骨盤ベルト」に変更	●
テーブル交換	テーブル交換	●
スポークカバー交換	スポークカバー交換	●
塗装	—	-
ハブ取付部品交換	駆動輪・主軸ホイール交換	●
キャスター取付部品交換	キャスター取付部品交換	●
ハブ用スプリング交換	駆動輪・主軸ホイール交換	●
ステッキホルダー(杖たて)交換	杖たて一本杖 または 杖たて多脚つえ	●
泥よけ交換	泥よけ交換	●
転倒防止装置交換	転倒防止装置 パイプ	●
転倒防止装置交換(キャスター付き折りたたみ式)交換	転倒防止装置キャスター付き または 転倒防止装置キャスター付き(折りたたみ構造)	●
携帯用会話補助装置搭載台交換	搭載台	●
酸素ボンベ固定装置交換	酸素ボンベ固定装置交換	●
人工呼吸器搭載台交換	搭載台	●
栄養パック取り付け用ガートル架交換	栄養パック取付用ガートル架	●
点滴ポール交換	点滴ポール交換	●
シリンダー用レバー交換	レバー	●
メカロック交換	メカロック交換	●
ティルト用ガスタンパー交換	ガスタンパー	●
ワイヤー交換	ワイヤ	●
ガスタンパー交換	ガスタンパー交換	●
幅止め交換	幅止め交換	●
高さ調整式手押しハンドル交換	高さ調整式手押しハンドル交換	●
車載時固定用フック交換	車載固定部品	●
日よけ(雨よけ)部品交換	日よけ(雨よけ)	●
6輪構造部品交換	6輪構造部品交換	◎
成長対応型部品交換	成長に伴う調整(原則、児童を想定) ※部品の交換を伴わないシート、バックサポート、レッグサポート、フットサポート及びアームサポート等について行うもの	○
痰吸引器搭載台交換	搭載台	●

	障発 0323 第31号
	平成30年3月23日
一部改正	障発 0912 第2号
	令和元年9月12日
一部改正	障発 0331 第2号
	令和2年3月31日
一部改正	障発 1225 第1号
	令和2年12月25日
一部改正	障発 0331 第7号
	令和3年3月31日
一部改正	障発 0331 第4号
	令和4年3月31日
一部改正	障発 0329 第37号
	こ支障第103号
	令和6年3月29日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)
こども家庭庁支援局長
(公 印 省 略)

「補装具費支給事務取扱指針について」の一部改正について

補装具費の支給事務については、平成30年3月23日障発0323第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「補装具費支給事務取扱指針について」により取り扱われてきたところであるが、今般、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第25項及び第76条第2項に基づく、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）の一部が改正され、令和6年4月1日から適用されることに伴い、別紙のとおり「補装具費支給事務取扱指針」を一部改正し、同日から適用することとしたので、御了知の上、貴管内市区町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、本事務取扱指針は地方自治法第245条の4の規定に基づく「技術的助言」として位置付けられるものであることに御留意願いたい。

補装具費支給事務取扱指針

第1 基本的事項

1 補装具費支給の目的について

(1) 補装具は、身体障害者、身体障害児及び難病患者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条に基づき内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成30年厚生労働省告示73号。以下「特殊の疾病告示」という。）に掲げる疾病による障害の程度が、当該障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者をいう。以下同じ。）（以下「身体障害者・児」という。）の失われた身体機能を補完又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用される用具であり、身体障害者及び18歳以上の難病患者等（以下「身体障害者」という。）の職業その他日常生活の効率の向上を図ることを目的として、また、身体障害児及び18歳未満の難病患者等（以下「身体障害児」という。）については、将来、社会人として独立自活するための素地を育成・助長すること等を目的として使用されるものであり、市町村は、補装具を必要とする身体障害者・児に対し、補装具費の支給を行うものである。

このため、市町村は、補装具費の支給に当たり、医師、理学療法士、作業療法士、義肢装具士、言語聴覚士、身体障害者福祉司、保健師等の専門職員及び補装具の販売又は修理を行う事業者（以下「補装具事業者」という。）との連携を図りながら、身体障害者・児の身体の状況、性別、年齢、職業、教育、生活環境等の諸条件を考慮して行うものとする。

なお、その際、身体障害児については、心身の発育過程の特殊性を十分考慮する必要があること。

(2) 市町村及び都道府県並びに身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第9条第7項に定める身体障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）は、補装具を必要とする身体障害者・児及び現に装着又は装用（以下「装着等」という。）している身体障害者・児の状況を常に的確に把握し、装着等状況の観察、装着等訓練の指導等の計画的な支援に加え、補装具支給後の装着状況及び破損リスクの確認等のフォローアップについても、関係機関と連携し積極的に行うこと。

2 借受けについて

補装具は、身体障害者・児の身体状況に応じて個別に身体への適合を図ることが必要であるため、購入することが原則である。このため、補装具の借受けについては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平

成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。)において、「受けによることが適当である場合」として、次の場合に限ること。

- ① 身体の成長に伴い、短期間で補装具等の交換が必要であると認められる場合
- ② 障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合
- ③ 補装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要であると認められる場合

3 関係各法に基づく補装具給付との適用関係について

障害者総合支援法以外の関係各法の規定に基づき補装具の給付等が受けられる者については、当該関係各法に基づく給付等を優先して受けるよう取り扱うものであること。

4 都道府県等の役割について

(1) 都道府県

各都道府県は、補装具費支給制度の運用に当たり、更生相談所が補装具費支給制度の技術的中枢機関としての業務を遂行できるよう、必要な体制の整備に努めるとともに、身体障害者福祉法第10条に定める業務を行うこと。

(2) 更生相談所

更生相談所は、補装具費支給制度における技術的中枢機関及び市町村等の支援機関として、身体障害者福祉法第10条第1項第2号ニに定める補装具の処方及び適合判定の他に、市町村に対する専門的な知識及び技術に基づく支援、補装具費支給意見書を作成する医師に対する指導、補装具事業者に対する指導等の業務を行うこと。また、身体障害児については、指定自立支援医療機関、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の規定に基づく療育の指導等を実施する保健所(以下「保健所」という。)に対し、難病患者等については、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「難病法」という。)第5条第1項に規定する指定医療機関(病院又は診療所に限る。)に対し、それぞれ技術的助言等を行うこと。

また、市町村担当職員、補装具費支給意見書を作成する医師及び補装具事業者を育成する等の観点から、研修等を実施することが望ましいこと。

さらに、新しい製作方法又は新しい素材等、補装具に関する新しい情報の把握に努めるとともに、市町村及び補装具事業者と情報の共有を図ること。

なお、身体障害者・児が自費で補装具を入手しようとする場合(身体障害者又は配偶者が市町村民税所得割額46万円以上の場合を含む。)についても、適切な補装具を入手することができるよう、補装具の処方及び判定等の業務を行うこと。

(3) 市町村

市町村は、補装具費支給制度の実施主体として、補装具費の支給申請に対して適切に対応できるよう、補装具の種目、名称、型式及び基本構造等について十分に把握するとともに、申請者が適切な補装具事業者を選定するに当たって必要となる情報の提供に努めること。

情報提供する際には、補装具事業者の経歴や実績等を勘案し、安定的かつ継続的に販売、貸付け又は修理を行うことが可能であるか等について十分に検討の上行う必要があること。

特に、義肢及び装具に係る補装具事業者の選定に当たっては、特殊な義足ソケットの採型等については複数の義肢装具士が必要なことから、複数の義肢装具士を配置していることが望ましいこと。

また、補装具事業者の選定に当たっては、(公財)テクノエイド協会が提供している情報(ホームページ等)を活用することが考えられること。

さらに、新しい製作方法又は新しい素材等、補装具に関する新しい情報の把握に努めるとともに、更生相談所及び補装具事業者と情報の共有を図ること。

なお、身体障害者・児が自費で補装具を入手しようとする場合(身体障害者又は配偶者が市町村民税所得割額46万円以上の場合を含む。)についても、適切な補装具を入手するために更生相談所等の意見を聴く必要がある場合には、当該身体障害者・児に更生相談所等を紹介するなどの調整等を行うこと。

第2 具体的事項

1 補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準の運用について

(1) 購入等に要する費用の額及び消費税の取扱い等について

補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準(平成18年厚生労働省告示第528号。以下「告示」という。)の別表に定める上限価格は、別表の基本工作法、付属品等によった場合のものであり、支給決定に当たっては、各種目における型式等の機能の相違及び特性等を勘案の上、画一的な額の決定を行うことのないよう留意するとともに、補装具(付属品及び完成用部品を含む。)に関する補装具事業者等の製品カタログ及びホームページに記載された価格が上限価格の範囲内のものである場合には、製品カタログ及びホームページ(以下「製品カタログ等」という。)に記載された価格に基づく額を支給する必要があること。製品カタログ等の価格に基づく額を支給する場合で製品カタログ等に掲載されている補装具に加工を行う(部品の着脱を含む。)等の必要があると認めたときは、告示に基づき加工等にかかる費用についても適切に支給すること。

なお、消費税法施行令第14条の4の規定に基づき内閣総理大臣及び厚生

労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理を定める件（平成3年厚生省告示第130号）に基づいて消費税が課税されない物品に係る補装具費の支給については、補装具事業者が材料仕入時に負担した消費税相当分を考慮し、別表の価格の100分の106に相当する額をもって、購入、借受け又は修理（以下「購入等」という。）に要する費用の額の上限としているものである。ただし、別表の1の(4)の装具（レディメイド）の購入については、補装具事業者の仕入時にあっても非課税であることから、別表の価格の100分の100に相当する額をもって、購入に要する費用の額の上限としているものである。

また、消費税が課税される物品に係る補装具費の支給については、別表の価格の100分の110に相当する額をもって、購入等に要する費用の額の上限としているものである。

（2）身体障害児に対する電動義手の支給について

身体障害児に対する電動義手の費用の支給に当たっては、技術の習得が要件であること。なお、補装具装用訓練等支援事業での訓練を含め、相応の訓練を実施した場合、訓練期間及び具体的な操作の習得レベル等については、訓練担当医及び訓練担当作業療法士の意見に基づき、必要に応じて動画等を提出させる等して判断すべきものであること。また、訓練担当医及び作業療法士が技術の習得を意見書等により証明している場合は、技術の未習得を理由として不支給とすることは適切ではないこと。

（3）借受けの対象となる種目、基準額等について

借受けの対象となる種目については、第1の2の考え方に基づき、告示において、

- ① 義肢、装具、姿勢保持装置の完成用部品、
- ② 重度障害者用意思伝達装置の本体、
- ③ 歩行器、
- ④ 座位保持椅子

と規定しており、基準額等についても、購入又は修理と同様に規定しているので、適切に取り扱うこと。

（4）特例補装具費の支給について

身体障害者・児の障害の現症、生活環境その他真にやむを得ない事情により、告示に定められた補装具の種目に該当するものであって、別表に定める名称、型式、製作要素及び完成用部品によることができない補装具（以下「特例補装具」という。）の購入又は修理に要する費用を支給する必要が生じた場合の取扱いは次のとおりとすること。

ア 特例補装具費の支給の必要性及び当該補装具の購入又は修理に要す

る費用の額等については、更生相談所又は指定自立支援医療機関若しくは保健所（以下「更生相談所等」という。）の判定又は意見に基づき市町村が決定すること。

イ 身体障害児に係る特例補装具費の支給に当たっては、市町村は必要に応じ、補装具の構造、機能等に関する技術的助言を更生相談所に求めること。

ウ 製作要素等が告示上限価格を超えることのみをもって特例補装具として取扱うことは適切ではないこと。

エ 特例補装具を支給した場合、真に必要なものであったかの確認のために、支給後の使用状況についても確認の上、記録すること。

（5）国等が設置する補装具製作施設と契約する場合の購入等に要する費用の額について

購入等に要する費用の額を告示本文第3項又は前項に掲げる額の100分の95に相当する額とするものは、国、地方公共団体、日本赤十字社、社会福祉法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する補装具製作施設が自ら製作した補装具（完成用部品に係る部分を除く。）についてのみ適用されるものであって、当該施設が民間事業者の製作した補装具（装具（レディメイド）を含む。）をあっせん又は取次販売する場合には適用されないこと。

（6）補装具費の支給対象となる補装具の個数について

補装具費の支給対象となる補装具の個数は、原則として1種目につき1個であるが、身体障害者・児の障害の状況等を勘案し、職業又は教育上等特に必要と認めた場合は、2個とすることができる。また、聴覚及び視覚に障害のある盲ろう者については、障害特性を踏まえ、補聴器の複数（両耳）支給や眼鏡の複数（屋内／屋外等）支給等、情報取得に必要であると認められれば、実情に応じた個数を支給することができる。

この場合、当該種目について医学的判定を要しないと認める場合を除き、更生相談所等に助言を求める。

（7）耐用年数及び使用年数の取扱いについて

耐用年数及び使用年数（以下「耐用年数等」という。）は、通常の装着等状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数が示されたものであり、補装具費の支給を受けた身体障害者・児の身体状況や使用状況によって実耐用年数が異なるものである。このため、再支給や修理の際には告示に掲げる耐用年数等を一律に適用することなく、以下の具体例を参考に、個々の実情に沿った対応が行われるよう十分配慮すること。また、身体障害児にお

いては、使用年数の定めのない補装具についても、成長速度や使用環境等の心身の発育過程の特殊性を考慮の上、柔軟に対応すること。

【適切な事例】

- ・耐用年数等に達していない補装具が修理不能になったので、再支給の決定をした。
- ・耐用年数等を経過している補装具について、修理可能との見積もりであったので、修理の支給決定をした。

なお、災害等本人の責任に拠らない事情により亡失・毀損した場合は、新たに必要と認める補装具費を支給することができる。

また、骨格構造義肢については、必要に応じて部品の交換を行うことにより長期間の使用が可能であることから、耐用年数等を規定していないところであるが、部品の交換のみによっては、その後の適正な使用が真に困難な場合又は部品の交換によることよりも再支給を行うことの方が真に合理的・効果的であると認められる場合にあっては、再支給を行って差し支えないこと。

(8) 修理基準に規定されていない修理の取扱いについて

修理基準の種目欄、名称欄、型式欄又は修理部位欄に定められていないものに係る修理が必要な場合には、他の類似種目の修理部位等を参考として、又は、それらの個々について原価計算による見積り若しくは市場価格に基づいて適正な額を決定し、修理に要する費用として支給することができる。

なお、借受け期間中における通常の使用の範囲内での故障と判断される場合は、借受けに係る補装具費にその修理に要する費用を加えて算定すること。

(9) 差額自己負担の取扱いについて

市町村は、告示と身体機能等を照らし、補装具に求められる機能を判断し、支給決定している。そのため、補装具費支給の必要性を認める補装具は、身体機能に適合するように製作され、種目、名称、型式等が支給要件を満たすものとなるところ、使用者本人が希望するデザイン、素材等に加え、自走用車椅子及び電動車椅子にあっては介助者のみが使用する機能の追加により基準額を超えることとなる場合は、追加する当該機能が使用者の身体機能の補完及び適合に影響を与えないと認められる場合に限り、当該名称の補装具に係る基準額との差額を本人が負担することとして支給の対象とすることは、差し支えないこと。

更生相談所にあっては、補装具の処方時に、差額自己負担でのデザイン、素材の変更及び機能追加が明らかとなっている場合は判定書に記載すること。

【差額自己負担の例】

- ・視覚障害者安全つえにおいて、日常生活には軽金属等の素材で問題ないものの、より軽量なカーボン製を使用したい場合には、軽金属等の支給基準額との差額を自己負担とした。
- ・眼鏡（遮光用）に視力矯正機能を追加したものの支給対象者は、視野

障害だけでなく視力障害の認定基準を満たしていることが必要であるが、視野障害のみで視力障害の認定基準を満たさない場合に、視力矯正機能の追加に要する費用のみを自己負担とした。

- ・補聴器において、支給決定したものと同等の機能を持つ小型軽量なものを使用したい場合に、支給決定額との差額を自己負担した。
- ・自走用車椅子の支給において、介助者のみが使用する機能（介助用ブレーキ等）を追加する場合に、機能を追加した費用のみを自己負担した。（介助用ブレーキなしでの支給基準額との差額自己負担。）

（10）介護保険による福祉用具貸与との適用関係について

65歳以上（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項第2号に規定する特定疾病により、同条第1項に規定する要介護状態（以下「要介護状態」という。）又は同条第2項に規定する要介護状態となるおそれがある状態（以下「要支援状態」という。）に該当する者については、40歳以上65歳未満）の身体障害者であって要介護状態又は要支援状態に該当するものが、介護保険の福祉用具と共に通する補装具を希望する場合には、介護保険による福祉用具の貸与が優先されるため、原則として、本制度においては補装具費の支給をしない。

ただし、オーダーメイド等により個別に製作する必要があると判断される者である場合には、更生相談所の判定等に基づき、本制度により補装具費を支給して差し支えないこと。

（11）修理または再支給する場合の対応について

修理や再支給の必要がある場合、市町村は他制度による適用の有無を確認した上で、補装具事業者が定める保証期間や任意保険加入の有無について補装具事業者や本人に聴取・確認等を行い、それらで対応が可能な場合は優先的に活用し、対応すること。

2 補装具費支給に係る事務処理について

2-1 身体障害者に対する事務処理

（1）申請の受付

市町村は、身体障害者から障害者総合支援法施行規則第65条の7の規定に基づき、本事務取扱指針の別添様式例（以下「様式例」という。）第1号の補装具費支給申請書の提出を受け、補装具費の支給に係る申請を受け付けた場合には、様式例第2号の調査書を作成すること。

（2）更生相談所の判定を要するもの

ア 判定依頼

市町村は、当該申請が、義肢、装具、姿勢保持装置、補聴器、車椅子（レディメイドを除く。）、電動車椅子及び重度障害者用意思伝達装置の

新規支給に係るものである場合には、更生相談所に対し、補装具費支給の要否について、様式例第3号の判定依頼書による判定依頼をするとともに、様式例第4号の判定通知書を身体障害者に送付すること。なお、当該申請が借受けに係るものである場合は、市町村は、借受けに関する申請者の意向をよく聴取した上で、様式例第2号の調査書、様式例第3号の判定依頼書に申請者の意向を記入する等により、更生相談所との連携に努めること。

イ 判定（医学的判定及び補装具の処方）

判定依頼を受けた更生相談所は、申請があった身体障害者について、

- ① 義肢、装具、姿勢保持装置及び電動車椅子に係る申請の場合は、申請者の来所
- ② 補聴器、車椅子（オーダーメイド）及び重度障害者用意思伝達装置に係る申請で、補装具費支給申請書等により判定できる場合は、当該申請書等

による医学的判定を行い、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第1号（別添様式1）の判定書により、医学的判定の結果及び補装具の処方の内容を市町村に送付すること。この場合、判定書には様式例第5号の補装具処方箋を添付することができる。なお、補装具事業者に対しては、処方箋を作成の上、採型（採寸を含む。以下同じ。）等の製作指導を行うこと。処方箋作成後の処方変更に要する製作費用について、補装具事業者に負担させることは適切ではないこと。

①及び②に掲げる種目については、再支給に際しても、障害状況等に変化のある場合、身体障害者本人が処方内容の変更を希望する場合、又は、それまで使用していた補装具から性能等が変更されている場合等は、軽微なものを除き、同様の医学的判定及び補装具の処方を行うこと。

また、市町村が借受けの申請に基づく判定依頼をしていない場合においても、更生相談所が判定の過程で借受けによることが適當と判断できる場合は、借受けの必要性を判定し、想定される借受け期間、使用効果等を判定書に記載の上、判定書を市町村に送付すること。

なお、別表1に掲げる補装具の対象者は、原則として、同表の「対象者」欄に掲げる者に限ること（身体障害児についても同様の取扱いとする）。

更生相談所は、新規申請者に係る判定を行うときは、できる限り切断その他の医療措置を行った医師と緊密な連絡を取り、判定に慎重を期すること。なお、訓練用仮義肢等の治療用装具を所持していることを理由として、日常生活を送る上で必要となる補装具の費用を不支給とすることは適切ではないこと。

更生相談所の長は、判定を行うに当たって、更生相談所に専任の医師又は適切な検査設備が置かれていなければ、身体障害者福祉法第15条第1項に基づく指定医又は指定自立支援医療機関において当該医療を主として担当する医師であって、(一社)日本専門医機構が認定した専門医及び所属医学会において認定されている専門医(医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関する広告することができる事項(平成19年厚生労働省告示第108号)第1条で定める項目を満たすものとして、厚生労働大臣に届出を行った団体に所属し、当該団体から医師の専門性に関する認定を受けた医師)に判定を委嘱すること。

(3) 更生相談所の判定を要しないもの

市町村は、当該申請が、義眼、眼鏡(矯正用、遮光用、コンタクトレンズ、弱視用)、人工内耳(人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る。)、車椅子(レディメイド)、歩行器、視覚障害者安全つえ及び歩行補助つえに係るものであって、補装具費支給申請書等により判断できる場合は、更生相談所の判定を要せず、市町村が補装具費支給の要否について決定して差し支えないこと。

なお、身体障害者福祉法第15条第4項の規定に基づき交付を受けた身体障害者手帳(以下単に「身体障害者手帳」という。)によって当該申請に係る身体障害者が補装具の購入等を必要とする者であることを確認することができるときは、補装具費支給意見書を省略させることができる。

ただし、人工内耳音声信号処理装置の修理の場合は、補装具費支給意見書及び補装具費支給事務取扱要領別紙2の人工内耳用音声信号処理装置確認票により、補装具事業者が修理可能であることや医療保険給付で行われる交換ではないこと、人工内耳メーカー等の保証期間外となっていること、人工内耳メーカーと提携する任意保険(動産保険)に加入していないこと等を確認すること。

(4) 補装具費支給意見書の作成について

補装具費支給申請書等により更生相談所が判定する場合又は市町村が判断のうえ決定する場合は、具体的には、医師が作成する様式例第6号の補装具費支給意見書により判定又は決定することとなる。

なお、補装具費支給意見書を作成する医師は、それぞれ、以下の要件を満たす者とする。

- ア 更生相談所が判定する場合、補装具費支給意見書を作成する医師は、別表2の①から③のいずれかを満たす医師であること。ただし、電動義手について医学的意見書を作成することができる医師は、別表2の①及び③の要件を満たす医師に限ること。

イ 市町村が判断のうえ決定する場合、補装具費支給意見書を作成する医師は、別表2の①から④のいずれかを満たす医師であること。

更生相談所の長は、重度の障害を持つ者又は遠隔地に住む者等の利便を考慮する必要があるときは、アの定めにかかわらず、別表2の④に掲げる医師に医学的判定を委嘱することができる。

身体障害者が、補装具費支給意見書を提出することに代えて、更生相談所において判定を受けることを希望する場合は、更生相談所において判定を行うこと。また、借受け期間が終了し、改めて購入又は借受けの支給決定を行う場合についても、補装具費支給意見書を提出することに代えて、更生相談所において判定を行うことができること。

2－2 身体障害児に対する事務処理

(1) 申請の受付

市町村は、身体障害児の保護者から、様式例第6号の補装具費支給意見書を添付した様式例第1号の補装具費支給申請書の提出を受け、補装具費の支給に係る申請を受け付けた場合には、様式例第2号の調査書を作成する。

なお、身体障害者手帳によって当該申請に係る身体障害児が補装具の購入等を必要とする者であることを確認することができるときは、補装具費支給意見書を省略させることができること。

補装具費支給意見書は、別表2の①から⑤までに掲げる医師が作成したものであること。

(2) 更生相談所への技術的助言の求め

市町村における支給の決定に際し、補装具の構造、機能等に関することで技術的な助言を必要とする場合には、更生相談所に助言を求める。その際、市町村が借受けの申請に基づく助言依頼をしていない場合においても、更生相談所が助言の過程で借受けによることが適当と判断できる場合は、借受けの必要性を助言し、想定される借受け期間、使用効果等を意見書に記載し、市町村に送付すること。なお、身体障害児に係る意見書及び補装具処方箋の様式は、2－1の(2)のイの様式に準じること。

身体障害児については、心身の発育過程の特殊性を十分考慮しつつ、心身機能の維持、向上、日常生活の改善に寄与することが期待できる等の医学的観点から判断するとともに、生活環境等の諸条件を総合的に考慮する必要があること。

2－3 難病患者等に対する事務処理

(1) 申請の受付及び判定依頼

原則、身体障害者・児の手続に準ずるものとするが、補装具費の支給申請を受け付けるに当たり、特殊の疾病告示に掲げる疾病に該当するか否かにつ

いては、医師の診断書等の提出により確認するものとする。特定疾患医療受給者証等により疾病名が確認できる場合には、医師の診断書の提出を省略させることができること。

医師の診断書により、当該疾病が急速に進行するため迅速な支給が必要であると認められる場合には、様式例第2号の調査書を作成するとともに、更生相談所の判定を要する種目にあっては、様式例第3号の判定依頼書により申請受付から1週間以内に更生相談所に迅速判定を依頼し、更生相談所の判定を要しない種目にあっては、1週間以内に支給決定を行うなど、迅速な対応に努めること。

なお、難病患者等に係る補装具費支給意見書は、別表2の①から⑥までに掲げる医師が作成したものであること。

(2) 判定（医学的判定及び補装具の処方）

判定依頼を受けた更生相談所は、申請があった身体障害者について、2-1の(2)のイによる判定を行うこと。ただし、迅速判定の依頼を受けた場合には、種目にかかわらず、判定依頼を受けた日から1週間以内に補装具費支給申請書等による医学的判定を行うなど、迅速な対応に努めるとともに、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第1号（別添様式1）の判定書により、医学的判定の結果及び補装具の処方を速やかに市町村に送付すること。この場合、判定書には様式例第5号の補装具処方箋を添付することができる。

2-4 支給の決定等

市町村は、2-1から2-3に掲げる手続を経て購入等に係る補装具費の支給を決定したときは、申請者に対し、速やかに、様式例第7号の補装具費支給決定通知書及び様式例第8号(1)の補装具費支給券を交付すること。補装具費支給事務及び給付の迅速化を図るため、市町村は、原則として申請書の提出があった日の翌日から起算して2週間以内に要否を決定するなど、支給事務に係る標準処理期間を定めることとし、その迅速な対応に努めるとともに、速やかに様式例第7号の補装具費支給決定通知書及び様式例第8号の補装具費支給券又は様式例第9号の却下決定通知書を発行し、申請者に交付すること。

特に、進行性の難病患者等に対する補装具費の支給決定においては、判定時の身体状況が支給要件に達していない場合であっても、急速な進行により支給要件を満たす可能性が高い場合には、迅速に支給決定を行うこと。

また、初めて補装具費の支給申請をする場合、身体障害者手帳の交付申請と同時にを行うことがあるが、手続を並行して進める等、可能な限り速やかに支給決定を行うよう努めること。

借受けに係る補装具費の支給決定に当たっては、あわせて借受け期間についても決定すること。

また、借受け期間中は毎月補装具費を支給するが、支給決定の際は、借受けを行う一月目のみ、申請者に対し、速やかに、様式例第7号の補装具費支給決定通知書及び様式例第8号（1）から（3）までの補装具費支給券を交付すること。その際、様式例第8号（2）については、借受け期間の月数分を交付すること。支給決定の際に決定した借受け期間が終了するに当たっては、改めて更生相談所等において、購入が可能か、借受けを継続するかの必要性を判断することになるため、再度、2-1から2-3と同様に更生相談所による判定及び支給決定の手続を行うこと。

借受けに係る補装具の交換までの期間については、最長1年を原則とする。ただし、市町村及び更生相談所が必要と判断すれば、概ね1年ごとに再度判定及び支給決定を行うことにより、交換までの期間を最長3年程度とすることができる。支給決定に当たっては、耐用年数や想定される使用期間等を踏まえ、借受けの必要性を判断すること。

市町村は、申請を却下することの決定をしたときは、様式例第9号の却下決定通知書により、理由を附して申請者に交付すること。

なお、補装具費の算定等については、別紙によるものとする。

3 契約

様式例第7号の補装具費支給決定通知書の交付を受けた身体障害者又は身体障害児の保護者（以下「補装具費支給対象障害者等」という。）は、補装具事業者に様式例第8号の補装具費支給券を提示し、契約を結んだ上で、補装具の購入等を行うこと。

なお、借受け期間中の修理に関し、通常の使用的範囲内での故障、製品の不具合による故障又は故意による故障等に係る取扱いについて、予め明らかにしておくことが望ましい。

4 採型、仮合せ

義肢、装具及び姿勢保持装置の採型及び仮合せは、2-1の（2）に準じて専門医等の指導のもとに実施すること。

5 適合判定

（1）補装具費の支給に当たっては、以下により適合判定を実施すること。

ア 申請者の来所による更生相談所の判定に基づき市町村が決定するもの

更生相談所が適合判定を行い、市町村は適合判定が行われたことを確認する。

イ 補装具費支給意見書による更生相談所の判定に基づき市町村が決定するもの

補装具費支給意見書を作成した医師が適合判定を行い、更生相談所は適合判定が適切に行われたことを確認する。最終的に、市町村は医師及び更生相談所による適合判定が行われたことを確認する。

ウ 補装具費支給意見書により市町村が判断のうえ決定するもの

補装具費支給意見書を作成した医師が適合判定を行い、市町村は適合判定が適切に行われたことを確認する。

エ 身体障害者手帳により補装具の購入等を必要とする者であることを確認することができるもの

市町村が確認する。

なお、指定自立支援医療機関又は保健所の医師が作成した補装具費支給意見書により市町村が決定する補装具費の支給に当たっては、指定自立支援医療機関又は保健所の医師は、必要に応じて更生相談所に助言を求めながら、適合判定を行うこと。

(2) 適合判定を行う際は、補装具費の支給を受ける者、医師、理学療法士、作業療法士、義肢装具士、言語聴覚士、身体障害者福祉司、保健師等の専門職員並びに補装具事業者及び補装具担当職員の立会いのもとに実施すること。

(3) 義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子（レディメイドを除く。）及び電動車椅子の適合判定は、軸位及び切断端とソケットとの適合状況、又は固定、免荷、矯正等装具装着の目的に対する適合状況、安定した姿勢の保持状況、さらに使用材料、工作法、操作法の確実性について検査し、併せて外観、重量及び耐久力について考慮すること。

(4) 義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子（レディメイドを除く。）及び電動車椅子以外の種目についても、ウに準じて検討し、当該補装具が申請書の使用目的に照らし、適合しているかどうかを判定すること。

(5) 適合判定の結果、当該補装具が申請者に適合しないと認められた場合や、処方箋どおりに製作されていないと判断された場合等については、補装具事業者に対し不備な箇所の改善を指示し、改善がなされた後に補装具の引渡しを行わせること。

6 補装具費の支給手順

(1) 補装具の購入等に要した費用の支払い

補装具事業者は、購入又は修理に係る補装具の引渡しの際には、補装具費支給対象障害者等から補装具の購入又は修理に要した費用についての支払いを受け、領収書を発行すること。

借受けに係る補装具については、一月目の借受けに要した費用についての支払いを受け、領収書を発行すること。二月目以降は、毎月の支払いの際に領収書を発行すること。

なお、借受けの単位は暦月であるが、その月の途中で借受けを開始した場合又は終了した場合は、日割り計算により借受けに係る補装具費が支払われるものであること。その場合、借受けの開始日は様式例第8号（1）の「受領日」であり、終了日は様式例8号（3）の「返却日」であること。

(2) 補装具費の請求

購入又は修理に係る補装具費支給対象障害者等は、アで交付を受けた領収書及び様式例第8号（1）の補装具費支給券を添えて、市町村に請求すること。

借受けに係る補装具費支給対象障害者等は、アで交付を受けた領収書及び、借受けを行う一月目にあっては様式例第8号（1）の、一月目及び借受け期間の最終月を除く月にあっては様式例第8号（2）の、借受け期間の最終月にあっては様式例第8号（3）の補装具費支給券を添えて、市町村に請求すること。

(3) 補装具費の支払

市町村は、補装具費支給対象障害者等から、（2）に掲げる領収書等の提出があった場合は、審査のうえ、支払を行うこと。

また、借受けの場合における借受け期間の二月目以降は、補装具支給対象障害者等からの請求をもって、借受けに係る補装具費の支払を行うこと。

7 借受けを行った補装具の返却

市町村は、借受け期間の最終月に様式例第8号（3）の補装具費支給券によって、借受けを行った補装具が故障等なく補装具事業者に返還されたことを確認すること。

8 装着等訓練及び実地観察

（1）市町村は、更生相談所等と連携して、隨時、装着等訓練に必要な計画を立て実施すること。

（2）装着等訓練に際しては、補装具の装着等について熟達した者をモデルとして専門医指導のもとに実施指導を行うことが効果的であるので、実施に当た

っては留意されたいこと。

- (3) 市町村は、補装具費を支給した補装具について常に補装具担当職員、身体障害者福祉司等にその装着等状況を観察させ、装着等訓練を必要とする者を発見した場合は、速やかに適切な訓練を施すよう留意すること。

9 関係帳簿について

市町村は、補装具費の支給に当たって、様式例第10号の補装具費支給決定簿を備え、必要な事項を記載しておくこと。

10 代理受領について

補装具費の支給手順については、原則として6の取扱いによることとなるが、補装具費支給対象障害者等の利便を考慮し、市町村は、補装具費支給対象障害者等が補装具事業者に支払うべき補装具の購入等に要した費用について、補装具費として補装具費支給対象障害者等に支給すべき額の限度において、補装具費支給対象障害者等に代わり、補装具事業者に支払うことができること。

(1) 前提条件

代理受領による補装具費の支払を行う場合には、次の取扱いによること。

ア 市町村は、補装具費支給対象障害者等が希望する補装具事業者との間での契約等に基づき、代理受領について合意形成を行うこと。

補装具事業者と契約等による取り決めを行う場合には、次の事項を盛りこむことが望ましいこと。

(ア) 補装具事業者は、様式例第8号の補装具費支給券に記載されている利用者負担額を受領し、補装具費の請求の際には、利用者負担額を受領したことを証する書類を添付すること。

(イ) 引渡し後、災害等による毀損、本人の過失による破損、生理的又は病理的变化により生じた不適合、目的外使用若しくは取扱不良等のために生じた破損又は不適合を除き、引渡し後9か月以内に生じた破損又は不適合は、補装具事業者の責任において改善すること。なお、受け取った期間中の修理に関し、通常の使用の範囲内での故障、製品の不具合による故障又は故意による故障等に係る取扱いについて、予め明らかにしておくこと。

ただし、修理基準に定める調整若しくは小部品の交換又は1の(11)に基づいた修理のうち軽微なものについて、補装具事業者の責任において改善することとするものは、修理した部位について修理後3か月以内に生じた不適合等(上記災害等により免責となる事由を除く。)であること。

イ 補装具費支給対象障害者等が、補装具事業者に代理受領の委任をしていること。

(2) 補装具費の支給手順

ア 利用者負担額の支払

補装具事業者は、補装具の引渡しの際には、補装具費支給対象障害者等から利用者負担額についての支払を受け、領収書を発行するとともに、補装具費支給券の引渡しを受けること。ただし、利用者負担額が0円と認定された補装具費支給対象障害者等については、領収書の発行を要しないこと。

イ 補装具費の請求

補装具事業者は、代理受領を行う場合、購入又は修理に係る補装具費支払請求書に、代理受領に対する委任状及び様式例第8号(1)の補装具費支給券を添えて、市町村に提出すること。

また、借受けに係る補装具費支払請求書については、借受けを行う一月目にあっては代理受領に対する委任状及び様式例第8号(1)の補装具費支給券を、一月目及び借受け期間の最終月を除く月にあっては様式例第8号(2)の補装具費支給券を、借受け期間の最終月にあっては様式例第8号(3)の補装具費支給券を添えて、市町村に提出すること。

なお、借受け期間中、補装具費支給対象障害者等と補装具事業者との間の委任関係が解消した場合には、補装具費支給対象障害者等とともに、その旨を市町村に報告すること。

ウ 補装具費の支払

市町村は、補装具事業者から、イに掲げる請求書等の提出があった場合は、審査の上、支払を行うこと。

また、借受けの場合における借受け期間の二月目以降は、補装具事業者からの請求をもって、借受けに係る補装具費の支払を行うこと。

1.1 補装具事業者との連携

更生相談所及び市町村においては、補装具事業者が以下の項目について適切に実施するよう連携を図ること。なお、更生相談所及び市町村は、補装具事業者に対し、製品カタログ等に記載された額(告示上限価格の範囲のものに限る。)よりも安価な額を一方的に要求することは適切ではないこと。

(1) 補装具事業者が更生相談所、市町村及び医師その他の専門職との緊密な連携を図り、医師の処方に基づき、補装具の採型、製作、適合等を行うこと。

(2) 補装具(付属品及び完成用部品を含む。)について、補装具事業者が製品カタログ等に仕様、価格等を公開することにより、価格の透明性を確保するよう努めること。

(3) 補装具引渡し後、災害等による毀損、本人の過失による破損、生理的又は病理的变化により生じた不適合、目的外使用若しくは取扱不良等のために生じた破損又は不適合を除き、引渡し後9か月以内に生じた破損又は不適合は、補装具事業者の責任において改善すること。

ただし、修理基準に定める調整若しくは小部品の交換又は1の(11)に基づく修理のうち軽微なものについて、補装具事業者の責任において改善することとするものは、修理した部位について修理後3か月以内に生じた不適合等（上記災害等により免責となる事由を除く。）であること。

(4) 補装具を引渡す場合には、補装具の取扱方法、破損や不具合が生じた場合の対応等について申請者及び保護者に説明するとともに、支給後のフォローアップについても積極的に行うこと。

1.2 番号法の施行に伴う個人番号利用事務について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づき、補装具費支給事務について、各市町村は番号法に関する各種通知を参照し、マイナンバーを利用した情報連携業務を円滑に実施すること。

補装具費支給事務において提供する項目のうち、「種目名称別コード」を市町村が適切に設定できるよう、更生相談所等は判定書や補装具処方箋に対応するコードを記載すること等により、市町村と連携すること。

(※) 「補装具種目名称別コード一覧表」掲載 URL

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/yogu/index.html

【参考：種目名称別コード（一部抜粋）】

コード値	コード値の内容
010001	殻構造義肢 義手 特例
010002	殻構造義肢 義足 特例
010101	殻構造義肢 上腕義手 装飾用
010102	殻構造義肢 上腕義手 作業用
010103	【連携後登録不可】殻構造義肢 上腕義手 能動式
010104	殻構造義肢 上腕義手 能動式(ハンド型手部付)
010105	殻構造義肢 上腕義手 能動式(フック型手部付)

別添様式（略）

別表1

○ 補装具の対象者について

種目	名称	対象者
眼鏡	遮光用	<p>以下の要件を満たす者。</p> <p>1) 羞明を来していること。</p> <p>2) 羞明の軽減に、遮光用の装用より優先される治療法がないこと。</p> <p>3) 補装具費支給事務取扱指針に定める眼科医による選定、処方であること。</p> <p>※この際、下記項目を参照の上、遮光用の装用効果を確認すること。（意思表示できない場合、表情、行動の変化等から総合的に判断すること。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まぶしさや白んだ感じが軽減する ・文字や物などが見やすくなる ・羞明によって生じる流涙等の不快感が軽減する ・暗転時に遮光用をはずすと暗順応が早くなる <p>※遮光用とは、羞明の軽減を目的として、可視光のうちの一部の透過を抑制するものであって、分光透過率曲線が公表されているものであること。</p> <p>※難病患者等に限り身体障害者手帳を要件としないものであり、それ以外は視覚障害により身体障害者手帳を取得していることが要件となる。</p>
	コンタクトレンズ	<p>(多段階)</p> <p>角膜形状異常や強度屈折異常等のため一般的なコンタクトレンズ装用が困難で真に必要な者。</p> <p>(虹彩付き)</p> <p>角膜白斑あるいは羞明等があり、遮光用の眼鏡装用が困難で真に必要な者。</p>
	弱視用 (高倍率)	職業上又は教育上真に必要な者。
補聴器	高度難聴用、重度難聴用の補聴器が真に必要な者。	
	※中軽度補聴器は補装具費の対象外であることに留意すること。	
	耳あな型	<p>ポケット型及び耳かけ型の補聴器の使用が困難で真に必要な者。</p> <p>特に、オーダーメイドの場合は、障害の状況、耳の形状等レディメイドで対応不可能な者。</p>
	骨導式	伝音性難聴者であって、耳漏が著しい者又は外耳閉鎖

		症等を有する者で、かつ、耳栓又はイヤーモールドの使用が困難な者。
人工内耳	人工内耳用音声信号処理装置（修理）	人工内耳装用者のうち、医師が当該人工内耳用音声信号処理装置の修理が必要であると判断している者。
車椅子	リクライニング機構	<ul style="list-style-type: none"> ・隨時、仰臥姿勢をとる必要のある者。 ・運動制限が著明で座位を長時間保持できない者。
	ティルト機構	<ul style="list-style-type: none"> ・長時間の座位保持が困難な者であって、自立姿勢変換が困難な者。
	ティルト・リクライニング機構	<ul style="list-style-type: none"> ・リクライニング機構及びティルト機構について、それ単独では座位保持等の目的が果たせない者。
	リフト機構	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の現症、生活環境その他の事情により、リフト機構を用いることについて、真にやむを得ない事情が認められる者。 ・就労又は就学のために真に必要と認められる者。
電動車椅子	<p>学齢児以上であって、次のいずれかに該当する障害者・児を対象者とすること。</p> <p>ア 重度の下肢機能障害者等であって、電動車椅子によらなければ歩行機能を代替できない者。</p> <p>イ 歩行に著しい制限を受ける者又は歩行により症状の悪化をきたす者であって、医学的所見から適応が可能な者。</p> <p>なお、支給決定にあたっては、次のいずれにも該当する障害者・児を条件とすること。</p> <p>(適性)</p> <p>日常生活において、視野、視力、聴力等に障害を有しない者又は障害を有するが電動車椅子の安全走行に支障がないと判断される者。</p> <p>(知識)</p> <p>歩行者として、必要最小限の交通規則を理解・遵守することが可能な者。</p> <p>(操作能力)</p> <p>ア及びイの全ての操作を円滑に実施できる者。</p> <p>ただし、簡易形アシスト式の場合には、イの(エ)を除き不要であること。</p> <p>ア 基本操作</p> <p>(ア) 操作ノブ等の操作</p> <p>(イ) メインスイッチ・速度切り替え</p> <p>(ウ) 発進・停止</p> <p>イ 移動操作</p>	

- (ア) 速度（低速・高速等）調節
 (イ) 直進（直線・蒲鉾・片傾斜道路）走行
 (ウ) S字・クランク走行
 (エ) 坂道走行
 (オ) 溝・段差乗越え走行
 (カ) 旋回
 (キ) 非常時の対応
 (ク) その他移動に必要な操作

(参考) 電動車椅子の名称に係る判定の目安について

平坦路における手動自走の可否	日常生活（通勤又は通学を含む。）における坂路・悪路での手動自走の可否 ※（ ）は、アシスト式を使用した場合	補装具費の支給を検討することとなる電動車椅子の名称種別等
できる	できない（できる）	簡易形（アシスト式）
できない	できない	簡易形（切替式）

→

標準形又は簡易形（切替式）

手動リクライニング機構 電動リクライニング機構	・隨時、仰臥姿勢をとる必要のある者。 ・座位を長時間保持できない者。
電動ティルト機構	・長時間の座位保持が困難な者であって、自立姿勢変換が困難な者。
電動ティルト・リクライニング機構	・リクライニング機構及びティルト機構について、それぞれ単独では姿勢保持等の目的が果たせない者。
電動リフト機構	・障害の現症、生活環境その他の事情により、リフト機構を用いることについて、真にやむを得ない事情が認められる者。 ・就労又は就学のために真に必要と認められる者。
重度障害者用意思伝達装置	重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者であって、重度障害者用意思伝達装置によらなければ意思の伝達が困難な者。 難病患者等については、音声・言語機能障害及び神経・筋疾患である者。
文字等走査入力方式 (簡易なもの)	操作が簡易であるため、複雑な操作が苦手な者、若しくはモバイル使用を希望する者。
文字等走査入	独居等日中の常時対応者（家族や介護者等）が不在な

	力方式(簡易な環境制御機能若しくは高度な環境制御機能が付加されたもの)	どで、家電等の機器操作を必要とする者。
	文字等走査入力方式(通信機能が付加されたもの)	通信機能を用いて遠隔地の家族等と連絡を取ることが想定される者。
	生体现象方式	筋活動(まばたきや呼気等)による機器操作が困難な者。

(注1) 以上の表は、あくまでも対象者の例を示しているものであり、支給の判断に当たっては、個別の身体状況や生活環境等を十分に考慮すること。

(注2) 難病患者等は、症状が日内変動する者もいるため、症状がより重度である状態をもって判断すること。

別表 2

○ 補装具費支給意見書を作成する医師の要件について

	身体障害者	身体障害児	難病患者等
①身体障害者福祉法第15条第1項に基づく指定医（日本専門医機構が認定した専門医又は所属学会認定の専門医）	○	○	○
②指定自立支援医療機関の医師（日本専門医機構が認定した専門医又は所属学会認定の専門医）	○	○	○
③国立障害者リハビリテーションセンター学院で行う補装具関係の適合判定医師研修会を修了している医師	○	○	○
④上記と同等と認める医師（※）	○	○	○
⑤保健所の医師	—	○	○
⑥難病法第6条第1項に基づく指定医	—	—	○

※ 補装具費支給意見書のみで市町村が判断する種目に限る

参考資料

補装具費等の算定について

(1) 基準額の算出（端数処理：小数点以下切り捨て）

① 購入又は修理の場合

次に掲げる(ア)、(イ)又は(ウ)のうち、最も低い額を基準額とする。

(ア) 告示により算出した額

(イ) 現に補装具の購入又は修理に要した費用の額

(ウ) 補装具事業者等の製品カタログ及びホームページに記載された額

② 借受けの場合

次に掲げる(ア)又は(イ)のうち、いずれか低い額を基準額とする。

(ア) 告示により算出した額（日割り計算を行う場合は、その額）

(イ) 現に補装具の借受けに要した費用の額

(2) 利用者負担額の算出

原則、負担上限月額（政令で定める額）とする。ただし、負担上限月額よりも基準額に $10/100$ を乗じて得た額（1割負担額）の方が低い場合は、1割負担額（端数処理：小数点以下切り捨て）とする。

(3) 補装具費の算出

① 基準額の $10/100$ 相当額が負担上限月額を超えない場合

補装具費 = 基準額 - 利用者負担額

② 基準額の $10/100$ 相当額が利用者負担上限月額を超える場合

補装具費 = 基準額 - 負担上限月額

※同一月内に複数回の支給を受ける場合

補装具費の算出

① 前回の支給の際に利用者負担額が負担上限月額を超えていない場合

ア 今回の基準額の $10/100$ 相当額を加算して負担上限月額を超えない場合

補装具費 = (今回の基準額 + 前回までの基準額) - (今回の利用者負担額 + 前回までの利用者負担額)

イ 今回の基準額の $10/100$ 相当額を加算して負担上限月額を超えた場合

補装具費 = (今回の基準額 + 前回までの基準額) - 負担上限月額

② 前回の支給の際に利用者負担額が利用者負担上限月額を超えている場合

補装具費 = (今回の基準額 + 前回までの基準額) - 負担上限月額

(改正後全文)

一部改正	障企自発0323第1号 平成30年3月23日
一部改正	障企自発0912第1号 令和元年9月12日
一部改正	障企自発0331第1号 令和2年3月31日
一部改正	障企自発1225第1号 令和2年12月25日
一部改正	障企自発0331第1号 令和3年3月31日
一部改正	障企自発0331第1号 令和4年3月31日
一部改正	障企自発0329第1号 こ支障第104号 令和6年3月29日

各 都道府県知事
指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長
こども家庭庁支援局障害児支援課長
(公印省略)

「補装具費支給事務取扱要領」の一部改正について

今般、別紙のとおり、「補装具費支給事務取扱要領」を一部改正し、令和6年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、貴管内市区町村及び身体障害者更生相談所等の関係機関へ周知願いたい。

なお、本取扱要領は地方自治法第245条の4の規定に基づく「技術的助言」として位置付けられるものであることに御留意願いたい。

(別紙)

補装具費支給事務取扱要領

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第25項及び第76条第2項の規定に基づく補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号。以下「告示」という。）中の別表の1の(1)～(7)の各種目並びに(8)の補聴器、歩行器及び重度障害者用意思伝達装置に係る部分並びに3の(1)～(7)の各種目並びに(8)の人工内耳及び重度障害者用意思伝達装置については、それぞれ以下の第1から第6により取り扱われることとされたい。

なお、完成用部品及び断端袋は義肢、装具等の構成品であって、構成品のみでは消費税が非課税となる身体障害者用物品ではないため、製作又は修理作業を伴わず完成用部品及び断端袋のみを購入又は借受けに係る補装具費を支給するものについては、告示に定める上限価格の100分の110に相当する額となること。

また、告示第6項の規定により100分の95を乗ずることとするものは、購入においては、告示別表の「基本価格」及び「製作要素価格」に係るもののみとし、「完成用部品価格」、「本体価格」及び「加算要素価格」に係るものについては要しないこと。また、修理については購入に準じること。

第1 義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子及び電動車椅子の基本的事項

1 殼構造義肢

(1) 製作工程

殼構造義肢は、「アの基本工作法」により、「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」からそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

(2) 価格構成

告示の基本価格及び製作要素価格は、「使用材料費」及び「製作加工費」によって構成されていること。

○使用材料費

素材費	義肢材料リストによる素材購入費
素材のロス	素材の正味必要量に対する割増分（ロス分）
小物材料費	個々の要素加工に対して使用量を決め難い材料費（糸、釘、ビス、ナット、油脂等）
材料管理費	素材の購入及び保管に要する経費

○製作加工費

作業人件費	製作を遂行するために必要な正味作業時間相当人件費（給与、賞与、退職手当、法定福利費等）
作業時間の余裕割増	製作の準備、段取り、清掃、作業上の整理及び生理的余裕等の作業時間相当人件費
製造間接費	光熱水費、冷暖房費、クリーニング費、減価償却費等
管理販売経費	完成品の保管、販売に要する経費

また、殻構造義肢の価格は、次のように構成されていること。

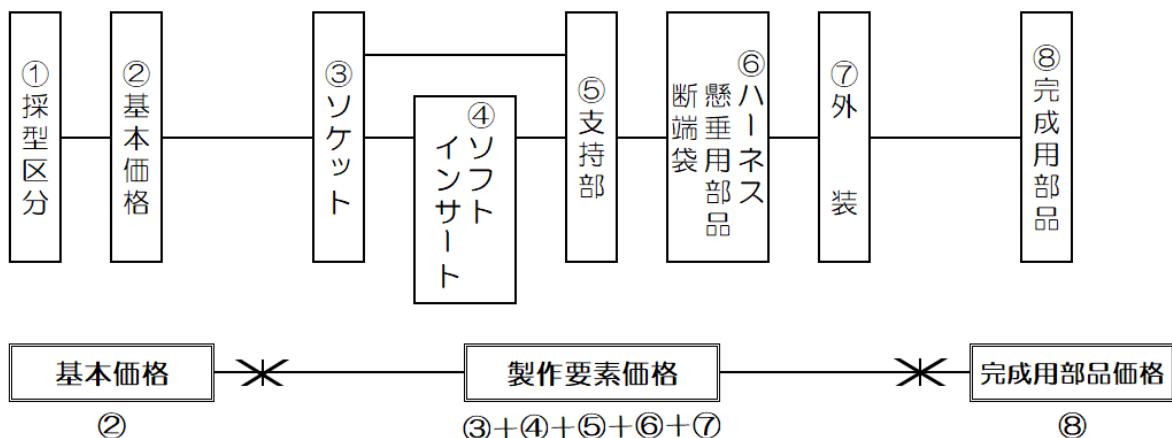
$$\text{殻構造義肢の価格} = \text{基本価格} + \text{製作要素価格} + \text{完成用部品価格}$$

基本価格	採型使用材料費及び殻構造義肢の名称、型式別に設けられている基本工作に要する加工費の計
製作要素価格	材料の購入費及び当該材料を殻構造義肢の形態に適合するように行う加工、組合せ、結合の各作業によって発生する価格の計
完成用部品価格	完成用部品の購入費及び当該部品の管理等に要する経費の計

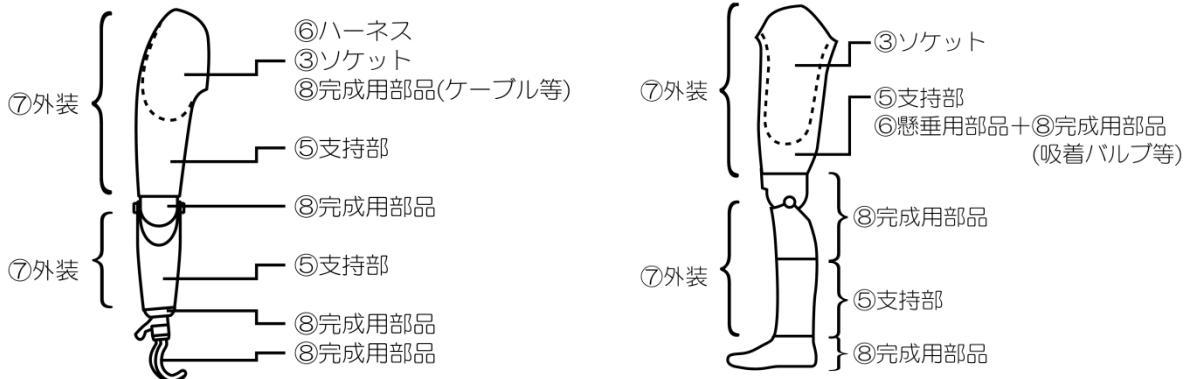
義肢は身体障害者用物品として消費税が非課税であるため、殻構造義肢の価格は、「イの採型区分」による「ウの基本価格」に「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」のそれぞれ使用する材料、部品の価格を合算した額の 100 分の 106 に相当する額を上限とすること。（図－1 参照）

「100 分の 106 に相当」の趣旨は、殻構造義肢を製作するに当たって必要な材料及び部品等の購入には消費税が課税されるものの、販売時には非課税となるため、当該仕入れに係る消費税相当分を考慮したものであること。

殻構造義肢の構成は価格体系に基づくものであること。（図－2、3 参照）



図－1 殻構造義肢の価格体系



図－2 殻構造上腕義手の構成例

図－3 殻構造大腿義足の構成例

(3) 基本価格

① 義手

ア 義手の基本価格は、「イの採型区分」(図－4 参照)に基づき、「ウの基本価格」から選択すること。

イ 手指義手の基本価格は、手指1本の切断の場合は採型区分の「A－7」で算定し、多指切断の場合は採型区分の「A－6」で算定すること。(なお、手指義手のソケットの価格は、キャップ式の場合は指1本を1単位として「A－7」で算定し、手袋型の場合は手部(片側)を1単位として「A－6」で算定すること。)

【算定例】

- 片手2指切断、キャップ式2本の場合、基本価格は「A－6」、ソケットの価格は「A－7」×2で算定
- 片手2指切断、手袋型の場合、基本価格は「A－6」、ソケットの価格は「A－6」で算定

ウ 頸上懸垂式ソケットとは、ミュンスター式及びノースウェスタン式のように上腕骨頸部を包み込み、懸垂機能をソケット自体が持つものであること。

エ スプリットソケットとは、前腕極短断端に使用されるものでソケットと前腕支持部が分離しており、倍動ヒンジ肘継手又は断端操作式能動肘継手を持つものであること。

オ 義手の型式は、身体状況や日常生活の様々な場面に応じて選択されるものであり、支持部や完成用部品の肘継手、手先具の型式にとらわれず取り扱うこと。

カ 電動式の手先具は、電動ハンド又は電動フックを扱うものであること。

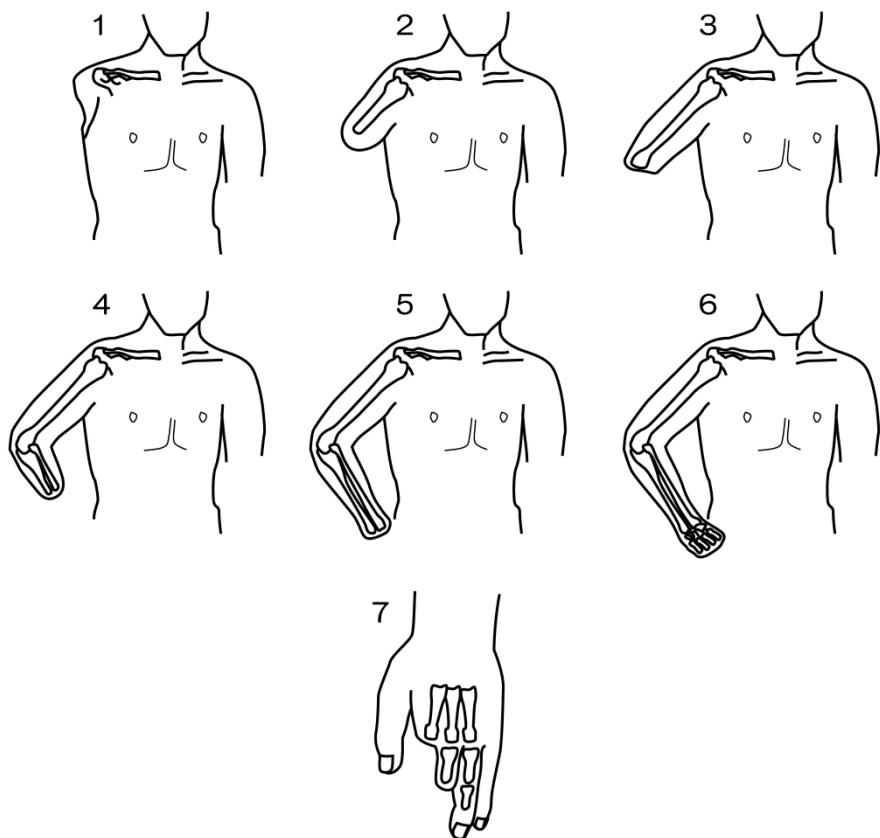
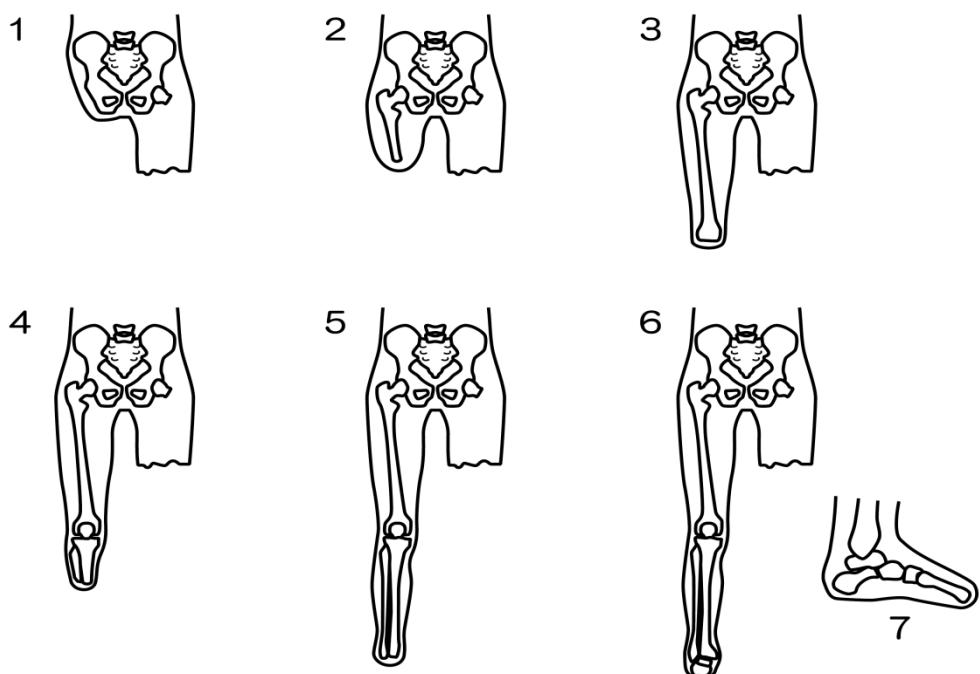


図-4 義手の採型区分

② 義足

- ア 義足の基本価格は、「イの採型区分」(図-5参照)に基づき、「ウの基本価格」から選択すること。
- イ 採型区分の「B-6」における下腿部支持式は、断端等の免荷が必要な場合、又は、下腿部のレバーアームを伸ばすことで断端にかかる力を分散する場合に用いるものであること。
- ウ 採型区分の「B-7」は、足趾5本以内の切断を対象とし、多趾切断であっても基本価格は1単位で取り扱うこと。
- エ キップシャフトは、下肢切断短断端で断端に屈曲拘縮がみられ、座位姿勢をとるためにやむを得ず断端末近くに継手装置を取り付けた構造のこと。
- オ 坐骨収納型ソケットは、坐骨結節から恥骨枝の一部（骨盤の一部分）と大転子（大腿骨）をソケット内に納め、大腿骨を内転位に保持することにより、歩行中における義足側の体重負荷に対する安定性を高められたよう設計されたものであること。
- カ 下腿義足及びサイム義足における大腿コルセットについては、側方安定性を高め又は断端に対する負荷を軽減する目的で使用されるものであること。

- キ 大腿義足・膝義足に、ソフトインサートのシリコーン又は完成用部品のライナーを用いた場合は、ライナー式により取り扱うこと。
- ク 下腿義足で、全面が接触するよう製作したものについてはT S B式により取り扱うこと。なお、懸垂方法として、「エの製作要素価格」の「(イ)の義手用ハーネス及び義足懸垂用部品並びに断端袋」の義足懸垂用部品を組み合わせても良いこと。ただし、自己懸垂機能を有するP T S式又はK B M式を用いるときには、自己懸垂機能の型式を優先して算定すること。



図－5 義足の採型区分

(4) 製作要素価格

① ソケット

- ア ソケットの価格は、「イの採型区分」に基づきソケットの使用材料ごとに「(ア)のソケット」から選択すること。
- イ 二重式ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するためにプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、二重式ソケットの価格は、採型区分ごとに外ソケットと内ソケットのそれぞれ使用材料ごとの価格を合算した額とすること。
- ウ 熱硬化性樹脂とは、F.R.P.（繊維強化プラスチック）のことで、樹脂注型されたものであること。
- エ 熱可塑性樹脂とは、板状の樹脂が加熱成形されたものであること。
- オ 電動式は、センサ部の取り付け加工を行うソケット製作のときのみ算定でき、二重式ソケットの価格に電動式を重複して算定することはできないこと。

② ソフトインサート

ア ソフトインサートの価格は、「イの採型区分」に基づきソフトインサートの使用材料ごとに「(イ)のソフトインサート」から選択すること。

イ ソフトインサートとは、骨突起部、断端末等の除圧のために部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。

ウ 義手用及び義足用のソフトインサートの使用は、断端の表面の状況によりソケットのみでは不適合を生じる場合に限ること。

エ シリコーンとは、F.R.P.同様に樹脂注型されたものであり、完成用部品のライナーを加えられないこと。

③ 支持部

ア 支持部の価格は、型式、部位及び使用材料ごとに「(ウ)の支持部」から選択すること。

イ 算定できる支持部は、原則として次の表のとおりとすること。ただし、手義手及び手部義手は、電動式に限ること。また、電動義手の支持部はソケットを有する部分にのみ電動式を用い、他の部分は能動式及びその他の支持部を用いること。

○殻構造義肢の名称と算定できる支持部

名 称	算定できる支持部
肩 義 手	肩部・上腕部・前腕部
肩 義 手 (電動式)	肩部 (電動式)・上腕部・前腕部
上腕義手・肘義手	上腕部・前腕部
上腕義手・肘義手 (電動式)	上腕部 (電動式)・前腕部
前 腕 義 手	前腕部
前 腕 義 手 (電動式)	前腕部 (電動式)
手 義 手 (電動式)	前腕部 (電動式)
手 部 義 手 (電動式)	手部 (電動式)
股 義 足	股部・大腿部・下腿部
大 腿 義 足	大腿部・下腿部
下 腿 義 足	下腿部
サイム 義 足	下腿部・足部
足 根 中 足 義 足	下腿部 (下腿部支持式の場合)・足部
足 趾 義 足	足部

ウ 図-6 及び図-7のような斜線の部分をもつソケットの場合は、斜線部分の大小にかかわらず支持部を加えることができる。

エ オープンエンドソケットは、使用材料ごとに支持部の価格を加算することができる。

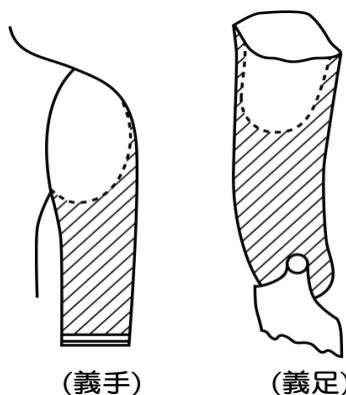


図-6 支持部を加算できるソケット

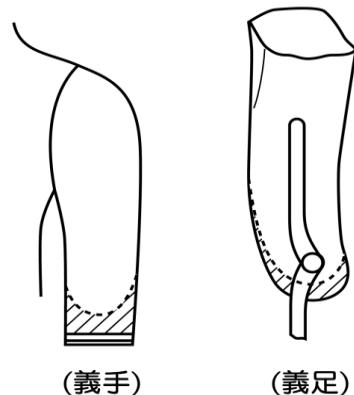


図-7 支持部を加算できるソケット

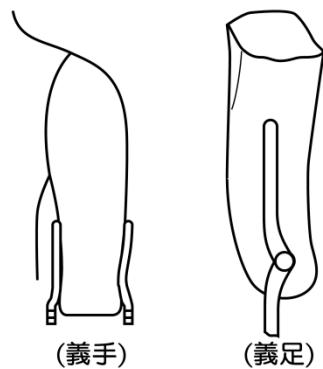


図-8 支持部を加算できないソケット

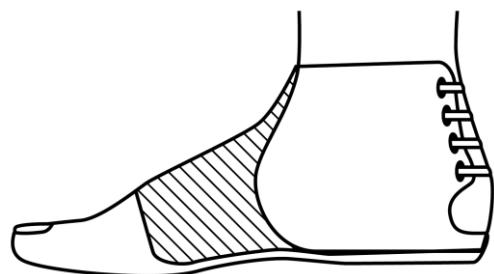


図-9 支持部を加算できる足部

オ 熱可塑性樹脂で成形された支持部そのものが外装となる場合は、外装のプラスチックを加算することができないこと。

カ 図-8のような斜線の部分がないソケットの場合は、支持部を加えられないこと。ただし、外装を行う場合は、使用材料ごとに「(オ)の外装」を加えること。

キ サイム義足、足根中足義足及び足趾義足の場合は、図-9のようにソケットと足先ゴムの間を軟性発泡樹脂で埋めた場合に「(ウ)の支持部」の足部を加えることができる。

④ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品並びに断端袋

ア 義手用ハーネス

(ア) 各義手に用いられるハーネスの例を、以下の図-10から図-20に示す。

(イ) 使用部品の項目に一式とされているものであっても、使用部品の組合せがされること。(図-14、15、18 参照)

(ウ) 能動式に用いられるハーネスで、他の義手用ハーネスの組合せを必要とする場合には、それぞれ組み合わせることができること。(図-20 参照)

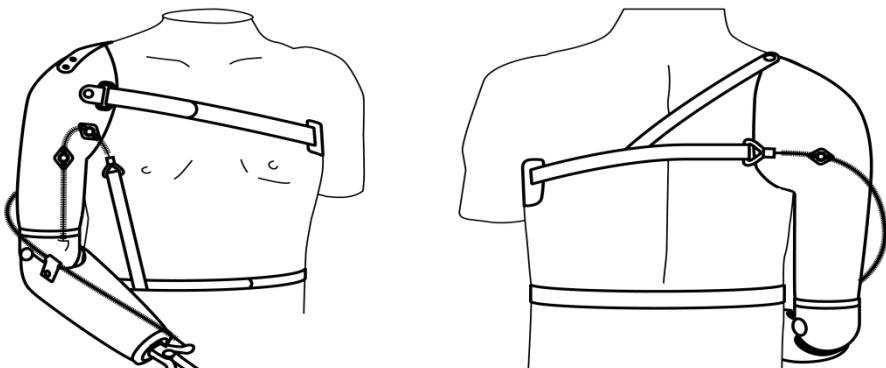


図-10 胸郭バンド式肩ハーネス一式

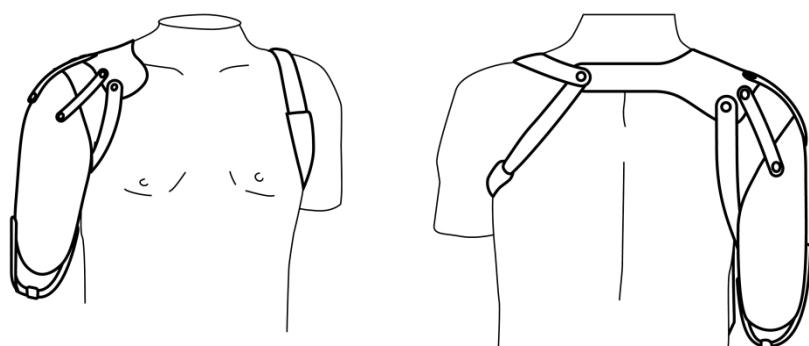


図-11 肩義手用及び上腕義手用肩たすき一式

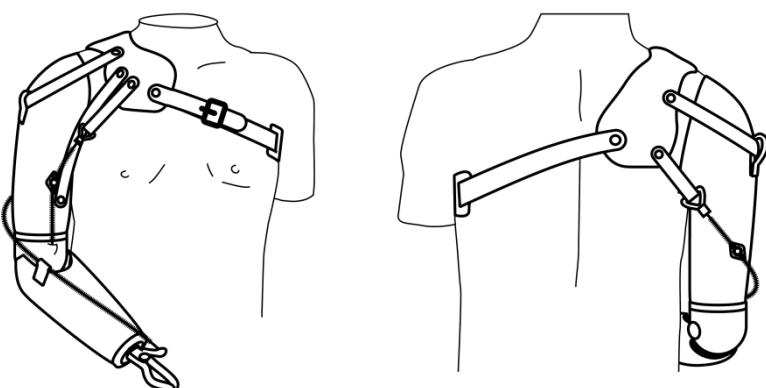


図-12 胸郭バンド式上腕ベルトハーネス一式

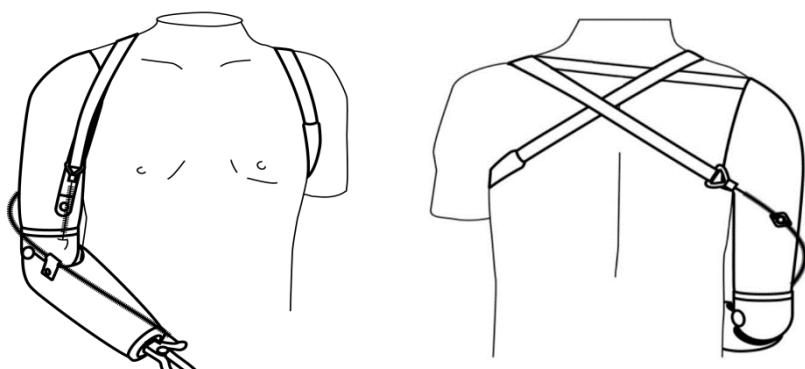


図-13 上腕義手用 8字ハーネス一式

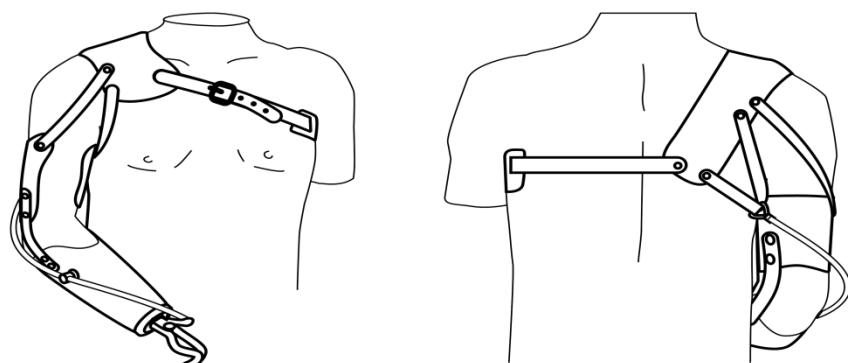


図-14 胸郭バンド式前腕ハーネス一式
(胸郭バンド式前腕ハーネス一式と上腕カフの組合せ)

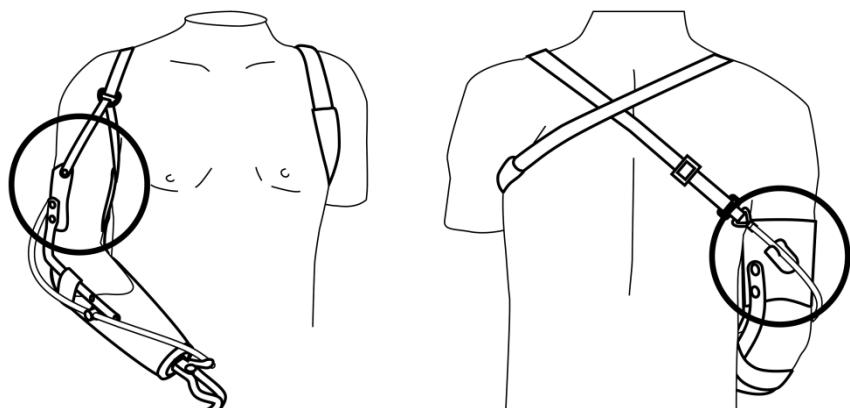


図-15 8字ハーネス一式と上腕カフの組合せ例
(前腕義手用)

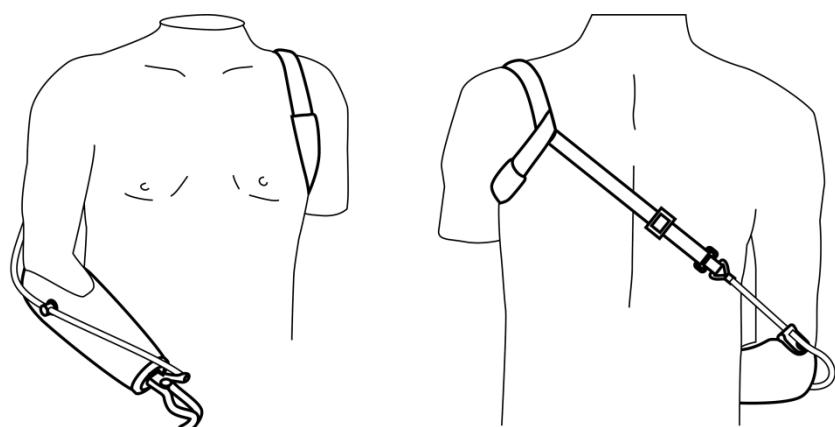


図-16 前腕義手用9字ハーネス一式

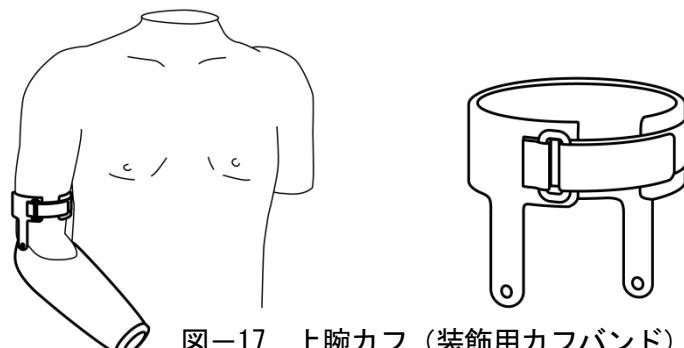


図-17 上腕カフ（装飾用カフバンド）

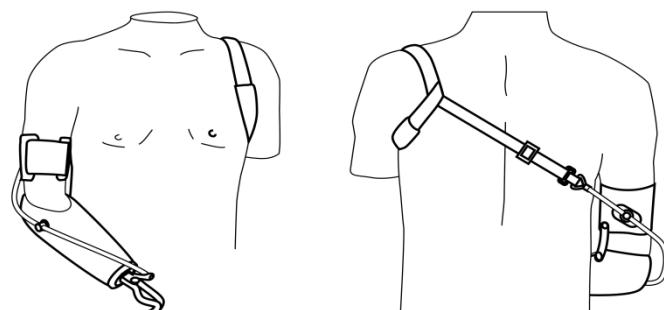


図-18 前腕義手用9字ハーネスー式と上腕カフの組合せ

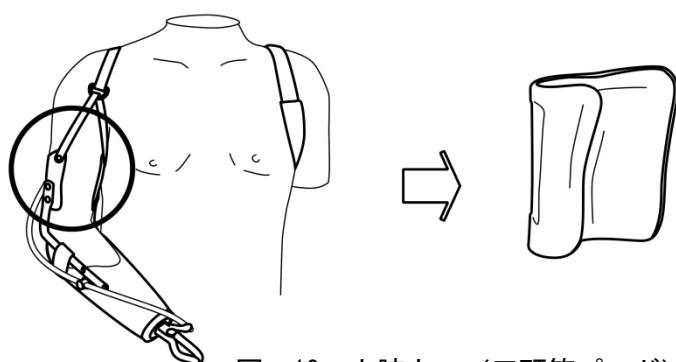


図-19 上腕カフ（三頭筋パッド）

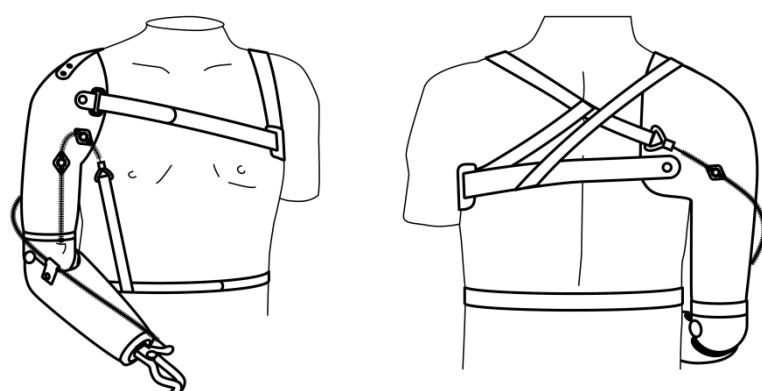


図-20 胸郭バンド式肩ハーネスー式と前腕義手用9字ハーネスー式の組合せ

イ 義足懸垂用部品

- (ア) 使用部品の項目に一式とされているもの（大腿コルセット一式を除く。）は、他の義足懸垂用部品を加えられないこと。（図-21 参照）
(イ) 使用部品の項目に一式とされていないものは、使用部品の組合せにより加算すること。（図-22、23 参照）
(ウ) 義足用股吊りの価格は、1本当たりのものであること。
(エ) 軽便式・下腿義足の懸垂用膝カフは、PTBカフベルトに準じて取り扱うこと。

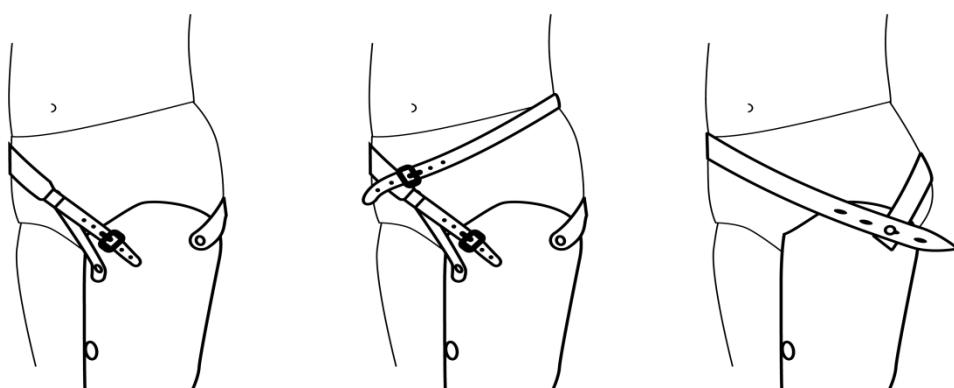


図-21 義足懸垂用部品（シレジアバンドー式の例）

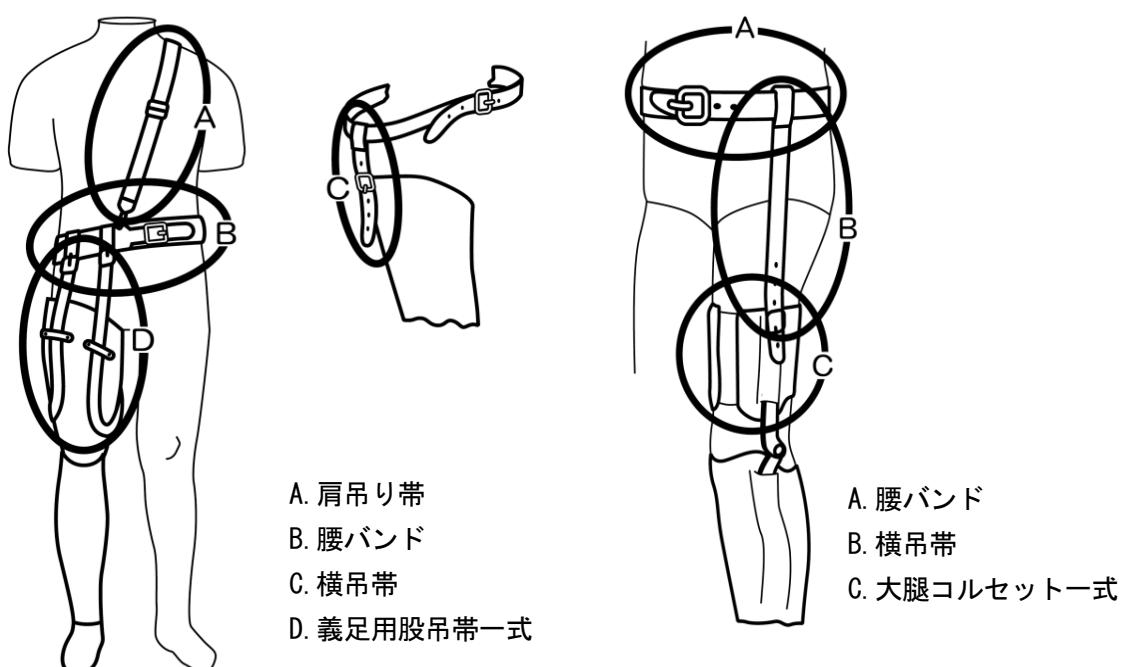


図-22 義足懸垂用部品
(大腿義足・膝義足用)

図-23 義足懸垂用部品
(下腿義足・サイム義足用)

ウ 断端袋

断端袋は、年間の上限額のみが定められているため、特性及び数量にかかわらず、当該額の範囲で一括支給することができる。

⑤ 外装

外装の価格は、外装部位及び使用材料等に応じて「(オ)の外装」から選択すること。ただし、肩部、股部及び足部については、次によること。

ア 肩部

ソケット自体が外装を兼ねる場合は、外装を加算できないこと。(図一
24、25 参照)

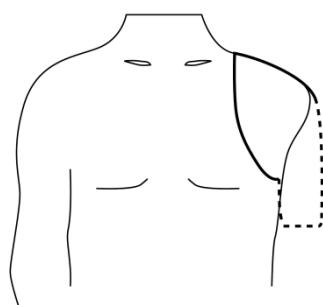


図-24 外装を加算できない事例

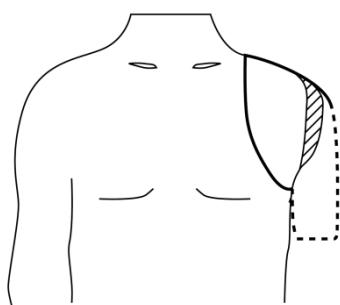


図-25 外装を加算できる事例

イ 股部

ソケット自体が外装を兼ねる場合は、外装を加算できないこと。(図一
26、27 参照)

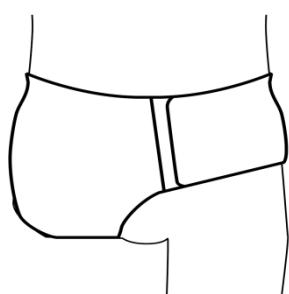


図-26 外装を加算できない事例

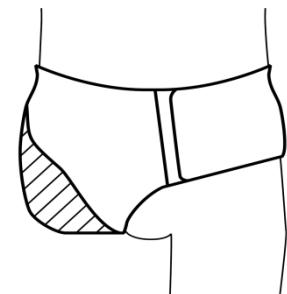


図-27 外装を加算できる事例

ウ 足部

(ア) 足部表革及び裏革については、木製足部の場合に加算することができること。ただし、生活環境等により、特に足部の耐久性を高める必要があると認められる場合は、木製足部以外の足部にも表革及び裏革を加算することができる。

(イ) 足部の外装にリアルソックスを使用する場合は、「オの完成用部品」を加えることができる。

(5) 完成用部品

部品の名称、使用部品、価格等については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について」の別添「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品」(以下、「完成用部品の指定基準」という。)に定めるところによるものとする。ただし、使用部品の処方に際しては、障害状況や適切な補装具費支給等の観点からの妥当性が求められることから、更生相談所の意見等に基づき決定すること。

また、完成用部品のうち、再度製作する際に再利用できない部品は、借受けの対象とならないこと。

なお、処方及び製作上特に必要と認められる場合には、骨格構造義肢及び装具の完成用部品を用いることができる。

① 義手用部品

- ア 肩継手部品のうち支柱の価格は、1本当たりのものであること。
- イ 肩継手部品のうち支柱以外の部品は、一組又はセットの価格であること。
- ウ 手継手は、一組の価格であること。
- エ 作業用の手先具は、3個を限度として必要な数だけ加算することができる。
- オ フック用先ゴムは1本当たりの価格とし、当分の間、6カ月分を限度として必要な数だけ一括支給することができる。

② 義足用部品

- ア 股継手部品のうち支柱の価格は、1本当たりのものであること。
- イ 股継手部品のうち支柱以外の部品は、一組又はセットの価格であること。

(参考) 殻構造義肢の基本工作法から考えられる必要な設備等

殻構造義肢の基本工作法における各工程に係る作業内容を遂行するために必要となる、標準的な設備等については、以下を参照すること。

工 程	作業の内容	設 備
(ア) 断端の観察	断端の表面の状況（筋収縮時と弛緩時の形状変化、知覚の状況等）、関節の運動機能（屈曲、伸展、内転、外転等の関節可動域や筋力等）の状況並びに肢位の観察及び特徴の把握、筋肉の走路及び筋電位出力の確認（電動式）	
(イ) 採寸及び投影図の作成	製作に必要な寸法（断端の周径、断端長）及び角度を測定及び情報カードへの記録と投影図の作成（トレースのほか前後左右からの写真撮影による断端形状の正確な把握も必要）	
(ウ) 採型	ギブス包帯法による断端の採型及び陰性モデルの順型（石膏の盛り削り修正）、陽性モデルの注型及び取出し並びに陽性モデルの修正 ※断端の採型に当たっては、良肢位を保つため採型治具や補助具を用いる場合がある。また、断端の正確な形状を得るために場合によっては複数の義肢装具士が行う必要がある。	
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック（断端の筋、軟部組織の状態、体重支持、疼痛の有無、関節可動域、トリミングライン、電極の位置等）及び修正並びに継手位置の設定	真空成型機 カービングマシン 電気オーブン
(オ) 陽性モデルの製作	チェックソケットへのギブスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥	
(カ) ソケット製作	陽性モデルへの積層材の被覆、強化材の付加、PVAバッグの被覆、樹脂注型、取外し、ソケットトリミング及び電極ダミーの設定（電動式） ※ソケット構造によっては、完成用部品のコネクタ等支持部材を組み込み、注型を行う。この際、強度を確保するために、アライメント復元治具を用いて位置設定を行う。	真空ポンプ
(キ) 支持部材の外形の形成及び要素の結合	義手：パラフィン、プラスチックフォーム、ギブス等による支持部芯材外形の形成及び要素の結合並びにバッテリ及びコントローラ収納場所の確保（電動式） 義足：股継手、膝継手、足部等の機能部品の支持部材による結合及び足部の調整	カービングマシン
(ク) 組立て	義手：継手等各部の組合せ及び結合、ハーネスの取付け 足部：アライメントカップリングの取付け、ベンチアライメントの設定、各部の組合せ及び結合、懸垂装置の取付け並びに角度調整	ミシン
(ケ) 仮合せ	義手：ソケットトリミングの修正、ハーネスの調整、機能の点検、義手操作の基本指導及び適合の修正並びに電極の位置確認及び感度調整（電動式） 義足：アライメントの調整、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導 ※義肢部品等の名称と機能の説明及びソケット等の装着方法の指導、留意事項の説明 ※スタティックアライメントの調整の後、安定した歩行を得るためにダイナミックアライメントを決定する。	
(コ) 外装及び仕上げ	義手：外形の研削、積層材の被覆及び樹脂注型並びに感度調整用窓加工（電動式） 義足：アライメントカップリングの取外し、外形の形成及び外装	
(サ) 適合検査	適合、アライメント及び機能の最終点検並びに動作及び操作の確認	
※ 関連業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 義肢の製作に必要な個人情報（氏名、年齢、職業、家族構成、身体状況、住宅環境、生活様式、使用者の希望、連携可能な関係医療機関等）の収集、情報カードへの記載、保管、管理業務 ・ 初期段階で、使用者に義肢を装着するまでの流れについて 	

	<p>て説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 处方医と連携し、最適な部品等の選択を行う。 ・ 義肢の引渡し後も、定期的なチェック等のフォローアップを行うことが望ましいことを使用者にご理解いただく。 	
--	--	--

製作所には、事務室、工作室等が必要であり、設備を配置した上で十分に動ける面積があること。具体例としては、以下に示す「(参考) 義肢製作所の面積例」を参照すること。(「2骨格構造義肢」、「3装具」についても、これを参照すること。)

設備欄に掲げる設備のほか、必要な工具等(例:復元器、コンターマシン、集塵器、ボール盤、グラインダー、バフグラインダー、溶接器、電動ドリル、パイプカッター、万力、八方ミシン、特殊ミシン、内周計、カップリング、ヒートガン等)を備えていること。(「2骨格構造義肢」、「3装具」についても、これを参照すること。)

(参考) 義肢製作所の面積例

室名等	面積(坪数)	備考
事務室	16.5 m ²	5坪 受付、一般事務、待合室
採型室	16.5 m ²	5坪 測定、仮合せ、試歩行
工作室		
ギプス作業室	9.9 m ²	3坪 型流し、陽性モデル修正
機械室	9.9 m ²	3坪 集塵設備
一般組立室	19.8 m ²	6坪 作業台2台(義肢装具士2名以上)
倉庫	9.9 m ²	3坪 材料保管

2 骨格構造義肢

(1) 製作工程

骨格構造義肢は、「アの基本工作法」により、「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」からそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

(2) 価格構成

告示の基本価格及び製作要素価格は、「使用材料費」及び「製作加工費」によって構成されていること。

○使用材料費

素材費	義肢材料リストによる素材購入費
素材のロス	素材の正味必要量に対する割増分（ロス分）
小物材料費	個々の要素加工に対して使用量を決め難い材料費（糸、釘、ビス、ナット、油脂等）
材料管理費	素材の購入及び保管に要する経費

○製作加工費

作業人件費	製作を遂行するために必要な正味作業時間相当人件費（給与、賞与、退職手当、法定福利費等）
作業時間の余裕割増	製作の準備、段取り、清掃、作業上の整理及び生理的余裕等の作業時間相当人件費
製造間接費	光熱水費、冷暖房費、クリーニング費、減価償却費等
管理販売経費	完成品の保管、販売に要する経費

また、骨格構造義肢の価格は、次のように構成されていること。

骨格構造義肢の価格 = 基本価格 + 製作要素価格 + 完成用部品価格

基本価格	採型使用材料費及び骨格構造義肢の名称、型式別に設けられている基本工作中に要する加工費の計
製作要素価格	材料の購入費及び当該材料を骨格構造義肢の形態に適合するように行う加工、組合せ、結合の各作業によって発生する価格の計
完成用部品価格	完成用部品の購入費及び当該部品の管理等に要する経費の計

義肢は身体障害者用物品として消費税が非課税であるため、骨格構造義肢の価格は、「イの採型区分」による「ウの基本価格」に「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」のそれぞれ使用する材料、部品の価格を合算した額の 100 分の 106 に相当する額を上限とすること。（図-28 参照）

「100 分の 106 に相当」の趣旨は、骨格構造義肢を製作するに当たって必要な材料及び部品等の購入には消費税が課税されているものの、販売時には非課税となるため、当該仕入れに係る消費税相当分を考慮したものであること。

骨格構造義肢の構成は価格体系に基づくものであること。（図-29、30 参照）

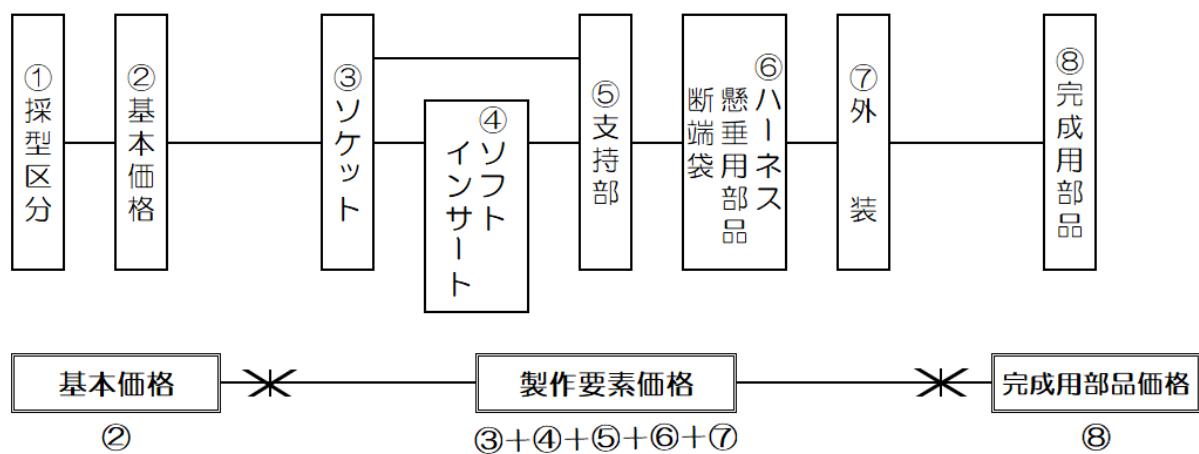


図-28 骨格構造義肢の価格体系

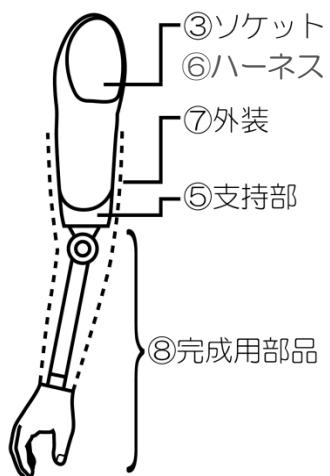


図-29 骨格構造義手の構成例

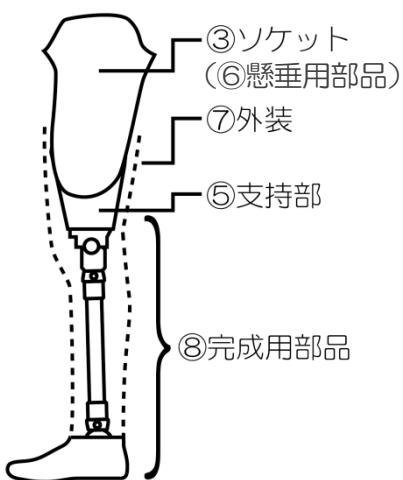


図-30 骨格構造義足の構成例

(3) 基本価格

① 義手

ア 義手の基本価格は、「イの採型区分」(図-31 参照)に基づきそれぞれ製作する義手の型式ごとに決定し、「ウの基本価格」から選択すること。

イ 頸上懸垂式ソケットとは、ミュンスター式及びノースウェスタン式のように上腕骨頸部を包み込み、懸垂機能をソケット自体が持つものであること。

ウ スプリットソケットとは、前腕極短断端に使用されるものでソケットと前腕支持部が分離しており、倍動式肘継手又は断端操作式能動肘継手を持つものであること。

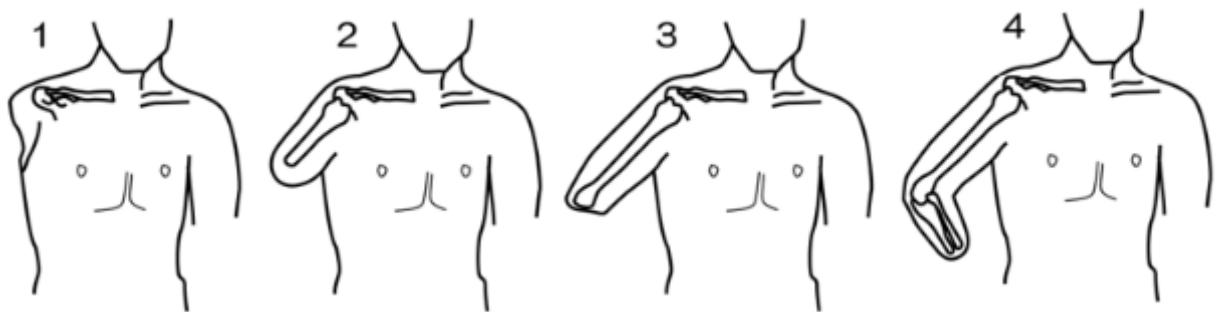


図-31 義手の採型区分

② 義足

- ア 義足の基本価格は、「イの採型区分」(図-32 参照)に基づきそれぞれ製作する義足の型式ごとに決定し、「ウの基本価格」から選択すること。
- イ キップシャフトは、下肢切断短断端で断端に屈曲拘縮がみられる場合に、座位姿勢を取ることを目的として、断端末近くに継手装置を取り付ける構造のもので、他の方法では代替できない場合に限ること。
- ウ 坐骨収納型ソケットは、坐骨結節から恥骨枝の一部（骨盤の一部分）と大転子（大腿骨）をソケット内に納め、かつ大腿骨を内転位に保持することにより、歩行中における義足側の体重負荷に対する安定性を高められるよう設計されたものであること。
- エ 大腿支柱付きは、断端に対する負荷を軽減する目的で使用されるものであること。
- オ 大腿義足・膝義足に、ソフトインサートのシリコーン又は完成用部品のライナーを用いた場合は、ライナー式により取り扱うこと。
- カ 下腿義足で、全面が接触するよう製作したものについてはT S B式により取り扱うこと。なお、懸垂方法として、「エの製作要素価格」の「(エ)の義手用ハーネス及び義足懸垂用部品」の義足懸垂用部品を組み合わせても良いこと。ただし、P T S式又はK B M式の義足懸垂方法を用いるときには、型式に合わせて取り扱うこと。

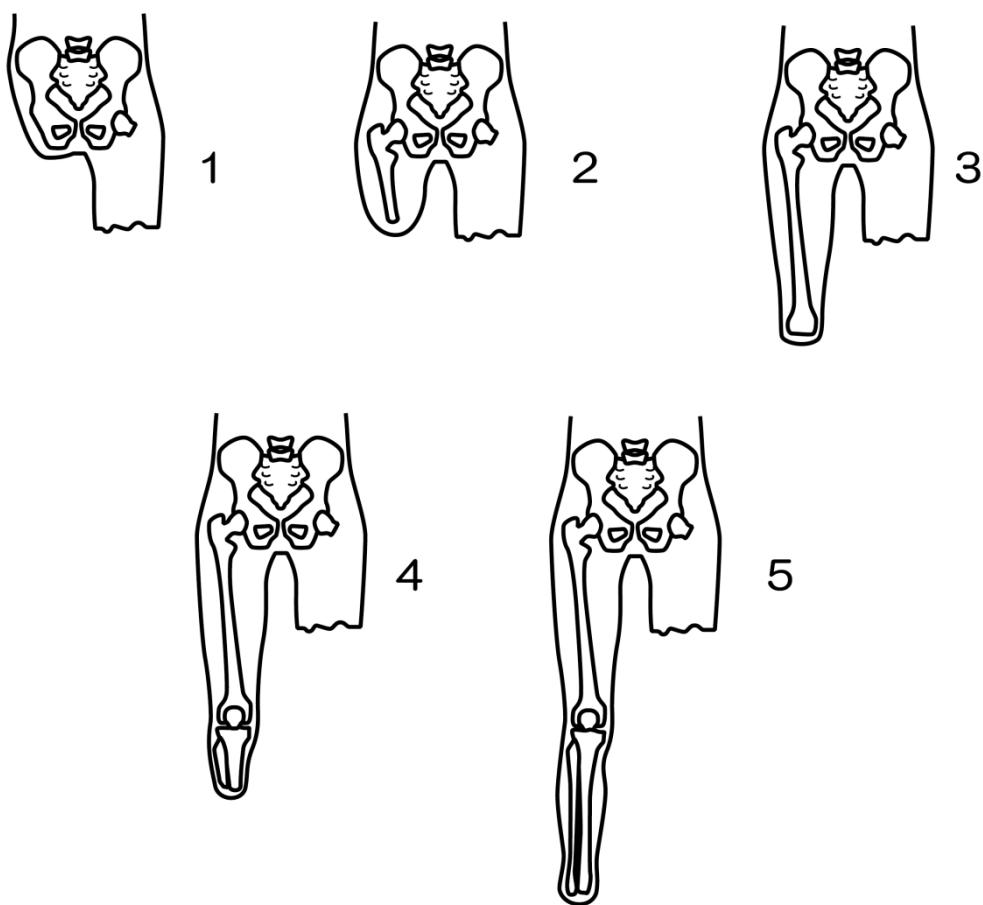


図-32 義足の採型区分

(4) 製作要素価格

① ソケット

ア ソケットの価格は、「イの採型区分」に基づきソケットの使用材料ごとに「(ア)のソケット」から選択すること。

イ 二重式ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するためにプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、二重式ソケットの価格は、採型区分ごとに外ソケットと内ソケットの各使用材料の価格を合算した額とすること。

ウ 热硬化性樹脂とは、F.R.P.（繊維強化プラスチック）のことで、樹脂注型されたものであること。

エ 热可塑性樹脂とは、板状の樹脂が加熱成形されたものであること。

② ソフトインサート

ア ソフトインサートの価格は、「イの採型区分」に基づきソフトインサートの使用材料ごとに「(イ)のソフトインサート」から選択すること。

イ 軟性発泡樹脂とは、P.Eライト等のスポンジ材であること。

ウ ソフトインサートとは、骨突起部、断端末等の除圧のために部分的に当

てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。

エ 義手用及び義足用のソフトインサートの使用は、断端の表面の状況によりソケットのみでは不適合を生じる場合に限ること。

オ シリコーンとは、F.R.P. 同様に樹脂注型されたものであり、完成用部品のライナーを加えられないこと。

③ 支持部

支持部は、それぞれ製作する義手又は義足の型式ごとに「(ウ)の支持部」から選択すること。

④ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品並びに断端袋

義手用ハーネス及び義足懸垂用部品並びに断端袋の取扱いについては、1の殻構造義肢に準ずること。

⑤ 外装

ア 外装は、フォームカバー又は熱可塑性樹脂を用いる場合にのみ加えること。

イ フォームカバーは、皮革を当てる等の耐久性を持たせる工夫を施すこと。

ウ 外装に用いるフォームカバー又は熱可塑性樹脂は、調整及び修理を考慮して簡単に着脱できる構造にすること。

エ 外装にリアルソックスを使用する場合は、「オの完成用部品」を加えること。

(5) 完成用部品

部品の名称、使用部品価格等については、完成用部品の指定基準に定めるところによるものとする。ただし、使用部品の処方に際しては、障害状況や適切な補装具費支給等の観点からの妥当性が求められることから、更生相談所の意見等に基づき決定すること。

また、完成用部品のうち、再度製作する際に再利用できない部品は、借受けの対象とならないこと。

なお、処方及び製作上特に必要と認められる場合には、殻構造義肢及び装具の完成用部品を用いることができること。また、作業用の手先具は3個を限度として必要な数だけ加算できること。

(参考) 骨格構造義肢の基本工作法から考えられる必要な設備等

骨格構造義肢の基本工作法における各工程に係る作業内容を遂行するために必要な、標準的な設備等については、以下を参照すること。

工 程	作業の内容	設 備
(ア) 断端の観察	断端の表面の状況（筋収縮時と弛緩時の形状変化、知覚の状況等）、関節の運動機能（屈曲、伸展、内転、外転等の関節可動域や筋力等）の状況並びに肢位の観察及び特徴の把握	
(イ) 採寸及び投影図の作成	製作に必要な寸法（断端の周径、断端長）及び角度の測定並びに情報カードへの記録並びに投影図の作成（トレースのほか前後左右からの写真撮影による断端形状の正確な把握も必要）	
(ウ) 採型	ギブス包帯法による断端の採型及び陰性モデルの順型（石膏の盛り削り修正）、陽性モデルの注型及び取り出し並びに陽性モデルの修正 ※断端の採型に当たっては、良肢位を保つため採型治具や補助具を用	

	いる場合がある。また、断端の正確な形状を得るため場合によっては複数の義肢装具士が行う必要がある。	
(エ)適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック(断端の筋、軟部組織の状態、体重支持、疼痛の有無、関節可動域、トリミングライン等)及び修正並びに継手位置の設定	真空成型機 カービングマシーン 電気オープン
(オ)陽性モデルの製作	チェックソケットへのギプスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥	
(カ)ソケットの製作	陽性モデルへの積層材の被覆、強化材の付加、PVAバッグの被覆、樹脂注型、取外し及びソケットトリミング ※ソケット構造によっては、完成用部品のコネクタ等支持部材を組み込み、注型を行う。この際、強度を確保するために、アライメント復元治具を用いて位置設定を行う。	真空ポンプ
(キ)支持部材の外形の形成及び要素の結合	義手：パラフィン、プラスチックフォーム、ギプス等による支持部芯材外形の形成及び要素の結合 義足：股継手、膝継手、足部等の機能部品の支持部材による結合及び足部の調整	カービングマシーン
(ク)組立て	義手：継手等各部の組合せ及び結合並びにハーネスの取付け 足部：カップリングの取付け、ベンチアライメントの設定、各部の組合せ及び結合、懸垂装置の取付け並びに角度調整	ミシン
(ケ)仮合せ	義手：ソケットトリミングの修正、ハーネスの調整及び機能の点検、義手操作の基本の指導並びに適合の修正 義足：アライメントの調整、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導 ※義肢部品等の名称と機能の説明及びソケット等の装着方法の指導、留意事項の説明 ※スタティックアライメントの調整の後、安定した歩行を得るためにダイナミックアライメントを決定する。	
(コ)外装及び仕上げ	義手：フォームカバーの穴堀り及び外形の研削、積層材の被覆 義足：アライメントカップリングの取外し、外形の形成及び外装	カービングマシーン
(サ)適合検査	適合、アライメント及び機能の最終点検並びに動作及び操作の確認	
※ 関連業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 義肢の製作に必要な個人情報(氏名、年齢、職業、家族構成、身体状況、住宅環境、生活様式、使用者の希望、連携可能な関係医療機関等)の収集、情報カードへの記載、保管、管理業務 ・ 初期段階で、使用者に義肢を装着するまでの流れについて説明する。 ・ 処方医と連携し、最適な部品等の選択を行う。 ・ 義肢の引渡し後も、定期的なチェック等のフォローアップを行うことが望ましいことを使用者にご理解いただく。 	

3 装具(オーダーメイド)

(1) 製作工程

装具は、「アの基本工作法」により、「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」からそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

(2) 価格構成

告示の基本価格及び製作要素価格は、「使用材料費」及び「製作加工費」によって構成されていること。

○使用材料費

素材費	装具材料リストによる素材購入費
素材のロス	素材の正味必要量に対する割増分(ロス分)
小物材料費	個々の要素加工に対して使用量を決め難い材料費(糸、釘、ビス、ナット、油脂等)
材料管理費	素材の購入及び保管に要する経費

○製作加工費

作業人件費	製作を遂行するために必要な正味作業時間相当人件費（給与、賞与、退職手当、法定福利費等）
作業時間の余裕割増	製作の準備、段取り、清掃、作業上の整理及び生理的余裕等の作業時間相当人件費
製造間接費	光熱水費、冷暖房費、クリーニング費、減価償却費等
管理販売経費	完成品の保管、販売に要する経費

また、装具の価格は、次のように構成されていること。

$$\text{装具の価格} = \text{基本価格} + \text{製作要素価格} + \text{完成用部品価格}$$

基本価格	採型（又は採寸）使用材料費及び装具の名称、採型区分別に設けられている基本工作に要する加工費の計
製作要素価格	材料の購入費及び当該材料を身体の形態に適合するように行う加工、組合せ、結合の各作業によって発生する価格の計
完成用部品価格	完成用部品の購入費及び当該部品の管理等に要する経費の計

装具（オーダーメイド）は身体障害者用物品として消費税が非課税であるため、装具の価格は、「イの採型区分」による「ウの基本価格」に「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」のそれぞれ使用する材料、部品の価格を合算した額の 100 分の 106 に相当する額を上限とすること。（図-33 参照）

「100 分の 106 に相当」の趣旨は、装具を製作するに当たって必要な材料及び部品等の購入には消費税が課税されるものの、販売時には非課税となるため、当該仕入れに係る消費税相当分を考慮したものであること。

装具の構成は価格体系に基づくものであること。

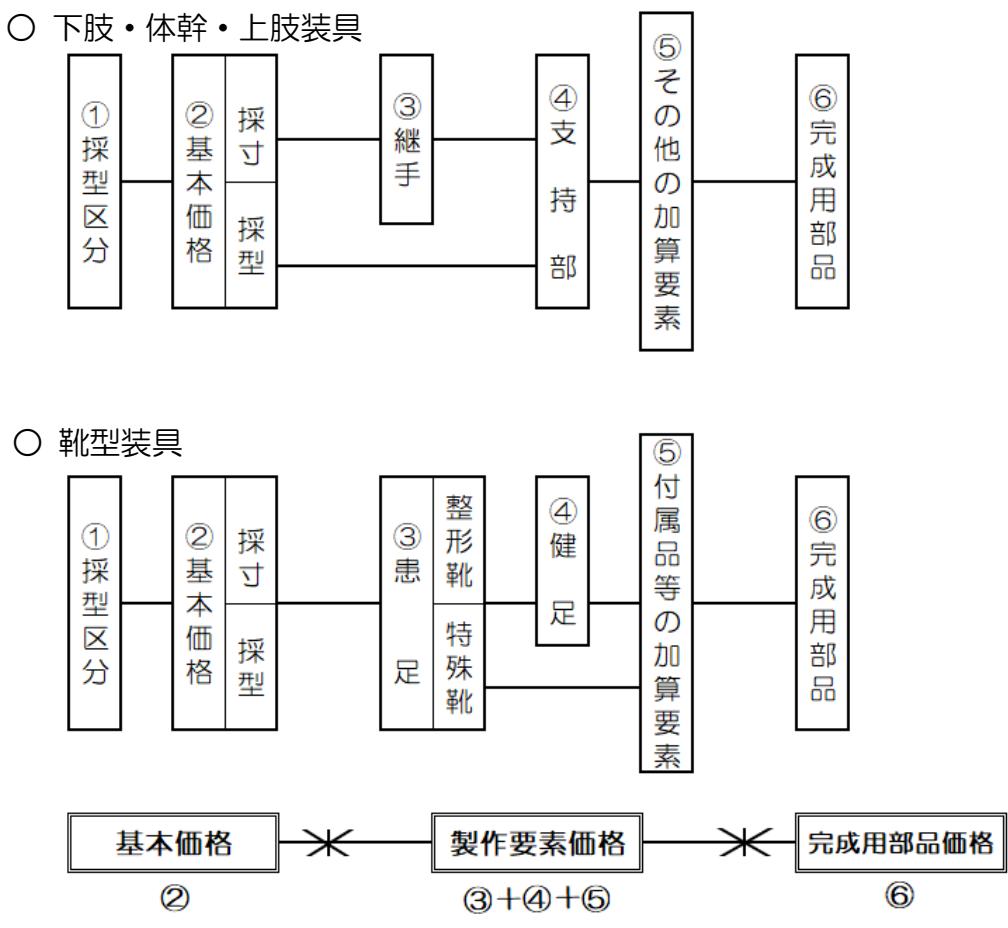


図-33 装具の価格体系

(3) 基本価格

① 共通事項

ア 装具の基本価格は、「イの採型区分」に基づき採寸又は採型のいずれかに決定し、「ウの基本価格」から選択すること。

イ 採型区分は、装具の製作のために採寸又は採型を必要とする最小限の区分を選択すること。

ウ 下肢装具、靴型装具及び上肢装具の基本価格は、片側を1単位として算定することができる。ただし、両側骨盤帶長下肢装具は基本価格を「A-10」で算定すること。

エ 採寸とは、「アの基本工作法」に基づいた採寸に必要な工程のなかで、「(イ)の採寸及び投影図の作成」が行われるものであること。

オ 採型とは、「アの基本工作法」に基づいた採型に必要な工程のなかで、「(ウ)の採型」及び「(エ)の陽性モデルの製作」が行われるものであること。

なお、実際に採型を行ったものであっても、陽性モデルの製作及び修正が行われない場合には、採寸の価格とすること。

カ 2種類以上の装具を組み合わせた装具の場合は、それぞれの基本価格のうち最も高いもので算定することとし、それぞれの基本価格を加算できな

いこと。ただし、両長下肢装具に体幹装具（骨盤帯を除く。）を組み合わせる場合は、体幹装具の基本価格に下肢装具の基本価格「A-10」を加算することができること。

キ カーボン製装具は、筋力の著しい低下が認められる等により医師が必要であると判断し、処方箋に明記している場合に限り、算定することができること。ただし、チェック用装具のための完成用部品の加算はできないこと。

カーボン製装具は、樹脂注型により個別に成形されたもの並びにオートクレープ方式等にてプリプレグカーボン等を使い、個別に成形されたものであること。

② 下肢装具

ア 下肢装具の基本価格は、「イの採型区分」(図-34 参照)により決定すること。

イ 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。

A-1 股装具	A-2 骨盤帯長下肢装具（片側）
A-3 長下肢装具	A-4 膝装具
A-5 短下肢装具（大腿骨頸部を覆うものに限る。）	
A-6 短下肢装具	A-7 足装具
A-8 股関節外転装具（膝関節屈曲型。児童に限る。）	
A-9 股関節外転装具（膝関節伸展型。児童に限る。）	
A-10 骨盤帯長下肢装具（両側）	

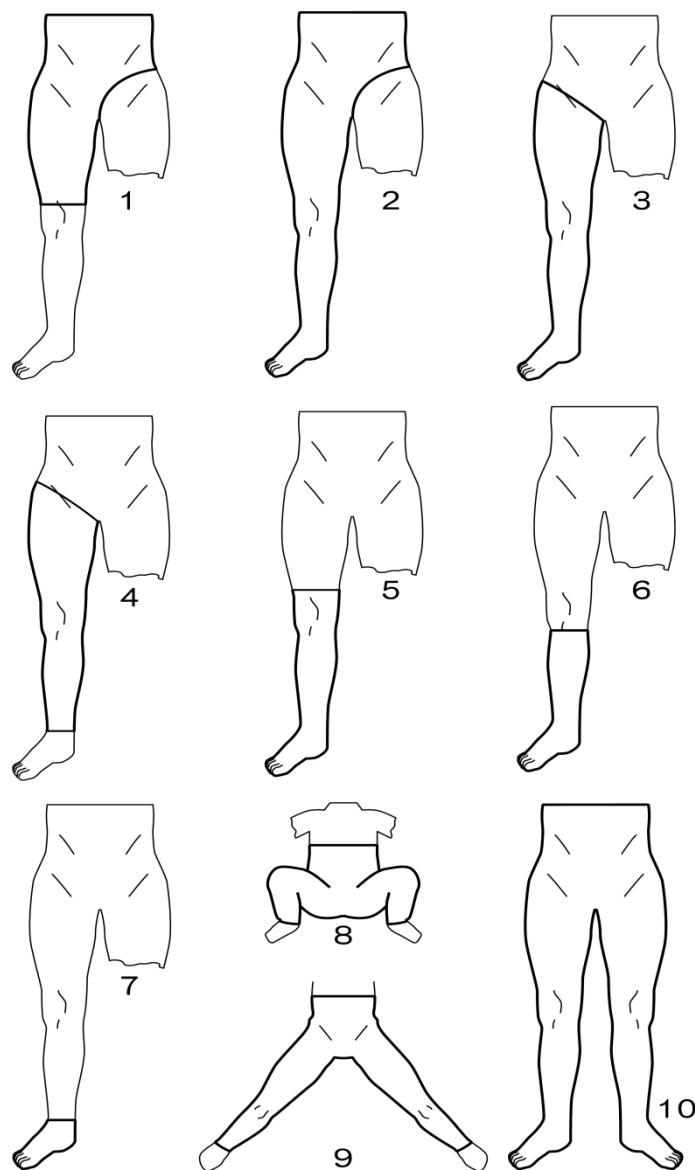


図-34 下肢装具の採型区分

③ 靴型装具

ア 靴型装具の基本価格は、「イの採型区分」(図-35 参照)により決定すること。

イ 靴型装具の基本価格は、右又は左の片側を1単位として算定すること。

ウ 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。

B-1 長靴、半長靴、チャッカ靴 B-2 短靴

エ 健足は採寸で取り扱うこと。

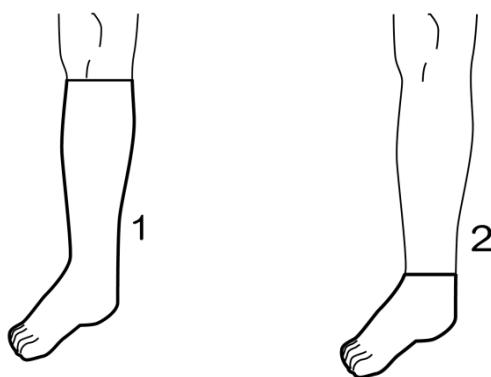


図-35 靴型装具の採型区分

④ 体幹装具

ア 体幹装具の基本価格は、「イの採型区分」(図-36 参照)により決定すること。

イ 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。

C-1 頸椎装具（胸腰仙椎装具付） C-2 頸胸椎装具

C-3 頸椎装具（カラー）

C-4 胸腰仙椎装具（肩ベルト付）

C-5 胸腰仙椎装具 C-6 腰仙椎装具、仙腸装具

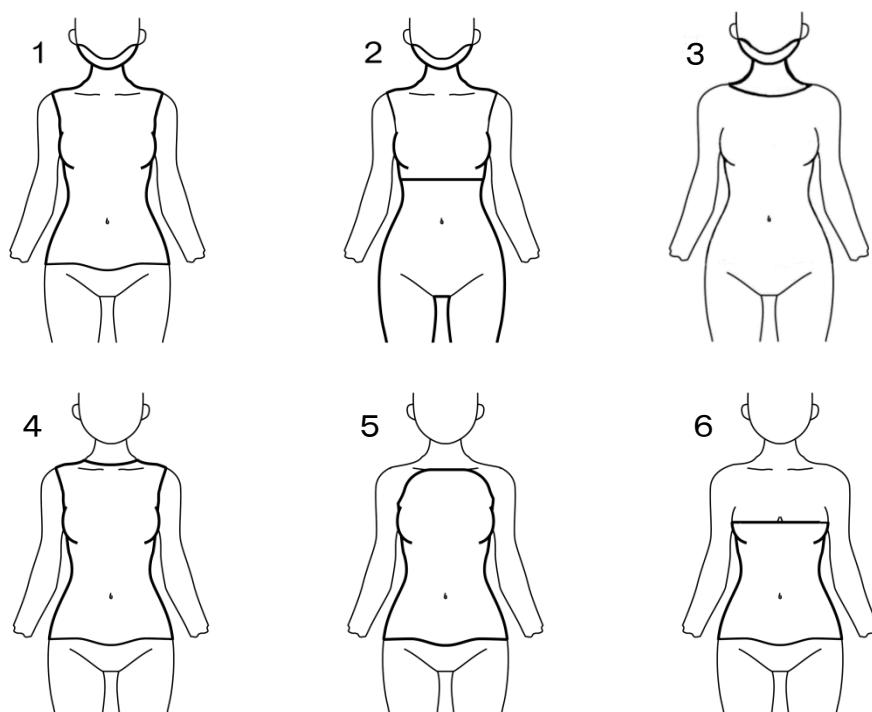


図-36 体幹装具の採型区分

⑤ 上肢装具

ア 上肢装具の基本価格は、「イの採型区分」(図-37 参照)により決定すること。

イ 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。

D-1 肩装具	D-2 肘装具（手部付）、BFO
D-3 肘装具	D-4 手関節装具
D-5 手装具	D-6 指装具

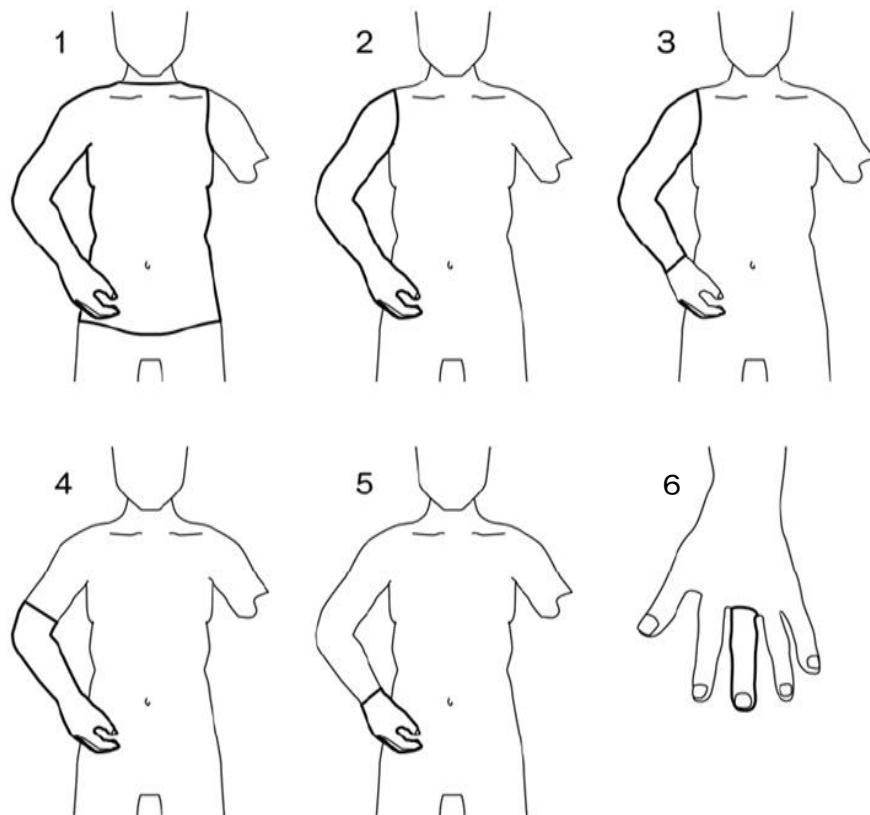


図-37 上肢装具の採型区分

(4) 装具の製作要素価格

① 下肢装具

ア 繼手

(ア) 固定式継手

a 固定式継手とは、一本棒状の金属支柱をもち、全く動きのない継手であること。(図-38 参照)

b 固定式継手は、継手のない支柱を用いる場合にのみ加算できること。

(イ) 遊動式継手

a 遊動式継手とは、可動性をもつ継手であること。(図-39 参照)

b 遊動式継手は、継手のある支柱を用いる場合にのみ加算できること。

なお、遊動式継手には固定・遊動切替式の継手も含まれること。

c 鋼線支柱の場合は、遊動式の価格とし、片側を1単位とすること。(図-40 参照)

d 完成用部品に指定されているプラスチック製の継手は、遊動式継手として取り扱うこと。(プラスチック継手と完成用部品の併用加算はできないこと。)

e 後方支柱の場合は、片側遊動式として算定すること。つまり、装具1個当たりの価格を1単位とすること。(図-41 参照)

(ウ) プラスチック継手

a プラスチック継手は、ヒンジ式、可撓式及び可撓性のある継手に区分されること。(図-42 参照)

b ヒンジ継手は、片側を1単位として算定すること。

c 可撓式及び可撓性のある継手については、片側プラスチック継手として算定すること。つまり、装具1個当たりの価格を1単位とすること。

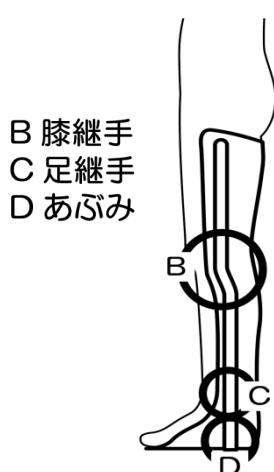


図-38 固定継手の加算方法

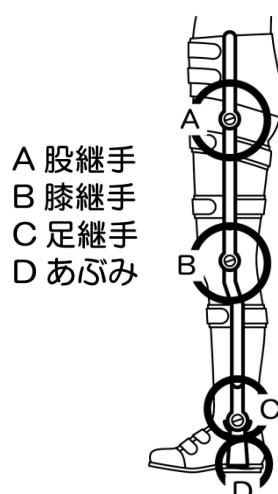


図-39 遊動継手の加算方法

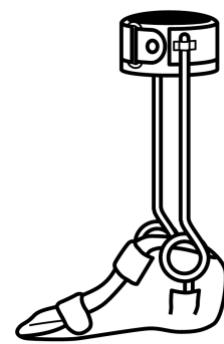


図-40 鋼線支柱
(2単位で算定)

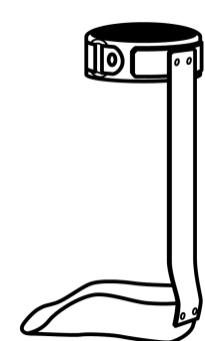
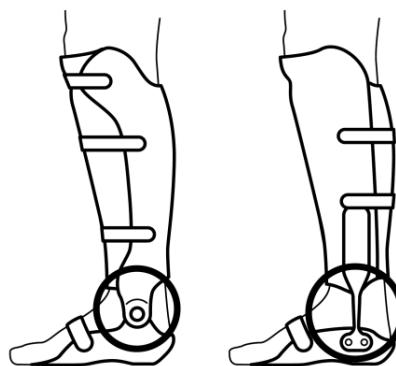


図-41 後方支柱
(1単位で算定)



ヒンジ式
(2単位で算定)



可撓式
(1単位で算定)



可撓性のある継手
(1単位で算定)

図-42 プラスチック継手

イ 支持部

- (ア) 支持部とは肢体を半周又は一周するもので、装具を肢体に固定し、支柱の位置決定及び装具の強度を高めるために用いられるものであること。
- (イ) 半月及び皮革は、それぞれ1カ所を1単位とすること。
- (ウ) カーフベルトは半月を使用する場合のみ算定できることとし、硬性に算定することはできないこと。
- (エ) 熱硬化性樹脂とは、F.R.P.（繊維強化プラスチック）のこととし、樹脂注型されたものであること。
- (オ) 热可塑性樹脂とは、板状の樹脂が加熱成形されたものであること。
- (カ) カーボンとは、C.F.R.P.（炭素繊維強化プラスチック）のこととし、ウェットカーボン又はドライカーボンを指す。支持部をカーボンで製作した場合は、半月と組合せできること。
- (キ) あぶみとは、足板又は靴と装具とを連結する足継手より遠位の部分のものであること。なお、歩行用あぶみは、あぶみに準じて取り扱うこと。
- (ク) 足部とは、足部に装着するものであり、すべて支持部とすること。ただし、補高、ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合には、靴型装具の「b の付属品等の加算要素」に準じて取り扱うこと。
- (ケ) 足部覆いとは、皮革製の足部支持要素でつま先部分がないものであること。
- (コ) 標準靴とは、一般のレディメイドの靴ではなく、義肢装具材料として販売されている半完成品の靴を加工して靴付きの下肢装具を製作する場合の基準であり、靴自体の価格が含まれていること。
- (サ) 下肢装具の足部について、医師が必要と認める場合に限り、靴型装具の価格を算定することができる。
- (シ) 足底装具のうち「MP関節遠位」とは、MP関節の局所的な除圧が必要な場合等で5趾すべてにおいて基節骨以遠に及ぶものとし、その他は「MP関節近位」で算定すること。
- (ス) 硬性にはベルトの価格が含まれていること。ただし、短下肢装具（硬性）において3本を超えるベルトを使用する場合は、処方箋に必要性が明記されている限りにおいて、超える分につき1本当たりの価格を加算できること。
- (セ) 支持部に完成用部品を使用する場合は、当該支持部の価格の40%の範囲内において、作業技術料を算定できること。あぶみについては、支持部の価格に完成用部品価格を加算できること。

ウ その他の加算要素

- (ア) 膝サポーターを製作する場合は、基本価格に製作要素価格の「c のその他の加算要素の価格」を合算した額とすること。ただし、遊動式継手付きの場合は、製作要素価格の「a の継手」を加えること。なお、

膝サポーターについては、レディメイドの膝サポーターでは対応できない場合に限り算定できること。

- (イ) キャリバー及びツイスターで算定する場合は、完成用部品を加えられないこと。
- (ウ) T・Yストラップについては、原則として支柱付装具の付属品であるが、硬性に用いる場合は、硬性の支持部に含まれるベルト1本分の価格を差引いた額を上限価格とすること。
- (エ) 体幹装具以外で骨盤帯を用いる場合は、すべて体幹装具に準じて取り扱うこと。
- (オ) 懸垂帯を必要とする場合は、1の殻構造義肢の義足懸垂用部品に準じて取り扱うこと。
- (カ) 補高用足部とは、健肢との大幅な脚長差を補正するために下肢装具の足部の下方に取り付ける義足部品の足部であり、完成用部品を加えることができること。
- (キ) ファンロックは、ダイヤルロックに準じて取り扱うこと。
- (ク) 足底装具において、屋内で使用する必要がある場合、足底装具屋内用ベルトを加算できること。なお、足底装具の全面を皮革で覆い、皮革ベルトを取り付けた場合は、上限価格の2倍の範囲内の額を加算できること。
- (ケ) 装具装着に際し市販品の靴の加工が必要な場合は、加工に要した費用を算定できること。ただし、市販品の靴は自費で購入すること。

② 靴型装具

ア 製作要素

- (ア) 靴型装具には、患足と健足とがあり、それぞれ短靴、チャッカ靴、半長靴及び長靴に区分されること。
- (イ) 短靴とは、腰革（側革）の高さが果部より低い靴であること。
- (ウ) チャッカ靴とは、腰革（側革）の高さが果部に及ぶ靴であること。
- (エ) 半長靴とは、腰革（側革）の高さが果部を完全に覆う靴であること。
- (オ) 長靴とは、腰革（側革）の高さが概ね下腿の2／3までかかる靴であること。

イ 患足

- (ア) 右又は左の片側を1単位とすること。
- (イ) 整形靴とは、既製品の靴型（ラスト）を補正して製作されたものであること。
- (ウ) 特殊靴とは、採型した陰性モデルから製作した陽性モデルを基に製作されたものであること。
- (エ) グッドイヤー式及びマッケイ式とは、中底と表底を縫い合わせたものであり、製作要素の価格は、「アの製作要素」の2割増しとすること。
- (オ) 支柱を必要とする場合には、「(ア)の下肢装具の製作要素価格」と「オの完成用部品」を加えること。

ウ 健足

- (ア) 右又は左の片側を1単位とすること。
- (イ) 健足は、「才の完成用部品」を加えられないこと。

エ 付属品等の加算要素

- (ア) 月型の延長とは、通常の月型芯を足先方向又は足関節より上の方向に延長したものであり、それぞれの方向に延長した場合であっても当該価格で取り扱うこと。
- (イ) スチールバネ入りとは、足関節の側方安定性を向上させる目的で附加されたものであり、使用本数にかかわらず1単位とすること。
- (ウ) ベルトは3本までを本体に含むものとし、3本を超えるベルトを使用する場合は、処方箋に必要性が明記されている限りにおいて、超える分につき1本当たりの価格を加算できること。
- (エ) 補高
 - a 敷き革式とは、靴の内部に挿入するものであること。
 - b 靴の補高とは、靴の表底に補高を貼り合わせるものであり、健足補高もこれに準じて取り扱うこと。
- (オ) 靴型装具の構成要素には、足部に適合させるためのインソールも含むことから、足底装具を加算することは出来ないこと。

③ 体幹装具

ア 支持部

- (ア) 支持部について、2種類以上の種類を組み合わせた場合は個々の価格のうち最も高い価格で算定すること。
- (イ) 軟性は、キャンバス及びメッシュの区分がないこと。
- (ウ) 骨盤支持部は、側弯症装具の場合に限り加算できること。なお、ミルウォーキー型については、他の支持部を加算することができないこと。

【ミルウォーキー型の算定例】

基本価格「C-6 採型」、支持部「骨盤支持部」、その他の加算要素「ミルウォーキー型付属品一式」、完成用部品

【モールドジャケットタイプの側弯症装具の算定例】

基本価格「C-5 採型」、支持部「胸腰仙椎支持部」及び「骨盤支持部」、その他の加算要素「胸椎パッド」及び「腰椎パッド」

- (エ) ジュエット型の場合は、胸腰仙椎支持部のフレームの価格で算定すること。
- (オ) 支持部に完成用部品を使用する場合は、当該支持部の価格の40%の範囲内において、作業技術料を算定できること。

イ その他の加算要素

- (ア) 高さ調整とは、容易に調整可能なものであり、頸椎装具（カラーを除く。）についてのみ加算することができる。なお、価格は1カ所当たりのものであること。

- (イ) バタフライについては、硬性又はフレームの場合にのみ加算することができる。
- (ウ) 側弯症装具付属品のうち、アウトリガー及び支柱については、完成用部品を加算することができる。
- (エ) ミルウォーキー型付属品一式により算定しない場合でも、必要な付属品を個別に加算することができる。

④ 上肢装具

ア 継手

上肢装具の継手については、下肢装具の継手の取扱いに準じること。ただし、MP継手及びIP継手については、装具1個当たりの価格を1単位とすること。

イ 支持部

- (ア) 胸郭支持部及び骨盤支持部は、右又は左の半身を1単位とすること。
なお、胸郭支持部及び骨盤支持部を加算する場合は、体幹装具に関する他のものを加えられないこと。(図-43 参照)
- (イ) 半月及び皮革は、それぞれ1カ所を1単位とすること。
- (ウ) カーフベルトは半月を使用する場合のみ算定できることとし、硬性に算定することはできないこと。
- (エ) 支持部に完成用部品を使用する場合は、当該支持部の価格の40%の範囲内において、作業技術料を算定できること。

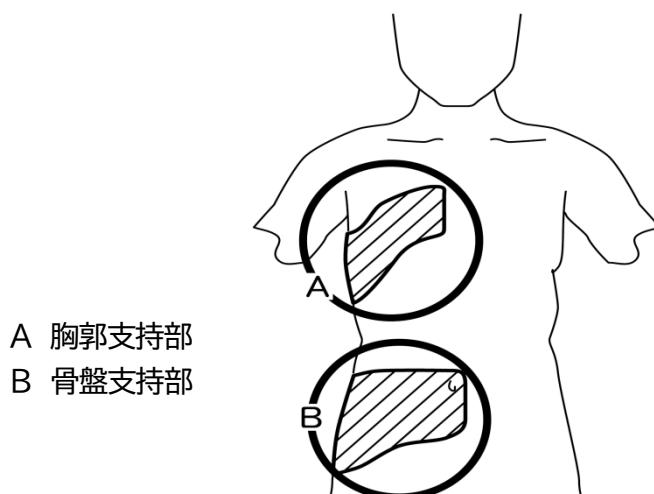


図-43 支持部の区分

ウ その他の加算要素

- (ア) 肘サポーターを製作する場合は、基本価格に製作要素価格の「cのその他の加算要素の価格」を合算した額とすること。ただし、遊動式

継手付きの場合は、製作要素価格の「a の継手」を加えること。なお、肘サポーターについては、レディメイドの肘サポーターでは対応できない場合に限り算定できること。

- (イ) 基節骨パッド及び中・末節骨パッドは、片手当たりの価格を1単位とすること。(図-44 参照)
- (ウ) アウトリガーの価格は、1カ所当たりのものであること。(図-45 参照)
- (エ) 伸展・屈曲補助バネの価格は、1本当たりのものであること。ただし、輪ゴムを用いる場合は、装具1個当たりの価格を1単位とすること。(図-46 参照)
- (オ) 懸垂帯を用いる場合は、殻構造義肢の購入基準の懸垂用部品に準じて取り扱うこと。

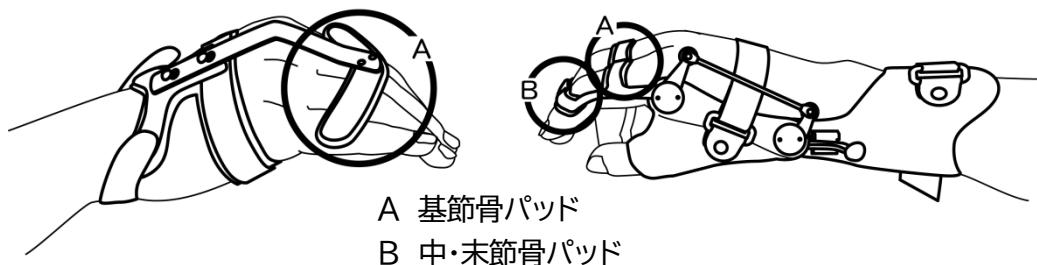


図-44 基節骨パッド及び中・末節骨パッド

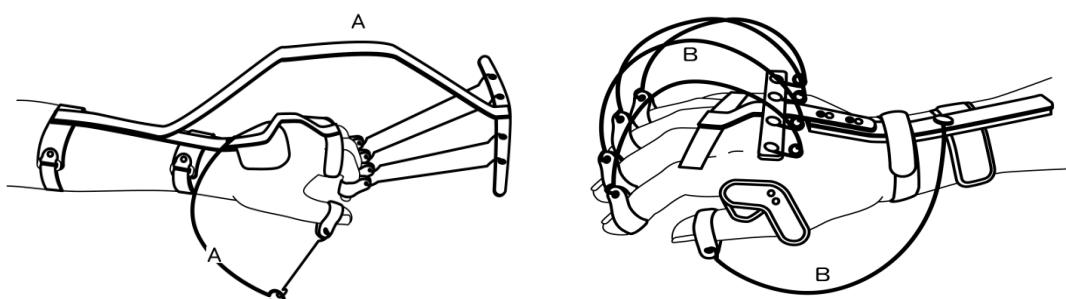


図-45 アウトリガー (A)

図-46 伸展・屈曲補助バネ (B)

(5) 完成用部品

部品の名称、使用部品、価格等については、完成用部品の指定基準に定めるところによるものとすること。ただし、使用部品については、障害状況や適切な補装具費支給等の観点からの妥当性が求められることから、更生相談所の意見等に基づき決定すること。

また、完成用部品のうち、再度製作する際に再利用できない部品は、借受けの対象とならないこと。

なお、処方及び製作上特に必要と認められる場合には、殻構造義肢及び骨格構造義肢の完成用部品を用いることができること。

(参考) 装具の基本工作法から考えられる必要な設備等

装具の基本工作法における各工程に係る作業内容を遂行するために必要となる、標準的な設備等については、以下を参照すること。

(1) 靴型装具以外の装具

工 程	作業の内容	設 備
(ア) 患肢及び患部の観察	患部の表面の状況（知覚の状況等）、関節の運動機能（屈曲、伸展、内転、外転等の関節可動域や筋力等）の状況並びに肢位の観察及び特徴の把握	
(イ) 採寸及び投影図の作成	情報カードの記録、製作に必要な寸法（周径、長さ）及び角度の測定並びに記録並びに投影図の作成（トレースのほか前後左右からの写真撮影による形状の正確な把握も必要）	
(ウ) 採型	ギプス包帯法及び印象材による陰性モデルの採型 ※採型に当たっては、最適な肢位を保持する	
(エ) 陽性モデルの製作	陰性モデルへのギプス泥の注型、陽性モデルの修正（石膏の盛り削り修正）、表面の仕上げ及び乾燥	
(オ) 組立て	陽性モデルへの装具形状（継手、支柱、半月の位置、外形ライン）の記入及びアライメントの確認 フレーム：曲げ加工、組立て及び調整 硬 性：プラスチック板切断、加熱成形加工（熱可塑性樹脂）、注型（熱硬化性樹脂）、トリミング及び調整 支柱、支持部、継手、付属品等の仮止め及び各部の結合	カービングマシーン ボール盤（又はハンドドリル） ミシン 電気オーブン（又はガスバーナー）
(カ) 仮合わせ（中間適合検査）	支柱、支持部、継手、付属品等の調整及び試用	
(キ) 仕上げ	支柱、支持部、継手、付属品等の取付け及び仕上げ	カービングマシーン ボール盤（又はハンドドリル） ミシン
(ク) 適合検査	装具の適合の最終検査並びに装着及び使用による機能の最終検査 ※使用者に対する装具の取扱い方法の説明やメンテナンス、装着部の衛生管理等の指導	
※関連業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 装具の製作に必要な個人情報（氏名、年齢、職業、家族構成、身体状況、住宅環境、生活様式、使用者の希望、連携可能な関係医療機関等）の収集、情報カードへの記載、保管、管理業務 ・ 初期段階で、使用者に装具を装着するまでの流れについて説明する。 ・ 処方医と連携し、最適な部品等の選択を行う。 ・ 装具の引渡し後も、定期的なチェック等のフォローアップを行うことが望ましいことを使用者にご理解いただく。 	

(2) 靴型装具

工 程	作業の内容	設 備
(ア) 患肢及び患部の観察	患部の表面の状況(知覚の状況等)、関節の運動機能(屈曲、伸展、内転、外転等の関節可動域や筋力等)の状況並びに肢位の観察及び特徴の把握	
(イ) 採寸及び投影図の作成	製作に必要な寸法(周径、長さ)及び角度の測定及び情報カードへの記録と投影図の作成(トレースのほか前後左右からの写真撮影による患肢形状の正確な把握も必要)	
(ウ) 採型・採寸	ギプス包帯法及び印象材による採型及び陰性モデルの採型 ※採型に当たっては、最適な肢位を保持する。	
(エ) 陽性モデルの製作 (木型)	陰性モデルへのギプス泥の注型、陽性モデルの修正(石膏の盛り削り修正)、表面の仕上げ及び乾燥	
(オ) 足底板の製作		ベルトサンダー
(カ) アッパーの製作		ミシン
(キ) 吊り込み		
(ク) 底付け		ベルトサンダー
(ケ) 仕上げ		
(コ) 適合検査	装具の適合の最終検査並びに装着及び使用による機能の最終検査 ※使用者に対する装具の取扱い方法の説明やメンテナンス、装着部の衛生管理等の指導	
※ 関連業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 装具の製作に必要な個人情報(氏名、年齢、職業、家族構成、身体状況、住宅環境、生活様式、使用者の希望、連携可能な関係医療機関等)の収集、情報カードへの記載、保管、管理業務 ・ 初期段階で、使用者に装具を装着するまでの流れについて説明する。 ・ 処方医と連携し、最適な部品等の選択を行う。 ・ 装具の引渡し後も、定期的なチェック等のフォローアップを行うことが望ましいことを使用者にご理解いただく。 	

4 装具（レディメイド）

（1） 価格構成

装具（レディメイド）の価格は、基本価格及び本体価格から構成されたものであること。

装具（レディメイド）は身体障害者用物品として消費税が非課税であるため、メーカー、サプライヤー及び補装具事業者間の物品の譲渡はすべて非課税で行われる。そのため、補装具事業者は非課税で仕入れ、非課税で販売することから、基本価格及び本体価格を合算した額の 100 分の 100 に相当する額を上限とすること。

（2） 基本価格

基本価格には、採寸及び適合にかかる全ての作業を含むものとし、使用方法の説明及び加工についても含むものであること。

（3） 本体価格

本体価格は当該装具メーカーが厚生労働省に対し、補装具としての届出を行うことで決定するものであるが、厚生労働省のホームページ上で補装具としての承認を確認できない場合は、更生相談所又は市町村から厚生労働省担当係に確認を行い、厚生労働省から各メーカーに対し、補装具としての届出の意思を確認する。各メーカーにおいて、補装具としての価格設定をする意思がない場合は、同等機能を持つ他社メーカーの補装具又はオーダーメイドで対応すること。

（4） その他

ア 装具（レディメイド）については、必要に応じて加工を行うことができる。その場合、装具（オーダーメイド）の製作要素価格又は修理価格を加算することができる。

イ 支給決定に当たっては、厚生労働省又は当該装具メーカーのホームページにて本体価格を確認すること。

5 姿勢保持装置

姿勢保持装置とは、体幹及び四肢の機能障害により姿勢を保持する能力に障害がある場合に用いられるものである。

ただし、立位訓練を目的とするものは、姿勢保持装置の購入に係る補装具費の支給目的に馴染まないこと。

(1) 製作工程

姿勢保持装置は、「アの基本工作法」により、「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」からそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

(2) 価格構成

告示の基本価格及び製作要素価格は、「使用材料費」及び「製作加工費」によって構成されていること。

○使用材料費

素材費	姿勢保持装置材料リストによる素材購入費
素材のロス	素材の正味必要量に対する割増分（ロス分）
小物材料費	個々の要素加工に対して使用量を決め難い材料費（糸、釘、ビス、ナット、油脂等）
材料管理費	素材の購入及び保管に要する経費

○製作加工費

作業人件費	製作を遂行するために必要な正味作業時間相当人件費（給与、賞与、退職手当、法定福利費等）
作業時間の余裕割増	製作の準備、段取り、清掃、作業上の整理及び生理的余裕等の作業時間相当人件費
製造間接費	光熱水費、冷暖房費、クリーニング費、減価償却費等
管理販売経費	完成品の保管、販売に要する経費

また、姿勢保持装置の価格は、次のように構成されていること。

姿勢保持装置の価格 = 基本価格 + 製作要素価格 + 完成用部品価格

基本価格	採寸又は採型使用材料費及び姿勢保持装置の名称、型式別に設けられている基本工作に要する加工費の計
製作要素価格	材料の購入費及び当該材料を姿勢保持装置の形態に適合するように行う加工、組合せ、結合の各作業によって発生する価格の計
完成用部品価格	完成用部品の購入費及び当該部品の管理等に要する経費の計

姿勢保持装置は身体障害者用物品として消費税が非課税であるため、姿勢保持装置の価格は、「イの身体部位区分」による「ウの基本価格」に「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」のそれぞれ使用する材料、部品の価格を合算した額の100分の106に相当する額を上限とすること。（図-47 参照）

「100分の106に相当」の趣旨は、姿勢保持装置を製作するに当たって必要な材料及び部品等の購入には消費税が課税されるものの、販売時には非課税となる

ため、当該仕入れに係る消費税相当分を考慮したものであること。

姿勢保持装置の構成は価格体系に基づくものであること。

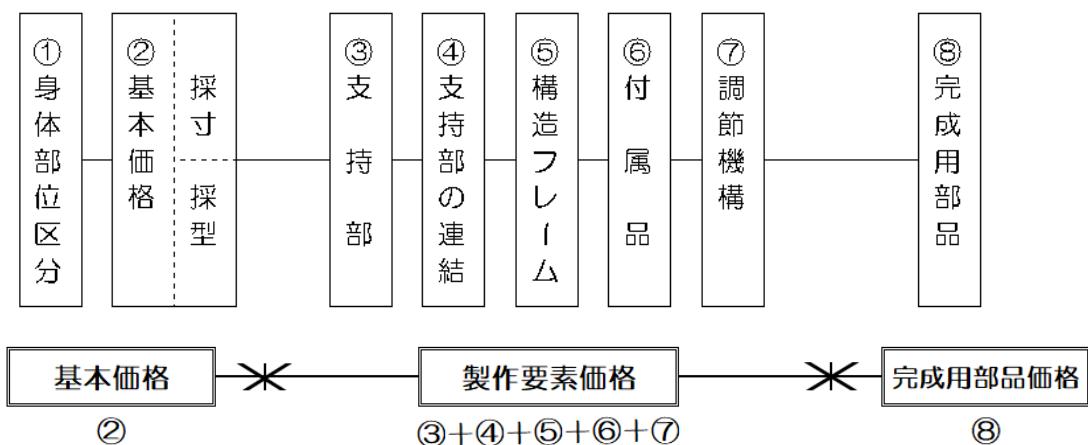


図-47 姿勢保持装置の価格体系

(3) 基本価格

- ア 姿勢保持装置の基本価格は、身体支持を必要とする身体部位を「イの身体部位区分」から選択し、部位の区分ごとに定める採寸又は採型の価格を「ウの基本価格」から選択して組み合わせること。ただし、下腿・足部の基本価格は採寸のみとし、採型をした場合であっても採寸の価格の範囲内で対応すること。
- イ 身体部位区分は、装置を製作するために必要とする最小限の区分を選択すること。
- ウ 採寸とは、「アの基本工作法」に基づく工程の中で、「(イ)採寸、(エ)設計図の作成」が行われるものであること。
- エ 採型とは、「アの基本工作法」に基づく工程の中で、「(イ)採型、(エ)設計図の作成、(オ)陽性モデルの製作・修正」が行われるものであること。
- オ 採型器による採型の後、その三次元形状をデジタルデータ化して製作する場合は、採型として取り扱うこと。
- カ 上肢及び下腿・足部は、右側又は左側の一方を片側とすること。

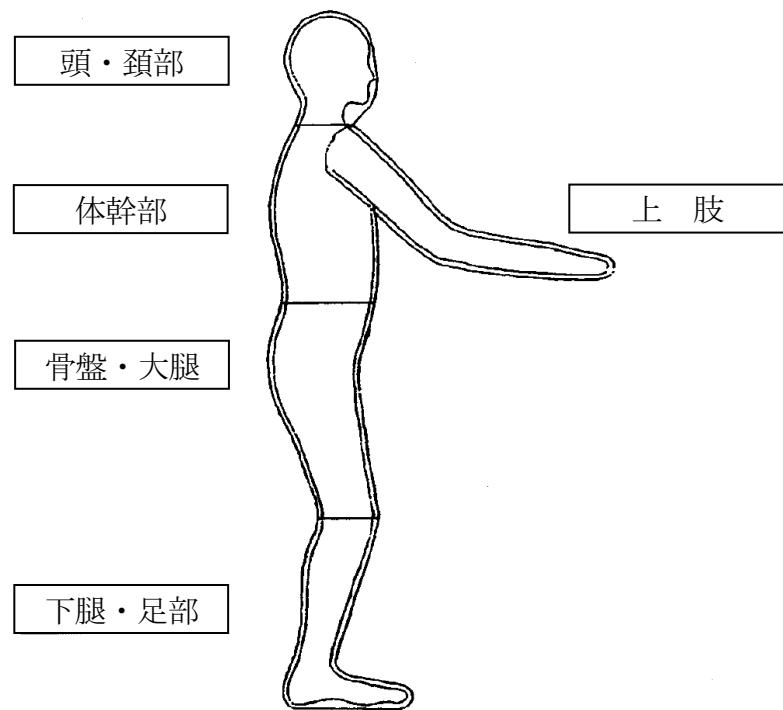


図-48 姿勢保持装置の採寸・採型に係る身体部位区分

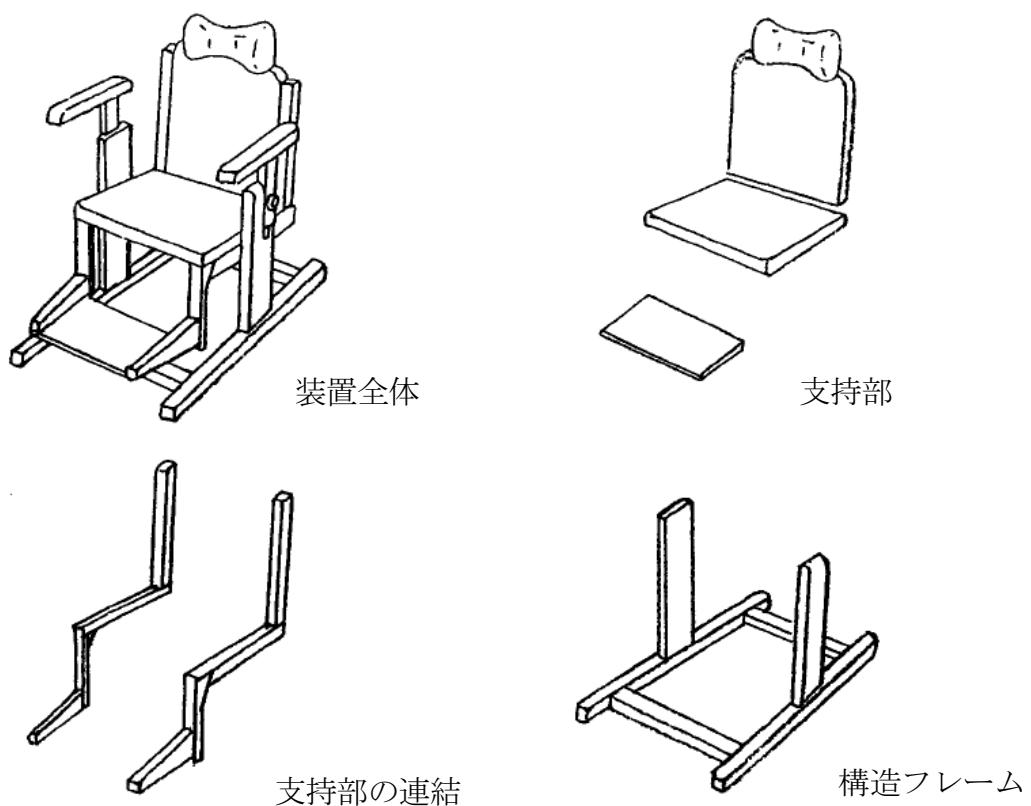


図-49 姿勢保持装置の構成概念図

(4) 製作要素価格

ア 支持部

(ア) 共通事項

- a 姿勢保持装置の支持部は、身体部位区分で選択した身体部位に該当する支持部を組み合わせること。
- b 支持部カバー（表面の張り地）の価格は含まないものとすること。
- c 完成用部品の支持部を用いる場合は、当該完成用部品が及ぶ部位の製作要素価格の支持部を加算することができないこと。

(イ) 平面形状型

平面形状型とは、採寸で製作されるもので、平面を主体として構成された支持面を持ち、各種付属品を組み合わせて姿勢を保持する機能を有するものであること。（図-50 参照）

なお、(イ)付属品の体幹保持部品、骨盤保持部品、下肢保持部品等を内蔵して一体型として製作する場合は、その価格を加算することができる。

(ウ) モールド型

- a モールド型の支持部とは、採型又は採寸で製作されるもので、身体の形状に合わせた三次曲面で構成された支持面を持ち、各種付属品を組合せて姿勢を保持する機能を有するものであること。（図-51 参照）

なお、付属品のうち体幹保持部品（胸パッド及び胸受けロールを除く。）及び骨盤保持部品を組合せることはできないこと。

- b 採寸でモールド型を製作する場合は、モールド型の価格の 80%に相当する額とすること。

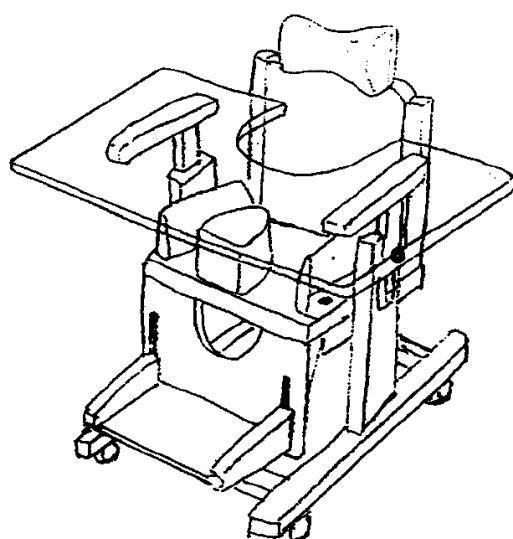


図-50 平面形状型

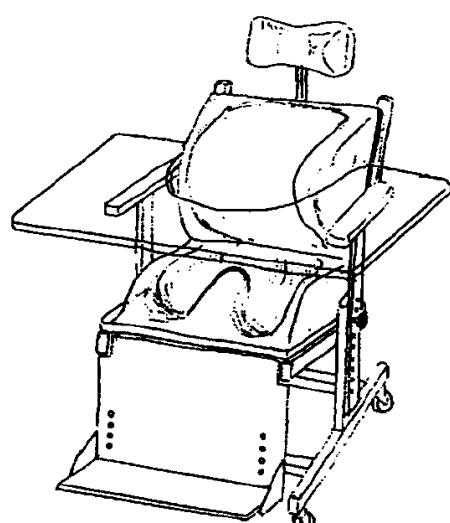


図-51 モールド型

(エ) 張り調整型

張り調整型とは、支持面のシート又は複数のベルトによるたわみによって身体形状や変形に対応し、姿勢を保持できる機能を有するものであること。

(オ) フレックス構造

フレックス構造とは、2つ以上に分割された身体支持部が柔軟性のある部材で連結され、可動する構造を有するものであること。

イ 支持部の連結

(ア) 共通事項

- a 支持部の連結とは、各支持部を一定の位置関係に保つため、構造フレームと独立した部材で各々を連結するものであること。
- b 完成用部品の各種継手を使用する場合は、各支持部の連結の価格を加算することができないこと。
- c 固定とは、角度調節機能のない一定の角度で連結する構造であること。
- d 遊動とは、多少にかかわらず角度の変更が可能な連結構造であり、可動軸を有するものであること。
- e フレックス構造により連結を行った支持部について、さらに固定又は遊動の価格を加算することはできないこと。
- f 装具の完成用部品を使用する場合は、殻構造義肢又は装具の購入基準に準じて取り扱うこと。

(イ) 角度調整用部品

- a 支持部の連結・遊動と組合せて無段階に角度可変調節を行うために使用されるものであること。
- b 使用者の身体状況（体重を含む。）を参考に、安全性と耐久性を考慮して必要な本数分を加算することができる。

(ウ) その他

- a 体幹支持部と骨盤・大腿支持部間の角度可変機構（いわゆるリクライニング）は、「腰部・遊動×（必要数）」+「角度調整用部品×（必要数）」で取り扱うこと。（図-52 参照）
- b 骨盤・大腿支持部と下腿支持部間の角度可変機構（いわゆるエレベーティング）は、「膝部・遊動×（必要数）」+「角度調整用部品×（必要数）」で取り扱うこと。（図-53 参照）

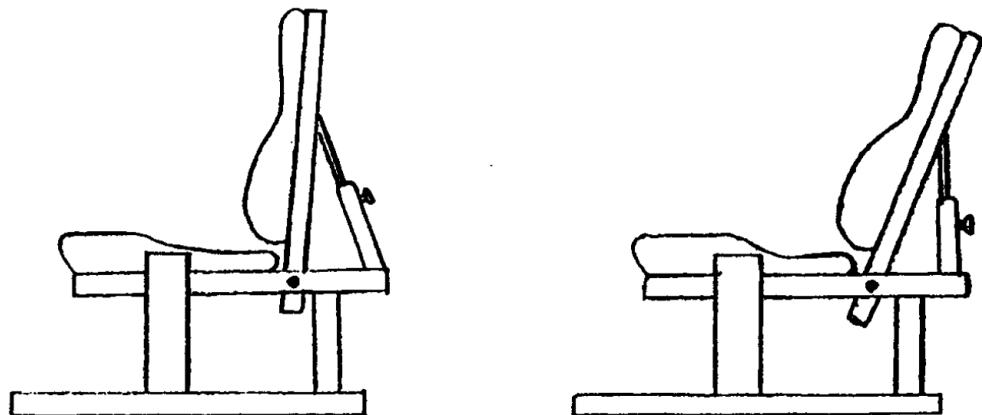


図-52 リクライニングの概念図

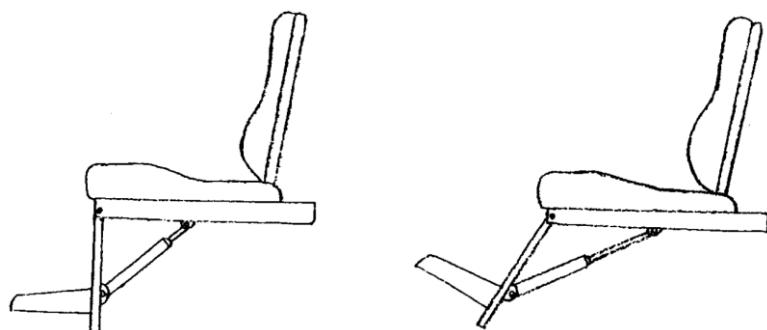


図-53 エレベーティングの概念図

ウ 構造フレーム

- (ア) 構造フレームとは、支持部を装置の使用目的に合わせた高さや角度に保持するためのもので、これを「支持部」及び「支持部の連結」と組合せることで装置本体の形が決定されるものであること。
- (イ) ティルト機構とは、体幹支持部と骨盤・大腿支持部が一定の角度を維持した状態で支持部全体を傾ける機構であること。(図-54 参照)

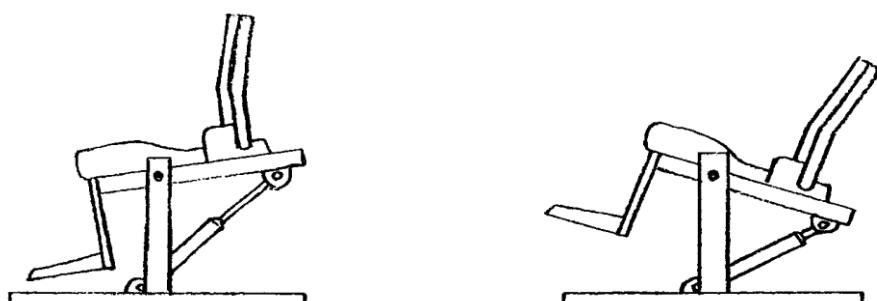


図-54 ティルト機構の概念図

- (ウ) ティルト機構を有する装置の「支持部の連結」、「構造フレーム」の取扱いは、「腰部・固定×(必要数)」+「構造フレーム」+「ティルト機構加算」+「角度調整用部品×(必要数)」で取り扱うこと。

- (エ) 構造フレームに車椅子及び電動車椅子としての機能を付加する場合は、構造フレームの価格を車椅子及び電動車椅子の購入基準の本体価格（機構加算を含む。）により算定すること。
- (オ) 姿勢保持装置として製作する部分が、車椅子及び電動車椅子に備わっているため重複することとなる部分（座布、バックサポート、アームサポート、レッグサポート、フットサポート等）については、車椅子及び電動車椅子の修理上限価格の95%を控除すること。
- (カ) 車椅子及び電動車椅子フレームに支持部を直接取りつける場合は、支持部の連結の価格を加算することができないこと。
- (キ) 完成用部品を使用する場合は、構造フレームの基本価格を合算することができないこと。

エ 付属品

- (ア) 共通事項
 - a 価格は、1単位（個・本）の額とすること。
 - b 取付けに当たって面ファスナーを使用する場合は、その価格を含むものとすること。
- (イ) カットアウトテーブル
 - a カットアウトテーブルは、机上作業を行う場合に用いるとともに、そのカット部において体幹の安定や上肢の保持を図るものであること。
 - b 表面クッション張りは、緊張や不随意運動などによる頭部、上肢への保護を目的とするものであること。
- (ウ) 上肢保持部品、体幹保持部品、骨盤保持部品、下肢保持部品、ベルト部品については、次に示すそれぞれの機能を果たすものであること。なお、その形状が例示以外のものであっても、当該機能を果たすものであれば、取り扱うことができる。

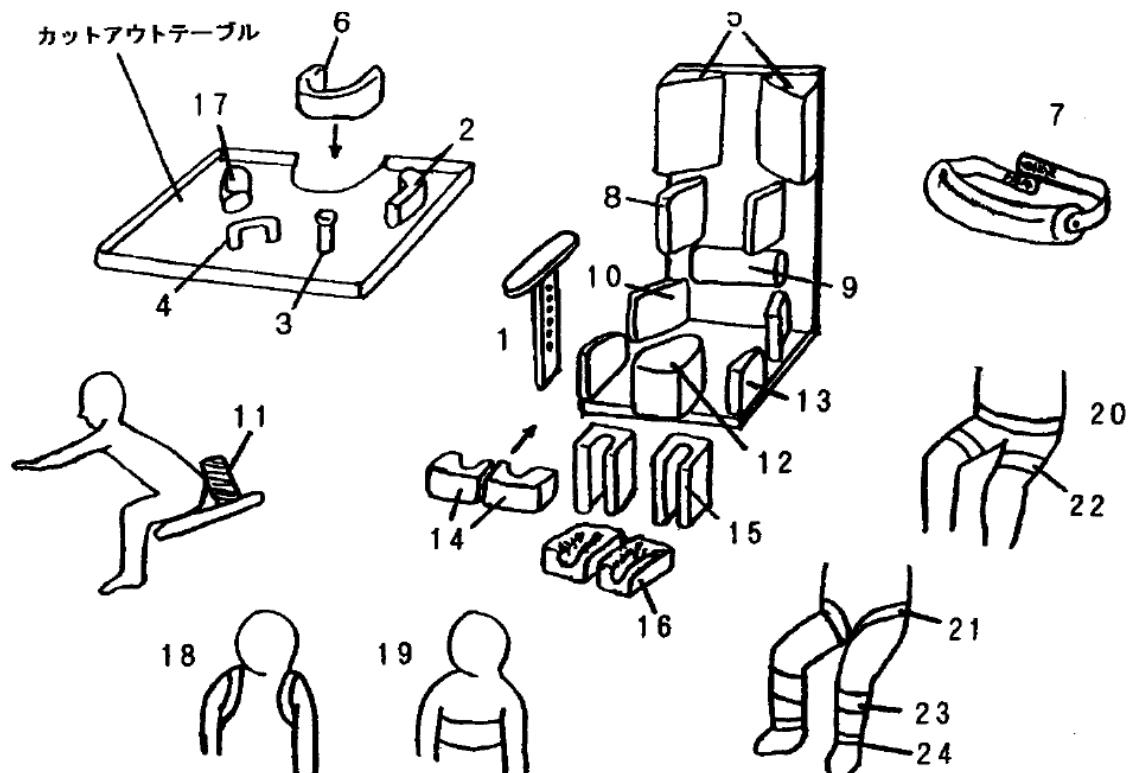


図-55 付属品の例

名 称	種 類	機 能
上肢保持部品	1 アームサポート 2 肘パッド 3 縦型グリップ 4 横型グリップ	上肢の支持 肩甲帯のリトラクション抑制、不随意運動の抑制 手の不随意運動の抑制、体幹の正中保持 同 上
体幹保持部品	5 肩パッド 6 胸パッド 7 胸受けロール 8 体幹パッド 9 腰部パッド	肩の挙上防止、肩甲帯のリトラクション抑制 体幹の前傾防止 同 上 体幹の横ずれ防止 腰椎の支持
骨盤保持部品	10 骨盤パッド 11 殿部パッド	骨盤の固定 殿部の後ろずれ防止
下肢保持部品	12 内転防止パッド 13 外転防止パッド 14 膝パッド 15 下腿保持パッド 16 足部保持パッド	股関節の内転防止 股関節の外転防止 前ずれ防止、膝の伸展防止、骨盤の固定 下腿の交差防止 足部の保持
ベルト部品	17 手首ベルト 18 肩ベルト 19 胸ベルト 20 骨盤ベルト 21 股ベルト 22 大腿ベルト 23 下腿ベルト 24 足首ベルト	手の不随意運動の抑制、体幹の正中保持 同 上 体幹の正中保持、前傾防止 体幹の前傾防止 骨盤の保持 骨盤の前ずれ防止 大腿部の保持 前ずれ防止、膝の伸展防止、骨盤の固定 下腿部の保持 膝の伸展防止、足の横ずれ防止

- (エ) ベルト部品は、裏付き又はバックルを含むベルトを用い、クッション素材を取り付けた場合を含む価格とすること。
- (オ) 支持部カバーとは、支持部の表面を覆うもので、ビニールレザー、布地などの素材を用いたものであること。
- なお、支持部が上肢支え及び前腕・手部支えに分離しているものに対する上肢支持部カバー及び左右両側分かつ着脱式の支持部カバーであっても、1台当たりの価格を1単位として取り扱うこと。防水加工を追加する場合は、1台当たりの価格を1単位として加算できること。
- (カ) 内張りとは、アームサポートやテーブルの裏側に腕や膝が当たることによる怪我の防止を目的としたものであること。
- (キ) 体圧分散補助素材とは、低い反発力又は衝撃を吸収する機能を有するものであること。
- (ク) キャスターは、1個当たりの価格とし、屋内で使用される場合に用いられるものであること。なお、多機能キャスターとは、車輪の動き（方向と回転）を同時に固定できるものであること。
- (ケ) 完成用部品が付属品を有している場合は加算することができないこと。

オ 調節機構

- (ア) 脱着・開閉機構は、その機能の固定・解除が確実に行える構造のものであり、蝶番のみや面ファスナーなどの簡便な方法によるものは加算することができないこと。
- (イ) 完成用部品（支持部、継手部品、構造フレーム、アームサポートに係るもの）が調節機構を有している場合は加算することができないこと。

(5) 完成用部品

部品の名称、使用部品、価格等については、完成用部品の指定基準に定めるところによるものとすること。ただし、使用部品については、障害状況や適切な補装具費支給等の観点からの妥当性が求められることから、更生相談所の意見等に基づき決定すること。

また、完成用部品のうち、再度製作する際に再利用できない部品は、借受けの対象とならないこと。

(参考) 姿勢保持装置の基本工作法から考えられる必要な設備等

姿勢保持装置の基本工作法における各工程に係る作業内容を遂行するために必要となる、標準的な設備等については、以下を参照すること。

工 程	作業の内容	設 備
(ア) 身体状況の観察と評価	身体変形の状況及び痙縮、緊張、不随意運動等の観察並びにこれらの特徴の把握並びに姿勢の決定及び使用目的の確認	
(イ) 採寸	製作に必要な寸法及び角度の測定並びに情報カードへの記録	
(ウ) 採型	採型器による陽性モデル又はギプス包帯法による陰性モデルの採型	採型器
(エ) 設計図の作成	製作に必要な設計図の作成	
(オ) 陽性モデルの製作・修正	陰性モデルへのギプスの注型並びに支持部の製作に必要な陽性モデルの製作、修正、表面の仕上げ	
(カ) 加工・組立て	陽性モデル及び設計図に基づく加工並びに組立て	
(キ) 仮合せ (中間適合検査)	身体への適合並びに装置の各機能の検査及び修正	
(ク) 仕上げ	各部品の取付け及び仕上げ等	ミシン
(ケ) 適合検査	最終的な身体への適合及び装置の各機能の検査 ※使用者に対する姿勢保持装置の取扱い方法の説明やメンテナンス、接触面の衛生管理等の指導	
※ 関連業務	<ul style="list-style-type: none">・ 製作に必要な個人情報（氏名、年齢、職業、家族構成、身体状況、住宅環境、生活様式、使用者の希望、連携可能な関係医療機関等）の収集、情報カードへの記載、保管、管理業務・ 初期段階で、使用者が姿勢保持装置を入手するまでの流れについて説明する。・ 処方医と連携し、最適な部品等の選択を行う。・ 姿勢保持装置の引渡し後も、定期的なチェック等のフォローアップを行うことが望ましいことを使用者にご理解いただく。	

※事務室、工作室が必要であり、設備を配置した上で十分に動ける面積（例：6坪以上）があること。

※設備欄に掲げる設備のほか、必要な工具等（例：ボール盤、ジグソー、エアコンプレッサー、電動ドリル、万力、ハンドリベッター、トルクレンチ、パイプカッター、ノギス、ウレタンカッター、ディスクグラインダー等）を備えていること。

6 車椅子

(1) 製作工程

車椅子は、「アの基本工作法」により、「ウの本体価格」及び「エの加算要素価格」からそれぞれ必要な部品を選択し、組み合わせて製作すること。支給する車椅子は原則としてモジュラー式とし、障害の程度が軽度の場合及びバギー形を支給する場合等でレディメイド式の機能により身体機能の補完が可能な場合はレディメイド式を、身体の状況及び障害の程度等によりモジュラー式では身体機能の補完ができない場合はオーダーメイド式を、それぞれ支給すること。なお、メーカー等のカタログにレディメイドと記載されているもの及び補装具事業者において製作、仮合わせ及び仕上げをする必要のないものについてはレディメイド式として支給すること。

(2) 価格構成

告示の基本価格、本体価格及び加算要素価格は、「使用材料費」及び「製作加工費」によって構成されていること。

○使用材料費

素材費	素材購入費
素材のロス	素材の正味必要量に対する割増分（ロス分）
小物材料費	個々の要素加工に対して使用量を決め難い材料費（糸、釘、ビス、ナット、油脂等）
材料管理費	素材の購入及び保管に要する経費

○製作加工費

作業人件費	製作を遂行するために必要な正味作業時間相当人件費（給与、賞与、退職手当、法定福利費等）
作業時間の余裕割増	製作の準備、段取り、清掃、作業上の整理及び生理的余裕等の作業時間相当人件費
製造間接費	光熱水費、冷暖房費、クリーニング費、減価償却費等
管理販売経費	完成品の保管、販売に要する経費

また、車椅子の価格は、次のように構成されていること。

車椅子の価格 = 基本価格 + 本体価格 + 加算要素価格

○車椅子の価格構成

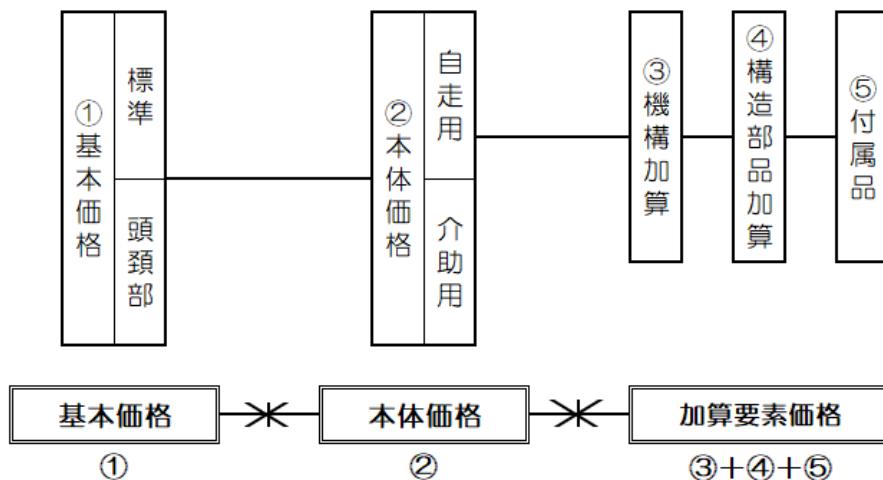
基本価格	採寸及び適合検査等基本工作に要する使用材料費、加工費並びにメーカーからの車椅子本体及び部品の仕入れに伴う配送料の計
本体価格	フレーム及び標準構造部品の材料購入費並びに加工、組合せ及び結合の各作業によって発生する価格の計
加算要素価格	機構、構造部品及び付属品の追加に伴う材料購入費並びに加工、組合せ及び結合の各作業によって発生する価格の計

車椅子は身体障害者用物品として消費税が非課税であるため、車椅子の価格は、「イの基本価格」に「ウの本体価格」及び「エの加算要素価格」のそれぞれ使用する材料、部品の価格を合算した額の 100 分の 106 に相当する額を上限とすること。（図-56 参照）

なお、「100 分の 106 に相当」の趣旨は、車椅子（付属品を含む。）を製作及び

加工をするに当たって必要な材料及び部品等の購入には消費税が課税されるものの、販売時には非課税となるため、当該仕入れに係る消費税相当分を考慮したこと。

車椅子の構成は価格体系に基づくものであること。



(基準額は①から⑤を合算した額の 100 分の 106 に相当する額を上限額とすること)

(3) 基本価格

ア 車椅子の基本価格は採寸のみとし、ヘッドサポートが必要な場合のみ標準価格に頭頸部の基本価格を加算できること。この場合のヘッドサポートとは、頭部支持が必要な場合に算定できるものであって、バックサポートと一体型のものも含まれること。

イ レディメイド式、2台同時支給の2台目及び再支給（前回支給の車椅子と構成部品が同じものに限る。）の場合は、1台当たりの基本価格を半額とすること。基本価格を半額とすることの趣旨は、レディメイド式、2台同時支給の2台目及び再支給については、採寸にかかる作業を必要としないことから、基本価格を減額することである。

(4) 本体価格

ア 自走用車椅子は自らが駆動及び操作して使用することを主目的とし、介助用車椅子は自らが駆動せず介助者が操作することを主目的とした車椅子であること。

イ 本体価格はモジュラー式による上限価格であり、オーダーメイド式の場合は本体価格の125%、レディメイド式は本体価格の75%をそれぞれ上限価格とすること。

ウ 自走用車椅子及び電動車椅子にあっては、介助者のみが使用する機能（介助ブレーキ等）を追加して取り付ける場合、追加する機能については全額自己負担とすること。なお、追加する機能が使用者の身体機能の補完及び適合

に影響を及ぼす場合は差額自己負担であっても認めることができないこと。

(5) 加算要素価格

ア 機構加算

障害状況等に応じた機構を車椅子に追加する場合の対象者例及び構造は次の表のとおりとすること。ただし、リクライニング機構のうち、回転軸が2か所以上設けられている場合で、うち1つが座面の中に設けられているものは、ティルト・リクライニング機構に準じて算定等を行うこと。なお、リフト機構については、J I S T 9 2 0 1 – 2 0 1 6 の対象ではないが、障害の現症、生活環境その他真にやむを得ない事情及び就労又は就学のために真に必要と認められる場合には、基準内の車椅子として支給して差し支えない（特例補装具ではない。）こと。1台を1単位とすること。

○機構加算の対象者例及び構造

機構名称	対象者例	構 造
リクライニング機構	随時、仰臥姿勢をとる必要のある者 運動制限が著明で座位を長時間保持できない者	バックサポート角度が変換でき、バックサポートの傾斜を、工具を使わずに調整できる機構
ティルト機構	長時間の座位保持が困難な者であって、自立姿勢変換が困難な者	シートとバックサポートとの角度が固定されたまま、シート及びバックサポートの傾斜を、工具を使わずに一括的に調整できる機構
ティルト・リクライニング機構	リクライニング機構及びティルト機構について、それぞれ単独では座位保持等の目的が果たせない者	バックサポート角度及びシート角度が変換でき、バックサポート及びシートの傾斜を、それ各自己負担であっても認められる者
リフト機構	障害の現症、生活環境その他の事情により、リフト機構を用いることについて、真にやむを得ない事情が認められる者 就労又は就学のために真に必要と認められる者	シートの高さを、工具を使わずに調整できる機構（昇降機構及びスタンダップ機構を含む。）

イ 構造部品加算

障害状況等に応じた構造部品を車椅子に追加する場合の対象者例及び構造は次の表のとおりとすること。なお、基本構造のうち6輪構造については、J I S T 9 2 0 1 – 2 0 1 6 の対象ではないが、真に必要であると認められる場合には、基準内の車椅子として支給して差し支えない（特例補装具ではない。）こと。告示等に特に記載のない限り、1台を1単位とすること。

○構造部品加算の対象者例及び構造

本体部位	構造名称	対象者例	構 造
基本構造	後方大車輪（標準）		
	前方大車輪	肩関節等に運動制限、筋力低下等があり、普通型では十分な駆動力が得られない者（操作能力についても確認すること。）	前輪は大径車輪、後輪はキャスターで編成したもの
	6輪構造	職場や家屋が狭小な者	前輪2輪、中輪（大径車輪）2輪、後輪2輪の6輪で構成したもの
	幅止め		フレームの幅止めを目的としてバックサポートパイプ間又はベースパイプ間に配置するもの
シート	スリング式（標準）		布製の一枚もののシート構造
	張り調整式	下肢、体幹筋の麻痺等により、座面を調整する必要がある者	座のベースパイプ間にベルトを数本張り、カバーで覆う構造
	板張り式	スリング式では座位保持が困難な者	座に硬度が高い板を用いたもの
	奥行調整		座のベースパイプの長さが可変できる構造
バックサポート	スリング式（標準）		布製の一枚もののシート構造
	張り調整式	体幹の筋力低下や脊柱変形等により、一枚ものの背当てシートでは座位の安定性の確保が困難な者	バックサポートパイプ間にベルトを数本張り、クッション入りカバーで覆う構造（背クッションの同時加算は不可）
	ワイドフレーム		車椅子の全幅を抑える目的でバックサポートパイプの幅を途中から広げた構造
	バックサポート延長	体幹の筋力低下により、背当ての延長が必要な者	バックサポートパイプを延長し、背当てシートを張ったもの（枕は含まない。）
	バックサポート高さ調整	体幹の筋力低下や脊柱変形等などによって発生する症状に合わせて背当ての高さを調整する必要がある者	バックサポートパイプの高さが可変できる構造

	背座角度調整	体幹の筋力低下や脊柱変形等などによって発生する症状に合わせて背当て角度を調整する必要がある者	バックサポートパイプと座ベースパイプの交点付近に角度可変部品を取り付けた構造
	背折れ		車載等を目的に、バックサポートパイプの途中から折たたみ可能なもの
レッグサポート	固定式（標準）		
	挙上式（片側）	膝関節に屈曲制限がある者	メカニカルロック等でレッグサポート及びフットサポートを挙上できる構造
	開閉着脱式（片側）	移乗動作時にレッグサポートの取外しが必要な者	フレームパイプに部品を取り付け、レッグサポートを差し込む等して開閉着脱を可能にした構造
	挙上・開閉着脱式（片側）	膝関節に屈曲制限があり、移乗動作時にレッグサポートの取外しが必要な者	挙上式及び開閉着脱式の構造を持つもの
	レッグベルト全面張り	帶状のレッグサポートでは、シートとフットサポート等の隙間に足部が入る危険性がある者	フットサポートの上面からシートの前端までの範囲で広く覆う構造
フットサポート	セパレート式（標準）		フットサポートを上方に折りたたみが出来る構造
	セパレート式（二重折込式）		フットサポートを上方かつ側方に折りたたみが出来る構造
	中折れ式	車椅子の使用頻度が高く、フレームの強度が必要な者	左右一体型でフットサポートの中心で折りたたみが出来る構造
	前後調整	足関節の可動域制限があり、下肢装具をつけたまま車椅子に乗車する者等	フットサポートの奥行、角度、幅を変えることが出来る構造
	角度調整		
	左右調整		
アームサポート	一体型 固定式		アームサポートフレームが車椅子フレームと一体構造のもの
	一体型 跳ね上げ式	移乗動作時に必要な者	アームサポートの跳ね上げを可能とするもの
	一体型 着脱式	移乗動作時に必要な者	アームサポートをフ

			レームに差し込む構造で着脱を可能にしたもの
独立型 固定式			車椅子のサイドフレームとは別にブラケットなどを介して取り付けられたパイプ状のアームサポート
独立型 跳ね上げ式	移乗動作時に必要な者		車椅子のサイドフレームとは別にブラケットなどを介して取り付けられたパイプ状のアームサポートで、跳ね上げを可能とするもの
独立型 着脱式	移乗動作時に必要な者		車椅子のサイドフレームとは別にブラケットなどを介して取り付けられたパイプ状のアームサポートで、アームサポートを差し込む構造で着脱を可能にしたもの
高さ調整機構	上肢筋力低下、可動域制限等によりアームサポートの高さ調整を必要とする者		肘を乗せる部分が上下に可動する構造
角度調整機構	ティルト時にアームサポートから肘が落ちやすい者		肘を乗せる部分の角度が可変する構造
アームサポート拡幅	肘がアームサポートから落ちやすい者		肘当ての幅を6cm以上の幅広タイプとしたもの
アームサポート延長	リクライニング時に肘がアームサポートから落ちやすい者		肘当ての長さを後方に延長したもの
ブレーキ	駐車ブレーキ（標準）		構造にかかわらず車椅子を駐車させるためのブレーキ
	介助用ブレーキ	利用者自身で車椅子を制動することが困難な者	介助者が押し手に取り付けられたレバーを用いて車椅子を制動させるためのブレーキ
	フットブレーキ	利用者自身で車椅子を停止させることが困難な者	介助者が主に車椅子の後方から足元でペダル等を踏み込むことで車椅子を停止させることが出来るブレーキ
駆動輪・主輪	固定式（標準）		

	着脱式	車載などの際、簡単に取り外せることで車椅子を小さく、また持ち運びやすくする必要のある者	車輪中心のボタンを押すことにより、脱着可能な構造
	車軸位置調整	身体状況の変化に応じて車軸位置の調整が必要な者	車軸取付け位置を複数の穴、又はスライド可能なプレート等で調整可能な構造
	キャンバー角度変更	ハンドリムを肩幅に近づけて、操作性ならびに走行性を向上させる必要性がある者	車椅子の車体に対して、主輪の角度が鉛直からマイナス(上が狭い)の状態で取付けられたもの
	片手駆動	片麻痺者	駆動のためのハンドリムが二重構造になっており、非麻痺側での駆動が可能なもの
	レバー駆動	片麻痺者	駆動のためのレバーが設置されており、レバーを動かすことでの駆動が可能なもの
タイヤ	エア (標準)		チューブを必要とするタイヤ
	ノーパンク	メンテナンスフリーを希望する者	ハイポリマー製のもの又はこれに準ずるもの
キャスター	ソリッド (標準)		車輪がプラスチック製のもの
	衝撃吸収タイプ		車輪がポリウレタン、ゴム、エア式等のもの
ハンドリム (片側)	プラスチック (標準)		
	ステンレス	金属製の強度が必要な者	
	アルミ	金属製の強度が必要な者	
	ピッチ 30 mm以上	上肢機能の制限により、ハンドリムの操作が困難な者	ハンドリムと車輪のリム間が 30 mm以上の構造
	片手駆動用	片手駆動の車椅子を使用している者	片手駆動車輪用のハンドリム

ウ 付属品

(ア) クッション

ゲル素材と立体編物との併用加算はできること。市販品のクッションについては、姿勢保持装置の完成用部品を用いるほか、完成用部品に収載

されているものと同等の機能を持ち、安価であることがメーカー・カタログ等において確認できるものに限り、カタログ価格の範囲内で算定することができること。

(イ) 座板

クッション一体型とは、座板及びクッション（カバーを含む。）が一体となっており、カバーも含め取り外しができないものをいう。

(ウ) 障害状況等に応じた付属品を車椅子に追加する場合の対象者の例及び構造は次の表のとおりとすること。告示等に特に記載のない限り、1台を1単位とすること。

○付属品の対象者例及び構造

名 称	対象者等の例	構 造
クッション (カバー付き) 平面形状型	座位保持は可能だが、使用時間により殿部に褥瘡の危険性がある者	平面形状型とは、平面を主体として構成された支持面を持ち、各種付属品を組み合わせて姿勢を保持する機能を有するもの
クッション (カバー付き) モールド型	座位保持が困難で、殿部・大腿形状に沿った形状のクッションが必要な者	身体の形状に合わせた三次曲面で構成された支持面を持ち、各種付属品を組み合わせて姿勢を保持する機能を有するもの
クッション (カバー付き) ゲル素材	殿部の褥瘡の危険性がある者	クッションの一部にゲル素材が使用されているもの
クッション (カバー付き) 多層構造	座位保持は可能だが、使用時間により殿部の褥瘡の危険性がある者	硬さが異なる素材を3層以上重ねて製作されているもの（立体編物との併用加算はできないこと。）
クッション (カバー付き) 立体編物	褥瘡の危険性があり、汚損への対応を要する者	樹脂等を糸状に射出し、3次元形状に成形したもの（多層構造との併用加算はできないこと。）
クッション (カバー付き) 滑り止め加工	足こぎ操作や、移乗動作によりクッションのズレが頻繁に生ずる者	シートやカバーに面ファスナーや滑り止め効果のある素材を縫製したもの。価格は1台分のものであることとし、シートとクッションカバーの双方に使用した場合でも1個分の加算とすること。
クッション 防水加工	失禁が頻回等の理由から防水機能を必要とする者	クッション又はカバーに防水加工を施したもの。価格は1台分のものであること。
座板	スリング式のシートでは座位保持が困難な者	座位を安定させるためにシートを構成する硬度が高い板でクッションと一体になっているもの（着脱できないものを含む。）
背クッション	背部の褥瘡危険性がある者。軽度の座位困難性があり、座位保持に必要とする者	背部に用いて、姿勢を保持する機能を有するもの
ヘッドサポート 着脱式	頭部支持が必要な者	背パイプから延長された構造で、着脱が可能なものの（枕を含む。）

ヘッドサポート マルチタイプ (枕含む。)	頭部の支持が必要で、位置を微調整する必要がある者（バギー形を除く。）	頭頸部を支持するためにバックサポートパイプに取り付けるもので高さ調整、前後調整、角度調整及び着脱が可能なものの（枕を含む。）
ヘッドサポート枕 (オーダーメイド)	頭部のコントロールが困難で、頭部の形状が非対称等の理由によりアライメントの調整が困難な者	利用者の頭頸部に適合させたオーダーメイドの枕（カバーを含む。）
ヘッドサポート枕 (レディメイド)	頭部のコントロールが困難で、アライメントの調整が必要な者	レディメイドの枕（カバーを含む。）
フットサポート ヒールループ	フットサポートから足部が後方に脱落する危険性がある者	踵部にベルト等を引き掛け、足部が後方に脱落しないようにしたもの
フットサポート アンクルストラップ	フットサポートから足が脱落する危険性がある者	足部をベルト等で、フットサポートに固定するもの
フットサポート ステップカバー	足部の保護が必要な者	フットサポート全体を覆うことにより、足部の保護や負担を軽減するもの
テーブル	車椅子上で机上作業を行う者	机上作業を行う場合に用いるもの
テーブル取付部品	車椅子上にテーブルを固定する必要がある者	金属製又は木製などでテーブル裏面やアームサポートなどにテーブルを固定する部品
転倒防止装置 パイプ（片側）	使用者の動作により、後方や側方などに車椅子ごと転倒する危険性がある者及びリクリエイニングやティルト機構の車椅子を使用している者	車椅子本体が転倒することを防ぐためのパイプ。後方、側方等の転倒防止方向は問わない。
転倒防止装置 キャスター付き (片側)	転倒防止装置が必要な者で、パイプでは地面と干渉してしまい、移動の妨げになる場合	先端にキャスターが付いた転倒防止装置。後方、側方等の転倒防止方向は問わない。
転倒防止装置 キャスター付き折りたたみ（片側）	転倒防止装置が必要な者で、段差を乗り越える際にパイプでは干渉してしまい移動の妨げになる場合	転倒防止装置キャスター付きのうち、ワンタッチで折りたたみ可能なもの
搭載台 (呼吸器搭載台、痰吸引機搭載台、携帶用会話補助装置搭載台)	呼吸器、痰吸引器、携帯用会話補助装置を常時使用する必要がある者	車椅子フレームの下部等に台を取り付けたもの
車載固定用部品	車載固定の必要がある者	車に固定するための部品をフレームに溶接した構造等。4個まで
杖たて 一本杖	杖を携行する必要がある者（バギー形を除く。）	ティッピングレバーなどに、杖を収納するためのもの
杖たて 多脚つえ	多脚つえを携行する必要がある者（バギー形を除く。）	ティッピングレバーなどに、杖を収納するためのもの
酸素ボンベ固定装置	酸素ボンベを携行する必要がある者	車椅子の前方や後方、下方等に酸素ボンベを固定設置するためのもの

栄養パック取付用ガードル架	栄養パックを携行する必要がある者	車椅子の前方や後方に栄養パックを取り付けるためのもの
点滴ポール	車椅子を使用しながら持続点滴が必要な者	車椅子の前方や後方に点滴バッグを取り付けるためのもの
日よけ部品	直射日光を照射により、体温上昇等のリスクが考えられる者	車椅子のバックサポート等に取り付けて直射日光を遮る構造を有するもの
雨よけ部品	雨天外出が想定される者	車椅子のバックサポート等に取り付けて、雨傘としての機能をもたせたもの
泥除け（片側）	駆動時に腕とタイヤが接触する危険性がある者（バギー形を除く。）	車椅子のサイドガードやフレームに取り付けてタイヤとの接触による汚損を防止するためのもの
スポークカバー（片側）	車輪に手指を挟んでしまう危険性がある者	樹脂製で車輪のスポークに固定する構造を有するもの
リフレクタ	夜間に屋外などで使用する場合に交通事故を予防する必要がある者（バギー形を除く。）	光に反射するもので、ステッカーなども含む。
高さ調整式手押しハンドル（片側）	複数の介助者が使用する場合並びにリクライニング機構及びティルト機構を有する場合に、安全な高さに調整する必要がある者	段階式、又は任意の高さに手押しハンドルの高さを調整できる構造を有するもの
ハンドリム 滑り止め（片側）	握力等の上肢筋力低下により、グリップ性の高いハンドリムが必要な者	樹脂、ゴム等で滑り止め加工がされたもの。波型のプラスティックハンドリムは除く。
ハンドリム ノブ付き（片側）	握力等の上肢筋力低下により、駆動にノブが必要な者	ハンドリムに複数のノブを溶接した構造
ハンドリム ノブ付き垂直ノブ（片側）	握力等の上肢筋力低下に加え、上肢の可動域制限等によりノブ付きでは操作ができない者	ハンドリムに対して垂直（上方又は下方）にノブを設置する構造
ブレーキ 延長レバー（片側）	片麻痺者の麻痺側や上肢の拘縮等によりブレーキに手が届かない者（バギー形を除く。）	ネジ等で延長棒を取り付ける構造

(6) 介功用車椅子バギー形についての留意事項

- ア 介功用車椅子バギー形（以下、車椅子バギー）については、JIS規格において介功用特殊形に分類されているところ、標準形において定められている車輪の大きさ及び介助ブレーキ等の規定については定めがないこと。
- イ 車椅子バギーでJIS規格における折りたたみフレームの構造を有する場合は、幅止めの構造を有するものとして加算できること。
- ウ バックサポートの背折れの構造とは、車椅子バギーを折りたたむに当たり、バックサポートパイプの途中から後方に、あるいはバックサポートの根元附近から前方に折りたたむための独立した機構部品であること。リクライニング機構を応用した構造のバックサポートの折りたたみ機構は該当しない。
- エ 車椅子バギーについては、フットブレーキが駐車ブレーキとなることから、

フットブレーキの加算は認められないこと。

オ 付属品のヘッドサポート（マルチタイプ）、杖たて、泥よけ、リフレクタ及び延長レバーは認められないこと。

（参考）車椅子の基本工作法から考えられる必要な設備等

車椅子の基本工作法における各工程に係る作業内容を遂行するために必要となる、標準的な設備等については、以下を参照すること。

工 程	作業の内容	設 備
(ア) 身体状況の観察等	身体状況の観察、座位姿勢の評価及び使用目的の確認	
(イ) 採寸	製作に必要な採寸、車椅子の装備等についての選択及び記録	
(ウ) 製作、加工、組立て	フレーム及び付属品の製作、加工並びに組立て	溶接
(エ) 仮合わせ (必要に応じて)	身体への適合並びにフレーム及び付属品の検査及び修正	
(オ) 仕上げ	各部品の取付け、仕上げ等	
(カ) 適合検査	最終的な身体への適合及び車椅子の各機能の検査	
※ 関連業務	<ul style="list-style-type: none">・ 製作に必要な個人情報（氏名、年齢、職業、家族構成、身体状況、住宅環境、生活様式、使用者の希望、連携可能な関係医療機関等）の収集、情報カードへの記載、保管、管理業務・ 初期段階で、使用者が車椅子を入手するまでの流れについて説明する。・ 処方医と連携し、最適な部品等の選択を行う。・ 車椅子の引渡し後も、定期的なチェック等のフォローアップを行うことが望ましいことを使用者にご理解いただく。	

※事務室、工作室が必要であり、設備を配置した上で十分に動ける面積があること。

※設備欄に掲げる設備のほか、必要な工具等（例：ボール盤、ジグソー、エアコンプレッサー、電動ドリル、万力、ハンドリベッター、トルクレンチ、パイプカッター、ノギス、ウレタンカッター、ディスクグラインダー等）を備えていること。

7 電動車椅子

(1) 製作工程

電動車椅子は、「アの基本工作法」により、「ウの本体価格」及び「エの加算要素価格」からそれぞれ必要な部品を選択し、組み合わせて製作すること。支給する電動車椅子は原則としてモジュラー式とし、身体の状況及び障害の程度等によりモジュラー式では身体機能の補完ができない場合はオーダーメイド式とする。なお、メーカー等のカタログにレディメイドと記載されているもの及び補装具事業者において製作、仮合わせ及び仕上げをする必要のないものについてはレディメイド式として支給すること。

(2) 価格構成

告示の基本価格、本体価格及び加算要素価格は、「使用材料費」及び「製作加工費」によって構成されていること。

○使用材料費

素材費	素材購入費
素材のロス	素材の正味必要量に対する割増分（ロス分）
小物材料費	個々の要素加工に対して使用量を決め難い材料費（糸、釘、ビス、ナット、油脂等）
材料管理費	素材の購入及び保管に要する経費

○製作加工費

作業人件費	製作を遂行するために必要な正味作業時間相当人件費（給与、賞与、退職手当、法定福利費等）
作業時間の余裕割増	製作の準備、段取り、清掃、作業上の整理及び生理的余裕等の作業時間相当人件費
製造間接費	光熱水費、冷暖房費、クリーニング費、減価償却費等
管理販売経費	完成品の保管、販売に要する経費

また、電動車椅子の価格は、次のように構成されていること。

電動車椅子の価格 = 基本価格 + 本体価格 + 加算要素価格

○車椅子の価格構成

基本価格	採寸及び適合検査等基本工作に要する使用材料費、加工費並びにメーカーからの電動車椅子本体及び部品の仕入れに伴う配送料の計
本体価格	フレーム及び標準構造部品の材料購入費並びに加工、組合せ及び結合の各作業によって発生する価格の計
加算要素価格	機構、構造部品及び付属品の追加に伴う材料購入費並びに加工、組合せ及び結合の各作業によって発生する価格の計

電動車椅子は身体障害者用物品として消費税が非課税であるため、電動車椅子の価格は、「イの基本価格」に「ウの本体価格」及び「エの加算要素価格」のそれぞれ使用する材料、部品の価格を合算した額の 100 分の 106 に相当する額を上限とすること。（図-57 参照）

なお、「100 分の 106 に相当」の趣旨は、電動車椅子（付属品を含む。）を製作及び加工をするに当たって必要な材料及び部品等の購入には消費税が課税され

るものの、販売時には非課税となるため、当該仕入れに係る消費税相当分を考慮したこと。

電動車椅子の構成は価格体系に基づくものであること。

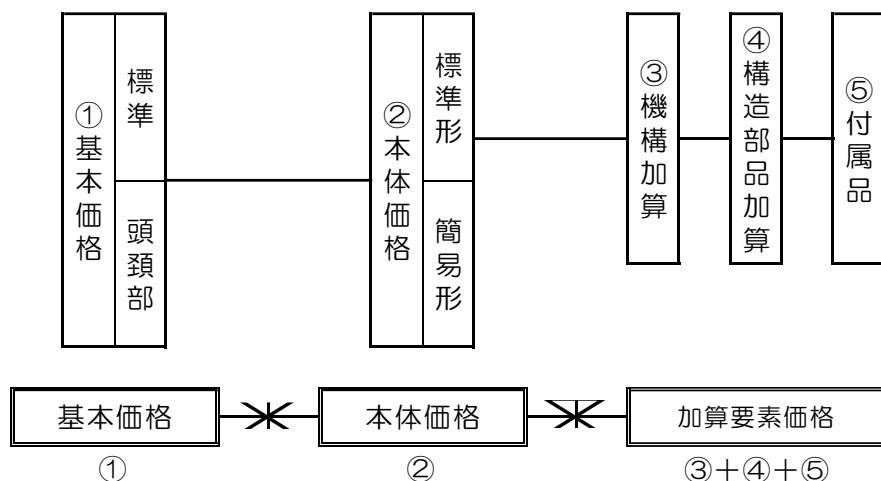


図-57 電動車椅子の価格体系

(基準額は①から⑤を合算した額の 100 分の 106 に相当する額を上限額とすること)

(3) 基本価格

ア 電動車椅子の基本価格は採寸のみとし、ヘッドサポートが必要な場合のみ標準価格に頭頸部の基本価格を加算できること。この場合のヘッドサポートとは、頭部支持が必要な場合に算定できるものであって、バックサポートと一体型のものも含まれること。

イ レディメイド式、2台同時支給の2台目及び再支給（前回支給の電動車椅子と構成部品が同じものに限る。）の場合は、1台当たりの基本価格を半額とすること。基本価格を半額とすることの趣旨は、レディメイド式、2台同時支給の2台目及び再支給については、採寸にかかる作業を必要としないことから、基本価格を減額することである。

(4) 本体価格

ア 電動車椅子のうち、標準形は本体価格に駆動モータ、充電器及び転倒防止装置を含み低速用と中速用に区分されること。また、簡易形は本体価格に駆動モータ、充電器及び転倒防止装置に加え、自走用車椅子の価格を含み、切替式とアシスト式に区分されること。

イ 標準形の本体価格はモジュラー式による上限価格であり、オーダーメイド式の場合は本体価格の 125%、レディメイド式は本体価格の 75%をそれぞれ上限価格とすること。

ウ 簡易形の本体価格は、自走用車椅子に駆動モータ、充電器、転倒防止装置及び構造部品（標準）を取り付けたものを原則としており、自走用車椅子に駆動モータを取り付ける作業人件費も含むものであるため、駆動輪等の重複

部分を控除することは適切ではないこと。

(5) 加算要素価格

ア 機構加算

障害状況等に応じた機構を電動車椅子に追加する場合の対象者例及び構造は次の表のとおりとすること。なお、電動リフト機構については、JIS T 9203-2016の対象ではないが、障害の現症、生活環境その他真にやむを得ない事情及び就労若しくは就学のために真に必要と認められる場合には、基準内の電動車椅子として支給して差し支えない（特例補装具ではない。）こと。なお、簡易形で電動による機構加算が必要な場合は特例補装具として取り扱うこと。1台を1単位とすること。

○機構加算の対象者例及び構造

機構名称	対象者例	構 造
手動リクライニング機構 電動リクライニング機構	随時、仰臥姿勢をとる必要のある者 座位を長時間保持できない者	(手動リクライニング機構) バックサポート角度が変換でき、バックサポートの傾斜を、介助者が調整できる機構 (電動リクライニング機構) バックサポート角度が変換でき、バックサポートの傾斜を、電動モータを用いて調整できる機構
電動ティルト機構	長時間の座位保持が困難な者であって、自立姿勢変換が困難な者	シートとバックサポートとの角度が固定されたまま、シート及びバックサポートの傾斜を、電動モータを用いて一体的に調整できる機構
電動ティルト・リクライニング機構	リクライニング機構及びティルト機構について、それぞれ単独では姿勢保持等の目的が果たせない者	バックサポート角度及びシート角度が変換でき、バックサポート及びシートの傾斜を、電動モータを用いて調整できる機構
電動リフト機構	障害の現症、生活環境その他真にやむを得ない事情が認められる者 就労若しくは就学のために真に必要と認められる者	シートの高さを、電動モータを用いて調整できる機構（昇降機構及びスタンダップ機構を含む。）

イ 構造部品加算

(ア) 障害状況等に応じた構造部品を電動車椅子に追加する場合の対象者例及び構造は次の表のとおりとすること。告示等に特に記載のない限り、1台を1単位とすること。

(イ) バッテリの取扱い

電動車椅子のバッテリについては、日常生活圏における坂道及び悪路の状況等、使用者の使用環境等を十分把握し、適切なバッテリを選定すること。

○構造部品加算の対象者例及び構造

本体部位	構造名称	対象者例	構造
操作レバー	ばね圧変更	上肢筋力低下や病状進行等により、ジョイスティックの傾倒感度を、前後左右それぞれ独立に変更することが必要な者	プログラム変更により、ジョイスティックの傾倒感度を、前・後・左・右それぞれ独立変更調整が可能なもの
タイヤ	ノーパンクタイヤ (電動車椅子)	メンテナンスフリーを希望する者	ホイール付き

ウ 付属品

障害状況等に応じた付属品を電動車椅子に追加する場合の対象者等の例及び構造は次の表のとおりとすること。なお、必要に応じて車椅子の付属品を加えることができる。告示等に特に記載のない限り、1台を1単位とすること。

○付属品の対象者例及び構造

項目	対象者例	構 造
パワーステアリング	悪路での使用が多い者又は不随意運動等による操作不安定が解消する者	前輪を自在輪とせず、電動で操作する構造のもの
クライマーセット	標準では段差の乗り越えが出来ない者	前輪に補助輪が加わり3輪式となる構造のもの
手動スイングアーム	上肢の可動域制限等により、コントローラ位置が身体の中央になるような場合	操作ボックスを取り付けることが可能なアーム
電動スイングチンコントロール式	上肢筋力低下により、上肢での操作が不可能な者。下顎部での操作が可能な者	下記パーツから構成されたもの
(パーツ) パワースイングチングアーム	同上	電動により可動するコントローラ取付けアーム
(パーツ) チン操作ボックス	同上	下顎部にて操作するためのコントロールボックス
(パーツ) セレクタ	同上	走行、リクライニング等の操作切替用のスイッチ
(パーツ) 液晶モニタ	同上	操作切り替えの状況等を表示するための液晶モニタ
(パーツ) 頭部スイッチ・取付金具	同上	頭部で走行、リクライニング等の操作切り替えを行うためのスイッチとフレームに取り付けるための金具

		具
手動スイングチン コントロール一式	上肢筋力低下により、上肢での操作が不可能な者（スイングアームの位置調整は介助者が行う者）	下記パーツから構成されたもの
(パーツ) 手動スイングチン アーム	同上	手動により可動するコントローラ取付けアーム
(パーツ) チン操作ボックス	同上	下顎部にて操作するためのコントロールボックス
多様入力コントローラ 非常停止スイッチ ボックス	上肢筋力低下や不随意運動等により、特殊な入力装置が必要な者	非常停止スイッチ付きの多様入力コントローラ
多様入力コントローラ 4方向スイッチボード	同上	並列配置の4ボタン
多様入力コントローラ 8方向スイッチボード	同上	楕円形配置の8ボタン
多様入力コントローラ 小型ジョイスティックボックス	同上	小型のジョイスティック
多様入力コントローラ フォースセンサ	同上	フォースセンサ内蔵のコントローラ
多様入力コントローラ 足用ボックス	同上	足指や足底での操作に耐えるよう耐久性の高いコントローラ
簡易1入力	同上	スキャン式で、1ボタンで走行操作が可能な仕様コントローラ
ジョイスティック ノブ・レバーノブ各種形状	上肢筋力低下や不随意運動等により、特殊なノブが必要な者	材料—樹脂
フットサポートヒールループ	フットサポートから足部が後方に脱落する危険性がある者	踵部にベルト等を引き掛け、足部が後方に脱落しないようにしたるもの
フットサポートアンクルストラップ	フットサポートから足が脱落する危険性がある者	足部をベルト等で、フットサポートに固定するもの
フットサポートステップカバー	足部の保護が必要な者	フットサポート全体を覆うことにより、足部の保護や負担を軽減するもの

(参考) 電動車椅子の基本工作法から考えられる必要な設備等

電動車椅子の基本工作法における各工程に係る作業内容を遂行するために必要となる、標準的な設備等については、以下を参照すること。

工 程	作業の内容	設 備
(ア) 身体状況の観察等	身体状況の観察、座位姿勢の評価及び使用目的の確認	
(イ) 採寸	製作に必要な採寸、電動車椅子の装備等についての選択及び記録	
(ウ) 製作、加工、組立て	フレーム及び付属品の製作、加工並びに組立て	溶接
(エ) 仮合わせ (必要に応じて)	身体への適合並びにフレーム及び付属品の検査及び修正	
(オ) 仕上げ	各部品の取付け、仕上げ等	
(カ) 適合検査	最終的な身体への適合及び電動車椅子の各機能の検査	
※ 関連業務	<ul style="list-style-type: none">・ 製作に必要な個人情報（氏名、年齢、職業、家族構成、身体状況、住宅環境、生活様式、使用者の希望、連携可能な関係医療機関等）の収集、情報カードへの記載、保管、管理業務・ 初期段階で、使用者が電動車椅子を入手するまでの流れについて説明する。・ 処方医と連携し、最適な部品等の選択を行う。・ 電動車椅子の引渡し後も、定期的なチェック等のフォローアップを行うことが望ましいことを使用者にご理解いただく。	

※事務室、工作室が必要であり、設備を配置した上で十分に動ける面積があること。

※設備欄に掲げる設備のほか、必要な工具等（例：ボール盤、ジグソー、エアコンプレッサー、電動ドリル、万力、ハンドリベッター、トルクレンチ、パイプカッター、ノギス、ウレタンカッター、ディスクグラインダー等）を備えていること。

第2 義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子及び電動車椅子の修理に要する費用の額の算定等に関する取扱い

1 殻構造義肢

殻構造義肢の修理については、「購入基準」と同様に加算方式でその合算した額の100分の106に相当する額を上限とし、次により取り扱うものとすること。

修 理 項 目	上 限 価 格
ア ソケットの交換	ソケットを新たに製作する場合は、購入基準に準ずることとし、ソケットを複製する場合は、採型区分ごとの複製価格にソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。ソケットの交換に伴い、ソフトインサート及び支持部の交換が必要な場合は、それぞれの修理項目の上限価格を加算することができるこ。
イ ソフトインサートの交換	ソケットの交換に伴ってソフトインサートを交換する場合は、購入基準に準ずることとし、ソフトインサートを単独で交換する場合は、修理基準の「イのソフトインサートの交換」の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
ウ 支持部の交換	支持部を交換した場合は、購入基準に準ずることとし、交換した支持部ごとの上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
エ 義手用ハーネス及び 義足懸垂用部品の交換	義手用ハーネス及び義足懸垂用部品を交換した場合は、修理基準の作業上限価格に、交換部品ごとに購入基準に掲げる価格を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。
オ 外装の更新	修理基準の「オの外装の更新」の上限価格をもって修理価格とすること。
カ 完成用部品の交換	修理基準の「カの完成用部品の交換」に掲げる作業上限価格に、完成用部品の上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。ただし、外付けバッテリ、バッテリボックス、リストユニット又は充電器の交換の場合には、完成用部品の上限価格に掲げる額をもって修理価格の上限額とすること。
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に修理基準の「キのソケットの調整」に定める額をもって修理価格の上限額とすること。
(注) 1 ア又はウの修理で完成用部品を必要とする場合は、当該完成用部品上限価格を加算することができるこ。 2 ア、ウ及びカの修理について、他の修理を必要とする場合は、当該他の修理価格を加算すること。	

(1) ソケットの交換

ア 基本価格及び複製価格

- (ア) 採寸又は採型により、ソケットを新たに製作する場合は、購入基準の基本価格にソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。基本価格は、採寸又は採型及び仮歩行を含みソケット交換を行う場合の価格であること。
- (イ) 使用中の義足からソケットを復元する場合は、複製価格に購入基準の「ソケット」の上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。複製価格は、使用中の義足からソケットを復元し、仮歩行を含むソケット交換を行う場合の価格であること。
- (ウ) ソケットの交換により、大幅に支持部を修正する必要がある場合は、当該支持部の使用材料ごとに支持部の価格を加算することができる

こと。

イ ソケットの価格

- (ア) ソケットの価格は購入基準に準じ、ソケットの基本価格又は複製価格の採型区分に基づき使用材料ごとに加算すること。
- (イ) 二重式ソケットは、採型区分ごとに外ソケットと内ソケットのそれぞれ使用材料ごとの価格を合算した額とすること。
- (ウ) 電動式は、電極の取り付け加工を行うソケット製作のときのみ取り扱い、二重式ソケットにおいて電動式を重複して取り扱えないこと。
- (エ) 電動義手において、完成用部品に揚げられた筋電電極の交換を伴わない場合は、ダミー用部品価格として修理基準で示した額を加算できること。

(2) ソフトインサートの交換

- ア ソケット交換に伴ってソフトインサートを交換する場合は、購入基準に基づき、ソフトインサートの上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
- イ ソフトインサートを単独で交換する場合は、修理基準のソフトインサートの交換の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。ソフトインサートの交換の価格は、使用中のソフトインサートから陽性モデルを作りソフトインサートを製作する場合の価格であること。

(3) 支持部の交換

- ア 支持部の交換は、購入基準の支持部の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。必要に応じて完成用部品の価格を加算することができる。
- イ ソケット交換、継手交換、アンクルブロック交換、鉄脚交換、高さ修正及び長さ修正等の修理において支持部に手を加えることを余儀なくされる場合に、その修理箇所の支持部を加算することができる。
- ウ 支持部交換に伴い、外装を新しく行う場合は、外装の価格を加算すること。
ただし、残存の皮革を使用する場合は、外装を加えられないこと。
- エ アルミニウムを用いる場合の価格は、木製に準じて取り扱うこと。
- オ 鉄脚及び足部の交換については、第1の1の殻構造義肢に準じて取り扱うこと。
- カ 電動式の支持部の交換は、第1の1の殻構造義肢に準じて取り扱うこと。

(4) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品並びに断端袋の交換

- ア 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換は、作業上限価格に購入基準の使用部品の上限価格を加算したものを上限額とすること。
- イ 購入基準に掲げられていないものの修理は、「他の交換」の作業上限価格をもって修理価格とすること。
- ウ 断端袋の交換は、作業上限価格を修理価格とすること。年間の上限額であるため、特性及び数量にかかわらず、当該額の範囲で一括支給することができる。
- エ 義足用股吊り交換の価格は、1本当たりのものであること。
- オ 懸垂用膝カフの交換については、PTBカフベルトに準じて取り扱うこと。

(5) 外装の更新

- ア 新たに外装を行う場合にのみ加算すること。
- イ 足部の表革及び裏革の交換については、木製足部の場合に加算することができる。ただし、職業上・生活環境等により、特に足部の耐久性を高める必要があると認められる場合は、木製足部以外の足部にも表革及び裏革を加算することができる。
- ウ リアルソックスを必要とする場合は、購入基準の「完成用部品」に掲げる価格を加算することができる。

(6) 完成用部品の交換

- ア 完成用部品の交換の上限価格は、作業にかかる価格であり、完成用部品の価格を加算することができること。1回の修理において複数の完成用部品を交換する場合、完成用部品の交換の価格は交換部位ごとに1回の算定すること。つまり、交換部位ごとに交換した完成用部品の数にかかわらず1回を1単位として算定すること。
- イ アライメント調整を必要とするもの
 - a アライメント調整を必要とするものとは、支持部に手を加えないと修理できない完成用部品の交換であること。
 - b 溶接は、アライメント修正及び支持部修正を必要とする溶接であること。
 - c 外装を必要とする場合は、外装の価格を加算することができる。
- ウ アライメント調整を必要としないもの
 - a アライメント調整を必要としないものとは、支持部、外装に手を加えることなく修理ができる完成用部品の交換であり、各パーツの小部品の交換とすること。ただし、ネジ類の交換は、部品交換として加算できないこと。
 - b 溶接は、外装更新の有無にかかわりなく支持部修正を必要としない溶接であること。
 - c 吸着式バルブの交換は、単独の場合とソケット交換に付随する場合とに区分され、単独の場合にのみ部品交換の上限価格を加算すること。
 - d その他の電動ハンド及び電動フックについては、手先具部品で対応すること。
 - e その他のリストユニット用部品及びローテーターは手継手部品として扱うこと。
 - f その他の接続ケーブル、コントローラ、コネクタブロック及び内蔵バッテリは接続ケーブル部品として扱うこと。
 - g その他の電極及びスイッチは、電極部品として扱うこと。

2 骨格構造義肢

骨格構造義肢の修理に要する費用の額の算定等については、「購入基準」と同様に加算方式でその合算した額の100分の106に相当する額を上限とし、次により取り扱うものとすること。

修 理 項 目	上 限 価 格
ア ソケットの交換	ソケットを新たに製作する場合は、購入基準に準ずることとし、ソケットを複製する場合は、採型区分ごとの複製価格にソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。ソケットの交換に伴い、ソフトインサート及び支持部の交換が必要な場合は、それぞれの修理項目の上限価格を加算することができるこ。
イ ソフトインサートの交換	ソケットの交換に伴ってソフトインサートを交換する場合は、購入基準に準ずることとし、ソフトインサートを単独で交換する場合は、修理基準の「イのソフトインサートの交換」の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
ウ 支持部の交換	支持部を交換した場合は、購入基準に準ずることとし、交換した支持部ごとの上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換	義手用ハーネス及び義足懸垂用部品を交換した場合は、修理基準の作業上限価格に、交換部品ごとに購入基準に掲げる価格を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。
オ 外装の交換	交換した外装の価格に、完成用部品の外装用部品を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。
カ 完成用部品の交換	使用部品ごとに購入基準の「才の完成用部品」に掲げる額に、修理基準の「カの完成用部品の交換」に定める額を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。ただし、ストッキネット、吸着バルブ、懸垂ベルト、KBMウェッジ、ライナーロックアダプタ、ライナー、ラミネーションポスト、エアコンタクトキット及びエアパイロンポンプの交換の場合には、完成用部品の上限価格に掲げる額をもって修理価格の上限額とすること。
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に修理基準の「キのソケットの調整」に定める額をもって修理価格の上限額とすること。
(注) 1 ア又はウの修理で完成用部品を必要とする場合は、購入基準の「才の完成用部品」に掲げる価格を加算することができること。 2 ア、ウ又はカの修理について、他の修理を必要とする場合は、当該他の修理価格を加算すること。 3 外装の交換は、フォームカバーを交換する場合に限ること。	

(1) ソケットの交換

ア 基本価格及び複製価格

- (ア) 採寸又は採型により、ソケットを新たに製作する場合は、購入基準の基本価格にソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。基本価格は、採寸又は採型と仮歩行を含みソケット交換を行う場合の価格であること。
- (イ) 使用中の義足からソケットを復元する場合は、複製価格に購入基準の「ソケット」の上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。複製価格は、使用中の義足からソケットを復元し、仮歩行を含むソケット交換を行う場合の価格であること。
- (ウ) ソケットの交換により、大幅に支持部を修正する必要がある場合は、当該支持部の使用材料ごとに支持部の価格を加算することができるこ。

イ ソケットの価格

- (ア) ソケットの価格は購入基準に準じ、ソケットの基本価格又は複製価格の採型区分に基づき使用材料ごとに加算すること。
 - (イ) 二重式ソケットは、採型区分ごとに外ソケットと内ソケットのそれぞれ使用材料ごとの価格を合算した額とすること。
 - (ウ) 電動式は、電極の取り付け加工を行うソケット製作のときのみ取り扱い、二重式ソケットにおいて電動式を重複して取り扱えないこと。
 - (エ) 電動義手において、完成用部品に掲げられた筋電電極の交換を伴わない場合は、ダミー用部品価格として修理基準で示した額を加算できること。
- (2) ソフトインサートの交換
- ア ソケット交換に伴ってソフトインサートを交換する場合は、購入基準に基づき、ソフトインサートの上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
 - イ ソフトインサートを単独で交換する場合は、修理基準のソフトインサートの交換の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。ソフトインサートの交換の価格は、使用中のソフトインサートから陽性モデルを作りソフトインサートを製作する場合の価格であること。
- (3) 支持部の交換
- 幹部交換を除く支持部交換は、ソケット交換を行う場合にのみ加算すること。
- (4) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品並びに断端袋の交換
- 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品並びに断端袋の交換の取扱いについては、第1の1の殻構造義肢に準ずること。
- (5) 外装の更新
- ア フォームカバーの交換を行う場合にのみ加算すること。
 - イ リアルソックスを必要とする場合は、購入基準の「オの完成用部品」に掲げる価格を加算することができる。
- (6) 完成用部品の交換
- 使用部品ごとに、完成用部品の価格に修理基準「オの完成用部品の交換」に掲げる額を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。ただし、ストッキネット、吸着バルブ、懸垂ベルト、KBMウェッジ、ライナーロックアダプタ、ライナー、ラミネーションポスト、エアコンタクトキット及びエアパイロンポンプの交換の場合には、完成用部品の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。

3 装具（オーダーメイド）

装具の修理に要する費用の額の算定等については、購入基準と同様に加算方式でその合算した額の100分の106に相当する額を上限とし、次により取り扱うこと。

修 理 項 目	上 限 価 格
ア 繙手及び支持部の交換	修理項目ごとに購入基準の「エの製作要素価格」に掲げる価格に、修理基準の「アの継手及び支持部の交換」に定める

イ 完成用部品の交換			額を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。 修理項目ごとに「購入基準の完成用部品」に掲げる価格をもって修理価格の上限額とすること。	
ウ ベルトの交換			修理箇所ごとに 25 mm 幅のもの及び 50 mm 幅のものは「修理基準のベルトの交換」に定める額を修理価格の上限額とすること。ただし、裏付きの場合及びバックルを使用する場合には、当該価格を 2 倍した額を修理価格の上限額とすること。	
エ 溶接			修理箇所ごとに「修理基準の溶接」に定める額を修理価格の上限額とすること。	
オ その他の交換・修理				
(ア) 修理部位	下肢装具	足底裏革交換 又は足底ゴム交換	修理項目ごとに「修理基準のその他の交換・修理」の「修理部位」に定める額を修理価格の上限額とすること。	
	靴型装具	本底交換 足底挿板交換		
		半張交換 踵交換 積上交換 底張かけ交換 ファスナー交換		
		細革交換		
		支柱交換（硬性） 支柱交換（軟性）		
(イ) (ア)以外の部位			修理項目ごとに「購入基準の製作要素価格」に掲げる価格を修理価格の上限額とすること。	
(注) 1 採型又は採寸を必要とする修理については、購入基準の「ウの基本価格」に掲げる価格を加算することができること。 2 ア又はオ ((イ)に係るるものに限る。) の修理で完成用部品を必要とする場合は、購入基準の「オの完成用部品」に掲げる価格を加算することができること。なお、2つ一組の完成用部品を1つ用いる修理の場合は、購入基準の「オの完成用部品」に掲げる価格に対して 1/2 を乗じた額をもって修理価格とすること。 3 靴型装具は、右又は左の片側を一単位とすること。 4 裏革に劣化等のない、単なる剥離に対する再接着修理は、購入基準の「エの製作要素価格」に掲げる価格を修理価格の上限額とすること。なお、剥離については、新規製作及び修理から9月以内は接着不良としての修理を認めないこと。 5 革底の細革交換は、革底の価格を加算すること。				

完成用部品の交換において、2つ一組の完成用部品を1つ用いる修理の場合は、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格に対して 1/2 を乗じた額をもって修理価格とすること。ただし、標準靴を除くものとすること。

4 装具（レディメイド）

修理基準の「装具（オーダーメイド）」に準じて修理すること。

5 姿勢保持装置

姿勢保持装置の修理に要する費用の額の算定等については、「購入基準」と同様に加算方式でその合算した額の 100 分の 106 に相当する額を上限とし、次により取り扱うものとする。

修理項目	上限価格	
ア 支持部の交換	購入基準の「エの製作要素価格の(ア)の支持部」に掲げる価格に、修理基準の「アの支持部の交換」に定める額を加算した額をもって修理価格とすること。	
イ 支持部の調整	寸法調整	形状調整
頭 部 上腕 部 前腕・手部 体幹 部 骨盤・大腿部 下腿 部 足 部	修理項目ごとに修理基準の「イの支持部の調整」に定める額とすること。	
ウ 支持部の連結、連結角度調整用部品の交換	修理項目ごとに購入基準の「エの製作要素価格の(イ)支持部の連結」に掲げる価格に、修理基準の「ウの支持部の連結、連結角度調整用部品の交換」に定める額をもって修理価格とすること。	
エ 構造フレームの交換	<p>購入基準の製作要素価格の構造フレームに掲げる基本価格に、修理基準の「エの構造フレームの交換」に定める額を加算した額をもって修理価格とすること。</p> <p>車椅子及び電動車椅子としての機能を附加した場合は、当該機能のみに係る部分については、車椅子及び電動車椅子の修理基準に準ずること。</p>	
オ 付属品の交換	修理項目ごとに購入基準の「エの製作要素価格の(エ)付属品」に掲げる価格をもって修理価格とすること。	
カ 調節機構の交換	修理項目ごとに購入基準の「エの製作要素価格の(カ)調節機構」に掲げる価格をもって修理価格とすること。	
キ ベルトの交換	25mm 幅のもの及び 50mm 幅のものは修理基準の「キのベルトの交換」に定める額とし、裏付きを必要とする場合及びバックルを使用する場合には、当該価格を 2 倍した額とすること。	
ク 完成用部品の交換	修理項目ごとに購入基準の「オの完成用部品」に掲げる価格をもって修理価格とすること。	
(注) 1 採寸又は採型を必要とする修理については、購入基準の「ウの基本価格」に掲げる価格を加算することができること。 2 繼手の交換において、2つ一組の義肢・装具の完成用部品を1つ用いる場合は、購入基準の殻構造義肢の「完成用部品」、「購入基準の装具の完成用部品」に掲げる価格に対して 1 / 2 を乗じた額をもって修理価格とすること。		

6 車椅子

車椅子の修理に要する費用の額の算定等については、「購入基準」と同様に加算方式でその合算した額の 100 分の 106 に相当する額を上限とする。ただし、次に掲げる付属品のみを交換する場合については 100 分の 110 に相当する額を上限とすること。(オーダーメイドで製作されたものを除く。)

別表の 3 の(6)の車椅子の表の付属品の項に掲げるクッション(カバー付き)、背クッション、枕(レディメイド)、テーブル、杖たて、栄養パック取付用ガードル架、点滴ポール、日よけ、雨よけ、スポークカバー及びリフレクタの交換。

なお、修理項目及び構造等については次の表のとおりとし、部品の交換を伴わないシート、バックサポート、レッグサポート、フットサポート及びアームサポート等について、成長に伴う調整をした場合は箇所にかかわらず、1 回当たり修理価格を算定できること。なお、成長に伴う調整が必要な場合は、市町村による修理費用の支給決定後に行うこととし、補装具事業者が支給決定を待たずに調整をした場合

は費用を支給することができないこと。

○修理項目及び構造等

修理項目	構 造 等
フレーム交換	フレームの部位は問わない
溶接（修理箇所ごと）	溶接 1 カ所あたりの価格
キャスター取付部品交換	車椅子本体側にあるキャスターを取付するための部品の交換
リヤ・シャフト交換	6 輪構造などに使用するサスペンション部品の交換
レバー交換	介助用ブレーキ、リクライニング機構のレバー、駐車ブレーキの延長 レバー等の各種レバー交換
グリップ交換	押手部分に取り付けるグリップ交換

7 電動車椅子

電動車椅子の修理に要する費用の額の算定等については、「購入基準」と同様に加算方式でその合算した額の 100 分の 106 に相当する額を上限とする。ただし、次に掲げる付属品のみを交換する場合については 100 分の 110 に相当する額を上限とすること。

別表の 3 の (7) の電動車椅子のアの表のスイッチの項に掲げる延長スイッチ交換、バッテリの項に掲げるバッテリ交換（リチウムイオン電池）、充電器の項に掲げる外部充電器交換及び付属品の項に掲げる付属品交換（別表の 1 の(7)のエの(ウ)の表に掲げるジョイスティックノブの交換に限る。）並びにイの表のスイッチの項に掲げるスイッチゴム交換及び延長スイッチ交換、バッテリの項に掲げるバッテリ交換（リチウムイオン電池）及びバッテリ交換（ニッケル水素電池）並びに充電器の項に掲げる外部充電器交換。

なお、修理項目及び構造等については次の表のとおりとし、部品の交換を伴わないシート、バックサポート、レッグサポート、フットサポート及びアームサポート等について、成長に伴う調整をした場合は箇所にかかわらず、1 回当たりの価格として算定すること。なお、成長に伴う調整が必要な場合は、市町村による修理費用の支給決定後に行うこととし、補装具事業者が支給決定を待たずに調整をした場合は費用を支給することができないこと。

○修理項目及び構造等

修理項目	構 造 等
電動又は電磁ブレーキ交換	モータ等に内蔵されているブレーキの交換
リヤ・シャフト交換	車体後方についているサスペンション部品の交換
電動リフトシャフト交換	昇降モータに付属するシャフトの交換
電動ティルト・電動リクライ	電動ティルト及び電動リクライニングモータに付属するシャフト

第3 補聴器の加算に関する取扱い

デジタル式補聴器で、調整が必要な場合に加算することができる、「補聴器の装用に関する専門的な知識・技能を有する者」は、補装具事業者に配置されている言語聴覚士又は認定補聴器技能者とすること。なお、加算については補聴器1個当たりの価格とし、購入時に1回のみ算定できること。

なお、支給申請にあたって提出する見積書には、上記の者が調整を行う旨、明記することとし、引渡し時に、様式1により適切に調整が行われた書類を領収書に添えて提出すること。

第4 人工内耳用音声信号処理装置の修理に関する取扱い

人工内耳用音声信号処理装置の修理について、以下の場合に補装具費支給制度（修理）での対応を可能とすること。

1 対象者

人工内耳装用者のうち、医師が当該人工内耳音声信号処理装置の修理が必要であると判断している者

2 対象機器の範囲

人工内耳用音声信号処理装置（標準型・残存聽力活用型）のみ

※以下に掲げる機器は対象外である。

ア 人工内耳用インプラント

イ 人工内耳用ヘッドセット（マイクロホン・送信コイル・送信ケーブル・マグネット・接続ケーブル等）

ウ 人工内耳用音声信号処理装置の電池

※新機種を使用したい等、本人の選好による機器の交換は対象外である。

※人工内耳用材料が破損した場合及び医学的に必要と認められる場合の交換については医療保険給付の対象である。

なお、市町村は、「補装具費支給申請書」、医師が作成した「人工内耳用音声信号処理装置 確認票（様式2）」、修理見積書等に基づき、更生相談所の判定を要せず、支給決定して差し支えないこと。

支給決定にあたって、市町村は、当該人工内耳音声信号処理装置について、補装具事業者（人工内耳メーカー）や本人への聞き取り等により、以下の項目を確認すること。

- ・補装具事業者が定める保証期間を経過していること
- ・補装具事業者が修理可能と判断していること

- 申請者が、人工内耳音声信号処理装置の修理を対象にした任意保険に加入していないこと。

第5 歩行器に関する取扱い

歩行器のうち、下記の項目の支給を行う場合の対象者例及び構造は次のとおり。

項目	対象者例	構造
歩行器（後方支持型）	前方支持型のものでは歩行姿勢が前傾しやすい者であって、後方支持型であっても転倒危険性がない者、かつ、これによって実用的な歩行が可能となる者	基本構造は四輪型（腰掛なし）に準じ、フレームが側方及び後方にあり、上肢及び骨盤後方を支持する構造
歩行器（サドル・テーブル付きのもの又はスリング・胸郭支持具若しくは骨盤支持具付きのもの）	成長期の児童等で、上肢支持のみの自力立位が困難であるが、腰部のわずかな支持があれば実用歩行が可能になる者であって、かつ、歩行器の握りを把持することが困難等の理由からテーブル面に上肢を支持することで実用歩行が可能になる者	基本構造は四輪型（腰掛なし）に準じ、サドル・テーブル等を有する構造

第6 重度障害者用意思伝達装置の支給に関する取扱い

重度障害者用意思伝達装置の付属品等については、次により取り扱うものとする。

1 文字等走査入力装置における遠隔制御装置の取扱い

文字等走査入力装置のうち、高度な遠隔制御機能及び通信機能を有する本体（製品）を有するものの支給基準は、遠隔制御装置を必要とする場合は「高度な遠隔制御機能が付加されたもの」とし、遠隔制御装置を必要としない場合は「通信機能が付加されたもの」として取り扱うこと。

なお、「通信機能が付加されたもの」として支給決定された場合は、遠隔制御装置を付属品として購入することは、認められないこと。

2 視線検出式入力装置（スイッチ）の取扱い

文字等走査入力方式の装置において視線検出式入力装置（スイッチ）を選択している場合、その構造等により、次の付属品との組合せは原則として認められない。真にやむを得ない理由により必要な場合は、特例補装具として取り扱うこと。

（1）呼び鈴分岐装置

呼び鈴分岐装置は、入力装置と本体の間に接続し、入力装置からの電気信号を本体側と呼び鈴側に分岐させることで、本体の作動状況によらず呼び鈴を鳴らすための装置であることから、本体が正常作動中に直接接続して利用する視線検出式入力装置（スイッチ）との併用はできないため、付属品として支給することは適切ではないこと。

(2) その他の入力装置

文字等走査入力方式の装置においては、複数の入力装置を併用して文字入力等を行うことができる製品もあるが、補装具費の支給対象となる入力装置は、補装具費支給事務取扱指針第2の1の(5)に定めるとおり、原則として1個であることから、視線検出式入力装置（スイッチ）と他の入力装置（スイッチ）を合わせて支給決定することは適切ではないこと。

3 入力装置固定具

視線検出式入力装置（スイッチ）をモニタに取り付けるためのプレートは製品に付属されていることから、入力装置固定具を付属品として支給することは適切ではないこと。利用環境によっては、本体を移動（再設置）させた際に、装置が脱落するような場合には、接続ケーブルを含めた固定方法を検討し、固定具の追加の必要性を個別に判断すること。

様式 1

デジタル補聴器の装用に関し専門的知識、技術を有する者の証明

_____ 氏の補装具費支給申請（補聴器）について、
以下の者がデジタル補聴器の調整を行ったことを証明します。

令和 年 月 日
(補装具事業者名及び代表者名)

調整を行った者の氏名（ ）

（ 言語聴覚士 ・ 認定補聴器技能者 ）

（言語聴覚士免許証、認定補聴器技能者認定証書又は認定補聴器技能者カードの写し）

※貼付欄

様式2

人工内耳用音声信号処理装置 確認票

障害者総合支援法による補装具費支給に当たり、下記の内容について、確認しました。

(元号) 年 月 日

医療機関名 _____

所 在 地 _____

診療担当科 _____

作成医師氏名 _____

記

【患者情報】

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 月 日 年齢 _____ 歳

住 所 _____

身障手帳障害名と等級

_____ (_____ 種 _____ 級)

【使用している人工内耳用音声信号処理装置】

メーカー名 : _____

機 種 名 : _____

【確認項目】

以下に該当する場合は□に☑を入れてください。

- 該当の人工内耳音声信号処理装置はメーカーの保証期間外となっている。
- 人工内耳用材料が破損した場合及び医学的に必要と認められる場合の交換では無く、人工内耳用音声信号処理装置の修理が必要である。
- 人工内耳メーカーと提携する任意保険（動産保険）に加入していない。

障企発第0328002号
障障発第0328002号
平成19年3月28日
一部改正
障企発0928第2号
障障発0928第2号
平成23年9月28日
一部改正
障企発0330第4号
障障発0330第11号
平成24年3月30日
一部改正
障企発0329第5号
障障発0329第9号
平成25年3月29日
一部改正
障企発0331第2号
障障発0331第2号
平成26年3月3日
一部改正
障企発0331第1号
障発0331第5号
平成27年3月31日
一部改正

各 都道府県 障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課長
障害福祉課長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について

障害者自立支援法（平成17年法律第123号。平成25年4月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。以下「法」という。）に基づく自立支援給付（以下「自立支援給付」という。）については、法第7条の他の法令による給付又は事業との調整規定に基づき、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付又は地域支援事業が優先されることとな

る。このうち、介護給付費等（法 第19条第1項に規定する介護給付費等をいう。以下同じ。）の支給決定及び補装具費の支給に係る認定を行う際の介護保険制度との適用関係等についての考え方は次のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体及び関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

本通知の施行に伴い、平成12年3月24日障企第16号・障障第8号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、障害福祉課長連名通知「介護保険制度と障害者施策との適用関係等について」は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

1. 自立支援給付と介護保険制度との適用関係等の基本的な考え方について

（1）介護保険の被保険者とならない者について

障害者についても、65歳以上の者及び40歳以上65歳未満の医療保険加入者は、原則として介護保険の被保険者となる。

ただし、次の①及び②に掲げる者並びに③～⑪の施設に入所又は入院している者については、①～⑪に掲げる施設（以下「介護保険適用除外施設」という。）から介護保険法の規定によるサービス（以下「介護保険サービス」という。）に相当する介護サービスが提供されていること、当該施設に長期に継続して入所又は入院している実態があること等の理由から、介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第11条及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第170条の規定により、当分の間、介護保険の被保険者とはならないこととされている。

なお、介護保険適用除外施設を退所又は退院すれば介護保険の被保険者となり、介護保険法に基づく要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）を受ければ、これに応じた介護保険施設に入所（要介護認定を受けた場合に限る。）し、又は在宅で介護保険サービスを利用することができます。

① 法第19条第1項の規定による支給決定（以下「支給決定」という。）（法第5条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）及び同条第11項に規定する施設入所支援（以下「施設入所支援」という。）に係るものに限る。）を受けて同法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設（以下「指定障害者支援施設」という。）に入所している身体障害者

② 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項の規定により法第5条第12項に規定する障害者支援施設（生活介護を行う

ものに限る。以下「障害者支援施設」という。)に入所している身体障害者

- ③ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設
 - ④ 児童福祉法第6条の2第3項の厚生労働大臣が指定する医療機関（当該指定に係る治療等を行う病床に限る。）
 - ⑤ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
 - ⑥ 国立及び国立以外のハンセン病療養所
 - ⑦ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第1号に規定する救護施設
 - ⑧ 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第29条第1項第2号に規定する被災労働者の受ける介護の援護を図るために必要な事業に係る施設（同法に基づく年金たる保険給付を受給しており、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者を入所させ、当該者に対し必要な介護を提供するものに限る。）
 - ⑨ 障害者支援施設（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第16条第1項第2号の規定により入所している知的障害者に係るものに限る。）
 - ⑩ 指定障害者支援施設（支給決定（生活介護及び施設入所支援に係るものに限る。）を受けて入所している知的障害者及び精神障害者に係るものに限る。）
 - ⑪ 法第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者であって、障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第2条の3に規定する施設（法第5条第6項に規定する療養介護を行うものに限る。）
- (2) 介護給付費等と介護保険制度との適用関係

介護保険の被保険者である 65 歳以上の障害者が要介護状態又は要支援状態となった場合（40 歳以上 65 歳未満の者の場合は、その要介護状態又は要支援状態の原因である身体上又は精神上の障害が加齢に伴って生ずる心身上の変化に起因する特定疾病によって生じた場合）には、要介護認定等を受け、介護保険法の規定による保険給付を受けることができる。また、一定の条件を満たした場合には、地域支援事業を利用することができる。

その際、自立支援給付については、法第7条の他の法令による給付又は事業との調整規定に基づき、介護保険法の規定による保険給付又は地

域支援事業が優先されることとなるが、介護給付費等の支給決定を行う際の介護保険制度との適用関係の基本的な考え方は以下のとおりであるので、市町村は、介護保険の被保険者（受給者）である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る保険給付又は地域支援事業を受け、利用することが可能か否か等について、介護保険担当課や当該受給者の居宅介護支援を行う居宅介護支援事業者等とも必要に応じて連携した上で把握し、適切に支給決定すること。

① 優先される介護保険サービス

自立支援給付に優先する介護保険法の規定による保険給付又は地域支援事業は、介護給付、予防給付及び市町村特別給付並びに第一号事業とされている（障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第2条）。したがって、これらの給付対象となる介護保険サービスが利用できる場合は、当該介護保険サービスの利用が優先される。

② 介護保険サービス優先の捉え方

ア サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には、この介護保険サービスに係る保険 紙付を優先して受けこととなる。しかしながら、障害者が同様のサービスを希望する場合でも、その心身の状況やサービス 利用を必要とする理由は多様であり、介護保険サービスを一律に 優先させ、これにより必要な支援を受けることができるか否か を一概に判断することは困難であることから、障害福祉サービス の種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険 サービスを特定し、一律に当該 介護保険サービスを優先的に利 用するものとはしないこととする。

したがって、市町村において、申請に係る障害福祉サービスの利用 に関する具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより把握した上で、 申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受け ることが可能か否かを適切に判断すること。

なお、その際には、従前のサービスに加え、小規模多機能型居宅 介護などの地域密着型サービスについても、その実施の有無、当該 障害者の利用の可否等について確認するよう留意する必要がある。

イ サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものが

ない障害福祉サービス固有のものと認められるもの（同行援護、行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）については、当該障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給する。

③ 具体的な運用

②により、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合には、基本的には介護給付費等を支給することはできないが、以下のとおり、当該サービスの利用について介護保険法の規定による保険給付が受けられない又は地域支援事業を利用することができない場合には、その限りにおいて、介護給付費等を支給することが可能である。

ア 在宅の障害者で、申請に係る障害福祉サービスについて当該市町村において適当と認める支給量が、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスに係る保険給付又は地域支援事業の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上において介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合。

イ 利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近ない、あっても利用定員に空きがないなど、当該障害者が実際に申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用することができ困難と市町村が認める場合（当該事情が解消するまでの間に限る。）。

ウ 介護保険サービスによる支援が可能な障害者が、介護保険法に基づく要介護認定等を受けた結果、非該当と判定された場合など、当該介護保険サービスを利用できない場合であって、なお申請に係る障害福祉サービスによる支援が必要と市町村が認める場合（介護給付費に係るサービスについては、必要な障害支援区分が認定された場合に限る。）。

（3）補装具費と介護保険制度との適用関係

補装具費の支給認定を行う際の介護保険制度との適用関係についても、基本的な考え方は（2）の①及び②と同様であるが、具体的には以下のとおりである。

介護保険で貸与される福祉用具としては、補装具と同様の品目（車いす、歩行器、歩行補助つえ）が含まれているところであり、これらの品目は介護保険法に規定する保険給付が優先される。ただし、車いす等保険給付として貸与されるこれらの品目は標準的な既製品の中か

ら選択することになるため、医師や身体障害者更生相談所等により障害者の身体状況に個別に対応することが必要と判断される障害者については、これらの品目については、法に基づく補装具費として支給して差し支えない。

2. その他

- (1) 介護保険サービスが利用可能な障害者が、介護保険法に基づく要介護認定等を申請していない場合は、介護保険サービスの利用が優先される旨を説明し、申請を行うよう、周知徹底を図られたい。
- (2) 平成18年3月31日以前の身体障害者福祉法等による日常生活用具の給付・貸与事業において、介護保険による福祉用具の対象となる品目については、介護保険法の規定による貸与や購入費の支給を優先して行うこととされていたところであるが、法における地域生活支援事業については自立支援給付とは異なり、地域の実情に応じて行われるものであり、法令上、給付調整に関する規定は適用がないものである。しかしながら、日常生活用具に係る従来の取り扱いや本通知の趣旨を踏まえ、地域生活支援事業に係る補助金の効率的な執行の観点も考慮しつつ、その適切な運用に努められたい。

社援保発第0329004号
平成19年3月29日

都道府県
各 指定都市 民生主管部(局)長殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長

介護扶助と障害者自立支援法に基づく自立支援給付との適用関係等について

生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による介護扶助と障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく自立支援給付との適用関係及び生活扶助の障害者加算他人介護料（以下「他人介護料」という。）の取扱いについて、下記のとおり整理したので、了知の上、管内実施機関に対して周知し、保護の実施に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく処理基準とするものであること。本通知の施行に伴い、「介護扶助と障害者施策との適用関係等について」（平成12年3月31日社援第18号厚生省社会・援護局保護課長通知）は廃止する。

記

第1 介護扶助と自立支援給付との適用関係

1 介護保険の被保険者に係る介護扶助と自立支援給付との適用関係

介護保険の被保険者に係る介護扶助（法第15条の2第1項に規定する居宅介護（居宅療養管理指導、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護を除く。）及び法第15条の2第1項第5号に規定する介護予防（介護予防居宅療養管理指導、介護予防特定施設入居者生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）に係るものに限る。以下同じ。）と自立支援給付のうち介護給付費等（障害者自立支援法第19条第1項に規定する介護給付費等をいう。以下同じ。）との適用関係に

については、障害者自立支援法第7条の規定及び「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成19年3月28日障企発第0328002号・障障発第0328002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長、障害福祉課長連名通知）の規定に基づく介護保険給付と介護給付費等との適用関係と同様、介護保険給付及び介護扶助が介護給付費等に優先するものであること。

ただし、介護保険制度における居宅介護サービスのうち訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション（医療機関により行われるものに限る。）並びに介護予防サービスのうち、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（医療機関により行われるものに限る。）に係るもの自己負担相当額については、自立支援医療（更生医療）の給付を受けることができる場合には、自立支援医療（更生医療）が介護扶助に優先して給付されることとなるので留意すること。

2 40歳以上65歳未満の医療保険未加入者であって、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条各号の特定疾病により要介護又は要支援の状態にある被保護者（以下「被保険者以外の者」という。）に係る介護扶助と介護給付費等及び障害者自立支援法による地域生活支援事業の一環として実施される訪問入浴サービス事業（以下「訪問入浴サービス事業」という。）との適用関係

（1） 基本的な考え方

被保険者以外の者に係る介護扶助と介護給付費等及び訪問入浴サービス事業との適用関係については、生活保護制度における補足性の原理により、介護給付費等及び訪問入浴サービス事業が介護扶助に優先されるものであること。

したがって、介護扶助の給付は、要介護（要支援）状態に応じた介護サービスに係る支給限度基準額（以下「支給限度額」という。）を限度として、介護給付費等及び訪問入浴サービス事業で賄うことができない不足分について行うものであること。

（2） 介護給付費等の受給及び訪問入浴サービス事業の利用が可能な者に係る介護扶助給付上限額の算定について

ア 被保険者以外の者であって、介護給付費等の受給及び訪問入浴サービス事業の利用が可能な者から介護扶助の申請があった場合、介護給付費等の受給状況及び訪問入浴サービス事業の利用状況を確認するとともに、サービスの利用に係る申請が行われていない場合については、利用申請を行うよう指導すること。

イ 介護給付費等の支給決定を受けて利用する障害福祉サービスについて、
①相当するサービスが介護保険給付により利用可能なものであるか、

②障害者固有のサービス等であるか

について、市町村の介護給付費等の支給決定事務担当部署等と連携した上で、把握すること。

ウ 当該者に係る支給限度額から、次に掲げる各号の合計額を控除した額を、介護扶助の給付上限額とすること。

①上記イの①に該当するサービスに係る介護給付費等の額

②訪問入浴サービス事業を利用した場合は、それぞれ以下に掲げる額

要介護者 1回当たり 12,500円

要支援者 1回当たり 8,540円

(3) 介護扶助の決定にあたっての留意事項

ア 上記（2）により算定した給付上限額の範囲において介護扶助の申請が行われた場合であっても、介護扶助として申請のあったサービスについて、介護給付費等により利用が可能と判断される場合には、介護給付費等の支給決定事務担当及び居宅介護支援事業者等との調整を行った上で、介護給付費等の活用を図ること。

イ 常時介護を要し、その介護の必要性が著しく高い障害者などに係る介護扶助の決定にあたり、上記（2）のウの算定方法によっては、介護給付費等の対象とならない訪問看護等について、必要なサービス量が確保できないと認められる場合については、上記（2）のウの算定方法によらず、介護扶助の支給限度額の範囲内を上限として、必要最小限度のサービスについて介護扶助により給付を行って差し支えないこと。

3 介護扶助による福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与と障害者自立支援法による補装具費支給制度及び地域生活支援事業における日常生活用具給付等事業との適用関係について

被保険者以外の者に係る福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与と補装具費及び日常生活用具給付等事業の適用関係については、2の（1）の取扱いと同様、補装具費支給制度及び日常生活用具給付事業が介護扶助に優先されるものであること。

第2 他人介護料の算定の考え方について

1 基本的取扱い

他人介護料の算定は、在宅の被保護者が、介護保険給付、介護扶助及び介護給付費等によるサービスを利用可能限度まで利用し、それでもなお、介護需要が満たされない場合において、家族以外の者から介護を受けることを支援するために行うものであること。

そのため、次のいずれかに該当する場合には、他人介護料を算定してはならないこと。

- (1) 要介護認定、障害程度区分の認定を受けていない場合
- (2) 上記の認定は受けているが、介護保険給付、介護扶助、介護給付費等により活用可能なサービスを最大限利用していない場合

2 夜間の取扱いについて

夜間（早朝、深夜を含む。以下同じ。）における他人介護料の取扱いについては、夜間対応型訪問介護など、介護保険給付又は介護給付費等により夜間におけるサービスが提供されている地域においては、当該サービスの活用を図るものとし、当該サービスの利用により夜間の介護需要を満たすことができると認められる場合には、算定を行わないこと。

平成20年 5月14日
一部改正 令和2年11月17日

補装具関連Q & A

問1 補装具費支給決定後、製作途中に補装具費支給対象障害者等が死亡した場合の取扱い如何。（支給決定後における未完成の補装具の取り扱い等）

（答）

- 障害者総合支援法施行規則第65条の7第1項においては、補装具の購入又は修理が完了した後に、「適合状態を確認できる書類（適合証明書）等」（10号）を求めているところであるが、補装具製作途中に本人が死亡する等、特段の事情がある場合には、適合証明書を欠く場合であっても（未完成の補装具であっても）補装具費の支給を行うこととする。
- 補装具費の額については、補装具費支給対象障害者等の死亡時点において、補装具製作業者が発行した領収書による額から算定することとなる。ただし、未完成部分があることから、身体障害者更生相談所等の意見を参考に、支給決定時の見積額の範囲内での実費相当額とする。
- なお、補装具費支給対象障害者等が死亡した場合の利用者負担については、生活保護世帯に準じた取扱いを行う等適宜の方法により減免して差し支えない。

問2 補装具のうち特に義肢及び装具の場合、義肢装具士の資格を有する者が採型や適合をすべきと思われるが、どう考えればよいか。

（答）

- 障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度においては、義肢及び装具に係る装着部位の採型並びに身体の適合が、医行為に該当する場合には、医師及び看護師、准看護師を除き、義肢装具士の資格を有する者が行わなければならない。
- また、義肢及び装具に係る装着部位の採型並びに身体の適合については、医療関係者との緊密な連携を図り、利用者の安全の確保や義肢・装具の質を確保する観点から、医学的知見を含む専門的な知識が必要となる。
- このため、医行為に該当しない場合においても、基本的に医学的知見を含む専門的な知識を有する義肢装具士が行うことが適當である。
- 補装具費支給制度においては、医師の判断を踏まえ、利用者の安全の確保や義肢・

装具の質を確保する観点から、必要に応じて身体障害者更生相談所とも相談の上、適切な実施に努められたい。

- なお、義肢装具士を配置している補装具製作事業者については、公益財団法人テクノエイド協会のホームページにおいて情報提供しているので参考にされたい。

※令和2年11月17日付け事務連絡「補装具費支給に係るQ & Aの送付について」により改正したもの。

問3 装具の患足を補高した場合で、健足も補高する必要がある場合、加算が可能か。

(答)

- 健足補高の加算については、靴型装具及び靴付き下肢装具の場合は可能であるが、それ以外の装具の場合は、患足の状況とともに健足に補高を必要とする状況等について個別に必要性を判断することとなる。

問4 児童福祉法に基づく保護者とされる障害児施設の施設長が、補装具費支給申請を行った場合、補装具費支給制度により補装具費（100分の90相当額）を支給することは可能か。

(答)

- 可能である。なお、利用者負担（10／100相当額）を施設長に課すことは社会通念上適当ではないことから、利用者負担については障害児施設措置費において、医療費として支弁して差し支えない。

事務連絡
平成 22 年 10 月 29 日

都道府県
各指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

補装具費支給に係る Q & A の送付について

平素より、障害福祉行政にご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。
今般、補装具費の支給手続きに当たり、平成 22 年度における改正内容等も踏まえ、
特に問い合わせの多い事項について、別添のとおり整理いたしましたので、御了知の
上、適切に取り扱われるようお願いいたします。
また、都道府県におかれましては、貴管内市（区）町村に周知いただくよう、よろ
しくお取り計らい願います。

【お問い合わせ先】
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室 社会参加支援係
TEL 03-5253-1111
(内線 3073、3089)
FAX 03-3503-1237

目 次

<共通事項>

- Q 1 完成用部品通知の適用日等について
- Q 2 補装具の複数支給について
- Q 3 義肢等に使用される完成用部品の判断基準について
- Q 4 修理基準が示されていない場合の補装具の修理基準額の取扱いについて
- Q 5 障害児施設の施設長が支給申請を行なう場合の取扱いについて

<平成 22 年度改正に係る事項>

- Q 6 盲人用安全つえの身体支持併用の取扱いについて
- Q 7 遮光眼鏡等の支給に関する取扱いについて
- Q 8 車いす等に関する特別調整加算の廃止等について
- Q 9 車いす等の新規製作時及び修理時の加算等の考え方について
- Q 10 車いす等における加算による上限額の取扱いについて
- Q 11 車いす等における座位保持装置の完成用部品の使用について
- Q 12 車いす及び電動車いす等の耐用年数の取扱いについて
- Q 13 車いす等における成長対応加算取扱いについて
- Q 14 簡易型電動車いすの取扱い及び電磁ブレーキの取扱いについて
- Q 15 電動車いす新規製作時のバッテリー価格等の取扱いについて
- Q 16 座位保持いすの車載用加算の取扱いについて
- Q 17 歩行器における「後方支持型」の取扱いについて

補装具費支給に係るQ & A

平成 22 年 10 月 29 日

Q 1 補装具に係る告示については、これまで各年度末に改正され、新年度から適用することとされているが、完成用部品の通知が年度途中で発出された場合、当該通知の適用日については、どのように考えたらよいのか。

A 完成用部品の名称や価格等については、告示（補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準）において、「別に定める」とことされており、障害保健福祉部長通知（以下「通知」という。）により示しているところである。

したがって、完成用部品の価格等については、告示の改正に関わらず、「別に定める」ところの通知が改正されるまでの間は、旧来の通知が適用されることとなっている。

このため、年度途中において通知が改正された場合にあっては、当該年度の 4 月 1 日への遡及適用は行わず、補装具費支給申請に対する支給決定日において適用されている通知に基づき、判断していただくこととなる。

Q 2 補装具費の支給対象となる補装具の個数は、原則として 1 種目につき 1 個であり、職業又は教育上等特に必要と認めた場合は 2 個が可能となっているが、次のような場合にも、複数の支給を認めることは可能か。

- ① 日常的に車いすを利用している者が、日常使用している車いすに加えてスポーツ専用車いすを希望した場合
- ② 自己での車いす操作が不可能な方であって、主に外出用として、介護者の負担軽減のみを理由とした電動車いすを希望した場合
- ③ 室内用、室外用など、異なる場所での使用を想定し、複数台の支給を希望している場合

A

① の場合

スポーツ専用車いすについては、その使用目的が日常生活の能率の向上にはあたらないことから、補装具費の支給対象とはしていない。

② の場合

電動車いすの支給目的については、あくまでも電動車いすを使用する者の自立（日常生活の能率の向上）を図ることであり、介護者の負担軽減のみを理由とした支給は想定していない。

③ の場合

室内用・室外用などを希望する場合については、それぞれの使用場所における兼用の可否とともに、職業又は教育上等特に必要と認められるのかを十分に確認した上で、支給の有無を慎重に判断されたい。

Q 3 義肢等に使用される完成用部品は、義足の膝継ぎ手、足部など多種多様なものとなっており、その適合判定に苦慮するところである。

補装具費の支給に当たり、失われた身体機能の補完、代替、生活の能率向上を図ることを目的としていることや、公平な判定を行う観点からも、何らかの判断基準を示すべきではないか。

A 補装具については、身体障害者の場合は、職業その他日常生活の能率の向上を図ることを、また、身体障害児の場合は、将来、社会人として独立自活するための素地を育成・助長すること等を目的として使用されることから、補装具費の支給に当たっては、障害の状況や生活環境、就労上、教育上等特に必要な配慮等を総合的に判断し、当該者・児に対して、最も適切な補装具（部品）を選択する必要がある。

こうしたことから、特定の完成用部品について、対象者を限定するなど、一律に判断基準を示すことは選択の幅を狭めることとなるため、難しいと考えている。

Q 4 修理基準が示されていない場合の補装具の修理基準額はどのように考えたらよいか。

A 修理基準の種目欄、名称欄、型式欄又は修理部位欄に定められていないものに係る修理が必要な場合には、他の類似種目の修理部位等を参考とし、又はそれらの個々について原価計算による見積りもしくは市場価格に基づく適正な額を決定し、修理に要する費用として支給できることとしている。（平成22年3月31日 障発第033112号「補装具費支給事務取扱指針の一部改正について」）

また、新規作成時に部品等の加算を行う場合であって、例えば、電動車いすの修

理基準に示されていないシートベルトなどの加算が必要となる場合には、上記の考え方に基づき、車いすの修理基準を参考とするといった取扱いも可能である。

Q 5 児童福祉法に基づく保護者とされる障害児施設の施設長が、補装具費（90/100相当額）の支給申請を行なう場合、誰の所得証明を添付するのか。

A 保護者である施設長と施設長の属する世帯の他の世帯員の所得証明である。

利用者負担上限額は保護者及び保護者の属する世帯の他の世帯員の所得の状況に応じて判断をすることとなっている。

なお、利用者負担（10/100 相当額）を施設長に課すことは社会通念上適当ではないため、利用者負担については障害児施設措置費において、医療費として支弁して差し支えない。

Q 6 平成 22 年度改正により、盲人用安全つえについては、身体支持併用のつえも対象とされたが、その交付に当たって、肢体不自由（下肢の機能障害など）を理由とした身体障害者手帳の所持が必要か。

A 今回の改正については、高齢化に伴い、身体を支えることができる盲人用安全つえのニーズが高まっていることから、市場調査等を行った結果として新規に取り入れたものであるため、視覚障害であって、身体支持併用のつえの交付が必要と認められる場合、支給の対象と考えて差し支えない。

Q 7 遮光眼鏡について、従来は原因疾患による支給対象者が示されていたが、平成 22 年度改正により、対象者が原因疾患によらないと明確化され、申請者の増加及び申請内容の多様化が見込まれるところであるが、次のような事例の場合、どのように判断すべきか。

- ① 視力障害を理由とした身体障害者手帳の交付を受けていない者に対し、矯正機能のある遮光眼鏡を給付することは可能か。
- ② 視力障害を理由とした身体障害者手帳の交付を受けている者に、矯正遮光両用の眼鏡を給付する場合、矯正眼鏡の基準額に遮光眼鏡の基準額を加えた価格を上限額として設定してよいか。

A 遮光眼鏡については、これまで遮光眼鏡の有効性が認められた疾患である網膜色素変性症、白子症、先天性無虹彩、錐体桿体ジストロフィーの4疾患としていたところであるが、真に症状に応じた支給とするため、改めてその症状に着目した対象者像を明確化したところである。

① の場合

矯正眼鏡は、屈折異常もしくは無水晶体眼などで視力低下（視力障害）等の視力障害を理由とする身体障害者手帳の交付を受けた者であって、矯正眼鏡にて視力が改善される者を対象に給付している。このため、それ以外の者に対する遮光眼鏡の支給に当たり、矯正機能を付加することは適当ではない。

② の場合

遮光眼鏡及び矯正眼鏡について、双方の給付を受けることができる者については、遮光眼鏡と矯正眼鏡を、それぞれの機能ごとに分けて使用することが想定されるのか、常時一体的に使用することとなるのかなど、申請者の生活環境等を参考として判断することとなる。したがって、一律に矯正眼鏡の基準額に遮光眼鏡の基準額を加えた価格を上限額とするのではなく、常時一体的に使用することとなる場合については、遮光眼鏡の基準額を上限として設定されたい。

Q 8 平成22年度改正で、車いす及び電動車いすに関する特別調整加算が廃止されたが、どのように考えたらよいのか。

A 特別調整加算は、基本構造以外の構造を追加する際の基準として設定され、例えば「車いす普通型」に跳ね上げ式のアームレストを付加するような場合、車いす普通型の価格の10%の範囲内で加算することにより対応するという取扱いが行われてきた。

しかしながら、補装具の支給状況を見ると、特例補装具が多く支給されていること、特例補装具には価格の上限設定がないことから適正価格の判断が難しくなっていることなども考えられるため、価格の適正化を図りつつ、一般化できるオプションについては、原則オプションの部品価格を追加設定し、基本構造に付加していく仕組みとしたものである。

Q 9 車いす及び電動車いすの新規製作等について、

- ① ベースとなる「基本構造」
 - ② 新規作成時及び修理時の加算
 - ③ 加算する場合の基準額と使用部品数との関係
- について、どのように考えたらよいか。

A 平成 22 年度改正で、これまで特別調整加算により対応してきた部品や、実際に特例補装具として対応してきたもののうち、一般化できるオプションについて、原則オプションの部品価格を追加設定し、基本構造に付加していく仕組みとしたものである。

- ① 車いすの基本構造は、フレーム、シート、バックレスト、アームレスト、フットサポート、フットプレート、キャスター、駆動輪、ブレーキ、ハンドリムなど、普通型の車いすを構成するのに必要最低限の構造を想定している。また、普通型電動車いすについては、これらの構造に、電動駆動装置（モーター等）、コントロールボックス、クラッチレバーなど、電動車いすとして機能するのに必要な構造が加わることとなる。
- ② 補装具費の新規製作時には、基本構造に含まれていない部品に限り加算できることとしており、この場合は、修理基準の額を上限として加算する。

また、修理時には修理対象となる部品について、原則、修理基準の額を上限とすることができることとしている。

以下、考えられる修理事例と修理基準額適用の考え方を、いくつか例示する。

ア) ノーパンクタイヤのついた車いす（普通型）の、ノーパンクタイヤ 2 個を修理交換する場合の考え方

$$\begin{aligned} & (\text{ノーパンクタイヤ交換} + \text{購入後後付け加算}^*) \times \text{個数} \times 1.03 \\ & = (3,690 \text{ 円} + 1,740 \text{ 円}) \times 2 \text{ 個} \times 1.03 = 11,185 \text{ 円} \end{aligned}$$

※ 購入後に後付けする場合は 1,740 円増しとするとなっている。

イ) 跳ね上げ式アームサポートのついた車いす（普通型）の、跳ね上げ式アームサポート（1 個）のみを修理交換する場合の考え方

$$\begin{aligned} & (\text{跳ね上げ式アームサポート交換}) \times \text{個数} \times 1.03 \\ & = 4,680 \text{ 円} \times 1 \text{ 個} \times 1.03 = 4,820 \text{ 円} \end{aligned}$$

ウ) 角度調整、前後調整付きフットサポートのついた車いす（普通型）の、フットサポート（1 個）を修理交換する場合の考え方

$$\begin{aligned}
 & (\text{フットサポート交換} + \text{角度調整} + \text{前後調整}) \times \text{個数} \times 1.03 \\
 & = (3,000 \text{ 円} + 1,500 \text{ 円} + 1,500 \text{ 円}) \times 1 \text{ 個} \times 1.03 = 6,180 \text{ 円}
 \end{aligned}$$

- ③ 告示の修理基準などに示している基準額については、原則として個々の部品1個の額を想定しているため、1台の車いす製作に必要な数を乗じて算出した額を上限とすることとなる。

しかしながら、例えば車軸位置調整部品などのように、必ず左右2つの部品をセットで使用しなければ機能しないものについては、2つの部品をセットしたものを作り1台分として基準額を示しているので、取扱いには留意されたい。

Q10 平成22年度改正により、個々の障害者の身体状況等を勘案して、種々の機能や部品が加算できることとされた。それにより、カタログに掲載され、定価も明示されている車いすや電動車いすそのものを申請しているにも関わらず、告示に示された種々の加算を加え、定価を超えた見積りを提出する業者が増えてきているが、

- ① 標準搭載されている機能等について、個々に加算を認める必要があるのか。
- ② 種々の加算を計上した場合に、カタログ掲載価格（定価）を超過してしまう場合の上限額をどのように考えるべきか。

A 平成22年度改正で、これまで特別調整加算により対応してきた部品や、実際に特例補装具として対応してきたもののうち、一般化できるオプションについて、原則オプションの部品価格を追加設定し、基本構造に付加していく仕組みとしたところである。

① の場合

申請時に提出されたカタログ等により、車いすや電動車いすの定価に標準搭載されている機能や部品が含まれていることが明らかになっている場合について、加算をすることは適当ではない。

② の場合

車いすや電動車いすを新規作成する際に、申請者の障害状況等を勘案した加算等を加えて作成した見積りがカタログ定価を超えた場合については、カタログ定価を上限とすることが最も合理的な判断と考える。この場合には、修理申請時の判断において、支給する車いすがどのような機能を持つものであるのかを正確に把握しておくため、見積りには付属した機能を明記した上で、定価との差額を値引きとして取り扱うといった対応が考えられる。

Q11 平成 22 年度改正において、車いす及び電動車いすの備考欄に「体幹筋力の低下等により、座位保持装置の完成用部品をクッションとして用いる場合には、別に定めるところによるものを加算すること」との記述が追加されている。別に定めるところによるものとして、座位保持装置の完成用部品の価格のみを加算するものと解釈してよいか。

A お見込みのとおり。

Q12 車いす及び電動車いすの耐用年数が、5 年から 6 年に改正されたが、平成 21 年度以前に支給したものも、6 年と考えてよろしいか。

併せて、座位保持装置に、車いす・電動車いすの機能を付加した場合については、どのように判断すべきか。

A 車いすの耐用年数については、耐久性向上の環境が整えられつつあること、モジュラー型車いすの普及により、部品の修理交換で対応できるケースが増え、再支給に至らない場合があること、医療機関の専門職への聞き取り結果等から、耐用年数を 5 年から 6 年に見直したところであり、平成 22 年 4 月以降に更新を行う車いすについては、6 年として取り扱うこととなる。

しかしながら、そもそも耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示しているものであり、耐用年数を超えていないから修理や再支給を認めないと、一律に取り扱うのではなく、当該補装具の状態、障害状況や生活環境等を把握することにより、実情に沿うよう十分に配慮することが必要である。

また、座位保持装置に車いす・電動車いすの機能を付加した場合についても、座位保持装置や車いす・電動車いすの耐用年数で一律に対応することなく、上記と同様の取扱いとすることが望ましい。

Q13 「義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領」p55 にある「成長対応加算」の対象者に記載されている、「バックサポート高さ、座奥行き、背座張り調整、フットサポート前後調整、車軸位置調整、脱着ハブ」について、これらすべてをとりつけたときに加算するという取扱いでよろしいか。

A 「取扱要領」にお示ししている部品は「成長対応加算」の例示であり、障害児等

の状況によってはこれらの部品すべてが必要でない場合も考えられる。

この場合、成長対応型部品交換の修理基準の 56,020 円を上限として、必要な付属品の修理基準の額を加算することで対応していただいて差し支えない。

ただし、追加した部品の修理基準の総額が 56,020 円を下回る場合は、当該金額を上限額として取り扱うこととされたい。

Q14 電動車いす簡易型 A 切り替え式について、従前は「手動兼用型」という名称で、告示の基本構造欄にも「ハンドリムに加える駆動人力により、手動自走が可能なものの。」という記載があったが、改正により名称が「簡易型」となり、基本構造欄も「車いすに電動駆動装置や制御装置を取り付けた簡便なもの。」と変更されている。

- ① これにより、駆動輪が小さい（車いす手押し型に取り付ける）電動ユニットも基準内の取り扱いが可能であると考えてよろしいか。
- ② また、電磁ブレーキの加算については、通常型の電動車いすには、加算できないこととされているが、簡易型電動車いすの見積もりに当たっては、電磁ブレーキは加算して考えるべきか。
- ③ 簡易型電動車いすの上限額はどのように考えたらよいのか。

A

①の場合

簡易型電動車いすについては、従前「手動兼用型」としていたものについて、今回の改正において JIS にあわせた表記とすることとしたものであるので、原則としては、「普通型」の車いすに電動駆動装置等を取り付けたものを想定している。

②の場合

通常型の電動車いすには、電磁ブレーキが基本構造として含まれているため、新規加算はできないこととしているが、「簡易型車いす」については、基本構造に含まれていないため、加算することが可能である。

③の場合

①及び②から、簡易型車いすの上限額については、次のように考えることとなる。
「電動車いす（簡易型）の基準額」 + 「車いす（普通型）の基準額」 + 「付属品の基準額」

なお、ここでいう「付属品」には、上記の電磁ブレーキの他、外部充電器、バッテリー、転倒防止装置など「車いす」の修理基準の表に掲げられるものが想定される。

Q15 電動車いすを新規製作する場合、基準額にバッテリーの価格を加算することができるのか。また、加算できるとした場合、その価格には、ハーネス及びリレーの価格も含まれているのか。

A 電動車いすの基本構造にバッテリーは含まれているものの、制度導入時より想定していた電動装置交換には、バッテリーの額は含まれていなかったことから、簡易型電動車いすについては加算の算定を可能としてきたところ。こうしたことを踏まえて、今般、普通型電動車いすについても、簡易型電動車いすとの整合性を図る必要があるという観点から加算の算定を可能としたものである。

なお、新規製作時に加算する場合の価格については、修理基準の表に掲げるバッテリー交換の額の範囲内とされており、ハーネス及びリレー部分は、含まれない（基本構造に含まれる）ものである。

Q16 平成 22 年度改正で、座位保持いすの交付について、車載用として交付する場合の加算が付加されたが、次のような事例の場合、どのように判断すべきか。

- ① どのような座位保持いすが加算できる対象範囲となるのか。
- ② 座位保持いすの基準額と車載用の基準額の合計額を超える場合、差額自己負担で対応するのか。座位保持装置での支給も可能か。
- ③ 座位保持いすの車載用について、家用と通学用の複数支給は可能か。
- ④ 身体状況に合わせ、パット等を使用することが望ましい場合、座位保持装置のものを加算して用いることが可能か。

A

①について

一般的児童を対象とする市販のチャイルドシートでは対応できないような車載用の座位保持いすについて加算（支給）の対象としているものである。しかしながら、オーダーメイドに限定するものではなく、仮にいわゆる既製品であったとしても、個々の障害の状況等に対応できるものであれば（オーダーメイドに準じたものであれば）補装具として支給することは差し支えない。

②について

支給に当たっては、他の補装具と同様の扱いとなるため、個人の嗜好により生じた差額は自己負担となる。また、車載用として交付する場合の加算は、「座位保持いす」についてのみであり、「座位保持装置」として支給することは適切ではないと考えている。

③について

複数の支給に当たっては、就学上等、真に必要と認められる場合についてのみ対象となる。

④について

追加のパット等を使用する場合には、加算の範囲内で対応することが前提であるが、真に必要と判断される場合には、特例補装具として扱うことも可能である。

Q17 歩行器の基準（39,600円）に、「後方支持型のものは21,000円増しとする」と。」という内容が追加されたが、この「後方支持型」のものとは、具体的にどのようなものを指すのか。

A 「後方支持型」については、身体を支えるための支持バーが側方と後方のみにあるものを想定している。

難病患者等における地域生活支援事業等の取扱いに関するQ&A
(平成25年3月15日現在)

【 目 次 】

1 地域生活支援事業について.....	1
2 日常生活用具給付等事業について.....	2
3 補装具費の支給について.....	10

(注) このQ&Aで難病患者等とは、障害者総合支援法第4条第1項に定める「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるもの」及び児童福祉法第4条第2項で定める「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者総合支援法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童」をいう。

1 地域生活支援事業について

問1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律施行令(平成18年政令第10号。以下「政令」という。)に規定された「難病等」に該当すると確認できれば、疾患と身体の状況との因果関係を考慮しなく、地域生活支援事業の対象としてよいか。

(答)

1. 地域生活支援事業は、各自治体において、対象者を始めとした具体的な事業内容を定めているものであり、疾病による障害がどの程度である場合に各事業の対象にするのかという点は、各自治体において判断されるべきものと考える。
2. また、政令に規定された難病等に該当するかどうかについて窓口で確認する場合には、医師の診断書又は特定疾患医療受給者証等で確認することになるが、医師の診断書の記載からは判断が困難である場合又は診断書に不明な点等がある場合には、自治体内の保健所の医師や審査会の医師等に確認をしながら、対象の適否を判断する。

問2 「難病患者等も地域生活支援事業の対象となる」と示されているが、日常生活用具給付等事業に限らずその他の事業（例えば、移動支援、日中一時支援、訪問入浴サービス事業など）も対象となるのか。

(答)

1. 日常生活用具給付等事業など個別の事業に限らず、地域生活支援事業全体として対象となる。

問3 移動支援事業、日中一時支援事業などについて、具体的な実施方法を示してほしい。

(答)

1. 地域の特性や利用者の状況に応じ、実施主体である市町村等が柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施する地域生活支援事業の性格にかんがみ、実施主体である自治体の裁量により実施方法を定めていただきたい。

問4 「難病患者等」が地域生活支援事業の対象に該当するかどうかの判断に用いる医師の診断書について、その様式を提示する予定はあるのか。

(答)

1. 診断書の様式を示す予定はないため、実施主体である市町村等において作成されたい。

2 日常生活用具給付等事業について

問1 難病患者等日常生活用具給付事業は平成24年度末をもって廃止されるが、障害者総合支援法に基づく日常生活用具給付等事業を実施する際に留意すべきことはあるか。

(答)

1. 難病患者等日常生活用具給付事業については、従来、介護保険法、老人福祉法、障害者自立支援法等の施策の対象とはならない難病患者等を対象とし、市町村長が真に必要と認めた者に日常生活用具を給付する事業として実施してきた。
2. また、身体障害者手帳を有する難病患者等であって、障害者自立支援法に基づく日常生活用具給付等事業の対象とならない難病患者等は、市町村長が真に必要と認めた場合は、難病患者等日常生活用具給付事業において日常生活用具を給付することができたところである。
3. ゆえに、障害者総合支援法に基づく日常生活用具給付等事業は、平成24年度末をもって廃止となる難病患者等日常生活用具給付事業の対象種目、対象者等を対象とするように留意すべきである。

問2 既に身体障害者手帳を所持している難病患者等で日常生活用具の給付の目安となる身体障害者程度等級表の要件を満たしていない場合でも、医師の診断書等で総合的に必要と判断されれば、給付可能と解釈してよいか。

(答)

1. 差し支えないと考える。
2. なお、地域生活支援事業である日常生活用具給付等事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて、給付対象者、給付種目、基準額、利用者負担額等を、実施主体である市町村の判断で決定できる。

問3 既に難病患者等日常生活用具給付事業の給付種目を給付されている難病患者等の取扱いについては、障害者総合支援法による給付を受けたものとみなし、耐用年数や修理の可否を考慮したうえで、給付を行わないこととしても差し支えないか。

(答)

1. 差し支えないと考えるが、個々の状況に応じ各市町村で適切に判断されたい。

問4 日常生活用具給付等事業について、障害者等は、障害名や身体障害者障害程度等級等で対象者かどうかを判断することができるが、身体障害者手帳を持っていない難病患者等については、どのように判断すべきか。品目ごとの対象者の例示等を詳細にご教示願いたい。

(答)

1. 地域生活支援事業である日常生活用具給付等事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて、給付対象者、給付種目、基準額、利用者負担額等を、実施主体である市町村の判断で決定できるため、給付種目ごとの対象者の例示等を示す予定はない。
2. なお、障害者総合支援法の施行に伴い、難病患者等居宅生活支援事業の一つである難病患者等日常生活用具給付事業は平成24年度末をもって廃止されるため、難病患者等に対する日常生活用具の給付にあたっては、難病患者等日常生活用具給付事業の対象者や基準額等を参考に事業を実施することが望ましい。
3. また、給付の要否を判断する際には、医師の診断書で疾患と必要性を確認することのか、保健師などによる訪問調査を経て個々に必要性を判断されたい。

問5 難病患者等が合併症を発症している場合、その症状に対しての用具給付の要否をどのように判断するのか。難病（特定疾病）に由来する合併症のための障害に限り対象とするのか、薬の副作用による合併症のための障害についても対象とするのか。

(答)

1. 原疾患が法の対象となるものであれば、合併症による症状により判断されるべき場合もあると考えるが、個々の身体状況等に応じて必要性を判断することとなる。

問6 平成25年4月1日以降、地域生活支援事業としての日常生活用具給付等事業における難病患者等への給付については、難病患者等以外の障害者に従来から適用していた種目及び給付要件の一覧表を適用するのではなく、「難病患者等日常生活用具給付事業」の実施要綱で規定していた種目及び給付要件の一覧表を当面の措置として適用することを考えている。

運用としては、例えば「特殊便器」について、難病患者等以外の障害者に適用する支給要件は「上肢障害2級以上又は療育手帳Aの知的障害者」であるが、難病患者等に適用する支給要件は「上肢機能に障害のあるもの」となる。

こうした運用を行うとした場合、130疾病の難病患者等であって、身体障害者手帳も有する方に対しても、あくまで身体障害者手帳による障害程度を優先して給付の要否を判断してよいか。（上記の事例の場合、上肢障害3級の身体障害者手帳を有する難病患者等であれば、支給対象とならないことになる。）

(答)

1. 難病患者等日常生活用具給付事業については、従来、介護保険法、老人福祉法、障害者自立支援法等の施策の対象とはならない難病患者等を対象とし、市町村長が真に必要と認めた者に日常生活用具を給付する事業として実施してきた。
2. 平成25年3月31日以前においては、身体障害者手帳を有する難病患者等であって、地域生活支援事業の日常生活用具給付等事業等の対象とならない難病患者等で市町村が真に必要と認めた者は、難病患者等日常生活用具給付事業において日常生活用具を給付することができたところである。
3. ゆえに、事例のような場合は、従来、難病患者等日常生活用具給付事業の対象となると考えられるため、身体障害者手帳による障害程度を優先して給付の要否を判断することは適切でないと考えられる。

問7 特殊寝台と訓練用ベッドの機能は似ているものととらえているが、訓練用ベッドの対象に難病患者等も含める理由は何か。万が一、両方の申請があった場合、必要性を認めれば両方を支給することもあり得るのか。

(答)

1. 障害者総合支援法の施行に伴い、難病患者等居宅生活支援事業の一つである難病患者等日常生活用具給付事業は平成24年度末をもって廃止されるため、難病患者等日常生活用具給付事業で給付対象者であった者が、今後も給付対象者となるように配慮するためである。なお、特殊寝台と訓練用ベッドの両方を給付することは、想定していない。

問8 難病患者等日常生活用具給付事業における動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）の基準額は、当市の地域生活支援事業で設定している基準額の2倍ほどの金額である。難病患者等の症状に十分対応できる種目とするには、基準額は難病患者等日常生活用具給付事業の基準額に沿ったものにする必要があるのか。

(答)

1. 基準額については、現行の難病患者等日常生活用具給付事業や実際の販売価格等を参考として、個々の難病患者等に必要な機能も踏まえた上で、従前、難病患者等日常生活用具給付事業において、給付対象となっていた者が給付を受けられないことがないように、実施主体である市町村の判断で決定していただくことになる。

問9 既に身体障害者手帳を所持している難病患者等が、症状の急激な悪化で手帳の再認定を受ける予定ではあるが、日常生活用具の必要性が緊急を要することとなった。この場合は、再認定を待たず、難病患者等の区分で、保健師等による訪問調査を経て給付決定してよいか。

(答)

1. 実施主体である各市町村の判断で給付決定することができる。

問10 現行の日常生活用具の告示には、介護・訓練支援用具として「…障害児が訓練に用いるいす等のうち、…」との規定があり、障害児用訓練用ベッドについては、下線部に該当するものと考えられる。訓練用ベッドの支給対象を障害者に拡大するにあたり、下線部分についての告示の一部改正を予定されているか。

また、改正されない場合、障害者に給付する訓練用ベッドは「特殊寝台、特殊マットその他の障害者等の身体介護を支援する用具」に該当すると解してよいか。

(答)

1. 日常生活用具に係る厚生労働省告示(平成18年厚生労働省告示529号)については、平成25年1月18日公布の地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係告示の整備等に関する告示(平成25年厚生労働省告示第6号)のとおり、用具の用途及び形状については改正していない。
2. 障害者に給付する訓練用ベッドは、「特殊寝台、特殊マットその他の障害者等の身体介護を支援する用具」に該当する。

問11 現行の難病患者等日常生活用具給付事業の給付種目について、障害者自立支援法に基づく日常生活用具給付等事業において身体障害者障害程度等級により対象者を決定している場合、公平性の確保の観点から、難病患者等についても同基準と同等の障害程度と判断できる場合に給付対象とするとの考え方で差し支えないか。また、現行の難病患者等日常生活用具給付事業の給付種目以外の種目に関する給付の要否の判断においても同様の考え方でよいか。

(答)

1. 難病患者等日常生活用具給付事業については、従来、介護保険法、老人福祉法、障害者自立支援法等の施策の対象とはならない難病患者等を対象とし、市町村長が真に必要と認めた者に日常生活用具を給付する事業として実施してきた。
2. 平成25年3月31日以前においては、身体障害者手帳を有する難病患者等であって、地域生活支援事業の日常生活用具給付等事業等の施策の対象とならい難病患者等で市町村が真に必要と認めた者は、難病患者等日常生活用具給付事業において日常生活用具を給付することができたところである。
3. ゆえに、現行の難病患者等日常生活用具給付事業の給付種目について、身体障害者障害程度等級と同等の障害程度と判断できる場合に給付対象とするとの考え方により給付決定を行った場合は、従前の難病患者等日常生活用具給付事業では給付対象であった者が給付対象ではないといった事態が生じる可能性があるため、適当ではない。
4. なお、現行の難病患者等日常生活用具給付事業の給付種目以外の種目の給付は、身体症状等の変動状況や日内変動の状況等を勘案して、より重度の状態を想定し、日常生活上で真に必要かどうかを判断の上、給付することなどが考えられる。

問12 主治医の意見書（難病の状態の把握のため）に加え、身体障害者福祉法第15条の指定医等の意見書（当該申請者の障害の程度や当該日常生活用具の必要性を判断するため）を求め、給付の要否を判断することが望ましいと考えるが、差し支えないか。

(答)

1. 差し支えないと考える。
2. なお、地域生活支援事業である日常生活用具給付等事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて、給付対象者、給付種目、基準額、利用者負担額等を、実施主体である市町村の判断で決定できる。

問13 難病患者等日常生活用具給付事業の対象種目である「パルスオキシメーター」について、対象者は「人工呼吸器の装着が必要な者」とされているが、これは既に人工呼吸器を装着している者のほか、人工呼吸器を装着はしていないが将来装着が必要である者を含むと解釈してよいか。

(答)

1. 平成24年度末をもって廃止となる難病患者等日常生活用具給付事業の対象種目である「パルスオキシメーター」について、対象者は「人工呼吸器の装着が必要な者」とされているが、これは既に人工呼吸器を装着している者を想定しており、将来装着が必要である者は含まれない。

問14 日常生活用具給付事業の対象品目について、パルスオキシメーターの追加と訓練用ベッドを障害児のみを対象としないよう示されているが、これは難病患者等のみに対する取扱いなのか。身体障害者においても同様の取扱いとするべきなのか。

(答)

1. 平成24年度末をもって難病患者等日常生活用具給付事業は廃止となり、対象者であった難病患者等に対する日常生活用具の給付は、平成25年度からは障害者総合支援法に基づく日常生活用具給付等事業及び補装具費の支給で対応することになる。
2. そのため、難病患者等に対しては特にパルスオキシメーターと訓練用ベッドが従前給付対象であったことから特段の配慮をお願いしたい。
3. なお、身体障害者についても同様と考えるかどうかは、実施主体である各市町村の判断において決定されたい。

問15 日常生活用具のそれぞれの種目に対する疾患名（病名等対象条件）を教えていただきたい。また、身体障害者手帳保持者は障害名により給付するものが決まっているが、難病患者等は、医師の診断書等、本人の希望を聞いたうえで対象種目を判断してよいか。

（答）

1. 同一の疾患であっても、個々の症状によって、その状態は異なることから、一律に各用具と疾患の対応についてお示しすることは、困難である。
2. このため、難病患者等に対する日常生活用具の給付の要否を判断する際には、医師の診断書で疾患と必要性を確認することのほか、保健師などによる訪問調査を経て個々に必要性を判断されたい。
3. なお、難病患者等日常生活用具給付事業の平成22年度における疾患別の給付実績は、別添のとおりであるので、事業実施の参考にされたい。

問16 小児慢性特定疾患の児童に対する日常生活用具について、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業との併給はできないことであるが、優先順位について、ご教示いただきたい。

（答）

1. 小児慢性特定疾患の児童に対しては、現在、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業の対象となっているところであるが、このうち、難病等と重複する小児慢性特定疾患の児童については、平成25年4月1日から障害者総合支援法に基づく日常生活用具給付等事業の対象（併給は認められない。）となる。
2. なお、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業の対象者は、児童福祉法及び障害者総合支援法による施策の対象とはならない小児慢性特定疾患児であるため、障害者総合支援法に基づく日常生活用具給付等事業の対象となる児童については、障害者総合支援法の日常生活用具給付等事業を優先して給付することになる。

問17 障害者自立支援法による日常生活用具では、一部身体障害者用物品として非課税扱いとなっているが、同物品を難病患者等に給付する場合でも非課税としてよいか。

(答)

1. 平成3年厚生省告示第130号「消費税法施行令第14条の4の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理を定める件」に基づき指定されている身体障害者用物品については、非課税であるため、使用者は限定されておらず、物品の売買について全て非課税となる。

3 補装具費の支給について

問1 補装具の種目ごとに難病患者等の対象者を詳細にご教示願いたい。

(答)

1. 補装具の種目ごとの難病患者等の対象者については、「補装具費支給事務取扱指針について（平成18年9月29日障発第0929006号障害保健福祉部長通知）」にお示ししてある対象者像を参考に、個々の難病患者等の身体症状等の変動状況や日内変動の状況等を勘案し、身体機能を補完又は代替するものとして、日常生活や社会生活上の必要性について判断の上、支給の要否を決定していただきたい。

[参考]

補装具は「身体機能を補完又は代替する用具」であり、「あれば便利なもの」という条件だけでは認められない。「真に必要」な要件とは、単に便利だからとか、QOLの向上や介助の軽減になるというものでなく、その用具、機能がなければ生活、就労、就学が極めて困難であるかどうかという視点で必要性を判断すること。

2. その際、申請者の来所（義肢、装具、座位保持装置及び電動車椅子）によらないものについては、身体障害者福祉法第15条第1項に基づく指定医等のほか、都道府県が指定する難病医療拠点病院又は難病医療協力病院において、主に難病治療に携わる医師作成の補装具費支給意見書により判定することとなるが、判断に不明な点等がある場合は、保健師などによる訪問調査に加えて来所による判定を行うことなども考えられる。

[参考]

障害者総合支援法で補装具を作製する場合、補装具費の支給申請を市町村が受け、その後の支給決定にいたる事務処理には以下の方法がある。

- ① 身体障害者更生相談所による直接判定
- ② 身体障害者更生相談所で医師意見書による書類判定（文書判定）
- ③ 市町村による決定（身体障害者更生相談所の判定が不要）

補装具費支給事務取扱指針では、義肢、装具、座位保持装置、電動車椅子の場合は利用者の身体障害者更生相談所来所によって医学的判定を行うとされている。医学的判定では身体障害者更生相談所の医師、リハ専門職が申請者を直接診察して、障害状況、生活状況等を把握し、必要に応じて、住環境調査を含めた在宅訪問による判定も行う。難病患者等に対しては、これらのほか判断に不明な点等がある場合は、保健師などによる訪問調査などにおいて、身体状況や生活状況等を把握の上、判定を行う。

3. なお、重度障害者用意思伝達装置については、難病患者等日常生活用具給付事業の対象者を考慮し、難病患者等の対象者は、音声・言語機能障害及び神経・筋疾患である者とされたい。

問2 現行では、遮光眼鏡の対象者の要件の一つに「視覚障害により身体障害者手帳を取得していること」とあるが、難病患者等であって、難病等では身体障害者手帳に該当しない状態の方が遮光眼鏡を希望する場合でも、視覚障害の身体障害者手帳の取得は必要ないのか。

(答)

1. 遮光眼鏡の対象者の要件の一つである「視覚障害により身体障害者手帳を取得していること」については、難病患者等も対象者とすることから、補装具費支給事務取扱指針を改正し、削除する。
2. なお、難病患者等による補装具費の申請については、全ての種目において可能であるが、補装具費支給意見書や身体障害者更生相談所等を通じ、個々の身体状況等に応じて必要性を判定した結果、支給されない場合もあるということを難病患者等に十分に理解してもらうことも必要である。

問3 難聴を合併症状として有しない難病患者等が、難聴になった場合に補聴器の申請をした場合、支給対象となるのか。

また、聴覚・平衡機能系疾患ではないが、難聴が合併症状として生じてくる難病患者等に対して、補聴器を支給できるのか。

(答)

1. 補装具費支給制度で給付対象としている補聴器は、重度及び高度難聴用の補聴器が給付対象となっているため、少なくとも高度難聴と同程度の症状であるなら、支給決定が可能である。

問4 難病患者等で、身体障害者手帳の下肢6級を持っている者が車椅子の申請をする場合、手帳の障害程度等級変更による申請、あるいは特定疾患医療受給者証（受給者証のない場合は、医師の診断書）による申請のどちらでも、申請者が選ぶことが可能なのか。

(答)

1. 身体障害者手帳を所持している者については、原則、従来と同様の判断で差し支えない。
2. その際、個々の難病患者等の身体症状の変動状況や日内変動の状況等も勘案し、移動手段としての有効性を的確に判断の上、支給の判定をしていただきたい。

問5 重度障害者用意思伝達装置の対象は音声・言語機能障害及び神経・筋疾患である者とされているが、「筋萎縮性側索硬化症等の進行性疾患」でいう神経・筋疾患のうち、進行性の疾患を示して欲しい。

(答)

1. 疾患の診断については医師に委ねられているが、判断に迷う際には、診断書を作成した医師のほか、難病相談・支援センター等に相談していただく等により判断していただきたい。
2. また、「難病情報センター（運営：公益財団法人難病医学研究財団）」では、厚生労働省が難治性疾患克服研究事業（臨床調査研究分野）の対象としている疾患を中心に、国の難病対策、病気の解説や関連情報の提供などを行っているので参考にされたい。

(参考)

- ・難病情報センターのホームページ <http://www.nanbyou.or.jp/>
- ・都道府県難病相談・支援センター一覧 <http://www.nanbyou.or.jp/entry/1361>

問6 難病患者等日常生活用具給付事業により従来給付してきた車椅子、電動車椅子、歩行器、意思伝達装置、整形靴以外のその他の補装具についても、難病患者等から支給の申請が行われることになる。そのため、市町村においては、窓口において丁寧な対応が求められるが、義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、補聴器等の補装具に関わる身体障害者手帳を持たない難病患者等への対象拡大について、厚生労働省はどのように考えているのか。あくまで自治体の判断なのか。

(答)

1. 障害者総合支援法における補装具については、従来の補装具と同様に、個々の身体状況などを踏まえ、希望する補装具の必要性に応じて判断することとなる。
2. 難病患者等に対する補装具の支給については、身体障害者手帳を持たないことをもって、窓口において門前払いすることができないよう対応していただきたいと考えている。
3. なお、難病患者等による補装具費の申請については、全ての種目において可能であるが、補装具費支給意見書や身体障害者更生相談所等を通じ、他の身体障害者・児と同様に個々の身体状況等に応じて必要性を判定した結果、支給されない場合もあるということを難病患者等に十分に理解してもらうことも必要である。

問7 難病患者等に対する補装具の支給に関して、医師の意見書には、どのような項目が含まれるか。

(答)

1. 難病患者等については、身体症状等の変動状況や日内変動の状況等についても記載することになる。
2. これらのこと記載できるように「補装具費支給事務取扱指針について（平成18年9月29日障発第0929006号障害保健福祉部長通知）」の別添様式例第6号を改正することとしている。

問8 「症状がより重度の状態でもって判定する」場合、重度の状態となる頻度はどのように考えるのか。1ヶ月に1回や数ヶ月に1回程度でも考慮するのか。

(答)

1. 個々の難病患者等の身体症状等の変動状況や日内変動の状況等を勘案し、身体機能を補完又は代替するものとして、日常生活や社会生活の必要性について判断の上、支給の要否を決定していただきたい。

問9 「症状がより重度である状態をもって判定する必要がある」について、具体的な判定方法を教えていただきたい。

(答)

1. 申請者の来所（義肢、装具、座位保持装置及び電動車椅子）によらないものについては、身体障害者福祉法第15条第1項に基づく指定医等のほか、都道府県が指定する難病医療拠点病院又は難病医療協力病院において、主に難病治療に携わる医師作成の補装具費支給意見書により判定することとなるが、判断に不明な点等がある場合は、保健師などによる訪問調査に加えて来所により判定する。

問10 補装具で医学的判定不要の種目において、症状が安定している時には利用頻度が少ない種目も希望があれば支給してよいか。

(答)

1. 補装具費支給制度においては、現状の障害・疾患や生活の状況等を踏まえ、現状において身体機能を補完又は代替するものとして、日常生活や社会生活の必要性を判断するものであるので、今後に備えるためなどの支給は適当ではない。
2. 他に有効な方法がなく、その機能がないと日常生活・社会生活等が極めて困難であることを確認できれば、支給しても差し支えない。
3. なお、医師の診断書等により、症状の急速な進行が明らかな場合、早期支給を行うよう努められたい。

[参考]

○ 難病患者等に対する電動車椅子

難病患者等に対する電動車椅子の支給に際しては、症状の悪化を防止するという観点も踏まえ、車椅子ではなく、電動車椅子を認めるといった配慮が必要。（身体障害者も同様。）

○ 難病患者等に対する重度障害者用意思伝達装置

難病患者等に対する重度障害者用意思伝達装置について、特に筋萎縮性側索硬化症等の進行性疾患においては、判定時の身体状況が必ずしも支給要件に達していない場合であっても、急速な進行により支給要件を満たすことが確実と診断された場合には、早期支給を行うといった配慮が必要。（身体障害者も同様。）

なお、この取扱いとするのは、難病患者等日常生活用具給付事業における意思伝達装置の対象者像を踏まえた上での対応である。（難病患者等日常生活用具給付事業は廃止されるため、従前は対象者として取り扱っていた者が対象外とならないように配慮する必要がある。）

問11 現行では、視覚障害の身体障害者手帳所持者でないと矯正眼鏡を支給できないことになっているが、難病患者等で支給を希望する者について視覚障害の手帳所持は必要か。

(答)

- 矯正眼鏡については、視力障害の認定そのものが、矯正視力（矯正眼鏡を付けた状態）で判断するものであることから、矯正眼鏡を使用しても身体障害者手帳の対象となる程度の者を対象と考えることが適当である。

問12 電動車椅子については「症状の悪化を予防するという観点も踏まえ、車椅子ではなく電動車椅子を認めるといった配慮も必要」とあるが、現在対象外の場合も可とするということか。

(答)

- 移動能力が車椅子の対象者であって電動車椅子の対象には該当しない場合であっても、疾患によっては、上肢の駆動操作による手への過剰な負担などの知覚や自覚が困難であることから、手動車椅子を自分で操作することによって、結果的に障害や疾患等が悪化する場合なども考えられるため、疾患の状態等を踏まえて対応をお願いするものである。

問13 「既に難病患者等日常生活用具給付事業で車椅子等を給付されたものから再支給・修理の申請があった場合には補装具の支給決定が認められないことがないようにする必要がある。その際迅速に支給決定を行うことができるよう配慮していただきたい。」といった趣旨の記述があるが、このような申請があった場合は身体障害者更生相談所の判定は不要と解してよいか。

(答)

- 再支給・修理の申請の場合の配慮とは、既に難病患者等日常生活用具給付事業の給付時に、当該用具の必要性を認められていることなどを考慮し、不支給とならないよう配慮を求めているものである。
- なお、難病患者等が難病患者等日常生活用具給付事業で既に必要性が認められ給付のあったもののうち、身体障害者更生相談所による直接判定を要する補装具（電動車椅子）及び身体障害者更生相談所で医師意見書による書類判定を要する補装具（車椅子（オーダーメイド）及び重度障害者用意思伝達装置）についての再支給（軽微なものを除く。）に際しても、疾患状況等に変化のある場合や難病患者等本人が処方内容の変更を希望する場合、又はそれまで使用していた車椅子等から性能等が変更されている場合等は、同様の判定を行うこととなる。

問14 障害福祉サービスの支給申請時に申請者が難病患者等と判断するものとして「特定疾患医療受給者証等」と記載があるが、自治体担当者会議資料P96②アの補装具費支給申請に、「特定疾患治療研究事業対象者は特定疾患医療受給者証の写しで代替できる」とある。障害福祉サービスのように「等」が入っていないが受給者証等で判断は可能か。

(答)

1. 対象者の確認は、医師の診断書又は特定疾患医療受給者証で行うことを想定しているが、その他の方法で申請者が難病患者等であると確認できる場合については、各自治体において適切に判断されたい。

問15 既に難病患者等日常生活用具給付事業で給付された者から、修理申請があった場合は市町村での支給と考えてよいか。

(答)

1. 補装具費の対象となる種目については、市町村において、従来の補装具にかかる修理申請と同様の手続きで取り扱う。

問16 特定疾患医療受給者証には、疾患名及び有効期間等が記載されていると思うが、診断書で確認する場合、診断書の記載日が古いものでも構わないか。有効と扱つてよい期間の目安があれば、お示しいただきたい。

(答)

1. 申請受付に当たっての診断書の有効期間は、設定していないが、診断書の記載時期から状態が変化していると判断される場合などについては、再度、診断書を求めるなど各自治体の判断により適切に対応されたい。

問17 難病患者等に対する補装具について、難病患者等の疾患や疾患群で種目別に対象者が分かれるのか。

(答)

1. 疾患名や疾患群で限定されることなく、個々の難病患者等の身体症状等の変動状況や日内変動の状況等を勘案し、身体機能を補完又は代替するものとして、日常生活や社会生活の必要性について判断の上、支給の要否を決定することになる。

問18 四肢の麻痺や体幹の変形等がなく、症状が軽い時には歩行が可能な難病患者等から、症状が重い時に生じる痛みや痺れ感、易疲労性等を理由に車椅子の申請があつた場合に支給は可能か。

(答)

1. 個々の難病患者等の身体症状等の変動状況や日内変動の状況等を勘案し、身体機能を補完又は代替するものとして、日常生活や社会生活の必要性に判断の上、支給の要否を決定することになる。
2. 既に難病患者等日常生活用具給付事業で車椅子の給付を受けていた場合は、当該用具の必要性を認められていることなどを考慮し、不支給とならないよう配慮する必要がある。

事務連絡
平成26年3月31日

都道府県
各指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

補装具費支給に係るQ & Aの送付について

平素より、障害福祉行政にご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。
今般、補装具費の支給手続きに当たり、別添のとおり整理いたしましたので、
御了知の上、適切に取り扱われるようお願ひいたします。
また、都道府県におかれましては、貴管内市（区）町村に周知いただくよう、
よろしくお取り計らい願います。

【お問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室 社会参加支援係
TEL 03-5253-1111
(内線 3006、3073、3089)
FAX 03-3503-1237

Q 1 消費税率の改定に伴う補装具費の基準額告示改正について、4月1日から適用されるが、3月31日までに支給決定され、4月1日以降に製品の引き渡しが行われる場合、どのように考えたらよいか。

A 平成22年10月29日の補装具支給にかかるQ&Aにするとおり、補装具費の支給決定日において適用される基準額に基づき、判断することとなる。

Q 2 眼鏡においては、「眼鏡」いう種目の中に矯正眼鏡、遮光眼鏡など複数の構造が示されているが、補装具については、原則一種目について一個の支給とされているため、支給に当たっては、何れかの種目について一つと考えるべきか。

A 「眼鏡」という種目の中には、矯正眼鏡、遮光眼鏡など、それぞれ構造が異なった種類を規定しており、その用途も異なっているため、「眼鏡」という種目の中で複数支給することは可能である。

従って、眼鏡の支給に当たっては、個々の者の視覚障害の程度や生活環境等を踏まえることが必要であり、個々の状況に応じて、矯正眼鏡、遮光眼鏡、弱視眼鏡を同時に支給することもあり得る。

Q 3 平成25年2月25日の障害保健福祉関係主管課長会議資料で、盲人安全つえの普通用（当事者の方が身近な地域を移動する際に必要）と携帯用（バスや電車などの公共交通機関を利用する際の乗車時に他の乗客に配慮して折り畳む必要がある）それぞれについて補装具費の支給を行うよう配慮していただきたいとあるが、これはスペアを支給してよいということか。

A 補装具費支給制度では、補装具の修理を行っている間などの当該補装具の代用品（いわゆる「スペア」）の支給は認めていないが、構造や用途が別であれば同一種目においても複数支給を認めることは可能である。この趣旨と障害者の生活状況を踏まえ、普通用と携帯用のそれを支給する必要があるか判断することとなる。

事務連絡
平成27年3月31日
一部改正 令和3年3月31日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

補装具費支給に係るQ & Aの送付について

平素より、障害福祉行政にご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。
今般、補装具費の支給手続きに当たり、別添のとおり整理いたしましたので、
御了知の上、適切に取り扱われるようお願ひいたします。
また、これに伴い平成22年3月31日付事務連絡「電動車いすに係る補装
具費支給事務取扱要領」の電動車椅子の対象年齢については廃止します。
都道府県におかれましては貴管内市（区）町村に周知いだくよう、よろしく
お取り計らい願います。

【お問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室 社会参加支援係
TEL 03-5253-1111
(内線 3073、3071、3089)
FAX 03-3503-1237

目 次

(盲人用安全つえ)	1
(補聴システム)	2
(電動車椅子)	2
(筋電電動義手)	4
(重度障害者用意思伝達装置)	5

(盲人用安全つえ)

Q1 平成27年度の告示改正において、盲人用安全つえの基本構造における主体が「グラスファイバー」から「繊維複合素材」に改正されたが、これは、グラスファイバー、カーボンファイバー並びにアラミド繊維などの素材が含まれると考えてよいか。

A お見込みのとおり。

今回の改正は、現在流通している盲人用安全つえの素材について、グラスファイバーに限らず、カーボンファイバーやアラミド繊維等が使用されるなど多様化している現状に対応することや、新たな素材を使用した盲人用安全つえが開発されることも想定した上で改正したものである。

Q2 盲人用安全つえに関する基準額と加算の考え方についてご教示いただきたい。

また、補装具告示に記載されている夜光装置とは、どのようなものを想定されているのかご教示いただきたい。

A 盲人用安全つえの基準額は、実際に支給を行うつえについて、当該つえが持つ構造等を評価することにより、基本構造に係る基準額と、該当する加算を積み上げることにより上限額を設定することとなる。

例えば、主体がグラスファイバー、プラスチックの石突、白色、ゴムグリップ、全面夜光材付きの普通用の盲人用安全つえについては、下記参考例のとおりとなる。

なお、夜光装置については、自ら発光するものではなく、いわゆる反射材を想定している。

(参考例)

普通用（グラスファイバー、プラスチックの石突、白色）	3,550 円
+ ゴムグリップ	660 円
+ 全面夜光材付	1,200 円
=	5,410 円

(補聴システム)

Q3 人工内耳装用者が使用する補聴システムについては、これまで特例補装具として支給が可能という考え方が示されており、これまでには補装具告示に掲載されているFM型補聴システムをその対象と考えてきたところである。先般、告示には掲載されていない最新のデジタル方式の補聴システムの申請がなされたが、同様に特例補装具として対応が可能か。

A 人工内耳装用者に対する補聴用具の支給に当たっては、障害の状況、生活環境、就学・就労の保障等について勘案のうえ、真に必要と判断される場合には、特例補装具として支給しうるものであり、FM型補聴システムがその対象とされていたところである。

FM型またはデジタル方式いずれの補聴システムについても、人工内耳装用者に対する聞こえを補う目的の機器であり、その使用の趣旨は同じものであるので、補聴システムの必要性やFM型補聴システムの使用が困難である理由などを十分に確認の上で、特例補装具として対応されたい。

なお、補聴器使用者に対する補聴システムの支給についても、同様に扱われたい。

(電動車椅子)

Q4 今回の改正により、電動車椅子に係る補装具費支給事務取扱要領が改正され、その対象者において「なお、電動車椅子の特殊性を特に考慮し、少なくとも小学校高学年以上を対象とすることが望ましいこと。」との記載が削除されたが、電動車椅子の対象者は学齢児以上であれば支給して差し支えないということか。

A

1. 電動車椅子に係る補装具費の支給は、重度の歩行困難者の自立と社会参加の促進を図ることを目的として行われるものであることから、特に身体障害児については、その身体の状況、年齢、学校教育、生活環境等の諸条件を考慮し、その是非を判断していただくことが重要である。

したがって、対象児童の年齢のみをもって一律に申請を受け付けない又は支給しないといった対応を行うことは適当ではなく、従来どおり申請者

個別の状況を適切に判断していただきたい。

2. 実際の支給決定に際しては、申請者の年齢にかかわらず、使用者及び他の歩行者等の安全を確保するため、操作訓練、使用上の留意事項の周知等について格段の指導が必要となるため、次の各事項等について、十分に確認を行った上で判断すること。

ア 重度の下肢機能障害者等であって、電動車椅子によらなければ歩行機能を代替できない者であること。

イ 歩行者として、必要最小限の交通規則を理解・遵守することが可能な者であること。

ウ 操作ノブ等の操作のほか、メインスイッチ・速度切替、発進・停止、速度調節、直進（直進・蒲鉾・片傾斜道路）走行、S字・クランク走行等その他移動に必要な操作が円滑に行える者であること。

エ 上記ア～ウの状況について、

- ・ 補装具費支給意見書を作成した医師
- ・ 申請者が利用する医療機関や福祉施設の専門職
- ・ 身体障害者更生相談所の直接判定

等いずれかの専門職により、確実に動作等の確認が行われたことが、支給の決定を行う市町村において確認できた者であること。

3. なお、本Q&Aにより、平成22年3月31日付事務連絡「「電動車いすに係る補装具費支給事務取扱要領」の電動車椅子の対象年齢について」は廃止する。

Q5 電動車椅子の修理基準にある「携帯用会話補助装置搭載台交換」について、小型の意思伝達装置等にも使用可能と思われるが、意思伝達装置等を搭載する場合についても、この修理基準により加算することとしてよいか。

A お見込みのとおり。

会話などの意思疎通に必要な携帯用会話補助装置や意思伝達装置等が必要な者に対しては、障害の状況、生活環境及び当該機器等の使用状況を踏まえ、必要に応じて加算することとして差し支えない。

Q6 傾斜地での操作性や安全性を向上させることを目的とした電動車椅子の部品について、来年度更新申請を予定している障害者より、現時点では修理基準に乗っていない未発売部品であるが発売された場合に申請したいとの事前相談があった。実際に申請があった場合に、どのように対応すべきか。

また、今後修理基準への規定は行われるのか。

A 修理基準に規定されていない修理の扱いについては、補装具費支給事務取扱指針第2の1(6)にあるとおり、その必要性が認められ補装具費の支給を行う場合には、原価計算による見積もり又は市場価格に基づき適正な額を決定し、支給することとなる。

当該部品については、一般的なジョイスティック型の電動車椅子はもちろんのこと、特にチンコントロール等の特殊なコントローラを使用する者など、繊細なコントロールが求められる者にとって、その操作性を向上させると共に、傾斜地における直進安定性についても向上が図られると聞いており、個々の状況に応じてその必要性を判断した上で特例補装具として支給することが可能である。

修理基準への位置付けは、今後の支給状況等を踏まえつつ検討することとしている。

(筋電電動義手)

Q7 筋電電動義手の支給決定については、個々の障害者（児を含む）の状況等を勘案して判断する特例補装具となると承知している。

筋電電動義手の見積もりを確認する際に、支給基準の中で筋電電動義手の完成用部品は掲載されているが、その他製作に当たって必要な基本価格や製作要素価格等の取扱方法についてどのように考えるべきか。

※令和3年3月31日付け事務連絡「補装具費支給に係るQ&Aの送付について」を参照ください。

(重度障害者用意思伝達装置)

Q8 重度障害者用意思伝達装置の対象者について、音声・言語機能障害はあるが重度の両上下肢障害には至っていないなど、国の示す対象者像に必ずしも合致しない者からの申請については、どのように対応すべきか。また、難病患者との関係性についてはどうか。

A 重度障害者用意思伝達装置の対象については、補装具費支給事務取扱指針の別表1「補装具の対象者について」において、

- ・ 重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者であって、重度障害者用意思伝達装置によらなければ意思の伝達が困難な者。
- ・ 難病患者等については、音声・言語機能障害及び神経・筋疾患である者としている。

特に、難病患者等で進行性の疾患の場合、その状態によっては、上記の「重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者」又は「音声・言語機能障害及び神経・筋疾患である者」のいずれの状態にも合致しにくい場合がある。

その場合には、特殊の疾病告示に掲げる疾病であること、近い将来上記のような状態になることについて、補装具費支給意見書において医師の診断が明確であるような場合は、申請者の身体状況等をよく検討の上、支給の対象として差し支えない。

事務連絡
平成30年1月16日

各都道府県障害福祉主管部（局） 御中

障害保健福祉部企画課
自立支援振興室

補装具費支給制度における借受けの導入に係る留意事項について

日頃より、障害福祉行政の適正な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に規定する補装具費支給制度においては、平成30年4月より、借受けが導入される予定です。具体的な対応については、開始までに補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号。以下「告示」という。）を改正及び関係通知等を発出する予定にしておりますが、現時点で想定している対応について、別紙にまとめましたので、各都道府県におかれましては、これらを踏まえ、着実な準備を進めていただくとともに、この旨を管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）に周知し、管内の市町村における運用が円滑に実施されるよう、助言等の支援をお願いいたします。

併せて、身体障害者更生相談所、指定自立支援医療機関及び保健所に情報提供いただくようお願いいたします。

1 借受けの基本的な考え方

補装具は、身体障害者の身体状況に応じて個別に身体への適合を図るよう製作されたものを基本としていることから、購入を原則としているところである。今後もこの考え方を維持していくこととしており、改正障害者総合支援法においては、借受けについて、「借受けによることが適当である場合に限る」と規定している。

具体的には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）（以下「障害者総合支援法施行規則」という。）で定めることとしており、①身体の成長に伴い、補装具の短期間での交換が必要であると認められる場合、②障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合、③補装具の購入に先立ち、比較検討が必要であると認められる場合、と規定する予定である。

借受けによる補装具費の支給にあたっては、支給決定プロセスを大きく変えるものではなく、身体障害者福祉法第9条第7項に定める身体障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）等による専門的な判断により、必要性が認められた場合に限られるものであることにご留意願いたい。

2 都道府県、更生相談所、市町村の役割

（1）都道府県の役割

都道府県にはこれまでも、市町村間の連絡調整、市町村に対する情報提供その他の必要な援助を行うとともに、各市町村の区域を越えた広域的な見地から実情を把握するよう、また、更生相談所が技術的中枢機関としての業務が遂行できるような体制整備に努めるよう、平成18年9月29日障発第0929006号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「補装具費支給事務取扱指針について」（以下「指針」という。）において規定しているところである。借受けについては、更生相談所等による専門的な判断が欠かせないことから、より一層市町村と都道府県の連携強化に努めていただくようお願いする。

（2）身体障害者更生相談所

更生相談所にはこれまでも、補装具費支給制度における技術的中枢機関及び市町村等の相談機関として、補装具の専門的な直接判定、市町村への技術的支援、補装具費支給意見書を作成する医師に対する指導、補装具の販売又は修理を行う業者（以下「補装具業者」という。）に対する指導及び指定自立支援医療機関、児童福祉法第19条の規定に基づく療育の指導等を実施する保健所（以下「保健所」という。）、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項に規定する指定医療機関（病院又は診療所に限る。）に対する技術的助言等を行うよう、指針において規定しているところである。借受けは更生相談所等による専門的な判断により必要性が認められる場合に限られるものであり、「1 借受けの基本的な考え方」で示したとおり障害者総合支援法施行規則に規定する予定の「借受けによることが適当である場合」に照らして、

必要性を適切に判断するようお願いする。

また、借受けは新たな対応であり、参考となる対応事例が少ない状況にあることから、今後制度を円滑に運用するためにも、厚生労働省としても事例を収集し情報提供する必要があると考えているため、各更生相談所間で情報共有を図り、事例を積み重ねる等によりご協力いただくようお願いする。

(3) 市町村

市町村にはこれまでも、補装具費支給制度の実施主体として、補装具費の支給申請に對して適切に対応できるよう、補装具の種目、名称、型式及び基本構造等について十分に把握するとともに、申請者が適切な補装具業者を選択できるような情報提供、更生相談所及び補装具業者との情報共有等を行うよう、指針において規定しているところである。

借受けは、購入、修理と同様、市町村が支給決定を行うので、「1 借受けの基本的な考え方」で示したとおり、障害者総合支援法施行規則に規定する予定の「借受けによることが適當である場合」に照らして、適切に支給決定を行うようお願いする。支給決定にあたっては、更生相談所との連携が重要であることから、より一層更生相談所との連携を図るようお願いする。

3 借受けの対象となる種目、基準額等について

借受けの対象となる種目については、①義肢、装具、座位保持装置の完成用部品、②重度障害者用意思伝達装置、③歩行器、④座位保持椅子、を想定しているところであり、基準額等については、購入、修理と同様、告示で規定することとしている。他の改定内容と併せて平成30年3月末の公布を予定しているのでご留意願いたい。

また、具体的な事務取扱の留意点を規定した指針や平成18年9月29日障地発第0929002号「義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領」についても、3月末の発出を予定している。

4 支給事務

(1) 申請

補装具の購入、修理の支給にあたり、市町村は、身体障害者から補装具費支給申請書（別添様式例第1号）の提出を受け、調査書（別添様式例第2号）を作成することを、指針において規定しているところである。借受けについては、「借受けによることが適當である場合に限る」といった法の趣旨を踏まえ、支給決定に至るまでの過程で借受けの必要性を判断することとなるため、市町村は、当該申請において借受けが想定される場合は、申請者の意向をよく聴取した上で、調査書、判定依頼書（指針に規定する別添様式例第3号）に申請者の意向を記入する等により、更生相談所等との連携に努めるようお願いする。

(2) 判定

当該申請について、市町村が借受けの検討が必要と判断した場合は、更生相談所等が必要性を判断することを想定しているところであり、更生相談所等は、購入の場合と同様に医学的判定を行い、「1 借受けの基本的な考え方」で示したとおり、障害者総合支援法施行規則に規定する予定の「借受けによることが適当である場合」に該当するかどうかを判断することになる。なお、借受けによることが適当と判断した場合は、判定書（身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第1号）に、想定される借受け期間、使用効果等を記載し、市町村に判定結果を送付することとする。

また、市町村は、身体障害児・者に関わらず、補装具の構造、機能等に関することで技術的な助言を必要とする場合に、更生相談所に助言を求めるとしていることに鑑み、借受けの判定にあたっては、更生相談所の医学的判定を求めることが望ましい。

また、市町村が借受けを想定した判定依頼をしていない場合においても、更生相談所が判定の過程で借受けによることが適当と判断できる場合は、借受けの必要性を判定し、想定される借受け期間、使用効果等を判定書に記載することにより、市町村に判定内容を伝達することが望ましい。

(3) 支給決定

義肢、装具、座位保持装置の完成用部品以外の箇所については「購入」として支給決定し、借受けが必要な完成用部品についてのみ、「借受け」として支給決定する。その他の補装具のうち、借受けの対象となる補装具については、「借受け」として支給決定する。

1つの部品に係る借受けについて、交換までの期間は、最長1年を原則とするが、必要があれば概ね1年ごとに再度判定を行うことにより、最長3年程度とすることを可能とすることを想定している。支給決定にあたっては、耐用年数や想定される使用期間等を踏まえ、借受けの必要性を判断することが必要である。

借受け中の補装具の修理が必要となった場合は、当該月について修理基準で規定する額を借受け費として支給決定することを想定している。

また、支給決定にあたっては、①借受け対象の用具 ②想定される借受け期間 ③想定される借受けの効果について、申請者に十分説明することが必要である。

(4) 補装具費の支給

補装具費の支給は、購入と同様の手順となる。ただし、借受けに係る補装具費は、借受け期間中は毎月支給することになる。

初回は従来通り申請、判定、支給決定を行った上で補装具費を支給する。2月目以降は、申請者又は代理受領を行う事業者からの請求をもって、借受けに係る補装具費を支給する。支給決定時に想定した借受け期間が終了した場合は、改めて更生相談所等により必要性を判断することになるため、判定、支給決定を行った上で、補装具費を支給する。

(5) 支給決定期間終了後の取扱い

支給決定時に想定した期間が終了した場合は、購入が可能か、借受けを継続するかを勘案して、再度支給決定を行う。その際は、(2)と同様、更生相談所の医学的判定に基づくことが望ましい。

<照会先>

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室 社会参加支援係
hosougu@mhlw.go.jp

事務連絡
平成30年5月11日

都道府県
各指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

補装具費支給に係るQ & Aの送付について

平素より、障害福祉行政にご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。
今般、補装具費支給制度の見直しに当たり、別添のとおり補装具費支給事務
に関するQ & Aを整理いたしましたので、御了知の上、適切に取り扱われるよ
うお願いいたします。
都道府県におかれましては貴管内市（区）町村に周知いだくよう、よろしく
お取り計らい願います。

【お問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室 社会参加支援係
TEL 03-5253-1111
(内線 3073,3071)
FAX 03-3503-1237

(平成 30 年告示改正で追加された項目)

Q1 補装具費の支給に当たっては、借受けを優先することになるのか。

A 補装具は、身体障害者・児の身体状況に応じて個別に身体への適合を図るよう製作されたものを基本としていることから、購入することが原則である。そのため、補装具の借受けについては、障害者総合支援法において、「借受けによることが適当である場合」として、次の①～③の場合に限ることとしており、必ずしも借受けを優先するものではない。

- ① 身体の成長に伴い、短期間で補装具等の交換が必要であると認められる場合
- ② 障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合
- ③ 補装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要であると認められる場合

借受けの支給決定にあたっては、法の趣旨を踏まえ、身体障害者更生相談所等の助言を参考に、借受けの効果を十分検討した上で、適切に取扱い願いたい。

Q2 借受けに係る補装具費の支給は、毎月行わなければならないのか。

A 借受けに係る補装具費の支給は毎月行うことが原則である。ただし、効率的な事務手続きが望まれ、また、請求者の負担を軽減する必要があることから、運用上、3ヶ月程度まとめて支給しても差し支えない。

Q3 借受けの実施により、事務取扱指針の様式に項目が追加されているが、当面の間は現行様式の欄外に必要項目を記入する等の対応をしてよいか。

A 事務取扱指針で規定した各種様式は、想定する必要項目を示したものであり、実際の運用にあたっては、各市町村の運用方法に応じて工夫されているところである。印刷した様式に手書きで記入する等、現行様式を使用する場合であっても、自由記述欄に必要事項を記入する等、柔軟に対応して差し支えない。

Q4 デジタル式補聴器調整加算の様式1の取扱如何。

A 補装具費支給事務取扱要領(平成30年3月23日障企自発0323第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知)において、デジタル式補聴器調整加算を行う場合に様式1によって、適切に調整が行われたことを市町村が確認する必要がある。

償還払いの場合は補装具製作業者から提出を受けた利用者が、代理受領の場合は補装具製作業者が、それぞれ障害者総合支援法施行規則第65条の7に定める必要書類に添えて、様式1を市町村に提出することになる。

Q5 告示の別表1購入基準に示されている補聴器の、デジタル補聴器調整加算をした場合の基準額算定の方法如何。

A 購入時にデジタル補聴器調整加算をした場合の基準額は、従来どおり、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に

関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第528号。以下「補装具告示」という。）の別表の規定による価格の100分の104.8に相当する額を算出し、その額に調整加算2,000円を加算することとする。なお、加算については、補聴器1台あたりの加算とする。

Q6 借受けにて支給決定を受けて使用した補装具等をそのまま購入することは可能か。

A 借受けにて使用した補装具等は、それまでの使用期間や劣化具合が一定ではない。安全性を確保する観点から、購入する補装具は借受けで既に使用された物ではなく、新規に製作することが適当である。購入基準の額は、新品の補装具を購入する場合の基準額を想定しており、既に使用されている補装具の基準額を想定したものではない。

Q7 遮光眼鏡は、今般の補装具告示改正で要件の変更があったのか。

A 今般の補装具告示改正では特段要件の変更は行っていない。矯正眼鏡と遮光眼鏡について、「6D未満」、「6D以上10D未満」等の屈折度の区分が一致しているため、遮光眼鏡を矯正眼鏡の区分にまとめ、「矯正用」「遮光用」に整理したものである。

なお、従来、遮光眼鏡の購入等に係る費用の額の基準は、補装具告示別表の規定による価格の100分の104.8に相当する額としていたが、「遮光用」の基準についても同様の取扱いとする。その他の取扱いについては、過去のQ&A（平成26年3月31日付事務連絡、平成22年10月29日付事務連絡）を参照されたい。

Q8 義眼は、今般の補装具告示改正で要件の変更があったのか。

A 今般の補装具告示改正では、名称の整理を行い、従来の虹彩や強膜の色、サイズ等が統一されている「普通義眼」を「レディメイド」とし、健常眼に合わせて、形状、色、充血の有無等を細密に合わせて製作される「特殊義眼」及び眼球萎縮の方等、眼球が残っている場合、かぶせる形で装着する薄型の「コンタクト義眼」を「オーダーメイド」と名称変更を行ったものである。従って、要件に変更はない。

Q9 今般の補装具告示改正で追加された、電動車椅子に係るバッテリー（リチウムイオン電池）交換について、具体的な対象者はどのような者か。

A 電動車椅子のバッテリーの選定にあたっては、これまで個々の身体機能や能力、病状、日常生活圏における坂道及び悪路の状況等、使用者の使用環境を勘案し、支給決定されている。電動車椅子に係るバッテリー（リチウムイオン電池）交換の対象者についても個々の状況を総合的にご判断頂きたい。

Q10 今般の補装具告示改正で追加された、重度障害者用意思伝達装置に係る視線検出式入力（スイッチ）交換について、具体的な対象者はどのような者か。

A 重度障害者用意思伝達装置のスイッチの選定にあたっては、これまで個々の身体機能や能力、病状を勘案し、支給決定されている。視線検出式入力（スイッチ）交換の対象者についても個々

の状況を総合的にご判断頂きたい。

(完成用部品)

Q11 完成用部品の借受け基準額について、一月あたりの借受け基準額を算定する際、端数がでた場合はどのように対応するのか。

A 補装具費支給事務取扱指針について（平成30年3月23日障発0323第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙に記載のとおり、端数処理は小数点以下切り捨てとする。

(情報連携)

Q12 補装具の種目名称別コードは、補装具告示の基本価格欄に対応していない。補装具告示の基本価格欄に記載があり、種目名称別コードに記載のないものはどのように扱うのか。

A 種目名称別コードは、基本価格に対応したものではなく、補装具告示記載の各種目の定義の名称、型式に応じて定めている。支給決定にあたっては、当該補装具が下記例のように、その定義に照らし適切なコードを設定するよう、ご留意願いたい。

(例) 骨格構造義肢

基本価格	種目名称別コード（定義）
義足用 B-2 ライナー式	大腿義足差込式

事務連絡
令和2年3月31日

都道府県
各指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準の改正」
に係るQ & Aの送付について

平素より、障害福祉行政にご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。
令和2年1月29日付けで送付しました「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準の改正」に対して複数の照会をいただきました。個別の回答は控えますが、主な質疑への回答について、別添のとおり、送付します。
内容についてご了知の上、都道府県におかれましては、貴管内市（区）町村、
身体障害者更生相談所に周知いただきますようお願いします。

【お問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室障害者支援機器係
連絡先：hosougu@mhlw.go.jp

(人工内耳)

Q1 補装具費支給制度上、原則、同制度を利用して交付されたものに対する修理を行う際に費用の支給をしているが、今回、人工内耳の修理基準のみが追加される理由如何。

A 人工内耳の植込術を行った場合の費用及び人工内耳用材料が破損した場合等における交換に係る費用については、人工内耳用音声信号処理装置等の外部機器を含め医療保険の給付対象である（別紙参照）が、人工内耳用音声信号処理装置について、破損はしていないが「修理」をする場合の費用について、従来から自己負担とされていた。

そのため、人工内耳用音声信号処理装置の「修理」の取扱いについては、令和元年に関係団体等を対象に実施した「補装具に関するヒアリング」においてご意見が寄せられたことを受け、外部有識者で構成される補装具評価検討会において議論した結果、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置に限る）を補装具費支給制度の修理基準に追加することが妥当と判断され、本改正に至る。

(人工内耳)

Q2 人工内耳の修理基準について、どの部品が、どのような場合に対象となるかを具体的に明示してほしい。

A 今回、補装具費支給制度の修理基準で対象とするのは、医師が必要と判断した「人工内耳用音声信号処理装置（標準型や残存聴力活用型）」の修理のみとなる。
よって、以下の機器の交換や修理は本取扱いの対象外となる。

(対象外)

- ①人工内耳用インプラント
- ②人工内耳用ヘッドセット（マイクロホン・送信コイル・送信ケーブル・マグネット・接続ケーブル等）
- ③人工内耳用音声信号処理装置の電池

(人工内耳)

Q3 人工内耳用音声信号処理装置の単なる機種交換については、補装具費支給制度で対応しないという認識でよろしいか。

A 新製品が出たことによる聴力の向上を期待した交換等、本人の選好による機種交換は、補装具費の支給対象とならない。

(人工内耳)

Q4 自治体は人工内耳用音声信号処理装置の修理の支給決定に当たり、どのような観点で判断すればよいのか。

A 今般、補装具費支給事務取扱要領において、「人工内耳用音声信号処理装置 確認票（様式2）」を追加した。従来、申請時に添付している「補装具費支給意見書」に加え、本様式を参考に必要事項を確認されたい。詳細は、補装具費支給事務取扱要領を参照されたい。

なお、様式2を含め、本改正については、関係する学会等も周知を行う予定である。

(人工内耳)

Q5 人工内耳について、補装具の修理に係る費用の額の基準は、補装具告示の別表の規定による価格の100分の106に相当

する額か、それとも 100 分の 110 に相当する額となるのか。

A 人工内耳については、身体障害者用物品ではないため、課税扱いとなる。よって、別表の規定による価格の 100 分の 110 に相当する額となる。

(修理基準全般)

Q6 補装具業者の保証期間内である場合や、任意保険に加入している場合も補装具費（修理）の支給対象となるのか。

A 修理や再支給の必要がある場合、市町村は他制度による適用の有無を確認した上で、補装具業者が定める保証期間や任意保険加入の有無について、補装具業者や本人に聴取・確認等を行い、それで対応が可能な場合は優先的に活用し、対応いただきたい。

(借受け)

Q7 「補装具費支給に係る Q&A の送付について（平成 30 年 5 月 11 日事務連絡）」の Q2 において、「借受けに係る補装具費の支給は、運用上、3 ヶ月程度まとめて支給しても差し支えない」されているが、補装具費支給事務取扱指針に基づく様式例第 8 号の補装具費支給券についても、複数月分をまとめて交付することは可能か。

また、複数の完成用部品の借受けについて支給決定する場合に、部品毎に支給券の交付が必要か。

A 事務処理負担軽減の観点から、複数月分を 1 枚の支給券にまとめて記載し交付して差し支えない。なお、その際は、様式例第 8 号に支給券の対象期間を明示する等、複数月の状況が分かるよう記載

内容を工夫すること。

また、複数の完成用部品の借受けの支給決定を行う場合も、1枚の支給券にまとめて記載し交付して差し支えない。

難聴児者への医療の提供について

保険適用されている難聴患者への主な診療行為

■手術

- 人工内耳植込術 40,810点

■人工内耳用材料

(1) 人工内耳用インプラント(電極及び受信－刺激器)	1,650,000円
(2) 人工内耳用音声信号処理装置	
① 標準型	940,000円
② 残存聴力活用型	932,000円
(3) 人工内耳用ヘッドセット	
① マイクロホン	38,700円
② 送信コイル	10,700円
③ 送信ケーブル	2,740円
④ マグネット	7,840円
⑤ 接続ケーブル	4,480円

【主な留意事項】

人工内耳材料の交換に係る費用は、破損した場合等においては算定できるが、単なる機種の交換等の場合は算定できない。

■医学管理

- 高度難聴指導管理料

- ・ 人工内耳植込術を行った日から起算して3月以内の期間に行った場合 500点
- ・ その他の場合 420点

人工内耳植込術を行った患者、伝音性難聴で両耳の聴力レベルが60dB以上の場合、混合性難聴又は感音性難聴の患者について、耳鼻咽喉科の医師が療養上必要な指導を行った場合に算定する。

- ・ 人工内耳機器調整加算 800点

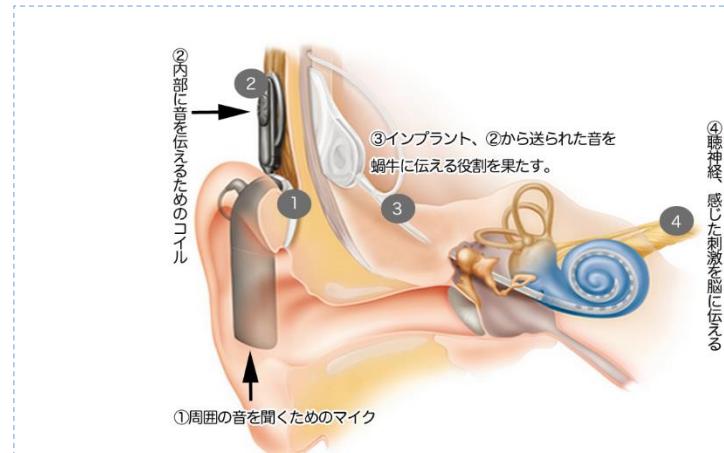
人工内耳植込術を行った患者に対して、人工内耳用音声信号処理装置の機器調整(※)を行った場合は、6歳未満の乳幼児については3月に1回に限り、6歳以上の患者については6月に1回に限り加算する。

※ 人工内耳用音声信号処理装置の機器調整とは、人工内耳用音声信号処理装置と機器調整専用のソフトウェアが搭載されたコンピューターを接続し、人工内耳用インプラントの電気的な刺激方法及び大きさ等について装用者に適した調整を行うことをいう。

■検査

- 補聴器適合検査 1回目 1,300点 2回目以降 700点 (月2回に限る)

聴力像に対し電気音響的に適応と思われる補聴器を選択の上、音場での補聴器装着実耳検査を実施した場合に算定する。



※人工内耳用材料の定義

- ① 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「人工内耳」であること。
- ② 補聴器では症状の改善が見られない高度感音性難聴又は補聴器では十分な症状改善が得られない低音域に残存聴力を有する高音急墜型聴力像を呈する感音難聴に対して、人工内耳植込術を実施するに際し、聴力改善を目的に使用するものであること。

事務連絡
令和2年3月31日

都道府県
各指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品」に係るQ & Aの送付について

平素より、障害福祉行政にご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。
令和2年4月1日より適用となる「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品（以下、完成用部品一覧という。）」について、Q & Aを作成しましたので、内容についてご了知の上、都道府県におかれましては、貴管内市（区）町村、身体障害者更生相談所に周知いただきますようお願いします。

【お問い合わせ先】
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室障害者支援機器係
連絡先：hosougu@mhlw.go.jp

(骨格構造義肢)

Q1 補装具告示「別表／1 購入基準／(2) 義肢－骨格構造義肢／工製作要素価格／(ア) ソケット／義足用」のカーボンストッキネット加算について、完成用部品一覧の「骨格構造義肢／義足用部品／義足調整用部品／コネクタ」にカーボン素材が含まれている部品を使用する場合は加算が可能か。

A 既にカーボン素材が含まれており、重複が生じるため、加算できない。

【参考】該当部品（令和2年度新規掲載部品）

※（会社名、使用部品）の順番に記載
パシフィックサプライ（株）、ダイレクトソケット専用コネクタ（カーボン／バサルト） M-100-401/501/601

(装具)

Q2 補装具告示「別表／1 購入基準／(3) 装具／工製作要素価格／(ア) 下肢装具／b 支持部」の「大腿支持部・下腿支持部 A 半月」の加算について、継手や支柱の中で、半月部が含まれている部品を使用する場合は加算が可能か。

A 既に半月部が含まれており、重複が生じるため、加算できない。

【参考】該当部品（令和2年度新規掲載部品）

橋本義肢製作株式会社、半月一体化支柱 HCU-001AL

(装具)

Q3 補装具告示「別表／1 購入基準／(3) 装具／工製作要素価格／(ウ) 体幹装具／b その他の加算要素」の「側弯症装具付属品」の加算について、完成用部品一覧の「装具／体幹装具／パッド」で指定を受けている部品を使用する場合は加算が可能か。

A 既にパッドが含まれており、重複が生じるため、加算できない。

【参考】該当部品（令和2年度新規掲載部品）

(株) 松本義肢製作所、胸椎用工アーパッド MG2210-1/MG
2211-1

(装具)

Q4 完成用部品一覧の「装具／下肢装具／膝継手／H コンピュータ制御」について、以下の部品が新規掲載されたが、適用する判断基準を示されたい。

オットーボック・ジャパン（株）、C-Brace 膝継手 17KO1

A 今年度の新規指定部品のうち、高機能部品であり、判定に留意が必要な部品について、取扱い業者より部品概要を提出いただいたので、別紙のとおりお知らせする。

これらの情報を参考として、当該部品を申請された個々の者の障害の程度や生活環境等を踏まえて、適切に判定していただくようお願いする。

【添付資料】17K01 C-Brace 膝継手の適応範囲について

17K01 C-Brace 膝継手は高機能部品であることから、部品選択における注意点、部品の特長、使用者の利点、支給対象者の例、メーカー保証期間等の情報を以下に記載いたします。

1. 部品選択における注意点

C-Brace 膝継手はラミネーション製の長下肢装具のみで使用できる膝継手で、ライセンスセミナーを受講し合格した義肢装具士のみが製作することができるものです。長下肢装具を構成する部品が必要ですが、現時点では日本で扱いがある下記の部品を使用することができます。

区分	名称	型式	型番	備考(部品名)	必要数量 (片側)
装具下肢装具	膝継手	コンピューター制御式	17K01	C-Brace 膝継手	1
装具下肢装具	その他 バッテリーキット		4E50	バッテリーチャージャー	1
装具下肢装具	その他 バッテリーキット		757L16	AC アダプター	1
装具下肢装具	その他 加工用パーツ		17K01A=SET	C-Brace マウンティングセット	1
装具下肢装具	膝継手	A 遊動式 1 普通型	17KF100=16-T	C-Brace 内側用膝継手	1
装具下肢装具	その他支柱		17LS3=16-T	モジュラー足継手 ユニラテラルジョイント用支柱 チタン 16mm	4
装具下肢装具	足継手	B 制御式(補助付)2 二方向	17LA3N=16-T	モジュラー足継手 ユニラテラル アンクルジョイント チタン 16mm	2
装具下肢装具	あぶみ	B 制御式(補助付)3 二方向	17LF3N	モジュラーあぶみ 二方向 足板なし 17LA3N 用	2

* その他加工用のジグや、ダミー等が必要になります。

* 一定の剛性を出すためオットーボックのライセンスセミナーで指定した方法での製作が必要になります。また支持部のほとんどがカーボン製になりますので、仮装具を製作して支持部の適合をしっかりと確認することが必要です。

2. C-Brace の特長

C-Brace は歩行の全て(立脚相・遊脚相の両方)をコンピューター制御する膝継手です。内蔵されたセンサーが、膝の角度や角速度、膝伸展モーメント、膝の移動速度等を検知し、その情報をもとにマイクロプロセッサーが C-Brace の状況や使用者の状況を判断し、油圧シリンダーの抵抗値を制御します。この検知から制御の流れを 1 秒に 100 回の頻度で行い、使用状況に瞬時に反応します。膝折れをしない、そして遊脚相で膝を曲げて歩行できる長下肢装具です。

3. 使用者の利点

立脚相において

センサーが立脚相のどの段階であるか(踵接地なのか、遊脚相へ移行しようとしているのかなど)を感じし、膝折れしないように膝の屈曲速度をコントロールします。例えば膝が曲がった状態で踵接地したとしても、抵抗が発揮されて膝折れを防止します。油圧抵抗はユーザーに合わせて設定することができます。

また、イールディング機能によって、膝を安定した状態で曲げながら動作を行うことができます。C-Brace は必要な際には常にイールディングが発揮されるため、使用者は機能を容易に使いこなすことができます。座位を取る際にもユーザー好みの油圧抵抗で安全に腰掛けることができます。

直感的立位機能では、使用者が立位を保っている状態であることを瞬時に判断し、自動的に膝をロックします。なお、充電が切れた場合は、セーフティーモードに切り替わり、膝の屈曲方向の抵抗値が常に高い状態になるので膝折れすることはありません。(セーフティーモードの抵抗値は義肢装具士によって、座るなどの最低限の行動がとれる程度の範囲で予め設定されます。)

【装着者が可能となる動作や利点】

- ・ 膝折れによる転倒の危険性がほとんどない(凹凸・斜面等の路面環境を気にしない歩行)
- ・ 段差、エスカレーター、動く歩道を降りる(踵接地すれば自動的に膝が抵抗を発揮)
- ・ 麻痺側に安心して荷重出来ることにより、非麻痺側や上肢の負荷を軽減(残存機能の温存)
- ・ 人ごみの中での歩行(人にぶつかった際などに膝折れしにくい安心感)
- ・ 坂道や階段の交互降り(自動的にイールディングがかかるので安心)
- ・ 確実な立位保持(麻痺側に意識を集中する必要がない)
- ・ 長時間の歩行(優れた安定感と疲労感の軽減)
- ・ 遊脚相への確実かつスマーズな移行(つまづきによる転倒の防止)

遊脚相において

内蔵のセンサー情報によって、膝がどのようなスピードで曲がろうとしているのかを検知することで、あらゆる歩行スピードに瞬時に対応します。

【装着者が可能となる動作や利点】

- ・ ゆっくり歩きから早歩きまで、あらゆる歩行スピードでの歩行
- ・ クリアランスが確保された歩行(つまづきによる転倒の防止)
- ・ 代償運動が起きにくい(クリアランス確保による)
- ・ 急な歩行速度変化(速度変化したその1歩目から確実に対応する)

モード変更時

特定の動作やアプリの利用によって、モードの変更が可能です。膝を一定角度以上曲げないようにする、完全にフリー(抵抗が全くからない状態)にするなどの変更を使用者自身が行うことができます。

【装着者が可能となる動作や利点】

- ・長時間立位状態を保持できる(立ち仕事など、作業に集中できる。麻痺側を軽度屈曲して体重をかける「休め」の姿勢がとれる)
- ・両足を軽度屈曲させて体重をかけることができ、中腰で作業する際などに力がいれやすい。
- ・自転車(膝の抵抗をフリーにする)

4. 適応症例

ポリオや脊髄損傷などを起因とした神経疾患による下肢麻痺者で、下肢が弛緩性麻痺であることが適応の条件になります。

但し、下記に挙げる条件が一つでも該当した場合は、適応となりません。

- ・足を振り出すための初動ができない。
- ・体重が125kg以上である。
- ・重度の痙攣がある。
- ・15cm以上の脚長差がある。
- ・膝関節と股関節の拘縮が10度以上ある。
- ・体幹の安定性が不十分である。(脊髄損傷者の例ではL4以上損傷は適応になりにくいです)
- ・装具装着が難しい疾患も併発している。(皮膚トラブルなど)

C-Brace 適応の判断には DTO(評価用試着機)を使用し、使用可否を判断します。DTO が使いこなせない場合に適応となりません。

5. 支給対象者の例

C-Brace は様々な活動レベルの使用者に適応することが可能ですが、しかしながら、公費支給の観点から、社会生活を行う上で日常生活や職業上特に C-Brace でなければならぬと認められる使用者への適応が望ましいと考えます。

上記を踏まえ、適応性が高いと思われる対象者を例示致します。

【日常生活や歩行に C-Brace を必要とする方】

- ・対麻痺の方
- ・代償運動が大きく、体への影響が大きくなっている方
- ・立ったり座ったりの動作が大変な方

【就労を目的としている方】

- ・悪路での歩行が必要な職業(土木・農林業など)
- ・人ごみでの歩行や速度変化を要する、または、疲労の少ない歩行が必要な職業(営業職で長時間の外回りを行う方など)
- ・立ったり座ったりする動作が多い職業(一般事務、秘書などの職業)
- ・長時間集中した状態で立位を保つ必要がある職業(医師、生産業、調理師など立位での作業が多い職業)

- ・ 相手に視線を合わせながらの動作や俊敏な動きが必要とされる職業（教員や販売業など。また、就労の観点からは外れるが、同一の理由から、幼児の子育て中の方にも高い適応性がある）
- ・ 荷物で路面が確認出来ない状況での使用が必要な職業（運搬業など）

6. C-Brace にない機能

- ・ パワーアシスト機能はありません。
- ・ 防水機能はありません（生活防水のみ）
- ・ 日常生活の歩行用であり、走行や跳躍には向いていません。

* C-Brace 機能がユーザーの生活で必要とされる機能かどうか見極めることが重要です。

7. メーカーの保証期間

メーカー保証期間 3 年

- * 保証書及び取扱説明書に記載の使用条件及び注意事項を遵守されていることを前提とし、3 年間の無償修理対応を行います。
- * 24 ヶ月経過後に定期メンテナンスを行うことが、保証の条件となります。
- * 点検時期は担当の補装具製作業者を通じて使用者に連絡を行います。点検時には、代替品を用意します。

事務連絡
令和3年3月31日

都道府県
各指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準の改正」
に係るQ & Aの送付について

平素より、障害福祉行政にご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。
令和3年度「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」
の改正にあたり、別添のとおり補装具費支給事務に関するQ & Aを整理しました
ので、御了知の上、適切に取り扱われるようお願いします。
都道府県におかれましては、貴管内市（区）町村、身体障害者更生相談所に周
知いただきますようお願いします。
なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4
第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

【お問い合わせ先】
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室障害者支援機器係
連絡先：hosougu@mhlw.go.jp

(令和3年度告示改正で追加された項目)

Q1 今般の補装具告示改正において、殻構造義肢の型式に「電動式」が追加されたが、これまで筋電電動義手は特例補装具として扱われてきたが、今後はどのように取扱うべきか。

A 筋電電動義手はこれまで特例補装具で扱ってきたが、今般の改正により、殻構造義肢の電動式として取り扱うこととし、基本価格や製作要素価格も基準に設定したところである。

使用する完成用部品については、他の完成用部品と同様、製作に当たって適切な部品選択をすること。

支給決定に際しては、個々の障害の状態、就業や教育の状況並びに生活環境等を踏まえ、また、リハビリテーション等による使用訓練を通じた状況等を勘案し、その必要性が認められた場合に、市町村の判断により支給されるものとする。

なお、本事務連絡により、平成27年3月31日付事務連絡「補装具費支給に係るQ&A」の筋電電動義手に係るQ7については廃止する。

Q2 今般の補装具告示改正において、殻構造及び骨格構造義肢の
ウ 基本価格の採型区分 B-4 に「TSB式」が追加された理由如何。

A PTB式やKBM式などと同様にソケット製作技法の一つとしてTSB式というものが存在しているが、これまで基本価格にTSB式の選択肢がなかったため、製作技法の異なるPTB式に置き換えて処方し、実際にはTSB式が製作される場面があった。これを踏まえて、医師による適切な処方に基づいて義足の製作ができるようにするため、基本価格にTSB式を追加したところである。

事務連絡
令和3年3月31日

都道府県
各指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品」に係るQ&Aの送付について

平素より、障害福祉行政にご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。
令和3年4月1日より適用となる「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品（以下、完成用部品一覧という。）」について、Q&Aを作成しましたので、内容についてご了知の上、都道府県におかれましては、貴管内市（区）町村、身体障害者更生相談所に周知いただきますようお願いします。
なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

【お問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室障害者支援機器係
連絡先：hosougu@mhlw.go.jp

(骨格構造義肢)

Q1 完成用部品一覧の「骨格構造義肢／義足用部品／その他／その他の部品／C その他／C その他」について、以下の部品が新規掲載されたが、適用する判断基準を示されたい。

(株) 今仙技術研究所 M1900 ボリューム調節キット（義肢用）

A 当該部品については、様々な使用方法が考えられることから素材として扱われてきたが、当該部品のみ交換が考えられることから、今年度、新規収載した。取扱い業者より部品概要を提出いただいたので、別紙1のとおりお知らせする。

これらの情報を参考として、当該部品を申請された個々人の障害の程度や生活環境等を踏まえて、適切に判定していただくようお願いする。

(装具)

Q2 完成用部品一覧の「装具／体幹装具／固定金具」について、以下の部品が新規掲載されたが、適用する判断基準を示されたい。

(株) 松本義肢製作所 MG2230 ダイヤル式矯正ケーブル

A 当該部品については、様々な使用方法が考えられることから素材として扱われてきたが、当該部品のみ交換が考えられることから、今年度、新規収載した。取扱い業者より部品概要を提出いただいたので、別紙2のとおりお知らせする。

これらの情報を参考として、当該部品を申請された個々人の障害の程度や生活環境等を踏まえて、適切に判定していただくようお願いする。

M1900 ボリューム調節キット（義肢用）について

Q1 M1900 ボリューム調節キット（義肢用）を推奨する補装具種別は？

- A. 本システムは、樹脂注型による固定が強度確保のために必須となるため、樹脂注型にて製作される義足ソケットへの適用を推奨する。樹脂注型にて製作される場合に限り、義手・装具に転用が可能である。

Q2 M1900 ボリューム調節キット（義肢用）の使用が推奨されるケースはどのような症例ですか？

- A. 症例への使用を推奨しており、義足着脱の簡便化と確かな締め付けと高い適合が得られる。ソケットシステムへの使用例は下図 1.を参照下さい。
以下に挙げる症例の方や環境、場面において有効性が高いと考えている。

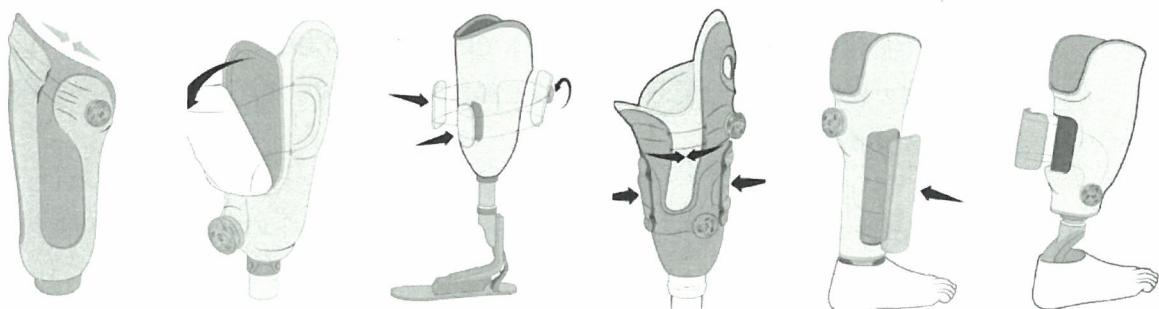


図 1 .M1900 使用例

1. 断端のボリューム変化が見られるケース

- ・断端ボリュームの日内変動が大きく、一日を通してソケットの適合を維持することが困難なケース。
- ・体調変化や、月経、季節による体重の増減等が見込まれ、断端ボリュームの変化によりソケットの継続的な装着が困難なケース。
- ・小さなボリューム変化ではあるが、義足の不安定感や断端の不快感により、安心して使用するために調節を頻繁に繰り返し行う必要があるケース。

2. 長時間の座位をとる状況が想定されるケース

在宅での生活様式や、就業・就学環境において、長時間座位をとることによるむくみ（浮腫）や、膝の屈曲角度の維持によるソケット内部や上縁での圧迫感により義足の長時間の装着が困難なケース。

3. 着衣の上からソケットのボリューム調節の有効性が見込まれるケース

就業・就学中や公共交通機関による通勤・通学中において、従来の断端袋による調節の

別紙 1

ため、ソケットの脱着を要するケース。本システムの使用により、時間や場所に制限されず、着衣の上からの調節が可能である。

4. 断端遠位が近位に対してボリュームが大きくソケットへの挿入が困難なケース
断端遠位の断端ボリュームが近位のボリュームに対して大きく、ソケットへの断端の挿入が難しく、本システムを用いて近位を開放することで義足の装着が可能となるケース。
5. 上肢の機能制限があるケース
上肢の機能制限（上肢の筋力低下、器用さの低下、上肢・手指の欠損・変形等）により、ベルト等による調節が困難なケース。尚、このケースにおいては本機構のダイヤルを締め付ける作業や、緩める作業が適切に行えるか、処方前の確認が必要である。

Q3 M1900 ボリューム調節キット（義肢用）を使用したソケットはどのように取り扱えばよいか？

- A. **M1900 ボリューム調節キット**は、ダイヤル内に搭載されている倍速ギアにより、強い力でケーブル（紐）が引き込める。従来のソケットではケーブルの走路に大きな負荷がかかりソケット破損の恐れがあるため、十分な強度を提供するためカーボンストッキネット等による補強が必要である。

Q4 M1900 ボリューム調節キット（義肢用）を使用したソケットのメンテナンスは？

- A. 本システムを使用するソケットは、1年に1回程度は不適合の有無に関わらず、ボリューム調節に用いられているケーブル（パネル調節に用いられる紐）に摩耗が起きていないかの確認を推奨する。

Q5 M1900 ボリューム調節キット（義肢用）を用いた際の加圧部のクッション材の種類は？

- A. ソケット内の部分的な加圧・周径調節を目的とする場合、ソケットの形状変化に追随し、加圧部の圧を分散するため、柔らかいインナー材料の使用を推奨する。二重ソケットに用いられる軟性のインナーソケット材料、外装布付シリコーンライナー、又はP E ライト等の軟性発泡樹脂材料を使用し、ソケット内面での肌の直接の圧迫を避ける必要がある。

MG2230 ダイヤル式矯正ケーブルについて

1. ダイヤル式矯正ケーブルの特徴

体幹装具装着時、適切な部位に矯正または締め付けを行うために使用します。部品本体より 2 本のケーブルが出ており、ダイヤルを回すことでケーブルを巻き取ることができます。2 つの部品を引っ掛け、ダイヤルを回すことで簡単に装具を装着することができます。また 2 本のケーブルを均等に巻き取っていけるため、締め付けの力を均等に与えることができます。ダイヤルとケーブルガイド 2 点の合計 3 点を V 字状につなげることで、2 方向の締め付け力を均一にし、姿勢の変化にも追随しやすくなります。

2. 使用者の利点・使用状況について

- 体幹が側弯する症例に対して適切な姿勢に矯正を行うために使用し、特に複数のベルトにより矯正効果を得る必要がある装具において、1 つのダイヤルで同時に均一な矯正力が発揮されるため、目的の矯正効果が得られやすくなります。
- 上肢に欠損や麻痺がありベルトでの締め付けが困難な症例において、ダイヤル操作であれば締め付けが行える場合には使用が有効となります。
- 装具を衣類の下に装着しており衣類を脱ぐことができない状況において、食事等によって締め付けを調整する必要がある場合、衣類の上からでも調整が可能です。特に女性や思春期の学生等において、衣服の上からの調整は適切な調整を維持するために有効となります。

3. 支給対象者の例

- ダイヤル式矯正ケーブルは装具脱着を容易にするため様々な使用者に利用可能ですが、公費支給の観点から上記利点を考慮して適応性が高い対象者を示します。
 - ・ 複数の方向に均一な矯正力が必要な症例
 - ・ 上肢の欠損や麻痺、巧緻性の問題でベルトでの装具装着が困難な症例
 - ・ 衣類の上から装着具合の調整が必要となる症例

4. 注意事項

- 適切な締め付け力で使用しないと身体を傷つけると共に部品の破損にもつながるため、使用者へ適切な使用方法の説明が必要です。
- ケーブルの摩耗は定期的に確認していただく必要があります、摩耗の具合によっては部品交換が必要となります。

事務連絡
令和4年3月31日

都道府県
各指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

補装具費支給に係るQ & Aの送付について

平素より、障害福祉行政にご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。
令和4年度「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」
の改正にあたり、別添のとおり補装具費支給事務に関するQ & Aを整理しましたので、御了知の上、適切に取り扱われるようお願いします。
都道府県におかれましては、貴管内市（区）町村、身体障害者更生相談所に周知いただきますようお願いします。
なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4
第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

【お問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室障害者支援機器係
TEL : 03-5253-1111 (内線 3073,3071)
Mail : hosougu@mhlw.go.jp

(令和4年度告示改正で追加された項目)

Q1 今般の補装具告示改正において、FM型補聴器に関する記述が削除されたが、FM型補聴器は今後どのように取扱うべきか。

A 補聴器については、FM型に代わりデジタル方式が支給されている実態を踏まえ、今回の改正とした。FM型補聴器の修理申請等があった場合は、特例補装具として対応されたい。

Q2 1 購入基準（1）義肢-殻構造義肢の工製作要素価格の（ウ）支持部の義手用・型式に作業用（幹部使用）、義足用・型式に作業用（鉄脚使用）等を追加した理由如何。

A 作業用に関しては、幹部や鉄脚を含まない構成であっても、使用場面により作業用義肢として判断できる場合がある（例として、小児の体育用義手や運動を職業とする者に対するスポーツ用義足等）。今回、義手用の型式に作業用と作業用（幹部使用）を、義足用の型式に作業用と作業用（鉄脚使用）を設定することにより、実態を踏まえた製作ができるように改正を行ったものである。

事務連絡
令和5年1月6日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

補装具費支給に係るQ & Aの送付について

平素より、障害福祉行政にご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。
補装具費支給制度に関して照会が寄せられた内容について、別添のとおり補装具費支給事務に関するQ & Aを整理しましたので、御了知の上、適切に取り扱われるようお願いします。
都道府県におかれましては、貴管内市（区）町村、身体障害者更生相談所に周知いただきますようお願いします。
なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

【お問い合わせ先】
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室障害者支援機器係
連絡先：hosougu@mhlw.go.jp

(卸価格が告示価格を上回る補装具への対応)

Q1 昨今の物価高騰の影響を受け、簡易型電動車椅子の価格見直しを行う旨、メーカーから通知があった。補装具事業者に対する卸価格が告示により算定した額を上回っているものもあるが、この場合、基準額を超えた額を利用者に負担させることは可能か。

A 利用者の負担額は法によって定められており、法に定められた額を上回る利用者負担は認められることから、例えば、簡易型電動車椅子の支給が必要な場合かつニッケル水素バッテリー搭載の簡易型電動車椅子の基準額での支給ができない場合は、告示の基準額で対応可能なリチウムイオンバッテリー搭載の簡易型電動車椅子による対応をまずは検討していただくとともに、その他の簡易型電動車椅子による対応等も検討されたい。

(複数支給)

Q2 聴覚と視覚に障害のある盲ろう者については、障害特性を踏まえ、補聴器の複数（両耳）支給や眼鏡の複数（屋内／屋外等）支給は可能か。

A 補装具の個数は、原則として1種目につき1個であるが、身体障害者・児の障害の状況等を勘案し、職業又は教育上等特に必要と認めた場合は、2個とすることを可能としている。

盲ろう者については障害特性を踏まえ、補聴器の複数（両耳）支給や眼鏡の複数（屋内／屋外等）支給等、情報取得に必要であると認められれば、実情に応じた個数を支給することは差し支えない。

(判定)

Q3 来所判定について、必ず更生相談所で実施しなければならないのか。オンライン等で便宜を図ることはできないのか。

A 判定については、補装具費支給事務取扱指針等で定めているところ、昨今のガソリン価格高騰等も鑑み、「重度の障害のある方、遠隔地に住む方等の利便を考慮する必要がある」場合は、更生相談所の長が、来所判定に代えてオンライン、動画又は訪問による判定を可能として差し支えない。

(再支給)

Q4 補装具の耐用年数が経過しなければ、利用者の職業及び身体状況や環境の変化を問わず、たとえ使用に支障がある場合でも再支給は認められないのか。

A 耐用年数の取扱いについては、補装具費支給事務取扱指針等でも注意喚起しているところであるが、耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示しているものであるため、再支給や修理の際には告示に掲げる耐用年数を一律に適用することなく、個々の実状に即した対応が行われるよう十分配慮されたい。

特に、児童については、使用年数の定めのない補装具についても、成長速度や使用環境等も踏まえ、柔軟に対応することとされたい。

なお、車椅子や座位保持装置においてはモジュラー型を使用する等により、児童の成長に対応できるよう構造にも配慮していただきたい。

(電動車椅子)

Q5 電動6輪車椅子は電動車椅子の名称や基本構造に定められていないが、特例補装具として対応して差し支えないか。

A 電動6輪車椅子については、電動車椅子の名称や基本構造としては定められていないところ、屋内での移動に必要であると認められれば特例補装具として対応されたい。

事務連絡
令和6年6月21日

都道府県
各指定都市 障害保健福祉・児童福祉主管課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
こども家庭庁支援局障害児支援課

補装具費支給に係るQ & Aの送付について

平素より、障害福祉行政にご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。
補装具費支給制度に関して照会が寄せられた内容について、別添のとおり補装具費支給事務に関するQ & Aを整理しましたので、御了知の上、適切に取り扱われるようお願いします。

都道府県におかれましては、貴管内市（区）町村、身体障害者更生相談所に周知いただきますようお願いします。

なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

【お問い合わせ先】
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室障害者支援機器係
連絡先：hosougu@mhlw.go.jp

(基本価格 姿勢保持装置)

Q1 姿勢保持装置に車椅子の構造フレームを使用した場合の基本価格は姿勢保持装置、車椅子のいずれで算定すべきか。

A 基本価格は、支給決定した種目の基本価格を算定することとし、姿勢保持装置に車椅子の構造フレームを使用した場合は姿勢保持装置の基本価格を算定されたい。

(基本価格 車椅子・電動車椅子1)

Q2 車椅子及び電動車椅子を同時に2台支給した場合の基本価格について、半額となるのは2台目のみか、それとも2台ともか。

A 2台目のみである。2台同時支給の場合、採寸は1台目と2台目で共通するものであるが、適合確認は1台目と2台目それぞれの車椅子で必要となることから、2台目のみ半額として算定されたい。

(基本価格 車椅子・電動車椅子2)

Q3 車椅子及び電動車椅子の修理について、基本価格を算定することは可能か。

A 車椅子及び電動車椅子の修理の場合、基本価格は算定できない。基本価格が算定できるのは、購入する場合のみとされたい。

(装具 T・Yストラップの修理)

Q4 下肢装具（硬性）の修理において、支持部を含まずT・Yストラップのみを修理する場合、1の（3）の工(ア)cの上限価格で算定すべきか、備考欄に記載のとおり上限価格から1,550円を減じて算定すべきか、いずれか。

A 1,550円を減じる必要はない。1,550円を減じる理由は、下肢装具（硬性）にはベルトの価格が支持部に含まれていることから、購入または修理において、支持部の製作要素価格が含まれる場合はベルト1本の価格に相当する1,550円を減じるものとしたものであり、T・Yストラップのみの修理（交換）の場合は1,550円を減じることなく、5,350円で算定して差し支えない。

(装具（レディメイド） 基準額算定)

Q5 装具（レディメイド）について、装具（レディメイド）の本体上限価格が設定されていないが、既製品の治療用装具としてリスト化されている場合は、治療用装具の基準価格を使用することは可能か。

A 可能である。ただし、装具（レディメイド）の本体上限価格が新たに設定された場合は、装具（レディメイド）の価格で算定することとし、装具（レディメイド）本体上限価格及び治療用装具基準価格のいずれで算定する場合においても、装具（レディメイド）の基本価格（2500円）を合算したものを基準額とされたい。なお、装具（レディメイド）として支給できるものは、原則として、厚生労働省が価格等について承認している、装具（レディメイド）及び既

製品の治療用装具のリストに掲載されているもののみとされたい。

(装具（レディメイド） 判定の簡略化)

Q6 装具（レディメイド）について、同じ装具を継続して購入する場合、判定を簡略化して問題ないか。

A 装具（レディメイド）の購入にあたり、全く同じ装具を使用中で、適合に問題がないことが確認できた場合は、判定を簡略化して差し支えない。

(車椅子・電動車椅子 クッション)

Q7 市販品クッションの算定について、完成用部品と同等の機能が認められなくても、カタログ価格で算定することは可能か。

A 市販品クッションについて、完成用部品と同等の機能が認められない場合でも、必要と認められる場合はカタログ価格で算定して差し支えない。なお、市販品クッションを購入する場合は、同等機能を有する安価なものがないか、比較検討することとされたい。

(車椅子・電動車椅子 クッションの滑り止め加工)

Q8 車椅子の市販クッションに滑り止め加工を施す場合は、オーダーメイドとして算定すべきか。

A オーダーメイドによる製作要素価格ではなく、カタログ価格で算定されたい。補装具製作事業者がオーダーメイドで製作するもの

を除き、市販されているクッションについては、カタログ価格を上限価格とし、市販品に加工を施す場合は、カタログ価格に製作要素価格又は修理価格を加算して差し支えない。

(本体価格 電動車椅子（簡易形）)

Q9 電動車椅子（簡易形）の本体価格については、1の(6)の車椅子の価格を加えることができることとなっているが、ハンドリムがステンレスの場合に構造部品加算を算定することは可能か。

A 電動車椅子（簡易形）の本体価格には、駆動装置付き駆動輪（ステンレスハンドリム付き）の価格が含まれているため、1の(6)の構造部品加算は算定しないようにされたい。なお、1の(6)の車椅子及び電動車椅子（簡易形）に重複して算定することになる駆動輪の価格は、車椅子への駆動ユニット取付作業の技術料に相当するため、控除することができないようにされたい。

本書に使用した画像には、公益財団法人テクノエイド協会様の承諾のもと、補装具費支給事務ガイドブックより転載させていただいたものが含まれています。



発行：令和6年9月

発行者：福島県障がい者総合福祉センター

連絡先：〒960-8670

福島県福島市杉妻町2-16 福島県庁北庁舎1階

☎ 024-521-2824

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21700a/>